

# 第1回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成24年第1回幕別町議会定例会  
(平成24年3月1日 13時30分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
7 藤原 孟            8 乾 邦廣            9 牧野 茂敏
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成23年度幕別町一般会計補正予算第6号）
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 議案第1号 平成24年度幕別町一般会計予算
- 日程第7 議案第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第13 議案第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第9号 平成24年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第11号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第12号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第13号 平成23年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第14号 平成23年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第15号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第16号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第17号 平成23年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第18号 平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第19号 幕別町庁舎建設基金条例
- 日程第25 議案第20号 幕別町発達支援センター条例
- 日程第26 議案第24号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第27号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第28号 幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第29 陳情第1号 平成24年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書
- 日程第30 陳情第2号 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第31 陳情第3号 「政党助成制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第32 陳情第4号 学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書

# 会議録

平成24年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年3月1日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月1日 13時30分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥  
11 芳滝 仁      12 田口廣之    13 前川雅志    14 成田年雄      15 中橋友子  
16 野原恵子      17 増田武夫      18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代 表 監 査 委 員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 菅 好弘  
企 画 室 長 堂前芳昭      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 古川耕一      札 内 支 所 長 飛田 栄  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
企 画 室 参 事 伊藤博明      地 域 振 興 課 長 佐藤和良  
糠内出張所長 湯佐茂雄      土 木 課 長 角田和彦  
町 民 課 長 川瀬俊彦      保 健 課 長 境谷美智子
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野 茂敏

# 議事の経過

(平成24年3月1日 13:30 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成24年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書及び同法第199条第9項の規定による定期監査報告書が議長あてに提出されていますので、お手元に配付してあります。  
次に、去る2月22日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成24年度事業計画が決定いたしましたので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。  
これで諸般の報告を終わります。

## [行政執行方針]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。  
岡田町長。  
○町長（岡田和夫） 平成24年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力をお願い申し上げます。  
私は、昨年4月の選挙におきまして多くの町民の皆さんから温かいご支援を賜り、4期目の当選をさせていただきました。  
平成11年に幕別町長に就任して以来、私は常に町政の主役は町民であり、町民目線を忘れることなく、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民とともに考え、行動する町政の展開に努めてまいりました。  
今なお、我が国は、さきの世界的な金融危機に端を発した厳しい経済状況のもとに置かれていることに加えて、東日本大震災からの復興を大きく加速させようと、国と地方が一丸となって立ち向かっていかなければならない局面に立たされていると言っても過言ではありません。

社会が大きくなっている中にある今こそ、町民各層の声に真摯に耳を傾け、町民の皆様のまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめて、「まくべつの躍進」に向け全力を尽くしてまいらなければならないものと思いを強くしているところであります。

初めに、町政に臨む私の基本姿勢について申し上げます。

平成18年2月6日の新町誕生から7年目を迎えました。

「住民の融和、新町の一体感の醸成、並びに新町全体の均衡ある発展」という新町建設の理念のもと、それぞれの地域の力を高め、地域の特性を生かしつつ調和のとれた「新しくたくましい幕別町づくり」に向け、次の四つを基本として町政を進めてまいりたいと考えております。

その第1は、「安心・安全」な地域社会の実現であります。

世界最速の超高齢化が進む中、今、「社会保障と税の一体改革」や環太平洋経済連携協定への交渉参加に向けての取り組みなど、私たちの日々の暮らしはもとより、本町の産業構造や雇用の根幹にかかわる大きな政策転換が国において論議されております。

このように時代の潮流が大きく変化しようとしている今、将来に向け着実な歩みを継続していくためには、町民の皆さんの不安を払拭できるよう、景気・経済の回復と安心できる暮らしを確保していかなければなりません。

このため、本町の基幹産業である農業の体質強化を図り、足腰の強い経済基盤の構築に努めるとともに、子育て支援や地域福祉の充実、生活交通の確保など、安心・安全な地域づくりに取り組んでまいります。

第2は、「公正・公平」な行政運営の推進であります。

一人でも多くの方々が、この町に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと感じていただくことができるよう、行政の各分野でしっかりと町民ニーズを把握し、限りある財源を最も効果的に活用し、施策の選択と集中によって、将来に向けて持続的に発展できるよう町政を進めてまいります。

そのためにも、常に町民の側に軸足を置いて物事を考え、現場に出向いて、町民の方々から生の声を聞くことにより現状をしっかりと把握し、公平・中立な立場で有効適切な判断の上、スピード感を持って解決に当たってまいります。

第3は、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現であります。

本町は、2万7,500人を超え、本町地区、札内地区、糠内地区、忠類地区の大きく四つの市街地と広大な農村地区を有する、人口も行政区域も大きな町であります。

そこには、長年培われてきた地域的な特性もあれば、価値観など、さまざまな態様を持つ幅広い年代の人々が生活をされております。

地域の主役となる町民一人一人が町に愛着を感じることができるよう、「一体感の醸成」に努めるとともに、町全体の「均衡ある発展」を推進してまいります。

第4は、「協働のまちづくり」の推進であります。

「協働のまちづくり」の推進は、「公正で公平な行政」の実現とともに、私の変わらぬ政治姿勢であり、これまでも多くの町民の方々にさまざまな形で積極的な参加をいただいております。

今後も、多様化・高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確にこたえていくため、町民の方々と職員とが顔の見えるところで対話し、課題解決に向けてお互いに知恵を出し合い、協力することにより、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地方財政対策について申し上げます。

国は、「平成24年度予算編成の基本方針」において、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むという方針を打ち出しました。

このような考えのもと、地方財政対策につきましては、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を、前年度と実質的に同水準となるよう確保することを基本として対応されたところであります。

次に、本町の新年度予算の概要について申し上げます。

多様化する住民要望にこたえるため、生活関連の社会資本整備や農業・商業などの産業振興、また保健福祉の充実や定住対策、教育環境整備など、限られた財源の中できめ細かな予算編成に努め、一般会計予算の総額は131億7,391万2,000円で、前年度の6月補正後と比較して3.9%の減となったものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など7会計と公営企業である水道事業会計を合わせた8会計の総額は83億2,173万4,000円で、前年度6月補正後と比較いたしますと、介護や医療の給付費の増に伴い、6.5%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費につきましては、総額では14億2,780万6,000円で、前年6月補正後と比較いたしますと、18.6%の減となっております。

一方、非投資的経費では、人件費で約8,600万円、4.2%、公債費で約1億6,200万円、6.7%と、前年度に比べ、大きく減額となっております。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。

町税につきましては、固定資産税において、主に評価替えによる家屋分の減収が見込まれるものの、個人住民税が制度改正により増額見込みのため、町税全体では0.4%の増で計上したところであります。

普通交付税につきましては、国の地方財政対策などをベースに推計したものに、地域総合整備事業債などの特殊要素を加味し、前年度交付決定額より3.1%の減で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、過去に交付税措置された起債の償還財源として減債基金から1,023万3,000円を、一般財源の不足分として財政調整基金から2億5,000万円を計上いたしました。

また、町債につきましては、臨時財政対策債に5億5,000万円を、普通建設事業債に約5億9,000万円を、過疎債のソフト事業分に約4,000万円を、総額11億7,800万円を計上いたしましたが、後年次の財政運営に支障を来たすことのないよう、起債借入額の抑制に努めたところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第5期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

昨今の地域社会への帰属意識の低下は、全国的な潮流と言われておりますが、東日本大震災を経験した今こそ、近隣住民の結びつきの回復が強く求められていると考えております。

今年度におきましては、地域の方々の活動拠点である札内福祉センターの耐震診断を実施するとともに、忠類コミュニティセンター耐震化工事などを手がけ、コミュニティ活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、今年度からは交付金の申請手続の簡素化を図るとともに、地域での防災活動を促進するため、防災計画の策定に係る交付率を3分の2から全額補助に引き上げることいたしました。

また、忠類地域活性化計画に基づき、忠類地域の住民や関係団体などの連携組織である「忠類魅力づくり会議」が取り込まれる観光マップ作成などへの財政支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

行政が保有する情報をわかりやすく伝えていくことは、住民参加のまちづくりを進めていく上で重要であると認識いたしております。

今年度におきましても、親しまれる広報誌づくりと一層の読者参加に努めるとともに、ホームページを全面的にリニューアルし、優しくわかりやすい行政の推進に取り組んでまいります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

本町では、効率的な行政システムの確立を図る観点から、各種事務事業の見直し等に取り組んでき

たところでありますが、本年3月に、平成18年度に定めた第3次行革大綱の後期5カ年（平成23年度から平成27年度）の推進計画の一部を見直すことといたしております。

今回の見直しの大きな柱といたしましては、今後、定年退職者が大幅に増加いたしますことから、住民サービスの向上を目的に、平成27年度までの退職者数の状況に合わせながら、職員数の適正化と組織機構の改編を随時図っていかうとするものであります。

また、本年2月からは、札内支所の事務所スペースの一部を改修し、窓口の増設と証明書発行の専用窓口を設置いたしました。年度末・年度初めの時間延長や閉庁日の臨時窓口を開設するとともに、今年度から毎週水曜日の窓口を午後7時まで延長することとし、混雑の緩和と待ち時間の短縮など、札内支所来庁者の利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

現在、「オール十勝」で取り組んでおります定住自立圏や北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区を初め、実施に向け協議を継続しております消防広域化のほか、今後におきましても、十勝圏域に暮らす住民サービスの向上の観点などから、さまざまな広域連携の可能性を研究し、実現に向け取り組みを進めてまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

急速な少子高齢化が進展する中、人口の流出が続いている幕別本町市街と忠類市街におきましては、地域を支える担い手が不足し、集落機能の低下や経済活動の停滞を招きかねず、ひいては地域活力の衰退につながるおそれがありますことから、今年度から3年間にわたりまして積極的な定住対策を展開してまいることといたしました。

幕別本町市街と忠類市街において住宅を建設または購入し、定住する方に対し、定住促進住宅建設費補助金を交付することを柱に、忠類地域においては民間賃貸住宅の建設費に補助を行うとともに、旭町地区においては地域密着型の小規模特別養護老人ホームの建設を促進するなど、有効な手だてを講じることにより、新たな活力を呼び込み、地域の元気づくりに取り組んでまいります。

また、札内地区においては、民間事業者により施工されます住宅地造成事業に対しまして、町として道路整備などへの負担を行い、住宅地整備を支援してまいります。

次に、基本目標の第2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く環境は、農業生産資材の高止まりが農業経営に大きな影響を及ぼしており、また国際農業情勢におきましても、日豪EPA交渉の再開あるいはTPP交渉についても、関係各国との事前協議が本格化するなど、厳しい状況が続いているものと認識いたしております。

こうした状況の中にあつて、本町におきましては、ふるさと土づくり支援事業を引き続き実施するとともに、戸別所得補償制度について、幕別町農業再生協議会を中心に農協等関係機関と連携を図りながら、的確な事業推進に努めてまいります。

さらに、継続的で力強い幕別町農業の実現のために、長期的展望に立った担い手や農地に関する「幕別町人・農地プラン」を新たに策定し、新規就農者を含めた担い手の経営安定化対策や効率的な農地集積を促進してまいります。

次に、財団法人幕別町農業振興公社につきましては、本年4月1日からは公益財団法人へと移行いたしますが、引き続きまくべつ農村アカデミーや農地流動化事業を初め、グリーンパートナー事業連絡会議を中心に、農業後継者の配偶者対策につきましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣対策につきましては、猟友会幕別部会の協力をいただき、銃による駆除を引き続き実施するとともに、わなによる捕獲を一層強化・拡大し、町内一丸となって農作物被害の軽減を図ってまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。道営草地整備事業と粗飼料生産基盤向上対策事業により、飼料自給率の向上に向けた取り組みを支援するとともに、雌雄判別精液購入助成事業、優良和

牛繁殖雌牛保留対策事業などの畜産振興対策を引き続き実施し、より安定的な畜産経営の確立を図ってまいります。

次に、土地改良事業であります。道営事業では、畑総事業として新規1地区を加えた4地区、経営体事業が1地区、草地整備事業が2地区、合わせまして7地区、加えて団体営事業として1地区を継続して実施してまいります。

また、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、今年度、西幕別地区の2地区が新たに加わり、14活動組織、約1万4,700ヘクタールの農地保全に取り組む予定となっております。

次に、林業の振興についてであります。

森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる必要性から、町有林の整備はもとより、国や北海道あるいは森林組合と連携を図りながら、公費造林推進事業や除間伐推進事業などを引き続き実施し、民有林の振興に努めてまいります。

また、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の取り組みとして、本年2月に策定いたしました「幕別町地域材利用推進方針」に基づき、公共施設整備に係る地域材の利活用に努めるとともに、まくべつ元気の森植樹事業を継続実施し、森林が持つ機能や効果について理解促進を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工会との連携を図りながら、経営改善普及事業を初め、プレミアム商品券発行事業などの活性化事業に対し必要な支援を行うとともに、引き続き中心市街地商店街空店舗対策事業や住宅新築リフォーム助成事業などを実施することにより、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、小口資金や貸付枠を拡大した運転資金の活用促進などにより、商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、創業資金も含めた融資に係る保証料助成や利子補給を行ってまいります。

次に、企業誘致対策についてであります。

昨年来、メガソーラー発電事業者をターゲットに誘致活動に取り組んでまいりましたが、去る2月22日に、国際航業ホールディングス株式会社と幕別町土地開発公社との間で、リバーサイド幕別工業団地に立地する旨の基本合意書が締結されたところであります。

今後も、北海道や金融機関などの協力を得ながら、昨年、大幅に拡充いたしました優遇制度のPRに努めるとともに、「帯広十勝地域産業活性化協議会」の一員として、十勝の特性を活かした産業の集積と企業誘致に取り組んでまいります。

次に、雇用対策についてであります。

国の緊急雇用創出推進事業を活用した雇用対策のほか、単独事業といたしまして、未就職の新卒者対策として、民間事業所における実践的職場体験研修事業を、季節労働者対策として、市街地通学路の除雪、主要道路の清掃や町道支障木伐採業務を実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

観光を取り巻く環境は、昨年10月の道東自動車道全線開通により観光客の増加が見込まれておりますことや、道内外の中学校、高等学校において、農村生活、農作業体験を取り入れた修学旅行のニーズが高まっているところであります。

今年度におきましては、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、幕別の魅力発信に努めるとともに、体験型・滞在型観光の構築に向け、道央圏からのモニターツアーや旅行会社へのPRなど、観光プロモーション活動を積極的に展開してまいります。

さらに、農家民泊による生活体験を中心とした修学旅行生につきましても、農家の方々のご理解を得まして、受け入れに取り組んでまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

初めに、子育て支援について申し上げます。

札幌南保育所の民営化についてであります。

国が提唱している「幼保一体化」による「総合こども園」を中心施策とする「子ども・子育て新システム」の最終報告が本年1月に国から示されましたことから、これを受け、町として民営化に向けた保護者や住民の方々への説明会を行うなど、その作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、学童保育所についてであります。保護者アンケートの結果をもとに、今年度から平日及び小学校の長期休業期間などの保育時間を延長し、利便性の向上に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

本年3月に策定いたします「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012」に基づき、高齢者の方々が住みなれた家庭や地域において安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備に努めるとともに、要支援・要介護状態とならないための介護予防事業を継続実施し、地域ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

近年、発達障害を抱え、生きづらさを感じる子供たちが多くなってまいりました。

一人一人が持つ課題に対してさまざまな分野で連携し、対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を築き、自立や社会参加を可能にすることが求められております。

障害者を早期に発見し、適切な支援を行うため、今年度から保健福祉センター内に発達支援センターを設置し、発達障害を抱える子供たちの療育などについて保護者からの相談に応じ、適切な支援に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

敬老会につきましては、昨年9月から廃止を含めた見直しについて検討を重ねるとともに、公区長会議や老人クラブ連合会研修会などで、現状と今後のあり方につきましてご相談をさせていただいてまいりました。これらを経て、これまでの町主催による敬老会の廃止につきましては、ご理解をいただいたものと判断をさせていただいたところであります。

今年度からは、町主催による敬老会にかえ、「地域敬老行事開催奨励金」制度を設け、敬老事業が開催される公区に対しまして支援に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

本年3月に策定いたします第5期計画では、介護を必要とする方々の増加に適切かつ柔軟に対応していくため、一定の施設整備と介護予防を重視したサービスの充実を盛り込んだところであります。

介護給付費の増加に伴い、被保険者の方々には保険料負担の増額をいただくこととなりますが、今年度からは所得に応じた保険料の負担区分を9段階11区分に細分化するとともに、保険料の納期を8期にふやすなどにより、負担の軽減を図ってまいります。

健康を支えるためには食生活が基本であり、そのためには歯の健康が重要となります。

本町の児童生徒は、虫歯保有率が高い状態にありますことから、今年度から保育所と幼稚園で弗化物洗口を行い、虫歯を予防し、将来にわたって健全な食生活を送れる健康づくりを進めてまいります。

十勝圏全体の住民サービスの向上と市町村の財政健全化の観点から検討いたしております「消防の広域化」につきましては、今年度、消防救急無線のデジタル化に関し、電波伝搬調査を含む基本設計に着手いたしますが、広域化の時期を消防救急無線のデジタル化の期限とされており平成28年を新たな目途と定め、引き続き19市町村で合意形成に向け協議してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

昨年の東日本大震災を受け、幕別町地域防災計画が適正かつ的確で有効性が十分であるのかを含め、防災のあり方について検討を行っておりますが、国や北海道との整合性を図りながら、計画の見直しを進めてまいります。

今年度におきましては、福祉避難所に指定しておりますコミュニティセンターなどに防災備品を整備するとともに、協働のまちづくり支援事業の中の、防災計画策定に係る交付率を3分の2から全額補助に引き上げ、地域における自主防災組織の育成に取り組んでまいります。



次に、地域公共交通システムの検討について申し上げます。

今後の地域社会にあって生活交通手段の確保は大きな課題であり、本年1月に、その協議機関として交通事業者や住民の代表等で組織する「地域公共交通確保対策協議会」を設立いたしましたところであります。

今年度におきましては、7月と11月に幕別市街と札内市街においてコミュニティバスの試験運行を実施するほか、利用者ニーズ調査などの実態調査を実施し、平成25年度の本運行に向け適否を判断してまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

未来を担う子供たちは、本町の次の時代を担う大きな希望であり、かけがえのない財産であります。

子供の心身の成長と学力の向上を目指して、学校施設の整備を初め、健やかに成長できる教育環境の整備に取り組んでまいります。

喜ばしいことに、本年7月には、昨年来要望をいたしておりました日本ハムファイターズのイースタン・リーグ公式戦が本町で開催される運びとなりました。これを機会に、子供どもたちが間近で見る「本物」の迫力を体験し、スポーツに一層の興味・関心を抱いてくれればと願っているところであります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

初めに、環境衛生の推進についてであります。

今年度からは、生活から排出されるごみの量が少ない単身者や高齢者世帯から要望が寄せられておりました「5リットル用ごみ袋」を導入し、町民の方々の利便性の向上に努めてまいります。

次に、道路・交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、中札内―更別間6.5キロメートルの工事が本年度中に完了し、供用開始される見込みであります。更別以南の大樹までの区間におきましても、昨年12月から忠類公親地区の盛り土工事が開始されており、平成26年度の供用開始に向け整備が進められると伺っているところであります。

次に、道道整備についてであります。幕別大樹線の幕別跨線橋から糠内方面に向かいます軍岡地区0.6キロメートルの歩道整備につきましては、来年度以降の工事着手に向けて、今年度は用地買収を進めるとともに、忠類地域の生花大樹線の整備につきましては、今年度で全線完了となると伺っているところであります。

次に、町道の整備についてであります。

今年度は、幕別地域で15路線、忠類地域で1路線の整備を予定しておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

道営住宅につきましては、平成19年度から進められておりました「あかしや南団地」の全面的改善工事が、昨年をもってすべて終了いたしました。

一方、町営住宅につきましては、平成21年度から桂町東団地と忠類白銀町団地の全面的改善事業を進めており、これまでそれぞれの団地において2棟8戸の改善工事を終え、今年度は引き続き、桂町東団地で2棟8戸、忠類白銀町団地で1棟4戸の全面的改善工事を行うこととしているところであります。

次に、(仮称)札内あおば団地の一体的整備についてであります。

今年度以降、北海道によりまして道営住宅4棟20戸の整備が予定されておりますが、今年度は整備予定地の調査、設計のほか、支障物の撤去、上下水道管の設置等を予定しているところであります。

次に、公園整備について申し上げます。

公園事業といたしましては、平成21年度に策定いたしました幕別町公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めておりますが、今年度は12カ所の街区公園の遊具等の改築

更新工事を予定しております。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、今年度、配水管の新設4路線の整備を予定しているほか、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽管の耐震化などのライフライン強化等事業基本計画の策定を行い、今後の財政収支を把握し、将来的な経営の健全化を図ってまいりたいと考えております。

また、簡易水道事業におきましては、幕別簡水の明倫配水池の増設等の事業を進めるほか、各地区の安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、忠類地域における水道料金の格差是正についてであります。

旧忠類村におきましては、水道事業が実施された当時、全域を給水する水量が確保できなかったため、不足分を大樹町と更別村から給水を受けてまいりました。

農村部においては複数の水道利用組合が設立され、その料金体系も異なっておりましたが、忠類西部地区に続き、昨年、忠類東部地区の整備も終えましたことから、両町村から給水を受けている39世帯に対しまして、本町の水道料金との差額の助成に取り組んでまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度の事業といたしましては、長寿命化計画に基づき、幕別浄化センターの受変電設備と汚水ポンプ施設の更新のほか、汚水管1路線、雨水管1路線の新設整備を予定いたしております。

次に、土地利用について申し上げます。

現在、桂町の2地区で宅地分譲を目的とする開発行為の申請があり、みずほ立体交差の東側の「桂町東地区」では面積約0.8ヘクタール、25区画と、札内南4線踏切の南側、「桂町西地区」では面積約3.4ヘクタール、78区画の造成が進められておりますが、安全快適な道路整備を推進する観点から、応分の負担を行ってまいりたいと考えております。

最後に、役場庁舎の建設について申し上げます。

昨年6月に新庁舎建設の基本的な考え方を取りまとめ、「新庁舎建設基本方針(案)」として皆さまにお示しをし、議会におきましてもご論議をいただいているところであります。

加えて、その内容を町民の皆さんへ広報誌でお知らせするとともに、町内6カ所において住民説明会を開催し、さまざまなご意見・ご要望をいただき、また2月には住民の方々からの意見募集を行ったところであります。

今後におきましては、お寄せいただいたご意見等を集約し、皆さまにお知らせするとともに、議会並びに住民の方々のご理解を得て新庁舎建設基本構想の策定を行い、基本設計の着手に向け進めてまいりたいと考えております。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

今、時代は、震災復興、TPP交渉や社会保障と税の一体改革など、国民の痛みと負担を伴う大変重い課題を初め、停滞する景気や雇用の改善など、私たちの前には大きな困難が立ちはだかつております。

私たちの先人たちも、幾多の困難を乗り越えてきたからこそ今の私たちがあるということを心に刻み、私たち自身も、次代を担う子供たちの未来のために責任を果たしていかなければならないと思っております。

私は、私が生まれ育ったこの美しい自然に恵まれた幕別町を、私の愛する郷土、幕別町を未来に引き継いでいくという責任を果たしていかなければなりません。

先行きが不透明で、町政のかじ取りが難しい時期にはありますが、勇気を持って施策を進め、住んでよかったと思われるまちづくりに向けて、職員と一丸となって全力を尽くす決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出ありますので、これを許します。

沖田教育委員長。

○教育委員長（沖田道子） 平成 24 年第 1 回幕別町議会定例会の開会に当たり、平成 24 年度の教育行政執行方針について申し上げます。

現在の日本社会は物質的には豊かになったものの、心や精神的な面での豊かさにはまだまだ問題があると言われており、少年犯罪の発生状況を見ましても、平成 23 年の 1 年間に刑法犯での検挙数は 7 万 7,000 人を超え、前年に比べ減少したものの、心が痛むような出来事も数多く報道され、大変憂慮される問題となっております。

この問題の根底には、家庭や地域における教育力の低下や子供の学力低下、さらには不登校や校内暴力の増加、教師の指導力不足など、多くの問題点が影響していると言われております。

このような中、小学校においては、新学習指導要領の実施が既に平成 23 年度から、中学校においては今年度からの全面実施となりますが、変化の激しい社会を生きるためにも、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育てることが、さまざまな問題を抱える社会の中にあってもぶれることなく、果敢に立ち向かっていく人間をはぐくむことにつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、これまで進めてまいりました家庭と地域、学校、行政が連携して取り組んできました姿勢を変えることなく、今後も信頼される学校づくりに努めてまいります。

また、生涯学習の面においては、学校外での学びの場をいかに作り出していかかが教育における課題の一つとなっておりますことから、「第 5 期幕別町総合計画」の基本目標や、「第 4 次幕別町生涯学習中期計画」の生涯学習の理念に基づき、町民ニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上に努めてまいります。

以下、「第 5 期幕別町総合計画」の基本目標の第 4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、新年度の主な施策について申し上げます。

初めに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

昨年発生した東日本大震災は、私たち日本人の心にかつてないほどの大きな痛みを残しましたが、震災にあった人々が後ろを振り向くことなく、助け合いながら復興に努力する姿を見て、「人と人の絆」の大切さ、「人としてのあり方」が改めて見直された年ともなりました。

教育委員会としましては、生涯学習の原点である「ひとづくりはまちづくり」を強く意識し、関係団体や地域との連携・協力を図りながら、百年記念ホールや忠類コミュニティセンターなどで開催しております各種事業の充実にも今後努めてまいります。

南幕別地域における生涯学習の拠点施設であります糠内公民館は、昨年より地域の方々の要望をお聞きしながら、現在、改修中であり、完成後にはこれまで以上に多くの方々が利用していただけるものと期待しております。

また、昨年 4 月にオープンいたしました幕別町集団研修施設「こまはた」につきましては、現在、利用人数は 2,400 人を超え、当初計画を 2 割ほど上回る利用をいただいております。今後も、さらなる施設の周知と事業の充実を行い、利用者の増加を図ってまいります。

図書館につきましては、昨年度に引き続き学校図書館と連携し、子供の読書環境の充実に向けた方策を展開するとともに、貴重な郷土資料を将来にわたり保存していくため、傷みが進む印刷物などのデジタル化に取り組んでまいります。

また、本年度の新たな取り組みとして、自然や命をいとおしむ心、言葉の力を高めることを目的に、「いのちの写真詩」「いのちの写真絵本」をつくるワークショップを実施します。

二つ目は、健やかな子供を育てる学校教育の推進についてであります。

初めに、幼児教育の充実についてであります。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであります。このため、幼稚園教育においても、よりよい教育環境の創造に努め、家庭との連携を図りながら、生活や学習における基礎を育成し、「生きる力」をはぐくんでまいります。

本年度におきましても、異年齢保育、満 3 歳児入園、預かり保育、幼児教育相談を通じて思いやり

の心や社会の決まりを守ろうとする気持ち、感動する心、健やかな体の育成に努めてまいります。

また、特別な支援を要する園児への対応の充実を図るとともに、小学校への入学後の指導や支援が円滑に行われるよう、保育所や小学校との交流・連携を図ってまいります。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

今日、子供たちの学力や体力・運動能力の低下、規範意識や倫理観の欠如、問題行動への対応など、多くの教育課題が指摘されております。

このような中、本町においては、「子どもをまん中に 家庭・地域・学校が一つに」を合言葉に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた力、「生きる力」をはぐくむという理念のもと、個に応じた学びの場を創造し、基礎的、基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力をはぐくむ教育活動を展開しているところであります。

今後も、家庭や地域、校長を初め教職員とのさらなる連携や、教育への熱い思いをしっかりと受けとめ、教育環境の整備や可能な限りの支援を通して、質の高い教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

新学習指導要領への対応についてであります。先ほども述べましたように、小学校においては既に昨年度から、中学校においては本年4月から、新学習指導要領が全面実施となります。

調和のとれた教育課程の編成・実施や指導計画の作成など、専門的事項の指導を行う学校教育推進員を継続して配置するとともに、必要な教材や備品の整備を進め、新たな教育活動への円滑な移行を支えてまいります。

学力の面では、基礎・基本的な学力の確実な習得を図るため、退職教員等外部人材の活用をする中で、個の学びに応じたきめ細かな指導の充実やチーム・ティーチングや習熟度別指導など、学習方法の工夫改善により、確かな学力の向上に努めてまいります。

また、睡眠時間や朝食の摂取などの生活習慣が学習内容の定着と相関関係が見られますことから、「早寝、早起き、朝ごはん」など、望ましい基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けて積極的に情報を提供するなど、家庭、学校が一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、特別支援教育についてであります。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級において特別な配慮を必要とする児童生徒は、年々増加傾向にあります。

特別な支援を必要とする子供たち一人一人の実態と教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な支援が求められておりますことから、特別支援教育支援員を増員するとともに、学校間や幼稚園・保育所、関係機関との連携を深めながら、より一層充実した特別支援教育を推進してまいります。

次に、いじめや不登校などの対策についてであります。

本町においても、いじめや不登校は依然として大きな教育課題であり、人を思いやる心やかけがえない命を大切にすることを身につけ、ともに支え合いながら行動できる児童生徒を育成するとともに、問題行動の未然防止、早期対応に努めることが重要と考えております。

特にいじめは、児童生徒の心と体に大きな影響を及ぼすばかりでなく、教育の根幹にかかわる重大な問題でありますので、その根絶に向け、町の独自事業として配置しております「子どもサポーター」の活動の充実を図るとともに、北海道が実施する「スクール・カウンセラー」を初め、学校、関係機関との連携を深め、個別相談・面談の促進や早期対応に努めてまいります。

また、不登校問題についても、子どもサポーター、学校、保護者の連携のもと、「まっく・ざ・まっく」を活用した学校復帰の取り組みを進めてまいります。

次に、学校給食についてであります。

「地産地消」の推進は、健康で豊かな食生活の実現や環境負荷の軽減、郷土への関心、さらには地域の産業について学ぶ教育的効果や地域経済の活性化などにもつながるものであります。

給食センターで使用するジャガイモは、既に町内3農協のご協力をいただき、すべて町内産として

おりますが、平成 23 年 10 月からはタマネギも半年間ではありますが、町内産としているところがあります。

時期によっては道内産や国内産の野菜を使用する場合がありますが、できる限り幕別産野菜の使用に努めてまいります。

また、昨年、道内の給食センターで食中毒が発生する事件があり、衛生管理の徹底が従来にも増して求められております。

更新した「衛生管理マニュアル」に基づき、安心・安全な給食の提供に一層努めてまいります。

次に、教育環境の整備についてであります。

子供たちの安全・安心を確保し、快適に学校生活を送れるよう、引き続き学校施設の整備充実に努めてまいります。

本年度は、児童数の増加が続いている札内南小学校の校舎増築を行い、普通教室を確保するとともに、校内に分散している特別支援学級を集約するなど、教育環境の整備を図ってまいります。

また、書棚の固定など、非構造物の耐震化を 3 年計画で進めるとともに、引き続き小学校の遊具の更新、教員住宅の改修などにより、教育環境の整備に努めてまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

中札内高等養護学校の分校・分教室の幕別高校への設置につきましては、本年度に改修工事が実施され、6 月ごろには学科についても決定されると伺っております。

平成 25 年 4 月の開校に向けて、北海道教育委員会との連携を図り、地域の期待にこたえてまいります。

また、幕別高校や江陵高校につきましては、今後も振興会等への支援を継続するとともに、将来を見据えたあり方についても準備を進めてまいります。

次に、通学区域の弾力化について申し上げます。

本町においては、札内地区において一部、通学区域の弾力化を実施しておりますが、全町的には少子化により児童生徒が減少となる反面、地域によっては住宅の建設に伴い児童生徒数が増加するところもあり、将来的には学校間に相当数の児童生徒数の差が生じることが予測されております。

一定規模の児童生徒数による集団活動を通しての社会性・協調性・自立性の確保や安全な通学路・通学距離の観点、学校経営や学校規模の観点など、さまざまな角度から保護者や関係者のご意見を伺いながら、札内地区の通学区域のあり方について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

本町では、毎月 19 日を「まくべつ教育の日」として位置づけ、家庭、地域、学校が一つになって子供たちを見守り、はぐくんでいく取り組みを進めてまいりました。

今後も、学校運営協議会を初め、保護者、地域の方々のご協力をいただきながら、地域に信頼される学校づくりを進めてまいります。

また、子供たちの教育に直接携わる教職員には、高い倫理観と使命感が求められており、不祥事の根絶に向け、服務規律の確保、法令の遵守など、機会あるごとに強く指導するとともに、校内研修や各種研修会への参加などを通して教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。

三つ目は、青少年の健全育成の推進についてであります。

社会環境や価値観の多様化によって、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、凶悪犯罪、いじめ、不登校、引きこもりなど、青少年をめぐる問題はより複雑な状況にあります。

これら問題を解決するためには、迅速かつ効率的な対応が求められておりますことから、このたび幕別町青少年問題協議会を発展的に解消し、幕別町児童生徒健全育成推進委員会にその機能を担っていただくことといたしました。

また、「交通安全見回り隊」などの学校支援地域本部事業の充実や地域子ども会との連携を図り、地域で子供を守り、育てるという体制づくりを進めてまいります。

四つ目は、優れた芸術・文化活動の推進についてであります。

優れた芸術・文化の鑑賞や創作活動は、人生に潤いをもたらし、精神的な豊かさを生み出し、「ひとづくり、まちづくり」にも大きな役割を果たすものと考えております。

指定管理者による運営となってから5年目を迎えます百年記念ホールは、これまで積極的に事業を展開されており、幕別町はもとより、十勝を代表する文化の拠点施設となっております。

本年度が指定管理の最終年でありますので、これまでの事業活動を評価し、第2期の契約に向けた準備をしております。

また、今後も文化協会や町民芸術劇場と連携・協力し、芸能発表会や芸術鑑賞会の開催など、芸術活動の充実を図っております。

五つ目は、歴史的文化の継承についてであります。

幕別町に特有の自然環境や歴史的背景の中で培われた歴史資料や文化財は、先人が代々私たちに残してくれた貴重な財産であり、これら文化遺産を正しく理解し、継承していくことは大変重要なことでもあります。

このため、ふるさと館、蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かしながら、郷土の歴史、自然史を学ぶ場として活用を今後も進めてまいります。

特にナウマン象記念館については、施設等の改修を図り、より利用しやすく、充実した学習活動ができるよう整備するほか、糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会に対する活動支援も行うなどして、伝統文化の継承に努めます。

また、平成9年度から始まった歴史の散歩道事業は、これまで看板の設置やパンフレットの作成による周知を図ってきたところであり、平成20年度には忠類を加えて、現在、24カ所に看板を設置してきております。

本年度は、幕別特有の農作物の歴史に着目するなど、新たに歴史の散歩道をつくってまいりたいと考えております。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進についてであります。

スポーツ・レクリエーションは、自己啓発を含めた心の健康もはぐくむ大きな力を持っています。

町内の社会体育施設の整備や、体育連盟やスポーツ推進委員と協力しながら、総合型地域スポーツクラブの支援を図り、スポーツ団体組織の育成と指導者の養成にも努めてまいります。

ことし7月に開催されるロンドンオリンピックでは、再び、福島千里さんや山本幸平さんなど、幕別町出身のアスリートが活躍する姿を皆さんとともに期待し、応援したいと考えております。

また、同じ7月、日本ハムファイターズのイースタン・リーグ公式戦が本町で開催されることとなりました。

試合前日には、子供たちを対象とした野球教室も開催されますので、野球の上達を目指す子供たちには大きなプレゼントとなることと思います。

スポーツの振興にも寄与するこの公式戦を、町民一同で歓迎・応援したいと思っております。

以上、平成24年度の教育行政執行に当たっての基本方針を申し述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、本町から生まれ巣立つ子供たちを社会に送り出すため、「すべては子供たちのために」を合い言葉に、教育改革に一体となって取り組むとともに、生涯学習の一層の充実により、将来のまちづくりにつながる人づくりを前進させてまいりたいと思っております。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、所信といたします。

○議長（古川 稔） これで、行政執行方針は終わりました。

この際、14時50分まで休憩いたします。

14：35 休憩

14：50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[承認]

- 議長（古川 稔） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。  
専決処分の内容につきましては、平成23年度幕別町一般会計補正予算であり、平成24年1月23日付で行ったものであります。  
2ページをお開きいただきたいと思います。  
平成23年度幕別町一般会計補正予算（第6号）でございます。  
今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ139億1,141万1,000円と定めるものでございます。  
補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。  
それでは初めに、歳出からご説明を申し上げます。  
6ページをお開きいただきたいと思います。  
8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、4,000万円の追加でございます。  
細節5除排雪機械借上料につきましては、昨年12月4日の一斉出動以降、22日、23日の一斉除雪及び拡幅除雪等を実施したことに加えまして、1月23日の降雪による一斉除雪において現計予算に不足が生じるおそれがありましたことから、専決処分により補正予算を組んだところであります。  
1月23日分の執行予定額を除きますと、本補正予算により、今後における除雪2回分と幹線道路を中心とする排雪作業等、当面の降雪に対応しようとするものであります。  
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。  
次に、歳入であります。5ページにお戻りをいただきたいと思います。  
1款町税、1項町民税、1目個人、4,000万円の追加でございます。現年課税分の追加でございます。  
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり承認されました。  
日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきましてご説明させていただきます。  
本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告をいたしますとともに、承認を求めますのでございます。  
議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。  
専決処分第2号、長の専決処分の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成24

年2月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります、平成22年12月28日午前9時ごろ、幕別町が町道管理業務を委託している業者へ貸与している除雪車が、幕別町字依田126番地の2地先の町道において、除雪の路面整正作業中に歩行者を避けるため路肩に退避し、歩行者通過後に作業位置へ後退で戻ろうとした際、後方から来た車両と接触し、車両に物的損害及び運転手に頸椎捻挫、胸部打撲、腰部打撲を与える事故が発生したものでありまして、これに対する損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償額についてであります、222万6,343円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、帯広市に在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして支払う額は、車両修復費、治療費、休業補償費、通院費、慰謝料、その他文書料、合計222万6,343円とし、双方とも、これ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、この事故につきましては、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、除雪車を運転いたしておりました委託業者につきましては、故意または重大な過失はないと認めるところではありますが、今後、慎重な運転を心がけるとともに、安全運転の励行に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

成田議員。

○14番（成田年雄） これ誘導員なんか置かないのですか、除排雪に対して。そういった予算は出ていないのかな、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） こういう町道の作業につきましては、作業車の助手席に保安員としてもう一人乗るか、もしくは追尾パトロール車で追尾を、後ろについて注意を行うという、どちらかするような形で作業を行っております。

○14番（成田年雄） 安全対策上を言えば、誘導員、後ろか前か、機械に乗って安全対策を整えているというけれども、機械から余り見えないのではないかなと思うのだよな。だから、後ろでバックしてよけたのが、サイドを通ったのか通らないのかわからなくて事故なりましたとあって、これ業者の責任もあるし、役人の責任もあるのではないかなと思うのだけれども、どうですか、もう一回ちょっと見解を伺います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） この事故の場合につきましては、追尾パトロール車ということで後ろにパトロール車がついていたわけなのですけれども、通常30メートルから50メートル間隔をあけて後ろについているのですけれども、たまたまこの事故の場合については少し間があき過ぎていて、道路自体が、温泉北通といまして、日新線の吐月橋を渡ったところから悠湯館のほうに向かっていく道路なのですけれども、皆様ご存じのとおり、余り車幅が広くない道路でありまして、通常の作業中は後ろから抜くというようなことはできる状況ではなかったのですけれども、たまたま歩行者が来たものですから、作業車が左によけて停止をしたというようなことで、そのバックをするときにバックモニターは見たということで運転手は言っているのですけれども、たまたま死角に入って、それからパトロール車との間に入った車が、作業車が左にとまっていたものですから、これは抜けるということで抜きに行ったときの出会い頭の事故というような状況でございました。

○14番（成田年雄） これ前々から、何年も前から言おうかなと思っていたのだけれども、どうしても除排雪に対して誘導員が置かれていないところがたくさんあるのですよ。そして、いても何かどこを



見ているのかよくわからない人がたくさんいたり。

これこそ紙の世界では管理だ、安全だとか言っているけれども、実際現場に出たら、やっていない業者にしたら、何か見ているのか見ていないのかわからない職員がついていたり、これもう少し嚴重に注意して、二度とこういうことが起きないようにあれしなければいけないと思うのだけれども、どうですか、土木課長、もう一回。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 日ごろ、委託業務あるいは借り上げ車両については、常に冬期に入る前に運転手含めた指導なども含めた中でやっているのをございますけれども、今後ともそういう委託業者を含めまして、借り上げ車両含めまして、さらなる指導をしながら、誘導員の内容についても詰めて指導してまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

#### [一括質疑]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算から日程第14、議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

#### [付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第15、議案第10号から日程第23、議案第18号までの9議案については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第10号から日程第23、議案第18号までの9議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### [議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第15、議案第10号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題

といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 10 号、平成 23 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,755 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 141 億 2,896 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 繰越明許費」でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、忠類テレビ中継局放送機器整備工事 1,353 万 7,000 円を繰り越しするものであります。

本事業につきましては、昨年 11 月 7 日の民放テレビ（TVH）帯広中継局の開局に伴い、忠類中継局に放送機器を整備するものとして、12 月定例会において予算に追加したところでありますが、総務省の補助事業の採択が本年 2 月となったため、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、忠類地区道営草地整備事業負担金 920 万円及び幕別地区道営畜産担い手育成総合整備事業負担金 287 万 5,000 円を繰り越しするものであります。

いずれの事業につきましても、当初平成 23 年度施工の計画でありましたが、事業の一部について、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなったため、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、古舞道営畑総事業負担金 480 万円、明新道営畑総事業負担金 1,905 万 5,000 円を繰り越しするものでございます。

道営畑総事業として実施しております古舞地区及び明新地区につきましては、当初、平成 23 年度の要望額を大きく下回る事業配分となっておりましたが、受益者要望にこたえるべく、十勝管内他地区の余剰予算の配分、国の補正予算による不足分の配分を強く求めてきたところであります。

これに対し北海道では、他地区の余剰予算と国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなったため、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、8 款土木費、3 項都市計画費、都市公園遊具等改築工事 300 万円を繰り越しするものでございます。

本事業につきましては、国庫補助事業の一部凍結が解除されましたことを受け、3 公園分の遊具等の改築を追加としたところでありますが、工事が冬期間となり、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。

追加であります。3 件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

農業経営基盤強化資金に係る利子補給であります。平成 24 年度から平成 28 年度までの期間において、限度額 249 万 2,000 円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的、安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が 2 分の 1、北海道と町が 4 分の 1 ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、新農政推進対策資金に係る利子補給であります。平成 24 年度から平成 28 年度までの期間において、限度額 7 万 9,000 円の債務負担行為を行うものであります。

町内の農業者が安定的な農業経営を行うため、農業経営基盤強化資金を除く制度資金により農地を

購入した場合において、その金利の一部を利子補給するものであります。

次に、大家畜特別支援資金に係る利子補給であります。平成 24 年度から平成 48 年度までの期間において、限度額 61 万 2,000 円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、配合飼料の高止まり、景気低迷による畜産物価格の低迷や金融危機により、負債の償還に支障を来す家畜・養豚経営が生じている状況に対応するため、償還が困難な負債を借りかえるための長期低利の資金について、北海道が 0.12%、町が 0.06%の利子補給を実施しようとするものであります。

7 ページになります。

「第 4 表 地方債補正」でございます。

追加であります。過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 2 項の規定により、過疎対策事業の特別事業として、忠類地域活性化事業のほか 1 事業を追加するものであります。

次に、変更であります。忠類コミセン耐震化事業ほか 18 事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと、2,160 万 9,000 円を減額し、地方債全体では、平成 23 年度起債発行予定額を 10 億 4,499 万 1,000 円とするものであります。

それでは初めに、歳出からご説明申し上げます。

19 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 12 万円の追加でございます。

4 節共済費につきましては、執行残、12 節役務費につきましては、各種事業に係る郵便物の増加により、予算に不足が見込まれますことから、郵便料を追加するものであります。

次に、2 目広報広聴費 100 万円の減額でございます。

広報誌の編集の効率化に伴うページ数減による執行残でございます。

次に、5 目一般財産管理費 47 万 7,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、庁舎管理業務に係る執行残、19 節につきましては、土地の売り払いにより、下水道の受益面積が減少したことによる執行残でございます。

次に、6 目近隣センター管理費 59 万 4,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、燃料単価高騰による燃料費と施設の緊急修繕に係る費用を追加、13 節につきましては、入札等に係る執行残でございます。

20 ページになります。

9 目町有林管理費 160 万円の減額でございます。

北海道の造林事業の見直しにより、事業の一部を後年時に実施することとしたため、未執行分を減額するものであります。

次に、10 目町有林造成費 329 万 8,000 円の減額でございます。

町有林皆伐工事及び造成工事の事業費確定に伴う執行残でございます。

21 ページになります。

13 目職員厚生費 30 万 5,000 円の追加でございます。

9 節につきましては、新年度における厚生労働省及び北海道への職員派遣に当たり、赴任旅費を追加するものであります。

12 節につきましては、受診者数の減に伴う執行残でございます。

次に、16 目諸費 14 万 3,000 円の追加でございます。

8 節につきましては、執行残、19 節につきましては、地方バスの利用者数の増加に伴う町補助分の減額、24 節につきましては、幕別町地域振興公社株を買い増しするための出資金を増額するものであります。

次に、17 目基金管理費 5,203 万円の追加でございます。

25 節の細節 1 から細節 3 及び 28 節につきましては、各基金の運用に伴う利子収入の増により積立

金を追加するものであります。

25 節、細節 4 の庁舎建設基金積立金につきましては、本議会におきまして同基金設置条例を提案させていただいているところではありますが、現庁舎においては築 39 年が経過し、十分な耐震性を有していないことから、将来における庁舎の建てかえに備えるため資金を積み立てようとするものでございます。

次に、18 目電算管理費 127 万 1,000 円の減額でございます。

11 節及び 13 節につきましては、執行残でございます。

22 ページになります。

20 目総合支所費 81 万 3,000 円の減額でございます。

1 節以下、地域住民会議等に係る執行残を減額するものであります。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費 369 万 8,000 円の追加でございます。

12 節の細節 19 につきましては、収納件数の増、細節 20 につきましては、公売件数の減による補正でございます。

13 節につきましては、執行残、23 節につきましては、法人町民税の予定納付分の確定や個人町民税の申告に伴う還付金を追加するものでございます。

23 ページになります。

4 項選挙費、2 目知事道議選挙費 30 万 9,000 円の減額、3 目町長町議選挙費 175 万 6,000 円の減額、4 目農業委員会選挙費 35 万 2,000 円の減額でございます。

いずれも各選挙費用に係る執行残を減額するものであります。

24 ページをお開きいただきたいと思います。

5 項統計調査費、1 目統計調査費 71 万 9,000 円の減額でございます。

1 節以下、指定統計調査経費の執行残でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 347 万円の減額でございます。

1 節及び 9 節につきましては、民生委員（社会福祉委員）会議に係る執行残、28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

25 ページになります。

3 目障害者福祉費 166 万 9,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、利用者が障害福祉サービス事業所へ移行したことにより、他市町村の地域活動支援センターの利用が減少したことに伴う減額であります。

20 節につきましては、サービス利用者の増加などに伴い、支援費を追加するものであります。

26 ページになります。

6 目老人福祉費 559 万 5,000 円の減額でございます。

8 節につきましては、執行残、13 節につきましては、高齢者食の自立支援サービスに係る配食数の減少に伴う減額、19 節の細節 3 につきましては、老人クラブ加入者数の減に伴います補助金の減額、細節 5 及び細節 6 につきましては、グループホームのスプリンクラー整備に係る交付金であります、国庫補助制度から道補助制度へと組み替えになったことに伴う補正でございます。

20 節につきましては、対象者数の減少に伴います老人保護措置費の減額、28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

27 ページになります。

7 目後期高齢者医療費 303 万 2,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、平成 22 年度の療養給付費負担金の精算に伴います追加、28 節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、8 目介護支援費 10 万円の減額でございます。

13 節の細節 5 につきましては、介護予防プラン作成に係る委託件数の減、細節 6 につきましては、法改正に伴いますシステム改修費用の追加であります。

次に、9目介護サービス事業費 85万5,000円の減額でございます。

デイサービス事業に係る執行残でございます。

次に、11目保健福祉センター管理費 34万5,000円の追加でございます。施設の小破修繕に係る修繕料を追加するものであります。

次に、14目ふれあいセンター福寿管理費 59万7,000円の減額でございます。

13節、15節ともに執行残でございます。

28ページになります。

2項児童福祉費、3日常設保育所費 208万5,000円の減額でございます。

軽度発達障害児等の対応のため、常勤の臨時保育士を配置する予定でございましたが、保育士の応募が少なかったことから、保育士の不足分を代替保育士で対応したことにより、共済費を減額するものでございます。

4目へき地保育所費 453万8,000円の減額でございます。

4節以下、北海道の緊急雇用創出事業に振りかえたことなどによる執行残でございます。

29ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費 1,614万4,000円の減額でございます。

11節、13節の細節12から細節16及び19節につきましては、各種ワクチン接種者数の減に伴う減額、13節の細節17につきましては、健康管理システム改修費用の執行残でございます。

次に、3目保健特別対策費 84万円の減額でございます。

胃がん検診の受診者数の減に伴う執行残でございます。

5目環境衛生費 425万2,000円の減額でございます。

11節につきましては、燃料単価高騰による燃料費の追加、28節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金の減額であります。

30ページになります。

6目水道費 1億4,875万9,000円の追加でございます。

19節につきましては、水道事業の高料金対策に係ります水道事業会計への補助金であります。

28節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金の減額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費 655万6,000円の減額でございます。

19節につきましては、いずれもごみ処理量の減少に伴います各自治体の組合負担金の減額であります。

5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費 426万1,000円の減額でございます。

4節、7節及び13節の細節8につきましては執行残、13節の細節9につきましては、介護サービス事業所に委託し、ホームヘルパー（2級以上）資格取得に係る支援を行うものであります。事業所における介護技術習得者数が伸びなかったことに伴いまして減額するものであります。

31ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費 94万円の減額でございます。

1節以下、7月の改選により、委員数が1名減少したことによる執行残でございます。

次に、2目農業振興費 390万3,000円の減額でございます。

19節の細節12及び細節14につきましては、事業費確定に伴う執行残、細節24につきましては、北海道の補助採択により、実施団体であります「ゆとりみらい21推進協議会」へ直接交付されることとなりましたことから、間接補助分を減額するものであります。

細節27につきましては、有機農業等の取り組みに対する交付金であります。各取り組みの変更などにより、一部が翌年度交付となりましたことから減額するものであります。

細節30は、ジャガイモシストセンチュウのまん延防止策に対する北海道からの間接補助事業であります。北海道の補助事業の調整により減額するものであります。

32ページになります。

5目畜産業費 85万8,000円の減額でございます。

19節の細節16及び細節17につきましては、ともに北海道において事業費調整が行われた結果、繰り越して事業に当たることとなりましたことから、それら所要額について補正するものであります。細節21につきましては、対象事業の減による執行残でございます。

次に、6目町営牧場費 75万4,000円の減額でございます。

4節と、33ページになりますが、7節及び11節につきましては、執行残、14節につきましては、共栄牧場の排水路の土砂を除去するため、このたび追加するものでございます。

次に、7目農地費 126万2,000円の減額でございます。

11節につきましては、燃料単価高騰による燃料費の追加、15節及び19節につきましては、ともに事業費確定等に伴います執行残、28節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金の減額であります。

次に、8目土地改良事業費 3,241万8,000円の減額でございます。

19節の細節5及び細節8につきましては、事業費の確定に伴います負担金の減額、細節6及び細節7につきましては、繰越明許費でもご説明したところではありますが、北海道において事業費調整が行われた結果、繰り越して事業に当たることとなりましたことから、それら所要額について補正するものであります。

細節9につきましては、補助事業の採択によりまして負担金を減額するものであります。

35ページになります。

2項林業費、1目林業総務費 1,135万2,000円の減額でございます。事業量の減に伴う減額であります。

2目育苗センター管理費 133万円の減額でございます。

11節以下、執行残でございます。

7款商工費、1項商工費、2目消費者行政推進費 211万4,000円の減額でございます。

4節以下、執行残でございます。

5目企業誘致対策費 87万7,000円の減額でございます。主に固定資産税課税額の変更に伴う補助金の減額であります。

36ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費 2,897万1,000円の追加でございます。町道の除排雪業務に係る委託料を追加するものでございます。

2目地籍調査費 1,111万9,000円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費 2,734万9,000円の減額でございます。

13節以下、事業費確定等に伴う執行残でございます。

37ページになります。

4目橋梁維持費 256万7,000円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残でございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費 1,215万1,000円の減額でございます。公共下水道特別会計への繰出金の減額であります。

38ページになります。

2目都市環境管理費 178万1,000円の減額であります。執行残でございます。

次に、3目街路事業費 350万8,000円の減額でございます。

13節以下、執行残でございます。

4目公園整備費 210万7,000円の減額でございます。

13節につきましては、執行残、15節につきましては、繰越明許費でもご説明したところではありますが、国庫補助事業の一部凍結が解除されましたことを受け、3公園分の遊具等の改築に係る費用を追加するものであります。

39ページになります。

4項住宅費、2目住宅管理費10万3,000円の減額でございます。執行残でございます。

3目公営住宅建設事業費239万円の減額でございます。

13節以下、執行残でございます。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費285万9,000円の追加でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金の追加であります。市町村共済組合負担金の制度改正に伴う共済費の追加が主なものであります。

40ページになります。

2目非常備消防費245万9,000円の減額でございます。消防団員の費用弁償等の減額が主なものであります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費114万4,000円の減額であります。執行残でございます。

3目教育財産費44万8,000円の追加でございます。

11節につきましては、暖房機器や水道管凍結等による修繕費用の追加、13節につきましては、執行残でございます。

2項小学校費、1目学校管理費60万円の減額でございます。北海道の緊急雇用創出事業に振りかえたことなどによる執行残でございます。

3目糠内小学校改築事業費464万4,000円の減額でございます。

41ページにかけてでございますが、13節以下、執行残でございます。

3項中学校費、1目学校管理費45万円の減額でございます。これも北海道の緊急雇用創出事業に振りかえたことなどによる執行残でございます。

2目教育振興費45万円の追加でございます。全道・全国大会に参加される生徒や団体の増加に伴う追加でございます。

42ページになります。

4項幼稚園費、2目教育振興費150万円の減額でございます。

19節以下、対象者数の減少による減額でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費127万7,000円の減額でございます。

1節及び9節につきましては、会議に係る執行残、8節につきましては、東日本大震災により、オーストラリアからの受け入れ事業が中止となったことに伴う執行残、19節につきましては、上尾市への小学生道外研修の参加者数減に伴う執行残でございます。

次に、2目公民館費36万1,000円の減額、3目保健体育費84万1,000円の減額、43ページになりますが、5目町民会館費37万5,000円の減額でございます。いずれの目につきましても、事業費確定に伴う執行残でございます。

7目ナウマン象記念館管理費5万3,000円の追加でございます。

4節及び7節につきましては、執行残、11節につきましては、燃料単価高騰による燃料費の追加であります。

10目図書館管理費12万5,000円の追加でございます。これも燃料費の追加でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金1億5,147万円の追加でございます。銀行縁故債の繰上償還を実施するため、起債償還元金を追加するものであります。平成23年3月に実施いたしました繰上償還に係る4,329万円の執行残と、このたびの繰上償還1億9,476万円の増の差額を補正するものであります。

なお、繰上償還を実施する町債につきましては、利率2.2%から2.27%の4本でありまして、実施をいたしますと、約2,000万円の利子軽減となるものであります。

2目利子1,485万3,000円の減額でございます。当初予算時におきまして、平成22年度借入利息を2.3%程度と予定していたところではありますが、実効金利において0.8%から1.72%程度となりましたことから、それら軽減利息としての1,665万7,000円の執行残と、このたびの繰上償還に伴います経

過利息としての180万4,000円の増の差額を補正するものであります。

44ページになります。

3目公債諸費5,000円の追加でございます。繰上償還に伴います手数料であります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費3,194万円の追加でございます。

2節につきましては、12月補正予算の積算におきまして一般職の給料の積算に誤りがあり、本来計上すべき給与費が未計上となっておりますことから、このたび補正をさせていただくものでございます。

なお、この件につきまして、予算の計上、管理の立場にある者として陳謝をいたすところであります。まことに申しわけありません。

また、予算の積算、計上に当たっては、十二分な精査を行うよう、職員に対し注意、喚起をしたところであります。

続いて、3節になりますが、時間外勤務時間数の増によります手当の増額であります。

4節につきましては、いずれも市町村共済組合負担金等の制度改正に伴う追加、7節賃金につきましては、執行残でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人1,191万3,000円の追加でございます。現年分及び滞納繰越分の追加であります。

次に、2目法人、812万2,000円の追加でございます。現年分及び滞納繰越分の追加であります。

2項固定資産税、1目固定資産税2,728万9,000円の追加でございます。現年分、滞納繰越分の追加であります。

3項軽自動車税、1目軽自動車税112万9,000円の追加でございます。10ページにかけてでございますが、現年分及び滞納繰越分の追加であります。

4項町たばこ税、1目町たばこ税2,485万8,000円の追加でございます。売り渡し本数の増に伴う追加でございます。

2款地方譲与税、3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税1,000円の追加でございます。旧法によります地方道路譲与税課税分に係る追加であります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金640万7,000円の追加でございます。確定に伴う追加でございます。

11ページになります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金7,554万1,000円の減額でございます。いずれも道営事業の事業費調整等に伴います分担金の補正であります。

2項負担金、1目民生費負担金442万7,000円の追加でございます。

1節につきましては、老人福祉施設入所に係る受益者負担金の追加、2節につきましては、常設保育所保育料の追加でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料14万5,000円の追加でございます。生活支援ハウスの利用増に伴う追加でございます。

4目農林業使用料171万9,000円の追加でございます。入牧料の追加であります。

12ページになります。

2項手数料、2目民生手数料480万7,000円の追加であります。

2節につきましては、介護予防サービス計画作成件数の増、3節につきましては、利用者の増に伴う通所介護料の追加でございます。

3目衛生手数料288万7,000円の追加でございます。ごみ処理手数料の追加でございます。

4目土木手数料77万7,000円の追加でございます。開発行為許可等の件数増に伴う追加でございます。



す。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 2 万 2,000 円の追加でございます。

1 節の細節 1 につきましては、国民健康保険基盤安定費負担金の追加、細節 2 及び細節 3 につきましては、それぞれ事業量の増減に伴う国負担分の補正であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 78 万 7,000 円の追加でございます。忠類コミセンの耐震化事業に係る交付金の追加でございます。

次に、2 目民生費補助金 335 万 2,000 円の減額でございます。

1 節の細節 1 につきましては、事業費の減に伴う減額、細節 3 につきましては、グループホームのスプリンクラーの整備に係る国庫補助制度が道補助制度へ転換されたことによる減額であります。

13 ページになります。

4 目土木費補助金 403 万 8,000 円の追加でございます。

1 節から 3 節の細節 1 までにつきましては、事業費確定等に伴う補正、3 節の細節 2 につきましては、平成 22 年度をもって終了した家賃激変緩和分の補助制度が本年度も継続実施となったことによる追加であります。

次に、5 目教育費補助金 359 万 4,000 円の減額でございます。

各節ともに、事業費確定等に伴う減額でございます。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 68 万 5,000 円の追加でございます。いずれも事業量の増減に伴う補正でございます。

2 目農林業費負担金 17 万 5,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う減額でございます。

3 目土木費負担金 681 万 9,000 円の減額でございます。事業費確定等に伴う減額でございます。

14 ページになります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 1,100 万 5,000 円の追加でございます。

1 節の細節 8 及び細節 10 につきましては、事業量の増減に伴う補正、細節 12 につきましては、国庫補助制度が道補助制度へ転換されたことによる追加、細節 13 につきましては、小規模特別養護老人ホーム建設費補助に係る北海道からの交付金でございます。

次に、3 目衛生費補助金 655 万 9,000 円の減額でございます。

1 節の細節 4 につきましては、事業量の減に伴う減額、細節 5 につきましては、道補助不採択による減額でございます。

4 目労働費補助金 407 万 5,000 円の減額でございます。事業費の減に伴う減額でございます。

5 目農林業費補助金 2,893 万 9,000 円の追加でございます。

1 節の細節 2 及び細節 9 につきましては、事業費確定等に伴います減額、細節 11 につきましては、ジャガイモシストセンチュウのまん延防止策に対する北海道からの間接補助であります。

2 節畜産業費補助金につきましては、草地整備に係るパワーアップ事業であります。事業費確定に伴う追加でございます。

3 節の細節 3 につきましては、対象事業費の増に伴います追加、細節 4 につきましては、畑総整備に係るパワーアップ事業であります。事業費確定に伴う追加でございます。

4 節林業費補助金につきましては、事業費確定等に伴う減額でございます。

15 ページになります。

8 目教育費補助金 9 万 2,000 円の減額でございます。各事業の事業費確定に伴う補正でございます。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 53 万 6,000 円の減額でございます。

3 節、4 節ともに、各事業の事業費確定に伴う補正でございます。

3 目農林業費委託金 17 万 2,000 円の追加でございます。事業費確定に伴う追加でございます。

次に、4 目土木費委託金 39 万 7,000 円の追加でございます。都市計画法に基づく開発行為等に係る委託金の追加でございます。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 69 万 5,000 円の追加でございます。

1 節及び、16 ページになりますが、2 節の、いずれも貸し付けの増によるものでございます。

2 目利子及び配当金 51 万 9,000 円の追加でございます。各種基金の運用収入であり、当該利子につきましては、各基金に積み立てるものであります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 2,771 万 5,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、除間伐材の売払収入の増と皆伐材の売払収入の減であります。

2 節につきましては、主に高規格道路の延長に伴います町有地の売り払いによる追加でございます。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金 1 億 9,650 万円の追加でございます。歳出で説明いたしましたが、銀行縁故債の繰上償還の財源といたしまして、減債基金から繰り入れを行うものでございます。

2 目財政調整基金繰入金 5,000 万円の減額でございます。現計予算におきまして、取り崩しを予定しておりました基金からの繰入金の一部を繰り戻すものであります。

17 ページになります。

21 款諸収入、4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 1 万 3,000 円の追加でございます。事業費確定に伴う追加であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 50 万 2,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う減額でございます。

4 目雑入 333 万 9,000 円の追加でございます。

4 節につきましては、各種事業に対します歳入の増減であります。

5 節につきましては、一般会計における予防費用等に係ります国民健康保険特別会計からの負担金、6 節につきましては、一般会計における広報費用に係ります後期高齢者医療特別会計からの負担金を追加するものであります。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債 50 万円の減額でございます。

細節 1 及び細節 2 につきましては、事業費確定に伴う減額、細節 4 につきましては、過疎対策事業債ソフト事業を追加するものであります。

18 ページになります。

2 目民生債 1,250 万円の追加であります。

1 節につきましては、事業費確定に伴う減額、2 節につきましては、過疎対策事業債ソフト事業を追加するものであります。

4 目農林業債 660 万円の減額、5 目商工債 10 万円の減額、6 目土木債 470 万円の減額、7 目教育債 540 万円の減額でございます。いずれの事業につきましても、事業費確定に伴います町債の補正であります。

8 目臨時財政対策債 429 万 1,000 円の追加でございます。普通交付税の振替債であります臨時財政対策債の発行額確定に伴う追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、15 時 55 分まで休憩いたします。

15 : 41 休憩

15 : 55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第 16、議案第 11 号、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 23、議案第 18 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 8 議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 11 号、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 425 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 1,893 万 6,000 円と定めるものでございます

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 144 万 6,000 円の追加でございます。

3 節につきましては、時間外勤務時間数の増によります手当の増額、4 節につきましては、制度改正に伴う共済費の追加、11 節以下につきましては、70 歳から 74 歳までの受給者の医療費 2 割自己負担の凍結延長に伴います受給者証の更新等に係る費用を追加するものであります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 66 万 1,000 円の追加でございます。支援金の額確定に伴う追加であります。

8 ページになります。

8 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 199 万 3,000 円の追加であります。一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に対します負担金であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目退職被保険者等保険税還付金 15 万円の追加でございます。還付金の予算に不足が見込まれますことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳入をご説明いたします。

4 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 564 万円の追加でございます。現年度分の追加であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 22 万 4,000 円の追加であります。後期高齢者支援金の確定に伴う負担区分に応じた国庫負担金の追加であります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 4 万 6,000 円の追加であります。同じく、後期高齢者支援金の確定に伴う追加であります。

次に、3 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金 26 万 5,000 円の追加でございます。70 歳から 74 歳までの受給者の 2 割負担の凍結延長に伴います受給者証の更新費用等に対する補助金であります。

5 ページになります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金 3 万 8,000 円の追加でございます。後期高齢者支援金の確定に伴う追加でございます。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 103 万 5,000 円の追加でございます。後期高齢者支援金及びインフルエンザ予防接種事業に対する追加であります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 299 万 8,000 円の減額でございます。一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

9ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ847万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,269万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、10ページ、11ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費38万1,000円の追加であります。

4節につきましては、制度改正に伴う共済費の追加、19節につきましては、一般会計における広報費用に対します負担金であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金809万8,000円の追加でございます。

19節の細節3につきましては、前年度事務費の精算に伴う減額、細節4につきましては、主に保険料収納額の増加に伴う納付金の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12ページになります。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料1,000万円の追加でございます。保険料増に伴う現年度分の追加でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金320万5,000円の減額でございます。

1節につきましては、広域連合における共通経費の前年度分の精算に伴う減額、2節につきましては、保険料軽減分の額の確定に伴う減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金146万1,000円の追加でございます。

13ページになります。

6款広域連合支出金、1項広域連合支出金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金22万3,000円の追加であります。医療制度の広報費用に係ります広域連合からの交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第13号、平成23年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,298万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,197万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、16ページ、17ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

22ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費658万5,000円の追加であります。

4節につきましては、制度改正に伴う共済費の追加、13節につきましては、平成24年度の介護報酬の改定及び住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費用の追加であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費4万8,000円の追加でございます。制度改正に伴う共済費の追加でございます。

23ページになります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費2,867万5,000円の減

額でございます。主に訪問介護、通所介護などに係る給付費の減額でございます。

24 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 4,500 万円の減額であります。当初予定しておりました医療療養病床からの転換によるグループホームの開設が取りやめになったことにより減額するものであります。

3 目施設介護サービス給付費 1,100 万円の追加でございます。介護老人保健施設の入所者の増加に伴う給付費の追加であります。

25 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 400 万円の追加でございます。主に介護予防通所リハビリの利用人数の増に伴う追加でございます。

26 ページになります。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費 100 万円の追加でございます。施設入所者のうち、低所得者の方の食事や居宅費の自己負担に対する補足給付であります。支給対象者の増に伴う給付費の追加であります。

27 ページになります。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1,800 万円の追加でございます。介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 6 万 2,000 円の追加でございます。制度改正に伴う共済費の追加であります。

次に、歳入をご説明いたします。

18 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 190 万 3,000 円の減額であります。現年度分の減額でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 21 万 4,000 円の減額でございます。東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた減額であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 1,153 万 5,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴う国の負担金の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 237 万 9,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴う調整交付金の減額であります。

19 ページになります。

2 目地域支援事業交付金 2 万 6,000 円の追加でございます。地域包括支援センター運営費に係る追加であります。

3 目介護保険事業補助金 279 万 9,000 円の追加であります。介護報酬改定等に伴うシステム改修費に係る補助金であります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 839 万 3,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴う支払基金交付金の減額であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 439 万 1,000 円の減額でございます。介護保険給付費の減額に伴う道負担金の減額及び財源組み替えによる道負担金、過年度分の追加であります。

20 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1 万 2,000 円の追加であります。地域包括支援センター運営費に係る追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 366 万 5,000 円の追加であります。

3 節につきましては、地域包括支援センター運営に係る町からの負担分、4 節につきましては、人件費及び介護保険給付システム改修費用に係る町負担分の追加であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,506万2,000円の減額でございます。

当初予算では、介護給付費に係る財源として介護給付費準備基金から繰り入れる予定でありましたが、予算執行の見込みが立ちましたことから減額するものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,439万5,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第14号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

29ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ587万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,709万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、30ページ、31ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

32ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか3事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、350万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

36ページになります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費587万3,000円の減額でございます。

4節につきましては、共済費の追加、13節及び16節につきましては、執行残、23節につきましては、新発債の実行金利が低利となったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明いたします。

33ページであります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金153万6,000円の減額でございます。

事業費の確定に伴う負担金の減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料83万2,000円の減額でございます。各簡易水道における使用量の増減に伴う補正でございます。

2項手数料、1目手数料26万円の追加であります。給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

34ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,013万8,000円の減額でございます。事業費の減及び繰越金の増に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金931万2,000円の追加でございます。

5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金56万1,000円の追加でございます。消費税確定に伴う還付金でございます。

6款町債、1項町債、1目水道事業債350万円の減額でございます。事業費確定に伴う減でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第15号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

37ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,751万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,550万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、38ページ、39ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

40ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更であります。公共下水道建設事業ほか3事業の事業費確定及び許可額確定に伴う起債の借入額について、1,220万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

43 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 115 万 4,000 円の減額でございます。

4 節につきましては、共済費の追加、19 節につきましては、事業費確定に伴う追加、27 節につきましては、確定による減額でございます。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 1,090 万 9,000 円の減額でございます。

4 節につきましては、共済費の追加、15 節以下につきましては、事業費確定に伴う減額でございます。

44 ページになります。

2 項下水道管理費、2 目札内中継ポンプ場管理費 96 万 9,000 円の追加でございます。下水の送水量の増に伴う電気料の追加であります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子 642 万円の減額でございます。新発債の実行金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

41 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金 11 万 5,000 円の減額でございます。下水道整備事業の一部未実施に伴う減額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 200 万 9,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う減額でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,215 万 1,000 円の減額でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 896 万 1,000 円の追加でございます。

42 ページになりますが、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債 1,250 万円の減額でございます。事業費確定に伴う減額であります。

2 目資本費平準化債 30 万円の追加でございます。発行額確定に伴う追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号、平成23年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

45 ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 348 万 7,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,938 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、46 ページ、47 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

48 ページになりますが、「第2表 地方債補正」でございます。

変更であります。個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、10 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

51 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 7 万 8,000 円の追加であります。制度改正に伴う共済費の追加でございます。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 335 万 3,000 円の減額でございます。

12 節につきましては、汚泥量の増に係るくみ取り手数料の追加、13 節につきましては、設計変更等に伴う執行残でございます。

52 ページになります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子 21 万 2,000 円の減額でございます。新発債の実行金利が低利となったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明いたします。

49 ページにお戻りをいただきたいと思えます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 24 万 7,000 円の減額でございます。浄化槽の規模の変更に伴う減額でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 458 万 4,000 円の減額でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 111 万 9,000 円の追加でございます。

5 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金 32 万 5,000 円の追加でございます。消費税確定に伴う追加でございます。

50 ページになります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 10 万円の減額でございます。事業費確定に伴う減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 17 号、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

53 ページとなります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 42 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,082 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、54 ページ、55 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思えます。

歳出からご説明を申し上げます。

57 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 42 万 2,000 円の減額でございます。各事業に係る執行残でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

56 ページになります。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 88 万 2,000 円の減額でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 46 万円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 18 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

58 ページをお開きいただきたいと思えます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正でございます。収入であります、第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 5,939 万円に補正予定額 1 億 5,889 万 7,000 円を追加し、7 億 1,828 万 7,000 円と定めるものでございます。

支出であります、第 1 款水道事業費用既決予定額 6 億 1,059 万 1,000 円から補正予定額 1,979 万 3,000 円を減額し、5 億 9,079 万 8,000 円と定めるものでございます。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正でございます。

収入であります、第 1 款資本的収入既決予定額 3,443 万 5,000 円から補正予定額 160 万円を減額し、3,283 万 5,000 円と定めるものでございます。

59 ページになります。

支出であります、第 1 款資本的支出既決予定額 2 億 828 万 3,000 円に補正予定額 26 万 7,000 円を



追加し、2億855万円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を当年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものでありますが、本補正により、その額を1億7,571万5,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、企業債の変更であります。第5条予算で定めた配水管布設整備事業債2,200万円について、180万円を減額し、2,020万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利息、償還方法につきましては変更はございません。

次に、補正予算第5条につきましては、第6条予算に定める弾力条項の適用ができない経費の額を3,974万4,000円に改めるものであります。

61ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的支出からご説明を申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費5万2,000円の追加及び5目総係費、15万5,000円の追加でございます。いずれも制度改正に伴う共済費の追加であります。

7目資産減耗費2,000万円の減額であります。旧猿別浄水場の取水口に係る撤去費でございますが、北海道との協議が未了となりましたことから減額するものであります。

次に、収益的収入であります。

60ページになります。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金1億5,889万7,000円の追加でございます。高料金対策を図るため、一般会計から補助を行うものであります。

63ページになります。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費26万7,000円の追加であります。

5節につきましては、共済費の追加、26節につきましては、水道管移設工事を追加するものであります。

次に、資本的収入でございます。

62ページになります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債180万円の減額でございます。事業費確定に伴います企業債の減額でございます。

6項負担金、1目負担金20万円の追加でございます。水道管移設工事に伴う負担金の追加でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、8議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 13 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、平成 23 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議案の委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第 24、議案第 19 号、幕別町庁舎建設基金条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 19 号、幕別町庁舎建設基金条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町庁舎の建設資金に充てるため、新たな基金を設置しようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、基金の積み立てについて規定をするものであります。

第3条につきましては、基金の管理について定めているものであり、確実かつ有利な方法により基金の管理を行うことを規定しているものであります。

第4条につきましては、基金の運用益金の処理について規定するものであります。

第5条は、財政運営を行う上で、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるよう定めるとともに、一般会計の歳入予算に繰り入れて運用できるよう規定するものであります。

第6条につきましては、基金の処分について定めているものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第19号、幕別町庁舎建設基金条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第25、議案第20号、幕別町発達支援センター条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第20号、幕別町発達支援センター条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

障害者自立支援法、発達障害者支援法の施行により、障害児及び発達に支援の必要な児童の支援施策に主体的に取り組むことが地方公共団体の責務とされている中、障害児及び発達に支援の必要な児童に対し、乳幼児期から学齢期、就労期までの縦の連携と、保健・医療・福祉・教育・就労の横の連携によって支援を提供する仕組みとして、ことし1月に「幕別町発達支援システム」を策定したところであります。

幕別町発達支援システムの運用に当たり、障害児及び発達に支援の必要な児童に対する心身の発達を総合的に支援するため、専門的な相談、指導、療育等を行う中核的拠点として、幕別町発達支援センターを設置する条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、発達支援センターの設置目的を定めるものであります。

第2条につきましては、発達支援センターの名称及び位置を定めるものであります。

第3条につきましては、発達支援センターで行う事業を定めるものであります。

第4条につきましては、発達支援センターを利用する対象者を定めるものであります。

第5条につきましては、発達支援センターに従事する職員を定めるものであります。

第6条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、第1項では、本条例の施行期日を平成24年4月1日からとするものであります。

議案書の5ページになりますが、第2項では、幕別町保健福祉センター条例第3条第4号に規定する「幼児ことばの教室」を「発達支援センター」に改めることを規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 20 号、幕別町発達支援センター条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 26、議案第 24 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 24 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 9 ページ、議案説明資料は 5 ページになります。

まず、議案説明資料 5 ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

改正の内容につきましては、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間の第 1 号被保険者、いわゆる 65 歳以上の介護保険料率の見直しを行うものであります。

保険料の所得段階につきましては、第 4 期事業計画より、負担能力に応じた負担区分とする考え方に基づきまして、8 段階 9 区分の多段階設定を行うなど、きめ細やかな保険料段階設定を実施してきたところでありますが、第 5 期事業計画につきましては、要介護認定者数の増加によりまして保険料基準額が大幅に上昇しますことから、この考え方をさらに推し進め、9 段階 11 区分の所得段階数と保険料率を設定するものであります。

また、普通徴収に係る納付回数につきましては、現行の 4 回から 8 回にふやすことによりまして、普通徴収の場合において、1 回当たりの負担を少なくするものであります。

説明資料の 8 ページになりますが、所得段階と保険料の設定につきましては、介護保険料所得段階別比較表で説明をさせていただきます。

右の第 5 期事業計画の欄をごらんいただきたいと思っております。

基準保険料月額についてであります。平成 24 年度から平成 26 年度における標準給付額から算出した額では 5,184 円となりましたが、介護給付費準備基金 4,410 万円と、北海道から交付されます財政安定化基金の取り崩しによる交付金 1,531 万 1,047 円を介護保険料の上昇抑制に充てたことによりまして、基準保険料の月額を現行の 3,850 円より 1,100 円増の 4,950 円とするものであります。

第 4 期事業計画より、所得に応じた負担を求めていく観点から、所得段階を 6 段階から 8 段階としたところでありますが、第 5 期事業計画につきましては、第 3 段階の所得区分を細分化いたしまして、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円以下の方につきましては、現行の保険料率 0.75 から 0.1 引き下げをしまして 0.65 と設定し、第 6 段階の所得区分につきましては、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方を 125 万円以上 190 万円未満の方に変更しております。

また、第 7 段階の所得区分につきましても細分化いたしまして、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の方については、現行の保険料率 1.5 から 0.15 引き上げをいたしまして 1.65 に設定、所得段階を第 8 段階とし、最高所得段階であります合計所得金額が 500 万円以上の方につきましては、現行の保険料率 1.75 から 0.05 引き上げをしまして 1.8 と設定し、所得段階を第 9 段階とするものであります。

この結果、年間の保険料につきましては、第 1 段階及び第 2 段階に該当する方は現行の 2 万 3,100 円より 6,600 円増の 2 万 9,700 円、第 3 段階の特例に該当する方は現行の 3 万 4,600 円より 4,000 円増の 3 万 8,600 円、第 3 段階の特例に該当しない方は現行の 3 万 4,600 円より 9,900 円増の 4 万 4,500

円、第4段階の特例に該当する方は現行の4万1,500円より1万1,900円増の5万3,400円、第4段階の特例に該当しない方は現行の4万6,200円より1万3,200円増の5万9,400円、第5段階に該当する方は現行の5万3,100円より1万5,200円増の6万8,300円、第6段階に該当する方は現行の5万7,700円より1万6,500円増の7万4,200円、第7段階に該当する方は現行の6万9,300円より1万9,800円増の8万9,100円、第8段階に該当する方は現行の6万9,300円より2万8,700円増の9万8,000円、第9段階に該当する方は現行の8万800円より2万6,100円増の10万6,900円とするものであります。

議案説明資料の5ページにお戻りをいただきたいと思います。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第7条の保険料率であります。先ほど説明いたしました内容に改めるものであります。

6ページになりますが、第8条につきましては、普通徴収に係る納期であります。現行では第1期から第4期までの4回となっております納付回数を4回ふやしまして、第1期から第8期までの8回とするものであります。この改正により、納付の時期については、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期と同様になるものであります。

7ページになります。

第9条第3項につきましては、第7条の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

附則第8条につきましては、保険料率の特例についての規定であります。先ほど説明いたしました第3段階及び第4段階の特例規定であります。

議案書にお戻りいただきまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成24年4月1日からとし、改正後の第7条及び第9条の規定については、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第24号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第27、議案第27号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第27号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案説明資料は11ページになります。

まず、議案説明資料のほうをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法等の関係法令が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

今回の公営住宅法の改正は、条例制定権の拡大を図るものとして、国から地方への権限移譲を主眼に行われたものであり、これまで公営住宅の入居者資格として国で規定しておりました同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されますことから、事業主体において引き続き同居親族要件を規定しようとする場合は、条例等に規定しなければならないことになったところであります。

本町といたしましては、同居親族要件を廃止した場合に、若年単身者の入居によりコミュニティの

活性化が期待される反面、入居応募倍率が上昇すること、高齢者や障害者など、特に居住の安定を図る必要があるとされる方の入居が難しくなること、さらには若年単身者が入居することによる民間市場との競合といったことが懸念されますことから、同居親族要件につきましては、引き続き入居者資格の要件として条例等に規定することとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第6条中、「令第6条第1項」とありますものを「規則」に改め、同条第2号中、「令第6条第4項」とありますものを「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に改めるものであります。

次に、第13条につきましては、現在同居していない者を公営住宅に同居させようとする場合の承認について規定したものであります。公営住宅法の改正に伴い、第1項の引用条文であります「省令第10条」が改正されましたことから、「省令第10条で定めるところにより」を削除し、新たに第2項として、同居の承認をしない場合について規定するものであります。

12ページになりますが、附則第7項につきましては、忠類地域においては、これまで地域振興及び定住促進を図るために、公営住宅法附則第15項の規定により、同居しようとする親族がいない場合においても、同居親族要件を満たしているものとしてきたところであります。引き続き同様の取り扱いをするため、引用条文を「政令附則第7項」とするものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、13ページをお開きいただきしたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成24年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第27号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第28、議案第28号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第28号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は14ページ、説明資料は13ページになります。

説明資料のほうをごらんいただきしたいと思います。

本条例につきましては、これまでの定住対策として設置していた町営住宅に、新たに低所得者向けの特定目的町営住宅として「緑町南2団地」を追加しようとするものであります。

追加する町営住宅は、これまで教職員住宅として利用してまいりましたが、教職員入居者の減少、さらには公営住宅で対応できていない一般入居希望者がいますことから、住宅セーフティネットとして活用しようとするものであります。

入居対象者につきましては、住宅に困窮する低所得者で、「公営住宅法の規定により公営住宅に入居できない者」、あるいは「公営住宅の入居要件を備えているが、公営住宅に空きがなく直ちに入居することができない者」を想定しており、具体的には火災・地震等による被災者、同居者が親族でない者、公共事業の施行に伴い立ち退きを要求されている者、DV被害者・犯罪被害者等の入居者を考えているところであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条中、「別表」とありますものを「別表1及び別表2」に改めるものであります。

第7条の2につきましては、別表2に掲げる町営住宅及び共同施設を特定目的町営住宅として規定し、入居者の条件等について規則で定めるとするものであります。

第19条につきましては、町営住宅の明け渡し請求を規定したものであります。特定目的町営住宅について、新たに明け渡しの条文を追加するものであります。

14ページになります。

第19条の3につきましては、これまで町営住宅には共用部分がないことから、住宅管理人を設けていませんでしたが、緑町南2団地につきましては、2階建てで廊下等の共用部分がありますことから、新たに住宅管理人を規定しようとするものであります。

次に、「別表」を「別表1」に改め、別表2は、緑町南2団地の位置、構造等について規定したものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成24年5月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第28号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### [陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第29、陳情第1号、平成24年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書から日程第32、陳情第4号、学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号、平成24年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書は、本日設置いたしました予算審査特別委員会に付託いたします。

次に、陳情第2号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書並びに陳情第3号、政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第4号、学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### [休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事に都合により、明2日から11日までの10日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日から3月11日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

#### [散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月12日午前10時からであります。

16 : 46 散会



# 第 1 回 幕別町議会定例会

## 議事日程

平成24年第 1 回 幕別町議会定例会  
(平成24年 3 月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

10 谷口 和弥      11 芳滝 仁      12 田口 廣之  
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

# 会議録

平成24年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年3月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      4 藤谷謹至      5 小島智恵      6 岡本眞利子  
7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥      11 芳滝 仁  
12 田口廣之      13 前川雅志      14 成田年雄      15 中橋友子      16 野原恵子  
17 増田武夫      18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員 3 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代 表 監 査 委 員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 菅 好弘  
企 画 室 長 堂前芳昭      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 古川耕一      札 内 支 所 長 飛田 栄  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
企 画 室 参 事 伊藤博明      地 域 振 興 課 長 佐藤和良  
糠内出張所長 湯佐茂雄      学 校 教 育 課 長 羽磨知成  
福 祉 課 長 横山義嗣      こ ど も 課 長 森 範康  
町 民 課 長 川瀬俊彦      農 林 課 長 菅野勇次  
保 健 福 祉 課 長 原田雅則      経 済 部 参 事 伊藤雅実  
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦      学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 谷口 和弥      11 芳滝 仁      12 田口 廣之

# 議事の経過

(平成24年3月12日 10:00 開会・開議)

○議長（古川 稔） 開会前ではありますが、昨日をもって、東日本大震災から丸1年が経過いたしました。今回の震災で犠牲となられました多くの方々のご冥福をお祈りして黙禱を捧げたいと思います。

○議事課長（仲上雄治） 議場内の皆様と、傍聴者の皆様は、ご起立をお願いいたします。  
(起立)

○議事課長（仲上雄治） 黙禱。  
(黙禱)

黙禱を終わります。

ご着席ください。

(着席)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○議事課長（仲上雄治） 3番東口議員より欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告は終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目、平成23年度の「全国学力・学習状況調査」の成果と課題について。

この学力・学習状況調査は、学力低下に歯止めをかけようと、平成19年度に復活し5年目を迎えている。平成23年度の全国学力・学習状況調査は、前年度に引き続き、抽出調査及び希望利用方式で、4月19日に一斉実施するとしていた。

しかし、3月11日、東日本大震災を受けて、文科省は、被災地、岩手、宮城、福島などへの配慮も

あつて、実施の延期と抽出方式を見送ることを決定した。したがって、全国平均や都道府県別の成績も集計しないことになった。

一方、北海道は、札幌市を除く 178 市町村、5 万 9,233 名の児童生徒、小学 6 年生、中学 3 年生が希望利用方式で参加した。9 月 27 日に実施しております。

2 月 16 日、お隣の帯広市は、全道の平均正答率と比較した結果を公表した。それによると、市内中学校は、全科目で全道平均を上回り、小学校も 3 科目が上回ったことを明らかにしている。この調査の可否はともあれ、学力の一部とはいえ、教育委員会や各学校は、結果を活用した教育政策や基礎学力の向上に一層の努力が求められている。

以下、4 点についてお伺いする。

①本町の児童生徒の学力は、全道平均値に比べて、どのような傾向にあると分析しているか。

②結果の考察から「学力向上」に向けた課題と、その解決のための教育施策や支援を町教委として、どのように考えているのか。

③過去の成果と課題を受けて、教育現場では、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に、どのように生かしているか。

④児童生徒の学力向上には、教師の指導力の向上が避けて通れないものとする。どのような取り組みがなされているか。

2 点目ですが、武道必修に伴う条件整備について。

平成 24 年度から中学校において、新学習指導要領が全面実施される。その新学習指導要領の保健体育の分野では、これまで選択であった「武道」、柔道、剣道、相撲と「ダンス」が男女とも必修となった。改訂学習指導要領では、「基礎的・基本的な知識、技能をすべての子供たちにひとしく習得させること」と、教育基本法を精神を生かした「伝統と文化」が強調されたことは、周知のとおりである。こうした考え方から保健体育科では、我が国固有の運動文化である武道指導の充実が図られることとなった。

新学習指導要領の完全実施を目前にして、各学校で必修の「武道」「ダンス」を安全かつ円滑に実施できるよう指導者、施設、用具の観点から町教委の手厚い支援が必要とされている。

以下、3 点について、お伺いをする。

①町内各学校の武道種目の選択状況と選択理由について。

②武道の中でも柔道については、過去に事故が相次いで発生したこともあつて、安全面を危惧する声も聞かれる。そうした観点から指導者不足、大学では武道の専攻が少ないこともあり、それと安全面の確保について、どのように取り組まれているか。

③用具、柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀等、武道場などの条件整備は、どのようになっているか。

以上、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に私ごとであります。現在、歯を治療中であります。発音などが聞きづらい面があるかと思っております。お許しをいただきたいと思います。

それでは、小島議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「平成 23 年度『全国学力・学習状況調査』の成果と課題について」であります。

全国学力・学習状況調査につきましては、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上」を実現する方策の一つとして平成 19 年度から実施され、平成 22 年度からは過去 3 回の悉皆調査から、全国の 3 割程度の学校を抽出する調査と学校設置者の希望により調査を利用できる希望利用方式に切りかえられて実施されてきたところであります。

平成 23 年度につきましては、ご質問にもありましたが、東日本大震災の影響により、北海道における調査となり、本町でも小学校第 6 学年と中学校第 3 学年の全児童生徒が参加したところであります。

ご質問の 1 点目、「本町の児童生徒の学力は全道平均値に比べてどのような傾向にあると分析しているか」についてであります。

学力調査につきましては、調査対象の科目は国語と算数・数学でありまして、それぞれ、主として「知識に関する問題」でありますAと「活用に関する問題」であるBに区分された問題で調査が行われました。

本町の調査結果についてであります。国語については、A・Bともに、小・中学校において、全道の平均正答率を上回った結果となっております。

小学校算数については、算数Aが全道の平均をやや下回りましたが、算数Bは全道を上回った結果となっております。

また、中学校数学については、数学A・Bともに全道平均を上回った結果となっております。特に、中学校の国語Aと数学A・Bは全道の平均階層よりも上の階層に位置している結果となっております。

ご質問の2点目、「結果の考察から『学力向上』に向けた課題と、その解決のための教育施策や支援を町教委としてどのように考えているかについて」であります。

調査結果から、「子供の基礎学力の不足が懸念され、特に国語力の低下が他の教科にも影響を与えていること」「子供たちが自分の意思で学習する家庭学習等の習慣が身につけていないこと」「子供たちの学習の必要性についての意識が薄れていること」などが課題として見られると考えております。

これら課題への対応といたしまして、一つには、学校における指導内容の重点化や繰り返しの指導を行うことにより、「基礎的・基本的な学習内容の定着を図ること」が必要であります。

また、放課後学習のサポートや長期休業中の学習支援などを通して「学習意欲の向上を図ること」、さらには、家庭学習意欲の高揚や家庭教育の大切さなどの啓発を図り、「学習の習慣化や基本的な生活習慣の定着と徹底」を進めていくことが必要と考えているところであります。

このため、教育委員会としては、教育課程や学習指導など専門的事項の指導を担当する「学校教育推進員」や、適切な教育的支援を行うため各学校の実情に応じて「特別支援教育支援員」を配置しているところであります。

また、ティーム・ティーチングや少人数指導など指導方法工夫改善のため教員の加配や退職教員など外部人材の活用を北海道教育委員会に要望し、配置されているところでもあります。

ご質問の3点目、「過去の成果と課題を受けて、教育現場では児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等にどのように生かしているかについて」であります。

各学校においては、教科ごとの「調査結果」と「学力の傾向と課題」「指導のポイント」を取りまとめ、職員会議や校内研修の場において共通理解を図りながら指導方法の工夫など具体的な改善策等について取り組みを進めているところであります。

各学校において内容は異なりますが、取り組みの具体例として申し上げますと、放課後学習サポートの充実、反復学習の実施、朝学習や朝読書の充実、家庭学習の習慣化、チャレンジ施設の活用、長期休業中の学力向上教室の開設など、状況に応じて、各学校が改善に取り組んでいるところであります。

次に、ご質問の4点目、「児童生徒の学力向上には、教師の指導力の向上が避けて通れないものと考えられる。どのような取り組みがなされているかについて」であります。

平成23年度道民意識調査結果が先般公表されましたが、その中で、「子供たちの学力を向上させるために、道や市町村で進める必要がある取り組み」として「わかりやすく勉強を教えることができるすぐれた指導力を持つ教員の確保」と考えている方が68.4%と高い割合を示しておりました。

学力向上への取り組みは、学校、教師、家庭、地域がそれぞれの役割を十分果たしていくことが必要であり、とりわけ教師の指導力が大きなウエートを占めることは、この調査結果からも明らかになっているところであります。

このため、十勝教育研修センター主催の研修講座や教師塾を初め、十勝教育局が推進する研修会への参加促進、校内研修の奨励と支援、公開研究会の開催、初任者研修の地域研修における町教委による研修の実施などを進めているところであります。

次に、「武道必修に伴う条件整備について」であります。

中学校における武道必修化については、生徒の礼を重んじる態度をはぐくみ、体力を向上させることを目的に新学習指導要領に盛り込まれ、本年4月から中学1、2年生の体育の授業で実施されることとなっております。

柔道、剣道、相撲などのいずれかを学ぶか、種目の選択は各学校に任されており、道内では、約64%の中学校で柔道を選択するとの調査結果となっております。

初めに、町内各学校の武道種目の選択状況と選択理由についてであります。本町の中学校5校におきましては、柔道を選択したのが4校、剣道を選択したのが1校であります。

柔道を選択した理由としては、「近くに武道場があるなど施設・設備の面から取り組みが容易なため」「指導ができる」などが上げられております。

剣道の選択については、「近くに柔道場がない」「剣道の方がけがが少ない」などとなっております。

次に、「指導者不足と安全面の確保についてどのように取り組まれているかについて」であります。

ご質問にもありましたように、中学校の体育における武道の必修化に伴い、「柔道事故」の発生を懸念する声も上がっており、十分な安全確保が求められているところであります。

中学校の部活動における死亡事故を調べたある統計によりますと、生徒10万人当たりで換算した死亡者数は、1位が柔道で2.376人、2位がバスケットボールの0.371人、3位がサッカーの0.275人となっております。柔道の死亡率が極めて高くなっております。

一方で、「柔道の事故は主に部活動中であり、普通の授業ではほとんどない」との意見もあり、必要以上に柔道を危険視する考え方に疑問を投げかけている声もあります。いずれにいたしましても、柔道に限らず、指導者の確保など条件整備をしっかりと進め、十分な安全対策を講じることが大切なことと考えております。

本町におきましては、武道の指導に当たるのは、基本的に保健体育の教諭であり、既に道教委による講習会や説明会、十勝研修センターの講座などを受講し、安全な実技指導の確保に努めているところであります。

実際の指導に当たって、各中学校では、練習場の安全の確認、生徒の健康状態の把握、受け身の指導の徹底、絞めわざ・関節わざなどの禁止、複数の教師での指導などに留意をしながら安全面の確保を図っているところであります。

また、外部講師として各学校において活用することができるよう教育委員会で柔道6段の資格を持つ人材をトレーニング補助員として確保しているところであります。

なお、文部科学省においても、近々に柔道の安全な指導方法を示した教員用の手引きを作成することとなっております。これらについても、十分に活用をしておくことで安全面の確保に努めてまいります。

次に、「用具、武道場などの条件整備はどのようになっているかについて」であります。

柔道につきましては、各学校1、2学年の生徒数の柔道着の上着と帯を教育委員会で購入し、各学校に配備しており、剣道につきましては忠類中学校のみになりますが、防具一式を6組と竹刀21本を教育委員会で購入し配備いたしております。

実際の授業時数につきましては、各学校によって異なりますが、年間で6時間から12時間の指導が予定されておまして、このうち、柔道では、学校によっては総時数の3割からすべての時数を町の武道場を活用することとなっているところであります。

なお、体育館において指導する場合は、運動用マット等を使用し、指導内容も柔道着の着方、礼法、寝わざなどを主とし、一方、町の武道場では受け身や立ちわざの指導を主とすることとなっております。

以上で、小島議員のご質問の関係の答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） まず、申し上げたいことなのですけれども、1点目の学力調査についてですが、先日報道された大学生数学基本調査の中では、4人に1人が平均の意味を正しく理解されていないと

ということがわかりました。いわゆるこの世代は、ゆとり世代と言われている学生ではあるのですが、やはり手を抜くとこのような結果となり、学力低下にすぐつながっていくということで、本町では、小学算数Aについてはやや下回りましたが、それ以外は上回っている状況ではありますが、この結果の現状に安住せず、教育委員や現場の先生には、今後とも気を引き締めて取り組んでいただきたいと思います。

それで、せっかくこの学力・学習状況調査を本町では実施されているということで、やはりこの調査結果をもとに、なるべく現場で生かせる形で活用していただきたいなとは思っております。

特に、公教育の現場では、最低限身につけなければならない基礎学力の定着を図ることが大事だと考えているわけですが、特に教科の中では、基礎や土台をしっかりしておかないと、先に進むのが難しくなってくるという算数・数学、それについてつまづいてしまう子供が多いと思うわけなのですけれども、北広島市の事例を見ますと、小学校では、習熟度別授業というものを導入しております、効果が出ているというふうにお聞きしております。その手法なのですけれども、基礎を中心にやるグループと応用をやるグループに分けて、どのグループに入るかは、先生ではなく、子供たちの判断で選ばせるというものなのですけれども、本町では、このような習熟度別授業のような手法を取り入れる試みについては、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご案内のありました習熟度別の学習につきましては、道教委からの加配を受けている関係もございまして、実際に実施しようとする場合のいろいろメリット、デメリットがありますけれども、一つには配置をされてもなかなか実施できないというようなことがあります。それは、どういうことかといいますと、教室に空き教室がないというような場合があるからであります。実施している学校もございしますが、それは例えば1年生、1組、2組とあります。同じ算数をその時間帯にやりましょう。その場合には、子供たちの選択によって、A、Bクラスに分かれるというようなことをやっている学校もございします。

北広島市の例が挙げられましたけれども、できれば習熟度別の学習を算数・数学なんかは、特にそういう傾向が強いので、これからもそのような方向の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

ご答弁の中に、放課後や長期休業を利用してサポートしているということがありましたけれども、この答弁を見ますと、個々の理解度をきちんと把握して、理解できているところ、できていないところ、間違っているところについては、きちんとフォローされて、わからないまま授業が進むということがないように配慮されているというふうに理解はしたのですけれども、実際結果として、小学算数Aのほうが全道平均をやや下回っていることで、ちょっと結果が伴わないかなというふうには感じているのですけれども、これについてはどうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、学力調査における小学校の算数などのご意見がありましたけれども、それぞれに応じた個別の指導については、これ基本的には授業時間の中で見ており、そして先生がその判断をしながら、その子に合った宿題といいますか、そういうものを用意している。それでわからないという子供もいらっしゃいますから、それは放課後の残っている先生方、これは学校全体で共通的な認識を持っておりますので、その先生にお聞きをするという場面、あるいは夏休み、冬休みを活用した退職教員の行っております「学び隊」というようなものを活用されて、その差が縮まるような制度、仕組みについては、確立されているというふうには思いますが、それは子供たちがそれぞれ持つ向上心、そういった中での活用の仕方にあるかなというふうに思います。

数学・算数の基礎的な部分が低いということでもありますけれども、私どもとしては、ずっと低いわけではなくて、その年度によっては、平均点をかなり上回るということもあります。基本的に

は、その点数そのものの一喜一憂することにはなりませんけれども、全体的には、今申し上げたような方向の中で、それぞれが活用していけば、それぞれの学力も上がってくるのではないかというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今後とも、そのフォロー体制については、十分取り組んでいただきたいと思います。

また、次の学年に進級する場合に、担任が変わるということももちろんあるのですが、そういったときに、特に基礎学力の低いところについては、きちんとチェックして、次の担任へ引き継ぐ体制、そういったきめ細やかな引き継ぎも必要だと思うのですが、それについてはどうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 基本的には、それぞれの点数が引き継がれていくことになるわけですから、どういう程度であるのかという点については、専門家の先生方からすれば、おおよそ見当がつくということでありまして、中学になりますと、それぞれ専科の先生になりますから、小学校で行われていたときよりは、むしろ内容が難しくなるというようなことも、そういうことも先生方は意識をしながら個々に応じた指導をしていると。ただ、個々に応じた指導を40名からの子供たちに同じ時間の中でというのは、非常に難しい話もありますので、先ほど申し上げました特別支援教育支援員などの活用も促しながら見取っていくということが大事であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

次に、小学校の英語については、去年から必修化として完全実施をされているかと思うのですが、その対応が、やはり今まで小学校では英語を教える機会もなく、教員も戸惑うところもあったと思うのですが、そういったところで、各町村で対応がまちまちで格差もあるというふうに聞いているわけなのですが、中には民間の英語教室の先生を招いて、教員も一緒にそこに入って、質の底上げを図っている自治体もあると聞いております。本町では、その小学校の英語の必修化に対して、どのように対応しておられるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 英語につきましては、小学校5、6年生の必修化になったということでありまして、試行期間、移行期間の2年間ににつきましては、幕別町は業者の委託ということではなくて、英語指導助手というものを配置した経過があります。今年で2年になりまして終了いたしますが、この指導助手が各学校を回りまして、5、6年生を主として、先生方とともに授業に携わってきたという経過があります。その中で、どう教えていくのか、教育課程をどういうふうに持っていったらいいのかについても、指導助手の仕事として与えた経過がありまして、それが先般まとまりました。かなり分厚いものであります。授業で使うべくいろんな資料も含めて、このぐらいの厚い資料を残していただきました。

今後は、指導助手はつきませんので、今現在、幕別町に2人おります国際交流員、この方を少し時間的に小学校にも配分するなどして、バランスをとっていきたい、そんなふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員、通告の範囲を超えておりますので、この分については、これで終了させていただきます。もとへ戻っていただきたいと思います。

小島議員。

○5番（小島智恵） 国語についてですけれども、答弁の中には朝読書をやっているというふうにございでしたが、やはり最近はゲームやテレビなど視覚的な部分の影響を受けることが多く、読書離れの傾向になりがちだとは思いますが、朝読書を初め、また新聞を読んでもらう、そういった取り組み、語彙力、読解力をつけるための取り組み、そういった新聞を活用するなどの取り組みについて



ては、取り組まれているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 分析結果からも明らかになっておりますが、国語力、いわゆる語彙力だとか読解力が不足するがために他教科にも影響するような状況が幕別町においては、見受けられるところがあります。

そこで、朝読書を実施している学校もございますし、今年度から地方財政措置の中で、新聞1紙を図書館に設置するなどの財政措置がとられたところであります。幕別町におきましては、大半が何らかの新聞をとっておりまして、子供新聞も含めてでありますけれども、それらを職員室内で活用した後に、図書館に持って行って、そういった環境を整えるというようなことについての方向性も出ております。

いずれにしても、読書をする時間がテレビだとかゲームだとかの影響を受けまして、非常に減っているというのは、全国的な傾向であります。小さな子供さんにとっては、一番大事なことでありますので、これについては、引き続き朝読書あるいは家庭の協力も得ながら促してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） それで、読むことが定着しましたら、今度は書くことや表現することも大事だとは思いますが、感想文を書いたり、発表会を行ったり、そういったことは行われているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 書くことあるいは表現する力については、これは求められているところであります。当然として、教科の国語の中で、相手が考えているのはどういうことなのか、あるいは主語と述語の関係はどうなっているのか、それらを具現化する感想文、作文、いろいろありますけれども、必要に応じて学校内で取り入れられているというふうに理解をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 次に、学校図書についてですが、よろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 質問の通告に基づいてやっていただかないと、全面的に広がってしまうと答弁のしようがなくなりますので、もとへ戻していただきたいと思えます。

○5番（小島智恵） 4点目の教師の指導力の向上に関してですけれども、十勝教育研究センターでは、教科の力をつけるための研修会が行われておりますけれども、授業の充実、教師の資質向上という意味では、研修は大事だと思うのですけれども、その講座の受講率はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 十勝教育研修センターの研修講座についてのご質問であります。平成23年度につきましてでございますが、これまで38の講座が開講、開設されておきまして、680人の定員におきまして、679人とほぼ100%の受講という状況にあります。

なお、このうち幕別町におかれましては、受講している先生方というのは50人ということでございまして、十勝管内の帯広市を含めて、上位から言いますと、4番目に位置するというような状況にございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） それで、指導力の向上ということですが、私の経験では、中学時代に塾に通ったことはあるのですけれども、広い範囲、分厚い教科書の中からポイントをわかりやすく解説してくれて、勉強がはかどり、知識面では非常に役立つこともあるのですけれども、わかりやすいという面で、現場の先生もそのような塾の先生から手法等を学んだりする試みも必要だと思うのですけれども、それについてはどうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 塾の経験を生かしながら、そのようにわかりやすかったという教科については、お聞きするところでもありますけれども、先生方が塾の先生に教わるなんていうことはないにしても、授業の中で、公教育の中で一番大事なことは何かということになると、やはり子供たちは基本的に向上心を持っておりますので、それをどう促していくか、これが原点になればならないと思います。

塾も同じであります。行きたくないのに行きなさいと言われて行く子供さんもいらっしゃるのだろうというふうに思いますが、それでは身につかないわけでありまして、したがって、塾の経験を通してのお話がありましたけれども、それは塾に行ってやってみようと、そういう気持ちがあったからではないかというふうに察するところもあります。

いずれにしても公教育の中では、授業全般を通して、40名からのお子さんに対して学習の向上心というものを促していくという教育、そういうことが現場においては必要になってくるのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ご答弁の中に、家庭学習の習慣化というものが大事であるということがございましたが、具体的にどのように指導がなされているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 家庭学習の習慣化につきましては、PTAなどが主体としまして研究が行われているというようなこともありますし、当然として学校だよりも学力・学習状況調査における学習状況の把握などを通して、学校だよりも載せる、それからPTAの学級懇とか、いろいろございますね。そういう場面を活用しながら家庭学習の重要性、大事さというものをお伝えしているところでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 家庭学習についてですけれども、最近では経済不況や家庭環境の変化もありまして、例えば親が働きに出ていて、ゆっくり勉強を見てくれなかったり、年収200万円以下の低所得者層がふえて、塾に通わすことができなかつたり、勉強をする机や部屋がなかつたりと、なかなか家庭の環境も整えられていない状況ではあると思うのですけれども、家庭との連携はきちんと図られているのか、それについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 同じことの繰り返しになるかもしれませんが、家庭学習の大切さについては、そのとおりだというふうに思いますし、経済不況等、200万円以下の所得階層が多くあって、塾にも行けない。これは塾に行く行かないは、その子その子の持ち味だというふうに思います。行きたいのだけれども出せないというようなことはないとは言えません。言えませんが、学力、力というものは、塾に行ったから行かないからといったことで評価をすべきではないというふうに思います。

したがって、点数がいいとか悪いとかということで一喜一憂をすることなくというのを、私ども常日ごろ申し上げているところでもありますので、その辺をご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

いろいろと通告外についても質問をしてしまったのですが、特に知・徳・体でいうと、知の部分について、今回は強調してお聞きしたところなのですが、知だけではなく、やはり徳と体、心と体も鍛えていかないと、学力向上は図れないというふうに私は思っております。

そして、知の部分というのは、基礎学力の部分であり、生きる力でもあると思っております。子供たちが社会に出て就職したときに、恥ずかしい思いや困難な思いをしないように、学校教育の現場では基礎学力の定着を図っていただきたいと思っております。

最近、実際に起こっていることなのですから、就職してから領収書に簡単な字が書けない、掛け算ができないため大量の箱を数えることができない、さまざまな資格試験が通らないなど、基礎学力の低下によって、実際にこのように社会に出たときに大変な思いをしている方もいらっしゃると思います。ですから、子供たちの可能性を狭めたり、会社にいられないようなことがないように、基礎学力の定着を図っていかねばならないと思います。

また、教育委員会や現場の先生方もそういったことを踏まえて、子供の将来がかかっているこの教育を、今、担っているのだということをしかりと自覚していただきたいと思います。

また、低所得者層がふえているということを申し上げましたが、やはり収入が少ないと月謝が払えず、塾に通えない子供たちがふえてきているのではないかと考えております。塾に通っている子は、学力がついて行きたい高校に行け、その一方塾に通えない子は学力が低迷し、行きたい高校にも行けない、そのような経済格差が教育格差を生む状況では困るわけであります。理想としては、塾に通わなくても公教育で基礎学力が身につく、保護者も信頼して、安心して学校に預けられる、そんな学校を目指していただきたいと考えております。

また、塾に通わすことについては、親の経済的負担もそうではありますが、子供の負担も大変大きいものだと考えております。日中学校に通い、夜は塾に通い、そんなことで毎日毎日を過ごしていると、疲れてしまう子供たちもいるわけであります。親や子供の負担をなくすという意味でも、公教育の充実は大事であると思います。

- 議長（古川 稔） 小島議員、これは要望ですか。
- 5番（小島智恵） 私が思っていることなのですから。
- 議長（古川 稔） ここは一般質問の場ですので、はい。
- 5番（小島智恵） はい、失礼いたしました。

今後ともさらなるご努力、ご精進を重ねていただきたいと申し上げます。

次に、武道の必修化についてですけれども、ご答弁の中では、忠類の1校を除いて柔道を選択されたということ、それがわかりました。

ご答弁にありました柔道の死亡事故ですけれども、1位が特にスポーツの中では、死亡率が極めて高いということがご答弁の中でございましたが、私の手元にある中・高での柔道事故のデータによると、昨年度までの28年間に114人の子供が命を落とし、275人が重度の障害を負ったという後遺症も含めて、そういった危険性もあるというデータがございます。

特に最悪の場合は、死亡事故にもつながるといふそういう死亡事故にもなりかねないという中、これから4月から実施されるわけではありますけれども、保護者としても今から大変心配をしておりますし、現場の先生も不安を抱いていると思います。そして、何よりも生徒の命がかかっている、そう思いますと、ご答弁書のほうにありました必要以上に柔道を危険視する考え方に疑問を投げかけている声もあるということがありましたけれども、私はそう思いませんし、正直そこまでして柔道をする必要があるのかというふうな考えも持っているわけであります。

ですが、当然のことながら教育委員会は、その危険性を知った上で、結論としては、柔道を選択されたわけでありますので、決断された以上、やはりそこには重大な責任があり、子供の命や将来がかかっているという認識を常に持ち続けていただき、安全第一で取り組んでいただかなくては困るということを最初に申し上げたいと思います。

それで、安全の確保ということが大事ではありますけれども、大阪の堺市では、大外刈りや大内刈りなどの頭を打つ可能性のあるわざの使用を禁止する方針を固めているそうですが、本町としても安全性の確保という面で、そのような頭を打つような危険なわざに対する配慮、それについてはどのようにお考えでしょうか。

- 議長（古川 稔） 金子教育長。
- 教育長（金子隆司） 柔道における死亡事故、28年間の中で114人、年間にいたしますと4人ということになります。後遺障害についても、約300名近い後遺障害が出ているということでありまして、

答弁申し上げましたように、極めて危険性の高いものであるということは共通の認識だと思います。

今回、武道が必修化になりましたのは、新学習指導要領の改訂によるものであります。基本的には、「日本の文化・伝統を大切にする」ということが根底にあって、武道が取り入れられるというふう押さえております。

したがって、指導要領の中には、ご質問がありました、指導要領というのは、基本的には大綱を示すものでありますから、各学校が、これは一定の歴史的な経過がありますので、すべていいということではありませんが、大綱を示していると。それで教育課程の中で、体固めだとか、大外刈りだとかが出てくるということではありますが、これをすべてどうしてもやらなければならないというものではありません。やはりその子供たちの健康だとか、体力の状況だとかによって、各学校が判断すべきものであると。基本的にはやる内容は変わりませんが、それらを危険な部分を削除していくことについては否定されたものではありません。

基本的に、この柔道が取り入れられた経過などを考慮いたしますと、まずは安全第一というふうなことでの基本的な考え方を根っこに据えて、施策について重視させてまいりたいというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） この柔道ですが、6段のトレーニング補助員をつけるということですが、余りご高齢だと心配なところもありますので、何歳ぐらいの方なのか教えていただきたいのと、あと保健体育の先生とともに柔道の指導に当たるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） トレーニング補助員でありますけれども、今72歳か3歳であろうかと思えます。ただ、この先生は国士舘大学体育部柔道専攻、そして高校に入りましてから教師となりまして、五つほどの高校を回っておりますけれども、部活指導に当たってこられたと。非常に年齢は年齢でありますけれども、非常に強健な体をお持ちの方であります。そういう意味では、体力的に心配ないというふうには思っておりますし、何といいましても柔道6段ということになれば、単純に段が強ければ上がっていくというものではない、講道館柔道6段ですから、それなりの修業、経験を積まなければ段位が与えられないということです。実力的には、私は十勝管内でも指折りの方ではないかなというふうに思っております。

それで、その指導員、補助員が柔道の学習において、体育においてすべてつくのかということについては、これ教育課程があります。最初は、柔道の歴史とか等々を教えていって、そして受け身を教えていくわけですが、その段階では、これは学校の判断によりますけれども、補助員までは必要ではないのではないかというような判断をなされているのが現状であります。

ただ、立ちわざだとか、いわゆる一定の競技に入りますと、やはりきちっとした柔らかい畳の上で、武道場を活用してやっていくというふうなことに移行してまいりますので、そのときには、この補助員をできるだけ活用してほしいと。学校のほうとしても前向きに取り入れたいというふうにおっしゃっていただけますので、ぜひこういう方の活用を奨励していきたいというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 柔道では、女子も当然行うわけだと思いますけれども、柔道は普通筋力をつけ、体を鍛えて行うものだと思うのですが、女子の場合、筋力が少ない。それと恐怖心などから体がこわばったりして受け身がとれず、事故が起こるということも考えられるのですが、女子への配慮はどのようになっているのか。

また、当然男子と組むということはないと思うのですが、それもお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 実際に柔道をやっていく際において、男女の区別なく安全第一を考えていかなければなりませんけれども、ご指摘がありましたように体力差等々がございます。

特に女性の場合は、体が硬直するという特徴もあります。男子の場合は、どちらかといえば熱くな

るといふようなことがありますので、非常にその辺のコントロールをみずからがしていかなければなりませんけれども、周りの先生方が、そういう点についてチェックもしていかなければならない。そのことによって起こった事故については、先般の新聞にもありましたけれども、訴訟に発展することもあり得るといふようなことを自覚しながら、授業を進めていただきたいなというふうに思っているところです。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 訴訟という話もありましたけれども、つい先日の新聞報道では、道立の某高校で実際訴訟を起こして、支払いを命じられた判決もあったのですけれども、そこまで発展した場合、きちんと教育委員会で対応をしていけるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先般の新聞で見ますと、2010年に女子高生部活中に強打を受けて後遺症が残り、そして介護を必要とするような状況になったと。当初3億円程度の要求があったそうですが、判決によりますと、これは地裁ですけれども1億3,700万円だったのでしょうか、そのような額が損害賠償として求められたということでもあります。

基本的にはスポーツ振興センターで、死亡あるいは後遺障害についての補償がなされる、見舞金が出されるというふうにはなっていますが、事故の中でも施設管理瑕疵、あるいは業務上の過失、注意義務違反、これらの種類によっては、道教委もしくは町教委に賠償を求められると。町教委ではなくて知事あるいは町長ということになりますけれども、訴訟が起こされるというふうなケースもこれからは少なからず出てくるのではないかとこのように思います。このケースは、北海道で初めてですので、この後、最後まで進展していくかわかりませんが、少なくともそういう事故が起きないように、私どもとしては安全確保、教員に対する研修を含めて行っていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） スポーツ振興センターについてですけれども、公費で掛けておく必要があると思うのですけれども、それについてお伺いすると、またスポーツ振興センターというのは、一時金が出たり、一時的な補償はあると思うのですけれども、余り死亡など大きなものには想定されていないというふうに思っておりますので、それとは別に、また大きな補償をしてくれるような保険に加入しておく必要もあるのではないかとこのように思っておりますけれども、これについてはどうお思いでしょうか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 日本スポーツ振興センターについてのご質問であります。本町におきましては、児童生徒全員が町費をもってこの振興センターに加入しているところでございます。自治体によりましては、保護者負担といたしまして、そういうところも求めている町村もあるようには聞いております。

この見舞金につきましては、もちろん障害の程度あるいは死亡、その状況によりまして違いますけれども、ランク別にありまして、例えば一例を申し上げますと、死亡見舞金については2,800万円が給付されるということでございます。それと後遺障害が残った場合、一番大きな障害ということになりますと第1級というところに位置するわけでございますが、3,700万円程度の見舞金が出るというふうな状況になっております。

もちろんこれは見舞金でございますので、そういう障害を負ったことによって、それらをもってすべて生活するにおきましては十分かというところについては、いろいろご意見もあろうかというふうに思います。とはいえ、見舞金という制度の中で、こういう状況になっていることと、あわせて先ほど言いましたように、いろいろな施設の瑕疵等々におきましては、知事あるいは町長が場合によっては、それらの実際には裁判ということになっていくのだと思いますけれども、そういう中でしかるべき対応ということになっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

とにかく柔道を選択している中学校が多いということで、安全第一に考えて、子供たちの命がかかっている、将来がかかっている、そのことを肝に銘じて教育委員会を初め、現場の指導者、先生方は、細心の注意を払って取り組んでいただきたいと、そのことを強く強く申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：57 休憩

11：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 通告に基づき、大きく2点について質問をいたします。

最初に、知的障がい者のセーフティネット、いわゆる安全網の強化についてお伺いをいたします。

1月20日、札幌市白石区のマンション居室で、生活に困窮した40歳代の姉妹が、料金滞納で電気やガスがとめられたまま亡くなっているのが見つかりました。姉の病死後、知的障がいのある妹は、飢えと寒さで死亡したといわれております。この事件の少し前には、釧路市で高齢者夫婦の病死と凍死の報道があったばかりでもありました。

この厳冬期にライフラインをとめられたら、死に至ることは容易に推察できる場所であり、哀感を禁じ得ないだけでなく、人の命の重さを考えるときに、何と悲惨で非情なことかと、行政を含めた関係機関やライフライン関連企業の対応に強い憤りを覚えるところでもあります。

地域コミュニティの崩壊が叫ばれる今日だからこそ、孤立死、孤独死を防止するため、行政の温かい見守りと生活弱者の目線に立った一層の努力と対応が求められているものと考えるところであります。

以下、3点についてお伺いをいたします。

その1点目は、町内に在住する知的障がい者の総数は何名いらっしゃるのでしょうか。そのうち中軽度者数と重度者数の内訳はどのようになっているか、お伺いをいたします。

そして、その2点目は、障がい者福祉サービスなどの利用実績のない知的障がい者数は何名いるか、お伺いをいたします。

また、こうした方々の一つには生活の現状、二つには相談者の確認、三つには窓口サービスの紹介と相談員の訪問、四つには地域の見守り体制の等々についての実態把握にどのように取り組まれているか、重ねてお伺いをいたします。

そして3点目は、悲劇を繰り返さないためにも、ライフライン関連企業と長期に料金を滞納している、いわゆる生活困窮者に対する情報の共有化など、福祉のセーフティネット構築の観点から現実的な対応策を早急に案出すべきと考えているところではありますが、その所見をお伺いいたします。

大きな2点目に入ります。

学童保育の充実についてお伺いをいたします。

学童保育は、仕事や傷病などの理由により、昼間保護する者が家庭にいない小学生の児童を対象に放課後や長期休業日など、必要ときに保護者にかわって適切な施設で保育することをいうと定義されておりますが、戦後の高度経済成長期における女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆる「かぎっ子」が増加したことから、学校外における教育の受け皿としての需要が高まり、放課後の児童健全育成事業として法制化され、その後児童福祉法の改正により、子育て

支援事業の一つにも位置づけられているところであります。

子供にとって、学童保育所は生活の場であり、健康や安全の管理など、養護を含めた基本的な生活習慣が保障され、子供の成長段階、言いかえますと発達段階に見合った働きかけや指導、援助が行われなければならない施設でもあります。したがって、ほかの教育施設や保育所あるいは児童福祉施設と同様に、子供の最善の利益が第一義的に考慮されなければならないものと考えるところでもあります。

一方、政府の有識者検討会議は、過日「子ども・子育て新システム」なる新施策の基本制度を取りまとめ、公表をいたしました。そこでは、幼稚園と保育所の機能を統合した幼保一体型施設の創設、いわゆる「総合こども園」と幼稚園教諭並びに保育士の両方の資格を有する保育教諭らが常駐し、幼児期の学校教育と保育の両方を提供するとしております。

こうした社会の動向を踏まえるとき、学童保育も待機児童の解消は、もとよりのことでありますが、良質な教育と保育の提供を保障するための条件整備が、今、強く期待されているものと考えるところであります。

以下、5点について、お伺いをいたします。

最初に、各学童保育所の定員数と在籍児童数及び待機児童数の有無についてお伺いをいたします。

その2点目は、毎日の生活の場にふさわしい施設になっているか。広さだとか設備だとか環境などきちっと確保されているか、お伺いをいたします。

そして3点目に、指導員の配置にあつては、専任、常勤、複数配置が適切かと思われませんが、どのようになっているか、あわせて資格や人数、待遇などについてもお伺いをいたします。

4点目は、子供の把握と記録及び保育計画が整備されているか、お伺いをいたします。

そして最後に、学童保育が、先ほど来、出てきている良質な教育と保育の提供という保護者や社会のニーズにこたえるための改善策について、どのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 齊藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「知的障がい者の安全網強化について」であります。

ご質問にもありますように、昨年暮れから知的障がいや認知症の家族と同居をし、世帯を支える方が生活困窮や病気により死亡し、あわせて世帯員全員がお亡くなりになるという痛ましい事件が相次ぎ発生しましたことは、まことに残念でなりません。

障害者自立支援法の施行により、施設から地域での生活へと移行が進み、本町におきましても、多くの方が町内で暮らしておられますことから、よりきめ細かな対応が求められているものと考えております。

また、障がい者と同様に認知症のある高齢者も増加の傾向にあり、高齢者世帯や高齢者の単身世帯での孤立死等の問題も大きな課題であると認識をいたしているところであります。

ご質問の1点目、「町内に住む知的障がい者数について」であります。

現在、18歳以上の方で、療育手帳の交付を受けている知的障がい者73人の方々が本町で生活されております。そのうち中軽度のB判定の方が48名、重度のA判定の方は25名となっております。

ご質問の2点目、「障がい福祉サービスなどの利用実績のない知的障がい者数と実態把握について」であります。

本町におきましては、本年2月に入りまして札幌市で発生した事件を受け、知的障がい者の生活実態を把握することを目的に、障がい福祉サービスを利用していない方のリストアップと訪問調査を実施し、2月末までにその調査を完了したところであります。本年2月1日現在、障がい福祉サービスの利用のない知的障がい者の方は21名おられ、そのうち生活保護を受給されている6名の方については、定期的にケースワーカーの訪問があることや保護費や医療券の受け取りのため本町職員と接触があることから調査から除外といたしました。

また、3人以上の家族で生活をされている方6名についても調査から除外することとし、これら12名を除く単身及び2人世帯、高齢者世帯に属する9名の方を調査対象といたしまして、北海道の委嘱を受けております知的障がい者相談員と本町の障がい福祉担当職員が訪問調査を実施いたしましたところでもあります。

1点目の生活の現状につきましては、現在、入院中の方が3名おられました。ほか6名の方は自宅で生活をされており、病気や高齢により障がいサービスの利用につながっていないものであります。

2点目の相談者の存在確認につきましては、現状といたしましては、家族や身内の方となっております。

3点目の窓口サービスの紹介・相談員の訪問につきましては、今回の訪問調査の際、必要と思われるサービスの内容並びに相談窓口について、改めて説明をさせていただいたところでもあります。

4点目の地域の見守り体制など実態把握につきましては、これまで個人情報保護の観点から、地域に対し障がい者の氏名等の周知ができないことなどから、地域での見守り体制は十分に確立されていない状況にあります。

なお、町といたしましては、現状、ご本人や家族からの何らかのしつこくや相談等がない場合には、実態を把握する機会がありませんでしたが、今後は、障がい者の相談支援専門員や町職員による定期的な訪問を実施するなど、さらには特に見守りが必要な場合には、民生委員のご協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「悲劇を繰り返さないためにも現実的な対応策を早急に案出すべきについて」であります。

ご質問のとおり、地域の見守り体制の構築は、大きな課題の一つと認識を同じくするものであります。これまで体制の構築がなかなか進まなかった要因には、「個人情報の保護」があります。今回の事件の後、町内の実態を把握するべく、北海道電力に情報の提供について確認をいたしましたところ、「現状では個人情報保護法の観点から情報の提供はできない」と回答をいただいたところでもあります。

現在、北海道と北海道電力において情報の提供あり方など協議がなされているというふうにお聞きいたしておりますので、今後、自治体とライフライン関連企業との情報の共有化に向けて進むものと考えております。

このようなことから、今後、庁内の関係各課で設置をいたしました「要援護者支援の連絡会」、さらには地区担当の民生委員並びにライフライン関連企業などとともに、連携強化を図りながら地域の見守り体制の構築に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、「学童保育の充実について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、学童保育は、戦前より共働き家庭や、ひとり親家庭の自主的な保育活動として始まったとされております。長年、法律上の規定がありませんでしたが、平成9年に「児童福祉法の一部改正に関する法律」が成立し、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化され、児童福祉法第6条の2第2項におきまして、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と規定されたところでもあります。

ご質問の1点目、「各学童保育所の定員数と在籍児童数及び待機児童の有無について」であります。

在籍児童数につきましては、本年3月1日現在の状況でお答えをいたします。幕別南コミセン併設の「はぐるま学童保育所」は、定員50人に対し16人、白人小学校北側に設置しております「あすなろ学童保育所」は、定員40人に対し30人、札内南コミセン併設の「つくし学童保育所」は、定員90人に対し104人、札内北コミセン併設の「やまびこ学童保育所」は、定員40人に対し43人、ふれあいセンター福寿内に設置しております「ちゅうるい学童保育所」は、定員25人に対し15人の在籍状況であります。

待機児童につきましては、平成20年度以降、やまびこ及びつくし学童保育所におきまして、定員を



大幅を超える入所申し込みがありました。併設するコミュニティセンターの利用団体のご理解とご協力を得ながら、大集会室を児童の遊びの場として開放いただいたところであり、つくし学童保育所につきましては、後年次においても入所希望児童数の増加が見込まれましたことから、昨年増築を行い、増築部分を「つくし第2学童保育所」として平成22年12月に供用を開始したところであり、入所申し込みのありました児童のすべてを受け入れ、現在までは待機児童は発生しておりません。

ご質問の2点目、「毎日の生活の場にふさわしい施設が確保されているかについて」であります。

学童保育所の施設設備等につきましては、平成19年10月に「放課後児童クラブガイドラインについて」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から通知されたところであり、このガイドラインは、「各クラブの多様性から『最低基準』という位置づけではなく、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向性を目指すものである」とされております。

この中で示されております内容は、規模として「放課後児童クラブにおける集団の規模は、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、一放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」。施設・設備として「児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場として機能が十分確保されるよう留意すること。子供が生活するスペースについては児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましい」とされております。

本町におきましては、生活の場となるスペースのほかに、遊びの場としての「遊戯室」も、あわせて設置しておりますことから、定員に対するガイドライン上の面積については十分確保されているところであります。

なお、平成22年度及び平成23年度におきまして、国の「住民生活に光をそそぐ交付金事業」を活用し、1学童保育所当たり約130冊の図書を購入し、環境の向上を図ったところであります。

ご質問の3点目、「指導員の配置について」であります。

前段、申し上げました「ガイドライン」におきまして、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」とされ、この資格者として、「保育士の資格を有する者、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」などと規定されているところであります。

本町におきましては、主任指導員として、小中学校または高等学校の教諭免許者、補助指導員として、幼稚園の教諭免許者または保育士資格者を配置しているところであり、1学童保育所2人配置を基本とし、入所児童数が50人を超える場合、あるいは支援を必要とする児童が入所する場合など、その年度において必要な指導員を増員し、本年度におきましては、主任指導員5人、補助指導員10人を配置しているところであります。

なお、雇用身分は、日額臨時職員であり、社会保険及び雇用保険加入のほか、非常勤公務災害保険に加入しているところであります。

ご質問の4点目、「子供の把握と記録・保育計画が整備されているかについて」であります。

学童保育所の運営につきましては、国は保育計画の策定について規定をいたしておりませんが、子供の把握といたしましては、まず、新入所児童につきましては、保護者とともに面接を実施し、児童の育ちや健康状態等について確認をいたしてあります。

また、日々の保育におきましては、登所の際に一人一人の健康状態及び当日自分で帰るのか、迎えがあるのかを確認するとともに、欠席などの確認手法として連絡帳を使い、保護者との意思の疎通を図っているところであります。

ご質問の5点目、「良質な教育と保育の提供というニーズにこたえるための改善について」であります。

学童保育所の運営は、「児童に適切な遊び及び生活の場を与える」ことを基本としているものであり、「ガイドライン」におきましては、「遊びを通しての自立、自主性、社会性、創造性を培うこと。基本

的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること」などとされており、本町学童保育所におきましても、一つには、友だちと仲よく、人に迷惑をかけない子供、二つには、元気で素直な子供などを指導目標に、集団の中の一員であることを常に認識させ、父母にかわり、家庭的な雰囲気の中で生活させることを指導方針として運営を行っているところであります。

ご承知のとおり、学童保育所は、1年間を通して小学校1年生から3年生までが同じ場所で、同じ時間を過ごす場であり、各家庭におきまして兄弟姉妹が少なくなった昨今、学童保育所での日々の生活は児童の成長に大きな役割を果たすものと考えられますことから、今後とも、安全・安心な運営に努めますとともに、日々の遊びを通じた生活のほかにも、お誕生会や季節の行事等を通じて、児童の自主性、社会性、創造性をより高めていくことができるよう運営をいたしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 大変丁寧な、しかしかつ詳しいお答えをいただきましたのですが、少し再質問をさせていただきたいなど、こんなふうに思います。

最初に、知的障がい者の安全網について、お伺いをいたします。

ご案内のとおり、知的障がい者へのその偏見もあって、社会から孤立する例は、決して私は特異なことではないものと、こんなふうに考えているところでもあります。

こうした助けを求められない人の声に気づくのは、これはなかなか簡単ではないことは、もう私も十分承知をしておりますが、そこでお答えをいただいたら、療育手帳を持ってというふうにこの数が算出されているやに思いますが、これまでのいろんなケースを調べてみると、実は、そういう社会的な偏見だとか、そういうあるいは家族ができるだけこの知的障がい者には、身体的障がい等とは違って知的障がいというのは、なかなかそういう意味では社会の中へ出たがらないという家族の者の思いもあったりして、療育手帳を持っていない実は知的障がい者がいるのです、あるのですよ。このあたりは、果たして把握していらっしゃるかどうかと、あるいは把握していないとすれば、今後それをどう扱っていかうと考えていらっしゃるか、まずお聞かせいただきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように療育手帳を所持するためには、それなりの病院の診断を受けて、それから申請ということになるわけですが、ただそれらを我々行政の立場から、あなたのお子さんは知的障がいですから手帳を受けてください、この辺の指導はなかなか難しいところであります。

そのために、特に乳幼児から保育所、いわゆるそういう小さい乳幼児の時代から保健師なり保育士なりとの接触の中で、お父さんやお母さんに、こういう状況ですから一度病院とかへ行って診ていただいたら、診察を受けてはどうかというような指導が、今の段階では限界なのかなというふうに思っております。そういったことで、できれば、そういうお父さん、お母さんの子供に対する思いもあるのかもしれませんが、ぜひ診断を受けて、必要であれば手帳を受けていただくように我々の立場からは、これからも勧めていきたいと思っておりますので、今現状、そういう方が何人いらっしゃるというような押さえはできていないのが実情であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 前段、私も申し上げましたとおり、この段階で、療育手帳を持っていないということは、なかなか表に出たがらないというそのところとの兼ね合いですから、ぜひともそのあたりは、きめ細やかな気配りで、療育手帳を受けたりして、いわゆる町村の中できちんとファイルの中に整理されていると。この人は、あれですよということでの整理がされているということが、まず大事なのだろうなど、こんなふうに考えているところですので、ぜひよろしくお願いをしたいなど、こんなふうに思います。

そこで、今回のいろんなケースを見ていると、孤立死、孤独死の多くのケースは、生活困窮による凍死や餓死であります。そのほとんどが。その後にも起こってきたのも、みんなそうですね。そうした意味合いでは、私は生活保護さえ受給していれば避けられたのではないかと、こんなふうにも考えるところでもあります。

しかし、これがまたなかなか難しいのです。昨今、地域経済の停滞や貧困層の増加に伴って、生活保護受給申請の急増が非常に進んでいる。例えば、お隣の帯広市で言えば、10年前から見たら、ちょうど倍になっているとか、ご案内のとおり話題の大阪市は、18名に1人が受給者だというそういう状況。こんなものも踏まえて、なかなか今社会的に大変な状況にきている。そのことが、行政は、いわゆる極力支出を抑えるために生活保護申請を断念させることが念頭にあるのではないだろうか、このごろ厳しいよね、時間がかかるよね、そういう声がややもすると聞こえてくる。

もちろん私は、不正受給だとか、そういうものについては、厳しくきちっと精査すべきと、このようにも思っておりますが、とりたててこの知的障がい者というのは、ぜひこのところを私は理解しておいてほしいと思うのですが、読めない、書けない、開かない。これは知的障がい者の特性ですよ。読まない、書けない、開かない。開かないというのは、心を閉じているということです。これは、これからのその心を開くための、後のところでまたちょっと申し上げたいと思いますが、いずれにしてもそういった形で、ある意味では、そういう身体障がい者も含む知的障がい者の生活困窮者、ここに対して行政は、励ましたり、協力したりする気持ちに欠けているのではないかとという言葉がややもすると耳にするわけですが、このあたりの本町の要保護決定に対するスタンスなり実態を、思いを聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように生活保護の決定は、今で言えば十勝総合振興局になるわけでありましてけれども、もちろん受け付けから決定の段階まで町職員あるいは民生児童委員の方々、いろんな方をお願いをしながら、またご協力をいただきながら最終決定になる。私どもは、もちろん生活保護申請を拒んだり、保護を減らすためにあなたは受けてはだめです、そういうようなことはもちろんありませんし、当然の権利でありますから、出されたものをスムーズに進達をし、そして意見を述べる中で、最終的な判断を待つというのが、今のシステムだろうというふうに思っていますので、これはこれからも変わるものはありませんし、ただ窓口へ来て、今までの新聞なんかの報道を見ますと、何回か相談に乗ったのだけれども、そのままで終わってしまった。あるいは、相談に来たのだけれども、保護が却下になった。その時点で行政とも離れてしまって、後の連絡が続かない。こういったことは、やっぱり問題が大きくなる要因なのかなというふうに思っています。

ですから、先ほども言いましたように、これからは知的障がい者のご家庭なんかに訪問を定期的にする。そして、ご家族の方との話し合いを進める中で、必要なものがあれば、それを我々等の立場から、もちろん生活保護を含めてですけれども、いろんな福祉施策を講じていくことが大事なのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） ぜひそうあっていただきたいと思うところではありますけれども、先ほど言った読めない、書けない、開かないというそういう特性を踏まえたときに、いわゆるその接する人の接し方、言葉、それによって下がってしまうというケースがややもすると、あの家族やあの人たちにはあるということ、受け手の血の通った接し方、ここが私は非常にこれこのところのキーワードになってくるのだろうと、こんなふうに思っているわけで、ぜひ、そしてご案内のとおり、これ申請式なのです。持ってこなかったら、来なかったら救わないよと、逆に言うと、本当に乱暴な言い方をすれば、当然該当する立場にあった人間であっても、申請なかったら、うちは知りませんよと。

ご案内のとおり、あの札幌の姉妹のとき、そうですね。あの担当者の言葉、あそこがやっぱりいわゆる行政は冷たい、ネックだ、抑えているのではないかとというふうに誤解されるところ。今、町長が答弁されたように、決してそんな行政が冷たい扱いをしているのではないとは思いますが、やっぱ

りこれふえているから抑えようとしているのかなと、時間がかかるのだと、差し戻された。本気でこちら心を開いて、どういう状況にあるかをあれしたら、恐らく保護法の支給決定にかかわっては、7条と9条があって、9条のところでは、直ちに救えるというところが、私はあるのだろうなと思っている。そういうところが、適用されているという例が非常に少ない。

そういう意味で、いま一度、もし何かそういうところも含めて今後検討していただくか、訪問して聞くかどうか、そういうスタンスがもしあるのだとしたら、あわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに法の趣旨は、申請主義ですから申請が上がってこなければ、現実にその後の作業が進まないわけですけれども、ただ申請をさせるといいますか、していただく、申請すべきでないかと、そういったことは、訪問の中で、あるいは相談業務の中で、これからはやっていくことが可能でなかろうかというわけでありまして、もちろん本町の場合は、ちょっと予算が足りないとか、そういう問題はありますから、それはいいのでしょうかけれども、ただ我々は先ほども言いましたように、やはりそういった人の身になって考えるということが、もちろん大事なことなのだろうというふうに思いますし、先ほど言いましたように、相談に来なかったから、それで行政と本人との連絡や関係が切れるということには、これはならないわけでありまして、いつまでも、あるいは突発的ないろんな問題も出てくることもあるわけですから、そういったことも含めながら、やはり私は定期的な訪問あるいは民生委員の方々をお願いしながら、できれば民生委員の方とそこご家庭が心を通じ合うような関係になれば、一番ありがたいのかなというふうには思っておりますし、私どももさらに努力はしていかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） そこで、相談にかかわって少しまたお話をしたいのですが、本町には、いわゆる身体障がい者と、それから知的障がい者を対象にした相談員がそれぞれ1名ずつですけれども、数は私は少ないと思っておりますが、しかしないよりはいいので、1名ずついらっしゃいます。そんなふうに私は承知をしているのですが、これからといっても、実はその家族の方々からの相談に応じたり必要な指導を助言しているというふうに承知をしておりますが、これは間違いないでしょうか。

要するに、これ今度申し出主義なのですね。申し出がなかったら、また相談の窓口はできている。窓口はできていて、人もいる。人もいるけれども、現状今までは、先ほどお答えいただいた中に、出かけていくことをやって、その調査をやられたというので、いいことをやったなと思いながら私は聞いていたのですが、本人はこれ知的障がいのまま全く来ませんよ、身障者は別として。これまでは家族や本人が行かない限り、届け出をしない限り、あるいは民生委員の方の推薦があってお届がない限り、実は窓口にどんと座っているのです。これが僕は実態だったのではないかなというふうに思います。今後、改善していくというところが、後段の部分で出ていますので、お答えをいただいておりますけれども、ぜひ改善してほしいと思うのですけれども、私の認識は、間違いだったのですか。

○議長（古川 稔） 民生部長

○民生部長（菅 好弘） 相談業務につきましては、私たちも親切に対応しているところでございますけれども、まず一つ難しい点というのが、どうしてもプライバシーという問題があります。相談員ですから、その家庭の中に入って行って、何かありませんかというような形も、これなかなかとれない面もあると。そういうことで、周りから見て相談が必要な部分、特に日常生活の中でいきましたら民生委員さんもいらっしゃいますので、民生委員さん、または相談員、そして行政と、そのような形の中で、必要なことがあると思われるところについては、私たちのほうも何かございませんかということのお話はできるのですけれども、日常活動の中で、家庭の中になかなか入っていくという、そのプライバシーという面でも難しい面があるのかなというふうに今までも押さえておまして、今後はそういったところももう一つ乗り越えるようなことも考えていきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） ぜひ乗り越えていってください。窓口設置をしたからいいではなくて、本当に

相談支援体制がニーズに合っているかどうか、困っている障がい者を孤立させない支援を行っているかどうかという視点で、再度見直しをかけていただきたいということを要望しておきたい。そのことが障害者を、とりわけ知的障がい者を孤立させない大事な営みになってくるということを強くお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、いわゆる地域の見守り体制というところで申し上げます。

今ご案内のとおり、その次の最後のところの企業の社会的責任も含めて、話題になっているのは何かといたらプライバシー。プライバシーの保護というところが、これもなかなか大変だというのはわかっていますが、まず最初に地域の見守り体制で、民生委員さんの協力を得てということが出てきました。

私が理解しているのは、このように高齢化社会が加速化して、全道的に民生委員の担い手不足が深刻化しております。そこで、うちの定数が当然あるのだと思いますが、その人数が確保されているかどうかとあわせて、私は民生委員に依存するこの体質には限界がきているのではないかと。とりわけ65歳以上の独居老人なんかには、一生懸命回っているのです。私の旭町第2公区の民生委員さんなんかは、本当に毎日の私生活をなげうってというのか、ボランティアですよ、基本的には。あれだけまた忙しい。そして、またよくやってくれている。そういうところと、それからなおかつ民生委員が不足しているところとの中では、私はどうしても限界が来ているのではないかと。民生委員に頼ることへの限界も、やっぱり行政としては感じて、では次善の策をとるところとっておく必要があるのではないかとこのように思っております。

私は、ちょっと乱暴すぎるかもしれないけれども、ある意味では行政の責任で地域の中に見守りの芽を育てる。芽、この目ではなくて芽生えてくるやつです。地域の行政の責任で、行政主導で、まず。これなかなか地域でつくりなさいと、地域の老人会でやりなさい云々、民生委員さん頑張ってくださいと言ったって、なかなか前段一番最初のときに申し上げたとおり、地域のそういうニーズが壊れてきているのです。コミュニケーションニーズが壊れてきている状況の中では、非常に難しい。したがって、とりあえず地域の中に、その見守りの芽がすくすくと伸びてくる。表に日が浴びるところまで出てくるまでの、そういう働きかけを行政の責任でやる。別な言い方をすると仕掛ける。そんな取り組みが、こういう時代だからこそ、こういう情勢だから忙しいということも、人手不足もいっぱいわかりますけれども、しかし人の命にはかえられない。とりわけ身障者、身障者にしっかり、身体障がい者や、それから知障者への網かけの部分での社会のそういう見守りのシステムをつくっていけないかなと、民生委員さんだけにあれしているのは、僕は限界がある、限界が来ているのではないのということを含めて、ご見解があったらお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 民生委員の定員について、うちは今のところは充足しているわけでありましてけれども、民生委員もなり手が少なくなってきたのも現実でありますし、民生委員を受けていただく方が高齢化しているのも、また現実だろうと思います。

それともう一つは、公区によっては、1公区に1民生委員ということではありませんので、二つ、三つかけ持ちをした形で、民生委員がお一人でやっていらっしゃるというようなことがあって、なかなか自分の公区はわかるのだけれども、ほかの担当のところへ行くとわからないというようなことも聞かれます。

それと、都市化が進む地域へ行きますと、民生委員さんが声をかけても、訪問しても、まさに相手にしていただけないというか、門前払いにされてしまう。そういった悩みも非常に多いわけでありまして。そういったことで、これからは、民生委員さんの力もちろんそうですけれども、町としての力、もう一つはやはり何といても行政区、公区長さんを初めとするその地域の皆さん方のお力もかりていかなければならないのだろうというふうにも思いますけれども、今の盛んに問題になっています災害時における要支援者の確保なんかも、これもなかなか公区長さん、回って歩いても、名前も教えてくれない、載せなくてもいい、いろんな難しいところがあるようであります。

そういったことも含めながら、やはり最後は、コミュニティの問題、あるいは今言うように各地域に、各公区に、町内会に福祉を担当する福祉委員さんというような方でも置いていただければ、これもありがたいのかなというふうに思いますし、また今我々が進めております協働のまちづくりの支援事業の中でも、そういったことが今後考えられないか。いわゆる災害も含めて、あるいは障がい者あるいは高齢者福祉も含めた中で、そういった方々の体制づくりあるいは人の配置、あるいは行政がどうかかわっていただけるか、そういったことも含めながら今後も十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） そこで、少し先に進みたいと思いますが、何ぼ要するに地域に見守り隊つくっても、情報が出てこなかったらこれだめなのですね、情報が出てこなかったらどうもならん。そのさっきから言われているように、情報の障害となるところは何かといたら、ご案内のとおりプライバシー云々というところなのですね。これ、なかなか本当にいずいところで、何とかここはひとつ突破してというところで、一人の人間の生存が、生き死にがかかっているというところには、私はプライバシーなんていうのも越えた何かをなければいかんのかなと。では、おまえ何あるのだと言われたらなかなか難しいものがありますが、そこで最後のその5番目のところになりましょうか、その自治体とライフライン関連企業との情報の共有化にかかわって、重ねてお尋ねをしたいのですが、この種の出来事は、とかく今言ったようにプライバシーなどの責任回避が口実にされることが非常に多いと。だけれども、ある意味では、ああいう命にかかわるところというのは、企業の社会的責任が非常に大きく乗っかかっているところでもあろうというふうに私は思っています。

そういう意味で言うと、何とかそういう企業の社会的責任をあれして、自治体への連絡義務の仕組みがきちんと機能するように整備すべきではないのかというふうに思いますし、もう少し知恵を働かせれば、北九州市が4年前からやっているある取り組みがある。それは、地元のところにある郵便局。郵便局なんていうのは、一番地域密着型だというふうに私は思っていますが、郵便局だとか新聞配達だとか、あるいは宅配業者だとか、そういったところと北九州市だけでお約束を結んで、そういう障害者のSOSを感じたら、何でもいいから情報をとにかく届けてくださいと言って、そうした。そうしたら、直ちに行政が飛んで出向くと。民生委員さん、ちょっと見てくださいとか、今回も東京にありましたよね、だれだれさん行ってくださいと、あっちこっちから行くと。そんなまどろっこしいことをしないで、直接に行くと。そして、確認をするという、そういうすぐれた実践例が4年前から行われております。実は、そうやってSOSの案件が、とにかく300件以上のそういうニーズが集まってきているのですよ。それで、確認がされている。

やっぱりそういう取り組みをぜひ本町でも創意工夫を凝らす中で施行していただけないものかなと。そして、とにかく道が平成10年に制定した、あの障がい者条例の中の一番先に書いてある「障がいを持つ方々が住みよいまちづくりを進めます」といっている3本の柱のうちの 하나가、この幕別町で、何とか実現させていっていただきたいものだなと、こんなふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

限られた時間だと思います。もう残り5分ぐらいしかありません。したがって、学童保育のところ、非常にはしりながら再質問をさせていただきたいと思いますが、くどいようですが、先ほど言いましたように、今日のその学童保育というのは、量的な拡大が課題であった時代から、いわゆる量的な課題というのはかぎっ子ですよ。お母さんやお父さん方が働きに出て、かぎっ子が、かぎっ子時代に設けられた健全育成というそういう時代から、少子化時代の今日この質的な充実が非常に求められている。そのところが切実な課題になっているということをぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、あわせて先ほど来お聞きをしておりますと、待機児童なしということでありますから、待機児童なしということになればなおさらのこと、いわゆるその質、子供たちを扱う一日の中の質、そこをひとつ大事にさせていただきたいなと思います。

そこで、そのあたりの質問を本当は深く入りたかったのですが、入れませんので、ぜひまた後日担

当の方とお話をさせていただきたいと、こんなふうに思いますが、1点、保育料の月額が、本町は4,500円というふうに承知をしておりますが、この中にはおやつ代が含まれているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） おやつ代という名目で保育料は徴収しておりません。学童保育料として、4,500円を徴収させていただいているという状況であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 他町村を見ますと、保育料月額3,000円、おやつ代プラス教材費3,000円、都合6,000円とかというふうになっておりますが、このところは、本町の募集要項を見せていただいたのですが、その中では4,500円。しかし、文章の中で見たらおやつを云々というのですから、そうするとこの中から出されているということですか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） おやつ代としては、町費で子供たちに支給しているという状況にあります。以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） わかりました。よその町村より、そういう意味では、手厚く子供たちをあれしてくれているということで、大変結構なことだなというふうに思います。ただし、保育料は、他町村から比べるとちょっと高いですけども、それにしてもわかりました。

それからもう一点、施設整備が十分に充足されているかという、私は先ほどのお答えを聞くと、充足されているやに聞きますけれども、私は必ずしもそうではないというふうに思いますが、とりわけどこかに場所をかりて使っているところはあったやに聞いているのですが、ありませんか。プレイルームだと思いますが、生活室ではないですね。プレイルームで、民間の人が使うそういう場所を使ってやっているとところが私の耳元に入ってきているのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ほど町長の答弁の中でお答えいたしましたとお礼内南コミセン、それから札内北コミセンについては、特につくし学童保育所を増築いたします前までは、両施設ともコミセンの大集会室を利用させていただきました。つくし第2学童保育所が供用開始されてからは、札内南コミセンにつきましては、大集会室を子供たちが利用するという場面はなくなりましたけれども、札内北コミセンにつきましては、引き続き、子供の数が、まだ40から30人程度おりますことから、北コミセンの利用団体のご理解をいただきながら、たしか週3回から4回程度は、時間を切って大集会室の利用をさせていただいているという現状にあります。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 地域住民の方々の理解を得てということでもありますから、しかしその条件整備は、できるだけ地域の皆さんのご不便をかけないような形の中で、解決を図っていただければという要望をしておきたいというふうに思います。

時間がありません。急いでいるのですが、もう一点お聞きをいたします。

ややもすると五つあるうちで何ぼか余裕があつて、待機児童がないだけではなくて、定員数を下回っているところがありますが、そういったかわりも含めて、意思ありなしやでお聞きをしておきたいと思いますが、現状低学年3年生まで。しかし、ご案内のとおり厚労省の規定の中では、小学生とって9歳までというシステムから考えていきますと、いわゆる高学年に向かって、今回、保育時間が延びたということでは評価をしておりますが、さらにその年齢を引き上げていくということは考えていらっしゃるか否や、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定員を下回っているところも何カ所かありますけれども、逆のところもあります。

私どもとしては、現状で推移をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） これ町村によってもいろいろあるのですけれども、そこで中身で1点だけ。

良質などというその教育、これはもう今日的に言えば、先ほどうぞっとお答えをいただいた中で、確かに厚労省等々は、ガイドラインという形でやっていて、極めてアバウトに、そして彼らの定めているガイドラインというのは、地方自治体の枠の中で一定程度自由度の枠を広げてという形をとって、認めて、実はあのガイドラインを健全育成、かぎっ子対策のときに設けたときから何ら変わっていないのです。しかし、今言ったように自由度の枠が認められているわけでありますから、したがって逆に言うと、今日的に、あるいは保護者や社会的ニーズの中にこたえていくための学校教育プラス保育という観点に立ったそういう保育計画を持つことは十分可能で、これ例えば小学校や中学校ですと、学習指導要領という最も教育長が好きなああいうものできちっと縛りがかかっているから、なかなか自由度が認められない。しかし、こここのところはガイドラインということで、極めてアバウトにされている。そして、彼らみずから言っている。そういうことで、ひとつ何とか創意ある教育内容で、保護者や皆さんの期待にこたえていただければと思います。

延びたことをおわびして終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、齊藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:10 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 通告のとおり質問をさせていただきます。

初めに、広域連携についてお伺いいたします。

十数年前から「とかちはひとつ」と盛んにうたわれ、行政も広域連携の模索が始まり、行政の強化と効率化、さらには町の経済効果や活性化を目指し、一部スタートしています。

昨年からは、帯広市を中心とする定住自立圏構想や北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域帯広・十勝連絡会（以下「HFC とかち連絡会」）など、十勝圏域の人や経済の底上げを図る広域連携がスタートしました。そして、現在は消防の広域化などの協議が進んでいます。

定住自立圏構想やHFC とかち連絡会などは、国から成果を求められるが、すべての町村にとって有益なものでなければ進めることができないと感じます。また、消防の広域化は、市と町村の考え方に乖離があり、順調に進んでいないように映ります。

そこで、多くの広域連携の中から気になるものについて見解をお伺いいたします。

初めに、定住自立圏構想についてお伺いいたします。

定住自立圏構想の目的は、三大都市への流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することとありますが、十勝管内での市町村間の奪い合いになっているように映ります。これまで取り組んできた成果と今後の進み方についてお伺いいたします。

また、十勝定住自立圏共生ビジョンは、防災についても触れられています。報道では登録融通システムと表現していますが、水や食糧などの備蓄や財源について連携することが望まれています。見解をお伺いいたします。

次に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域帯広・十勝連絡会についてお伺いいたします。

HFC とかち連絡会は、市と町村の合意形成が不十分に感じるが、駆け込みで採択されました。設置



要綱は、国際戦略総合特区区域のうち、本地域にかかわる指定の申請、総合特別区域計画の策定及びその実施に関する協議を目的とするとあります。これらの特区から、フードバレーとかちを推進していくのだろうと推察されます。

帯広市は新年度予算に、フードバレー関連に3億円計上しています。詳細は不明ですが、先進地調査や融資が主であると考えられます。また、「食・農・医連携研究センター」を設置し、地域産業を担うリーダーを育成する計画もあります。幕別町のHFCとかち連絡会での役割と、何に取り組んでいくのかお伺いいたします。

3番目に、消防の広域化についてお伺いいたします。

消防の広域化については、時々報道がありますが、現在どのように進んでいるのか、またどう進んでいくべきか、お考えをお伺いいたします。

大きな二つ目といたしまして、国と地方の協議の場についてお伺いいたします。

国と地方の協議の場に関する法律が、平成23年5月2日に公布されました。協議の対象となるものは、国と地方公共団体の役割分担、地方行政・財政・税制、国の施策で地方自治に影響を及ぼすと考えられるものとあります。また、協議結果を尊重しなければならないとあります。地方自治にかかわるものは、協議結果によっては国がこれまでどおり勝手に決めることができないということでもあります。

現在は、税と社会保障の一体改革などを協議しているようだが、ほかにも地方自治にかかわる法改正案は示されています。

幕別町も幕別町議会も地方六団体の一員ですので、協議されているものや今後協議が必要なものについて、地方の声を届ける役割は大きいものがあると思います。また、十勝町村会や十勝町村議長の役割もますます大きくなります。首長や議長一人一人の見識が問われ、責任も重たくなります。4期目の岡田町長は深い見識のもと、十勝にとって、この町にとって、何が重要で重要か、しっかりと議論をいただけるものと期待しています。

そこで、以下について見解をお伺いいたします。

十勝町村会の国と地方の協議の場に対する今後の対応についてお伺いいたします。

また、税と社会保障の一体改革に対する姿勢をお伺いいたします。

最後に、地方公務員制度改革法案は協議が必要と私は考えていますが、見解と対応についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「広域連携について」であります。

これからまさに本格化していく人口減少社会においては、労働力不足と労働力の高齢化が同時に発生し、その結果として市場規模の縮小を招きかねず、ひいては自治体の活力も萎縮しかねないのではないかといった懸念がされております。

これに加えて、基礎自治体としての権限移譲が拡大する中においては、一つの自治体ですべての行政サービスを提供する、いわゆる「フルセット主義」を維持継続していくことの困難さを背景に、市町村合併を初め一部事務組合や定住自立圏構想など、さまざまな形態の広域連携が模索されているものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「定住自立圏構想の取り組みの成果と今後の進み方について」であります。

住民の生活圏が既存の市町村の区域を越えて広域化する中、少子高齢化の進展や厳しい財政状況などに的確に対応し、住民サービスの維持・向上を図っていくため、圏域全体として人口定住のための必要な生活機能を確保し、活性化を図る仕組みとして、昨年7月に協定を締結いたしました。

その後、有識者や住民代表で構成される共生ビジョン懇談会での論議を経て、連携する具体的な取り組み内容や将来像を記載した「十勝定住自立圏共生ビジョン」が9月末に策定されたところであり

ます。

このたび策定された共生ビジョンは、各町村にとってメリットがあり、既存の取り組みを含め、すぐに連携の可能性があるものを中心に、まずは「オール十勝」で定住自立圏をスタートさせるという協定締結の考えに基づき、取り組み内容等が定められたものでありますが、これを受けて、新年度に向けては、広域での職員研修の実施が確認されたところであります。

今後におきましては、ビジョン懇談会でいただきましたご意見なども参考に、定住自立圏として取り組みの可能性とその利益を勘案いたしながら、新たな連携についても取り組んでまいらなければならないものと認識いたしております。

なお、定住自立圏構想の推進に關しての特別交付税による財政支援につきましては、共生ビジョンに記載されている事業に要する経費から、特定財源を控除した額とされておりますが、今年度におきましては、対象経費が約5,000万円となりましたことから、交付上限額の1,000万円が3月に交付されるものと見込んでおります。

次に、「防災に係る広域連携について」であります。

風水害や地震などの自然災害に備えて、各市町村は、地域防災計画に基づき防災対策に取り組んでおりますが、市町村単独では対応することのできない大規模災害が発生した場合には、十勝圏域内の全市町村が協力し合い、相互に応援することにより、被害を最小限度に食い止めるとともに、早期の復旧に取り組むことができるという共通認識を持っているところであります。

十勝定住自立圏共生ビジョンにおきまして、圏域の防災力の向上を目指して、地域防災体制の構築を図ることを位置づけているところであり、具体的な取り組みにつきましては、平成20年6月に締結された「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、水や食糧などの災害備蓄品及び避難施設の提供並びに職員の派遣などにより、相互応援することとしているところであります。

また、応援に要した経費につきましては、応援を受けた被災市町村において負担することとなっております。

したがいまして、本町といたしましては、防災力の向上を図るために、この相互応援協定に基づく支援及び財政にて対応する考えであり、もって地域住民の安心・安全な日常生活の確保につながるものと認識をいたしております。

ご質問の2点目、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域帯広・十勝連絡会での役割と取り組みについて」であります。

国際戦略総合特区は、国の新成長戦略の一つとして本年度から始まったもので、国際的に競争力のある産業を育てるために、一定の地域に規制の特例措置や税制の優遇措置などを認める制度であり、昨年12月の1次指定では、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、いわゆるフード特区を含め、全国で7地域の指定がなされたところであります。

フード特区につきましては、札幌・江別地区、函館地区、帯広・十勝地区の3地区がそれぞれの地域特性を生かしながら互いに連携し、北海道を東アジアの食産業の研究開発や輸出拠点にしようという構想で、5年間の計画となっております。

帯広・十勝地区においては、帯広畜産大学や北海道立総合研究機構などと連携して、品質の高い農畜産物を安定的に供給するための取り組みなどを行うもので、具体的には安全で高品質な農畜産物の生産、農業生産技術の高度化、バイオガス・バイオエタノール・バイオディーゼル燃料の生産・活用、研究開発拠点の拡充とネットワークの強化を「施策の方向」に掲げております。

そして、その実現のために必要な規制の特例措置や国の財政支援を要望しているものであり、そのことが十勝の経済成長戦略である「フードバレーとかち」の推進につながっていくものと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、既に当初申請事項に係る関係省庁との事務レベルでの事前協議は始まっておりますが、3月には総合特区計画の認定、5月にはその後の追加事項に係る変更申

請・認定が予定されており、追加事項の申請は随時受け付けるとのことであります。

本町の役割と取り組みについてであります。指定申請以前においては、最初、帯広市が単独で取り組んでいた経過があり、町村との協議が不十分であったところは否めませんが、今後においては、HFC とかち連絡会の一員として、帯広市と連携を図りながら、本町の農業者や事業者にとって有益になるよう、さらなる要望事項の洗い出しなど、事務を取り進めてまいりたいと考えております。

また、フード特区やフードバレーとかちの取り組みについては、産学官の連携やプレーヤーとしての食関連企業の機運の高まり、誘致などが必要でありますことから、農協や商工会などと連携し、制度のPRに努めるとともに、対象となる事業者には企業開発促進補助金の活用など、側面的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「消防の広域化について」であります。

十勝圏における消防の広域化につきましては、現行の自賄い方式の解消に向けた協議において、市町村間での共通認識の形成に至らなかったことから、当初想定していた平成25年1月1日スタートを先送りすることとし、今後の進め方などの協議を進めてまいりました。

その後の協議状況についてであります。国が平成28年5月末までに求めている消防救急無線のデジタル化と、消防指令センターの整備については、平成28年3月末を目途として進めていくこととし、これに歩調を合わせて消防広域化の時期については、平成28年4月とすることを確認したところであります。

現在は、自賄い方式の解消に向けた課題を19項目に整理し、一つは消防本部の統合、二つ目に指揮命令系統の一元化、三つ目に署所勤務職員の配置、四つ目に本部勤務職員の配置の4項目については、市町村長間の協議事項とし、その他の項目については、副市町村長あるいは担当課長あるいは消防署長の事務レベルを中心に整理をすることとして、協議を行っている段階であります。

この協議と並行して、平成24年度におきましては、消防救急デジタル無線の整備に当たり、19市町村が共同して電波伝搬調査を含む基本設計を行うこととしておりますが、基本設計を通じて、無線基地局の共同利用計画などの整備方針を検討するとともに、整備経費の算出を行い、北海道が策定を進めている無線整備の全体計画に反映を図ろうとするものであります。

次に、「消防広域化の進むべき方向性について」であります。

近年、急速な高齢化の進展の中、大規模地震や局地的豪雨など複雑多様化する災害等から地域住民の生命と財産を守る消防の責務は、ますます大きなものとなってきており、社会環境の変化に適切かつ機敏に対応できる体制を整備・確立することが求められております。

しかしながら、人口減少社会を迎え、小規模な消防本部においては、要員の確保や資機材の整備に限界があるため、災害発生時の動員力が十分であるとは言えない場合が起こり得るほか、高齢化に伴い増加する救急需要に対する適切な対応や予防査察、火災原因の調査など、より一層高度化・専門化する予防業務への対応などが、十分とは言えない状況が起こり得るのではないかと懸念が指摘されております。

このようなことから、今後を見据えたときに、十勝圏全体の住民サービスの向上と市町村の財政健全化の観点から、消防の広域化は避けては通ることのできない課題であると受けとめております。

次に、「国と地方の協議の場について」であります。

ご質問の1点目、「十勝町村会の国と地方の協議の場に対する今後の対応と税と社会保障の一体改革に対する姿勢について」であります。

初めに、「十勝町村会の国と地方の協議の場に対する今後の対応について」であります。

地方分権一括法が平成12年に施行され、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わったと言われておりますが、全国町村会を初めとする地方六団体は、平成16年、三位一体改革に地方の意見を反映するため、国と地方の協議の場の設置を要請したところであり、さらに平成20年11月に提出した「地方財政確立・分権改革推進に関する決議」において、国と地方の協議の場の法律による設置を国に要請したところであります。

昨年、「国と地方の協議の場に関する法律」が施行され、この「協議の場」が設置されたところではありますが、地方の長年の悲願であり、地方自治に影響を及ぼす国の施策や地方自治に関する諸課題を協議していく上で、重要な役割を果たすものと期待しているところでもあります。

国と地方の協議の場につきましては、法制化された後の昨年6月に第1回が開催されてから、これまで8回開催されましたが、社会保障と税の一体改革、子ども手当、東日本大震災復興対策、地方財政対策などについて協議が行われてきたところでもあります。

この協議の場には、町村を代表いたしまして全国町村会の会長など役員が出席し、小規模な町村の立場に立って、地方が抱えている問題などについても訴えてきたところではありますが、昨年10月に開催された第3回会議におきましては、TPPへの交渉参加について、国内の産業・経済のみならず国民生活にも深刻な影響を及ぼすことを認識して、適切に判断するよう求めたところでもあります。

十勝町村会といたしましては、地域の実態や意見を国の政策立案等に反映できるよう、北海道町村会を通じて全国町村会と連携していくものであり、TPP参加問題など十勝の経済に大きな影響を及ぼす案件についても、引き続き「協議の場」で取り上げていただくよう、十勝町村会構成他町村とも協議してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、「税と社会保障の一体改革に対する姿勢について」であります。

社会保障の機能強化と制度の持続可能性の確保を目指し、社会保障のための財源確保と財政健全化を同時に達成するため、消費税率の引き上げを柱とする税制の抜本改正を一体的に進める「社会保障と税の一体改革」の政府原案が、「国と地方の協議の場」において示されたところでもあります。

「国と地方の協議の場」では、「社会保障・税一体改革分科会」を設置して、社会保障全体の費用推計や国と地方の財源配分等について協議が進められてきたところではありますが、我が国全体の社会保障費の推計につきましては、当初、国側から示された基礎年金、高齢者医療、介護保険及び少子化対策経費の制度化された社会保障4経費に、地方側が主張する予防接種や各種検診などの地方単独事業分を加えて、社会保障費を試算することとされたところでもあります。

また、地方単独事業を評価した推計をもとにして、消費税率の引き上げを仮に5%とする場合、国と地方の役割分担に応じた地方への配分については、1.54%相当分と示されたところであり、地方への財源が一定程度確保されたことにより、地方側はこの案を受け入れることとなったところでもあります。

なお、現在、国会におきまして「社会保障と税の一体改革」について議論がなされているところであり、今月末には消費税増税関連法案が提出される予定とお聞きしておりますが、町といたしましては、国会審議の推移を見守っている段階であり、少子高齢社会において、社会保障制度の強化と安定的な持続につきましては、避けて通ることのできない課題であると認識いたしているところでもあり、国民が納得できるよう慎重かつ十分な審議を期待しているものであります。

ご質問の2点目、「地方公務員制度改革法案に対する協議について」であります。

政府におきましては、国家公務員の給与について、人事院勧告による改定制度を廃止し、労使交渉により決定する制度への改正などを定める国家公務員制度改革関連法案と、給与削減に係る国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を国会へ提出したところであり、去る2月29日、給与削減に係る臨時特例法のみが成立したところでもあります。

また、地方公務員に対しましても、労使交渉で給与や労働条件を決める協約締結権を与え、地方の人事委員会勧告制度を廃止するなどの制度改革の実施に向けて検討しているとお聞きいたしております。

これまで全国町村会では、この制度改革に関しまして、地方自治体は都道府県から市町村まで規模が千差万別であること、長のほか教育委員会等の行政委員会や議会など任命権者が複数であること、住民に最も身近な行政主体として多様な行政事務を担っており、住民サービスの確保が極めて重要であることから、国家公務員とは特性が異なり、労使間の交渉に関する問題だけでなく、行政サービスに与える影響まで含めた詳細な分析を行い、慎重に検討するべきであるという立場をとっております。

た。去る2月3日には、現行の良好な労使関係制度であるにもかかわらず、なぜ地方公務員についても国家公務員と同様に制度改正を行わなければならないのか理由が判然としないという意見を表明したところであります。

私も町村会の一員として、労働基本権制約の代償である人事院勧告に準じて給与改定を行っている現行制度が機能している現在、町が住民の生命及び財産を守る重要な役割を担っており、行政サービスの継続的な維持・確保と住民の行政に対する信頼の観点から、慎重に検討すべきであると考えているところであります。

以上で、前川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思っております。

定住自立圏構想とHFCとかちにつきましては、向かう方向というか、似たようなところがありますので、あわせて再質問させていただきたいと思うのですが、初めに財政的な支援についてお伺いしますが、特別交付税の中で今年度は支援があるというお話でありました。新年度に向けて、これからということになります。何か事務事業を始め事業を行えば、財政的な支援があるのかなというふうに思うのですが、町ばかりではなくて、町村会や活性会、期成会など、そういったところにも負担が今後発生することがないのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定住圏構想にかかわっては、今お話ありましたような期成会ですとか、町村会が直接負担をするというようなことにはならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） それでは、次お伺いしたいのですが、具体的なこれからの事業というか、取り組みについてなのですが、現在のところ、職員研修が始まっていくというところで、その後についてはすべての町村が有益となるものについて、これから検討してまいりたいというふうなお話でありました。

そこで、質問というか提案というかさせていただきたいのですが、農業の成長産業化や新たな起業によって、目的である三大都市への流出を食いとめて十勝圏への人の流れを創出していくという、そういった考えの中から、本町もただ参加しているということだけではなくて、定住自立圏構想並びにHFCとかちなど、こういった有益な制度を利用しながら、積極的に人材を育てて起業を支援していただきたいと思いますというふうに思います。

これまでも町長とは企業誘致ですとか、新たな起業への支援ということで論議をさせていただきましたが、いつも行き着くところは人材の育成というところで、そうですよねというところで話が終わりまして、頑張っていこうという人がいなければ、何事も先に進んでいけないというのも現実かと思っております。

このたびの構想の中には「食・農・医連携研究センター」を設置して、地域産業を担うリーダーを育成するという計画もありますので、こういったところで育つであろう人材が、将来、この町で何か起業をしてみたいですとか、雇用を創出してみたいという希望があったときに、それを受け入れるだけの町としての体制を整えていく必要があるのではないかと思います。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回のご質問の中に、帯広市がフードバレーにかかわって多くの予算を計上した、その大半が、今お話ありましたように、新たに企業を起こしたり、食に関する施設の設置等に向けての補助金、助成というのをやるわけでありまして。私の町も、食だけあるいは製造業だけというような企業誘致の優遇策の設定はありませんけれども、いろんな企業誘致の関係の制度を利用しながら、お話ありましたようなこともこれからも進めていきたいというふうに思いますし、また今回、定住圏構想の中には新たなものもありますけれども、例えば人の育成というようなことがあれば、今まで高等

看護学院なんかを一部事務組合でやってきたと。これなんかも同じ定住圏構想の中で組み込まれているものでありまして、そういった意味では、幅広い中でこれらの活動がこれからも求められていくのだらうと思いますし、町としても参加していかなければならないのだらうというふうに思っております。

もう一つ、その後に出てきますHFCの中でも、いわゆる農業者にとって、あるいは農業関連の企業にとっても、優遇措置というようなことはこれから多く出てくるのだらうと思いますので、そういったもの、具体的なもの、一つ一つ把握しながら対応していくことが大事だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） もう一点、企業誘致、新たな起業ということで質問させていただきたいというか、見解をお伺いしたいのですが、農協や商工会などと連携して、開発促進補助金などを活用して側面的な支援を講じていきたいというようなお話でありました。

我が町の場合は、他の市町村と違いまして、合併特例債ですとか、あと忠類におきましては過疎債などというものも活用しながら、まちづくりというものを進めることが可能な期間もあと4年ちょっとということになりました。

こういったものも積極的に活用しながら、行政が主体となって、民間企業や団体あるいは個人からアイデアなどを募集しながら、そういった人たちのために、幕別町の財政の手出しが少ない中で進めていくと。ここでもその定住圏自立構想やHFCとかちなどの考え方を活用して進めていくということが、これからの町の発展につながっていくのではないかと、定住人口の増加と新たな雇用につながっていくのではないかと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定住構想、定住施策を進める中で、企業の立地というのは非常に大きなものがあるのだらうというふうに思っております。

今おっしゃられたように、そういった食を中心とした企業が進出してくるというのは、私どもにとって大変ありがたいことだと思いますし、町がどういった中で助成あるいは支援をしていけるか、まさにこれからの課題だらうというふうに思っております。

また、先日、新聞に出ましたように、葉山電器が増築をしていただいて、多くの雇用を見出していただけ、あるいはまたちょっと今違ったところの食品工場でも、そういうようなお話もあるやにも聞いております。

そういった意味では、やはり定住人口の増、これが企業の設置によってさらに安定していったものになっていくのだらうというふうに思っております。あるいは、一時話がありました道の駅構想ですとか、特に今度は忠類は高規格道路ができた後の、あそこの一帯の開発、あるいは町、忠類地域全体のことなども含めると、まだまだ町としてあるいは民間と協力しながら進めていくことが大事な事業というのはたくさん出てくるのだらうというふうに思っていますので、引き続き内部でもそれらについて検討させていただきたいと思いますし、後ほどまた予算委員会でも出てまいりますけれども、今回、観光に関してのいわゆる委託事業なんかも予算措置をさせていただいております。そういった中で、できるものがあればぜひ進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 十勝定住自立圏共生ビジョンの中に、企業誘致の推進についてという項目があります。ここで、関係町村の役割は情報の収集等に協力するということが表記されておりました。そして、帯広市の役割は、その情報の集約と連絡調整を行うということでありました。町長初め企業誘致にかかわってきた担当の皆さんというのは、企業誘致の情報収集というのがいかに大変だったかということがわかると思うのですが、こういったこともそういった苦労の中で感じているのは、こういう情報、企業との情報というものがすごく大事なもので、よその町になります情報をも早く流したために、町に対して不信感を抱き進出を取りやめたという企業もありました。そういうこともありますので、この情報の取り扱いについては慎重に行っていただきたいなというふうに思っております。

それと、帯広市はそういった情報を集約して、どういうふうに関連調整を行っていくのかよくわかりませんが、帯広市は我が町よりもそういうチャンネルやら情報を集めるアンテナはたくさんあるのかなと思います。そういった豊富な情報網の中から、こういった企業はあっちの町だろうかとか、こういうのはあっちの町だろうかという連絡調整でなくて、立地の調整まで帯広市がしていただけるのであれば、我が町の持っている情報をすべてさらけ出すこともいいのかなと思うのですが、そういった役割をもし果たしていただけないのであれば、こういった推進方法についての考え方を再考していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 企業誘致に関しましては、十勝圏で毎年東京の市場に行ったり、いわゆる十勝圏産業振興協議会、そういったものがあって、十勝管内の観光担当の職員らが一斉に上京していろんなPRを進める、そういったことも進めておりますし、例えば今回、私どもの町に決まった太陽光熱なんかにしても、これはいろんな情報が、今回の場合は、特に北海道が中心となって情報集約して企業へ紹介したというようなことがありますから、いろんな手法がこれからも出てくるのだろうというふうに思いますけれども、私どもがもちろん知り得た情報をどこにでも漏らすなんていうことは、これももちろんあり得ませんけれども、そういった情報を大事にしながら、そしてまた最後は「とかはひとつ」と言いながらも、競争になることだけはこれはもう間違いない事実でありますけれども、そうした中で少しでも町として有利な情報の提供、あるいは施策の制度設定などをしながら当たっていきたいというふうに思っておりますけれども、難しいのはなかなか今どこも厳しい経済状況ですから、なかなか進出していただけるのは難しいのだとは思っておりますけれども、ただそれだけではだめなわけですので、できる限り多くの企業に来てもらえるように、さらに町としての努力も重ねていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 次に、防災関係の面、防災の連携についてお伺いをしたいと思うのですが、北海道を中心として連携していく仕組みがもう既にあるということでありましたので、内容についてはわかりましたが、有事の際には即対応できるよう、防災をもう一回検証していただきたいと思いますものだなと思います。

それと、これから十勝全体で考えていただきたいのは、備蓄の量であります。各地、各市町村において、さまざま我が町に必要な部分について備蓄をしているわけでありましたが、こういったことも多ければ財政的な負担も非常にありますので、これも十勝全体の中で人口に見合った備蓄調整をしていくなど、こういったところにも十勝圏自立圏構想の役割というものがあるのかなというふうに思います、いかがでしょうか。

それと、人的支援についても町長触れられておりましたが、これは市町村役場の職員だとか道庁の職員を指しているのか、それとも自衛隊や警察や消防や、そういったものがすべて含まれていたのか、確認をさせていただきたいと思うのですが、そういった自衛隊、警察、消防ですとか、あと建設業者、それとライフラインを支える企業、そして命を守る医療、こういったところを連携する仕組みというのは現在どうなっているのか、確認したいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 備蓄の関係については、十勝圏でその備蓄そのものを進めるという計画はない。あくまでもそれぞれの市町村で備蓄をして、それを相互連携の中で補い合う。昨年、ご案内のように、芽室で河川がはんらんしたときに、急遽だったものですから、本町へ毛布を貸してもらえないかと。貸してもらえないかということは、お渡しして、違うやつを返してもらわなければならないけれども、そういった連携なんかは今までもありますし、これからもあると思いますので、それぞれの町がそれぞれの備蓄を進めていくことによって、応援態勢が組めるのではないかなというふうに思っています。

あともう一つ、今、後半にありましたライフラインの確保ですとか、いわゆる障害のある方の避難ですとか、いろんな災害の場合には課題があるのだろうと思いますけれども、当然のことながらいろ

んな建設業協会との災害協定ですとか、福祉施設との災害協定ですとか、いろんなものは私どもの町もやっております。かつては、郵政なんかは郵便配達なんかに行くと、道路が決壊しているというような状況が一番わかりやすい、すぐわかるというようなことで、情報をもらうというような協定ですとか、いろんな協定もしてまいりましたので、これからも町職員のみならず、いろんな方の協力をいただく中で万全な体制をとっていききたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 十勝定住自立圏構想の中でしっかりと、もう一度そういったことについてご議論をいただきたいと思います。

次に、定住、これが本当の一番の目的であると思うのですが、さまざまな施策を打って、とにかく十勝に住んでいただくと。雇用もふやすと、そういったことが今二つ言っていた協議会の役割なのかなと受けとめているわけではありますが、定住対策についても、これまで町長とも幾度となく議論をさせていただきました。ようやく具体的な施策が、今回の新年度予算に上げられてまいりました。取り組んでいこうとする姿勢については高く評価をさせていただきたいと思いますが、十勝の中でも、こういった中心に、ほぼ中心に位置する幕別町が、建設補助金などを他の町村にないぐらい出そうとしている、こういったことがこれから十勝全体で取り組んでいこうということに反していないのかなというふうに思うところであります。

さらには、過度な建設補助金の、補助金合戦といいますか、そういったものをこの町が誘発しようとしているのではないかというふうにも思うところであります。町長の見解をお伺いしたいと思いません。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前から私、定住施策というのは、何も補助金を出すことだけが定住施策でもないし、企業誘致だけが定住施策でもないし、いろんなことが重なって、例えば福祉施策の充実だって、これもまた一つの定住につながる問題もあるのだろうというようなことも言ってまいりました。そういったことで今回は、町としては初めてこういった定住、地域を限定した中での施策を設けたわけですけれども、決して十勝のトップに立って誘導したなんて、そんな思いはありませんけれども、まずはやっぱりどこの町村もみずからの足元を固めていくことがこれは必要なのだろうというふうに思っておりますし、そのことが十勝全体に広がっていけば、なおいいのでないかなというふうに思っておりますけれども、うちの前にももちろん実施している町村もありますから、決してうちの管内のトップを切ったということではないかもしれませんが、我々はこれからもいろんな手法の中で定住の推進、定住促進ということは考えていかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） さまざまな施策を打ちながら、定住対策をしていかなければいけないというのは同じ気持ちでありますので、これからもさまざま研究をさせていただきたいと思えます。

ただ、岡田町長がこれから十勝町村会に行きにくくならないように、定住圏のプロモーションなど、定住自立圏構想の中でもプロモーション活動をするとありますので、こういったところも積極的に活用しながら、何もこの十勝管内の中で人口を引っ張ってきたのではないのだよという、三大都市圏に対して多くPRして、そういったところからたくさんの方が来ていただいたということを自信を持って言えるように、これから努力をすることが必要なのだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回の定住施策がこの後どのような形になっていくかは、これから先の話でありますけれども、マスコミ報道なんか全道版での報道もありますので、そういったところからの問い合わせもあるやに聞いております。

今後、先ほど言いましたように、いろんな定住施策を講じる中で、決して十勝で足を引っ張り合いというようなことが目的ではもちろんありませんけれども、人口増につながることであればいいことかな、結果的にはいいことになるのかなというふうに思いますが、しばしばこれらの施策の動



向を見ていきたい。とりあえずは3年間という時限を切っておりますので、それらの中の動向を見きわめながら、今後の対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 消防の広域化の流れについては、よくわかりました。その中で、帯広市を抜かした18町村での広域化の検討も始まったやにお伺いするわけではありますが、そういったことが本当なのかお伺いしたいということと、あくまでも自家賄いを解消したことを前提に協議を進めておりますが、これまでどおりの形の中での広域連携というものは不可能なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 消防の広域化、よく新聞報道されますけれども、私ども1市18町村の首長の会議の中では、間違いなく今の段階では28年4月1日を目指して進めよう、それはお互い確約をしておりますし、確認もされております。さらにその中で、19項目の自賄い解消に向けては、町村会として決めること、副町長会で決めること、課長会で決めること、消防署長で決めることにそれぞれに区分しながら、それぞれがその解消に向けて協議を進めた。もちろん果たして19項目がすべてそのスタートのときに解消になっているかどうかということは、これからの協議ですから、わからない部分もありますし、例えばスタートして5年以内、10年以内をめどに解消していこうというようなことの結果になる可能性も中にはあるのかもしれない。

例えば、28年4月1日に広域化がスタートしたときに、今いる管内の全消防署員の給料を一律同じにできるかというようなことになってくると、なかなか難しいでしょうから、新しく入ってきた人たちから順々にというようなことになっていくのかもしれませんが、ただ28年4月1日というのは、先ほど言いましたように、デジタル化と指令センターの統一が一つの目安、目途ですから、これに向けてということですが、できればもっと早くやることも可能でないかということで、できる限り速やかにスタートできるように、これからも鋭意協議を進めていこうというのが前日の町村会での申し合わせでありました。

決して帯広市と町村会では離れているとか、意見が食い違っているとか、そういうことはないというふうに私どもも思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） はい、わかりました。

広域連携について、考えれば考えるほど複雑怪奇でありまして、いろんな協議会、いろんな制度、そういったものが絡まって、なかなか一つ企業誘致をとっても、定住対策をとっても、調べるにも大変な思いをしなければならぬということを改めて感じて、こういったものを一つのものに、共生ビジョンの中に一つに集約していただければ、すごくわかりやすいのになんかということを感じました。

それで、フード・コンプレックスのことではありますが、時間的な制約があったとしても、もう少し丁寧に協議を進めていただきたいとか、十勝の町村に声をかけていただきかけたかなと思います。ほかのどこの町村とは言いませんけれども、住民のみならず議員さんでも、こういったことに自分の町も参加しているという理解が非常に薄いような状況であります。そういった意味では、合意形成が物すごく不十分でしたから、今回は見送ってもよかったのかなと私自身は感じるところであります。

ただ、先ほども述べましたように、有利なものがあるのであれば、ぜひ積極的に活用をしていただきたいと思います。ただ、これから今後ということで、これから新たな広域連携というものが出てくるかどうかわかりませんが、そういったものについては、岡田町長には仕方なくサインしたのだということではなくて、町のことを考えた上で、これはいいか悪いかということを実際にしっかりと判断した中で、みんながやるから仕方ないということがないように判断をしていきたいと思えます。ただ、さっき、地域産業活性化協議会でしたか、始まったときには、これも町村会の取りまとめがどうだったのかわかりませんが、乗りおくれた町村が後から新たな協議会を立ち上げるということ

になりました。こういったことも避けなければならないことでもあると思います。

これから新たに十勝の連携で何かやっということがあるかどうかわかりませんが、今後の、あるかどうかはわからないものについてなのですが、町長のこれからの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） フード特区については、先ほども言いましたように、これから具体的に事業が進められていくのだらうと思いますけれども、そんな中で例えば我が町に即影響が出てくる、あるいはメリットがあるというようなことでいきますと、まず、規制緩和のような関係、あるいは農業法人に係っての法人税の緩和だといったもの、いわゆる税制に向けたもの、あるいは資金援助、いわゆる金融の面ですとか、いわゆる税制、金融、あるいは今言う規制緩和によることによって、より優位なものがある、受けられる、そういったことはこれからも出てくるのだらうと思いますけれども、お話ありましたように当初は、十勝だけなのです、帯広市と十勝 18 町村。札幌だとか函館はみんなそれぞれが単位なものですから、ちょっといきさつといますか、経緯が違ったわけでありまして、恐らくこれからそういったことも出てくるのだらうと思いますし、また今新たな構想としては、聞いたことがあるかどうかは知りませんが、バックアップ拠点構想というようなものも今また出てまいりました。これは震災の影響で、何かあったときに北海道がバックアップして、食糧基地だとか、水だとかを供給できるような基地づくりをというような部分、これも恐らくそのうち十勝でどうするのだとか、北海道でどこでどうなるのだというようなことも出てきますけれども、やはり広域連携ですから、お互いそれぞれの言い分といますか、考え方はあるのだらうと思いますけれども、それを一つにまとめるところはなかなか十勝の、先ほど来、前川議員が言われるように、「とかちはひとつ」だと言いながらも、なかなか難しい面も現実にはあるのだらうと思いますけれども、私どももできる限りそうした中で、町にとってよりよい方向の中で広域行政が進められればというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 国と地方の協議の場については、ほとんど再質問はないわけでありましたが、多くを申し上げるつもりはありませんが、子供のための手当のときには、税の負担割合、こういったところでは、国と地方の協議の場というのが大きな役割を果たして、町村にとって満足いく数字だったかどうかわかりませんが、一定の成果を上げてきたのだと思います。こういったことについて、町長も積極的にやっというのだという姿勢を示されましたので、これからは地方にとって大きく影響するものについては、積極的な議論をしていただきたいと思います。

それと、税と社会保障の一体改革と、地方公務員の制度改革については、どういうわけかほぼ同じような見解を持っておりますので、そういったところで、これからは国の、十勝町村会を通して国と地方の協議の場に、地方の声を積極的に届けていっていただきたいと思います。

以上申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、14 時 5 分まで休憩いたします。

13 : 54 休憩

14 : 05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、スポーツツーリズムの推進と合宿誘致事業の構想についてお伺いをいたします。

第5期幕別町総合計画第5節に、「地域性あふれる観光の振興」に向けた計画が示され、町としてはいろいろな取り組みがなされており、交流人口の増加に向けた取り組みは、町の活性化のために大切な取り組みであると思われま

す。平成22年5月より、国の観光立国推進本部が中心となって、幅広い関係機関が会議を重ね、平成23年6月にスポーツツーリズム推進基本方針をまとめたところであり、スポーツツーリズムとは、スポーツを通じた観光事業であり、幕別町においても具体的な取り組みを推進すべきだと考えるところであり、また、事業の推進には、合宿誘致事業の創設が必要であります。

スポーツツーリズムの推進と合宿誘致事業の創設は、経済効果のみならず、教育効果や人的交流、また地域の誇りや結束を強めるという非経済的効果等も期待されております。

ついては、以下についてお伺いいたします。

1、幕別町が発祥の地であるパークゴルフや冬季のスキー、スケートを中心としたスポーツツーリズムを具体化すべきであると考えているが、どうでしょうか。

2、合宿等の誘致事業計画を早急に策定すべきだと考えるが、どうでしょうか。

3、合宿等の誘致事業補助金制度を創設すべきだと考えるが、どうでしょうか。

4、事業の推進のために、幕別町のスポーツ施設の指定管理者制度の導入を急ぐべきだと考えるが、どうでしょうか。

最後に、担当部署も設置すべきだと考えるが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますから、私からはご質問の1点目から3点目と5点目につきまして、答弁させていただきます。

「スポーツツーリズムの推進と合宿誘致事業の構想について」であります。

ご質問の要旨にありますとおり、スポーツツーリズムにつきましては、プロ野球などのスポーツを見る方、マラソン、スキー等のスポーツをする方に、あわせて周辺地の観光を楽しんでいただくことや国際競技大会や合宿を誘致し、それらを支える地域の方々との交流を通じ、交流人口の拡大や地域活性化を目指した取り組みと言われております。

国におきましては、昨年6月に策定されました「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき、スポーツツーリズムを推進する全国的な組織の創設に向けた勉強会の実施や国内スポーツ観光の顧客満足度を調査するためのモニターツアーなどの取り組みが進められております。

また、道内におきましては北海道運輸局、北海道、社団法人北海道観光振興機構が「北海道スポーツ観光連絡会議」を設置し、スポーツと観光に関する情報共有や情報発信を行っているところであります。

地域におけるスポーツ観光のまちづくりの事例といたしましては、士別市の陸上、北見市、網走市のラグビーなどが有名で、それぞれ「スポーツ合宿の里」を目指し、競技団体や旅館経営者などとの連携を図りながら、道内外から数多くの合宿を受け入れております。

ご質問の1点目、「パークゴルフやスキー、スケートを中心としたスポーツツーリズムの具体化について」であります。

スポーツツーリズムの展開につきましては、本町で生まれたパークゴルフや、町内2カ所のスキー場など、四季を通じて気軽にスポーツを楽しむことができる環境にありますほか、プロ野球のイースタンリーグの公式戦が開催できる野球場や、サッカー・ラグビー場を兼ねる第4種公認の陸上競技場などもありますことから、これらはスポーツと観光を融合させた新たな観光資源となり得る可能性を有しているものと認識をいたしております。

しかしながら、道内の市町村のほとんどが、こうした観光資源を活用していくことが可能であり、本町への集客を高めていくためには、宿泊を含めた受け入れ施設の優位性や、利便性、経済性などの

面で他地域との差別化が必要であり、現状のままでは、スポーツツーリズムに結びつけていくのは難しいものと考えております。

町といたしましては、発祥地としての優位性を発揮できますパークゴルフが、来年、生誕 30 周年を迎えますことから、他の観光資源と組み合わせたプロモーション活動の展開や本町の魅力であります美しい自然環境や景観を生かし、雪に埋まりづらい「スノーシュー」を使って、野山を散策し、冬にしか行けない場所からの眺望や動物の足跡を観察するなど、冬の新たな観光資源としての可能性を探っているところであります。

今後とも、観光物産協会などとの連携を図りながら、国が実施いたしますモニターツアーの実施結果や先進事例の情報収集、イースタンリーグ公式戦の開催支援などを通じまして、スポーツツーリズム推進の可能性につきまして、調査・研究をしてみたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「合宿等の誘致事業計画の策定について」及びご質問の 3 点目の「合宿等の誘致事業補助金制度の創設について」並びに 5 点目の「担当部署の設置」につきましては、関連がありますので、あわせてご答弁させていただきます。

スポーツ合宿に関しまして、北海道の豊かな自然条件を生かし、陸上、サッカー、スケートなど、各種スポーツの合宿誘致が全道各地で進められております。

北海道教育委員会が取りまとめた「平成 22 年度スポーツ合宿実態調査結果」によりますと、全道 109 市町村におきまして、スポーツ合宿が実施されており、平成 17 年度以降、緩やかな増加傾向にあります。

実施件数は 2,500 件前後で推移しておりますが、参加実人員は平成 20 年度の 11 万人をピークに、22 年度は 6 万 2,000 人に減少しております。

その要因といたしましては、合宿する企業、大学の予算規模の縮小などを背景に、道外からの合宿参加者が大幅に減少したことによるものであります。

また、29 市町村がスポーツ合宿に対する補助制度等を有しており、合宿参加者の宿泊費、交通費の助成や施設使用料の減免、空港への送迎など、さまざまな対応がなされております。

管内におきましては、新得町が「しんとくスポーツ合宿の里事業推進委員会」に助成し、合宿誘致に先駆的に取り組まれており、帯広市は、本年度限定で、東日本大震災に関連して、緊急合宿誘致支援を実施しているほか、十勝観光連盟は、本年度、市町村の合宿関連施設の状況調査などを進めているところであります。

また、士幌町は平成 24 年度からのバレーボールの合宿の誘致に向けて、町や関係団体で構成される協議会を設立し、オリンピックに出場した元バレーボール選手の協力を得ながら誘致の取り組みを進めているとお聞きいたしております。

スポーツ合宿の誘致につきましては、本町のスポーツ振興はもとより、知名度の向上や交流人口の拡大などといった観光振興や地域の活性化につながっていくものと認識いたしておりますが、他の市町村で実施されている合宿を誘致する場合、合宿する企業や大学などの要望にこたえ、低価格で利用できる宿泊先、選手の送迎、トレーニング環境の整備などの費用負担のほか、町の施設が一定期間占有されますことから、関係団体や利用者との調整などといった受け入れ態勢の課題を有しているところであります。

町といたしましては、スポーツの振興を所管する教育委員会、広域でスポーツ合宿の誘致に向けた取り組みを進める十勝観光連盟などと連携を図り、当面は現行組織、観光担当部署において、合宿を実施している企業等の今後の動向や先進事例の受け入れ態勢、助成制度、経済的效果などの情報を収集するとともに、関係スポーツ団体のご意見もお伺いしながら、本町におけるスポーツ合宿の可能性について、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の4点目、「事業推進のためにスポーツ施設への指定管理者制度を導入すべき」についてであります。

スポーツ・レクリエーションは、自己啓発を含めた心の健康をはぐくむ大きな力を持っており、その教育的効果は大きいものがあります。

スポーツツーリズムや合宿誘致事業の推進のために必要なことは、幅広い人材を活用して、住民にとって、スポーツがより身近なものに感ずることが大切であると考えております。そのためには、参加型のアマチュアスポーツやレジャースポーツの振興のほか、イースタンリーグ公式戦の誘致などに代表されます観戦型スポーツの振興が有効であると考えております。

体育施設の管理や運営の一つの方法として指定管理者制度がありますが、スポーツに精通した団体が指定管理を受託した場合、施設の空き時間を活用したスポーツ教室の開催や町民ニーズに合った細かなスポーツプログラムの提供など、専門家ならではの発想で管理運営が期待できると言われております。また、将来的には、現役を引退したスポーツアスリートを施設職員として雇用することも可能であるとも言われており、このことがスポーツの振興にも大きく寄与することが期待できますことから、今後の指定管理者制度の導入に向けて、現在、町の指定管理者制度導入検討委員会において検討作業を進めているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

先ほどの前川議員の質問にもありましたが、企業誘致も大変活性化につながるということでもあります。その活性化に向けた一つの施策として、観光や合宿の誘致等が挙げられたわけではありますが、こういうスポーツツーリズムというふうな新しい形の活性化に向けた事業が進められるということで、特に幕別町は、パークゴルフもあれば、スキー場もあれば、競技場もあれば、そして野球場もある。いろんなスポーツ等を楽しめる、また訓練できる施設があつて、うまく活用すれば非常に大きな交流人口の増加を見込むことができるのではないかと。そういうことも、町としての活性化の一つとして、大きな一つの事業として力を入れて進めるべきではないかというふうな、そういう思いで質問させていただいておるところでございます。

国の地方行財政の重点施策の中に、「地域の活性化と多様性ある国土づくり」という項目が挙げられてあります。地域の発想と住民参加に基づく地域づくりを進めることが、求められているわけであり

ます。今回ご答弁をいただいたのでありますけれども、基本的な進め方としまして、やはり官民一体となった一つの盛り上がりと申しますか、具体的な事業の進め方というのが必要になってくるのだらうと思います。そういう面で後で触れますけれども、指定管理者制度の導入を含めた民間力を導入して、幅広い人脈を持った形での立ち上げが必要ではなかろうかなど、こう思うところであります。

一つ目のスポーツツーリズムにつきまして、パークゴルフ等を触れさせていただいておりますが、来年30周年、昭和58年が誕生だとされておりました、来年くしくも30周年になるわけであり

ます。○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフ30周年を迎えるに当たって、まだ具体的な取り組みと申しますか、検討は、町のほうとしてはやっております。もちろんこれ、日本パークゴルフ協会との連携の中でこれから進めていくことになるのだらうというふうに思いますけれども。

これ偶然ですけれども、20周年、10年前、このときに、今回、日本ハムの監督になった栗山さんが百年記念ホールで講演をしていただいた、そんな経緯があります。そんなことあつて、これから内部でも、あるいはパークゴルフ協会と連携をとりながら、どんな催し、どんな記念行事にしていくのか、検討していくことになるのだらうというふうに思いますし、町としてもでき得る限りのことはバック

アップしていかなければならないものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 30周年、節目でありますから、町の、それこそ大いなるコマーシャルになるような形で、協会並びに幕別町のパークゴルフ協会や多くの方々にも話をかけながら、また広く日本、世界に向けた一つの発信をしながら、計画を民間とともに組み立てていただきたいと思うことでありまして、ご期待を申し上げるところであります。そういう事業を通してスポーツツーリズムというふうなことに足がかりをつけながら、それを単発に終わらせることなく進めていただければと思うところであります。

少しずれるかわかりませんが、パークゴルフについて、されておる方に聞きましたら、少しパークゴルフ場の格差をつけてもらいたいのだなという話があります。非常にすばらしいフェアウェイだとかラフだとか、きちっとされているコースが近隣にもあって、熟練者と申しますか、そういうところでも楽しみたいということで、結構、幕別町外の有料のところに行かれて楽しんでいらっしゃる方もいるようであります。

幕別町は、パークゴルフ場が公園でありますから、なかなか区切って有料化というようなことは難しいと思うのでありますけれども、例えば原っぱなんかは、あそこは横にゴルフ場がありますから、そこに指定管理していただいて、きちっとそこで有料化をして、芝を整えて、格差をつけて、多くの方々を楽しんでいただけるというふうな形もあるのではないのかと。30周年を迎えるに当たって、いわゆるパークゴルフについて発祥の地であるその幕別町が、パークゴルフのこれからの運営について、また新たな課題を持って取り組んでいただければと思うところであります。

この2番目ではありますが、具体的な合宿等の誘致事業計画を早急に策定すべきではないかというふうなところであります。今、現行の形でとりたてて具体的な計画を立てないというふうなことでありまして、もう少し前向きに取り組んでいただければなとか思うのでありますけれども、交流人口をふやすということは大変本当に活性化につながって、幕別町には、この本町には競技場も野球場もありますから、そういうところに若い方々の合宿が来ましたら、本当にこの地域が活性化する。若い人たちが、それこそ声が響きわたるというふうなそういう環境になるわけであります。その計画をいわゆる取り組んでいただけないかなと思うのであります。

合宿につきまして一番ネックになっていますのは、ご答弁の中にありますように、やはり施設の問題もあります。あと宿泊所の問題、あとコストの問題、これが一番大きいと北海道の調査でも結果が出ておまして、そのことがクリアできないと。誘致をしたいのだけれども、できないというところが70%を超えるというふうな数字が出ております。そういう中で、だからこそ、その一つの壁を突破して、我が町が先んじてその事業を、だからできないのではなくて、だからその壁を突破するような形の計画を立ててやるべきではないかと、こう思うわけですが、その辺の前向きな思いはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私もスポーツ合宿を誘致することについて、もちろん否定するものではありませんし、できることなら実施されることが、町にとっても望ましいことだなというふうに思います。ただ、いろんな、今もお話にありましたように、厳しい条件、乗り越えていかなければならないものがたくさんありますし、逆に、町内の宿泊業者なんかからは、ぜひ幕別町で、少しお金を出してでもいいからスポーツ合宿誘致をしてほしいというような要望もお聞きをしております。

ただ、もう一つは、例えば野球場一つ使うと、町内の野球大会はそれではどこへ行ってやるのだというような問題も出てきますし、これは余り表には出ませんが、帯広工業高校ですとか、帯広柏陽高校の野球部がうちの町営球場へ来て、合宿で使っている事例もあります。あるいは昨年、東京のある大学の陸上部からも来てみたいというお話がありました。ただそこで、先ほども申し上げましたように、そのときはバスで空港まで迎えに来てくれ、バス1台貸して自由に使わせてくれ、あるいは宿泊代がどうだ、費用がどうだと、これかなりの条件がどうしてもつけられるわけでありまして、

宿泊は例えば昨年できたこまはた研修所、ここなんかでもいいのではないかと話したのですけれども、なかなかやっぱり条件が折り合わないでだめだったというケースもあります。

でも、ほかの町へ行きますと、かなり合宿所、ホテルとか、既存のホテルではなくて、合宿所を持っていたり、球場も二つぐらい持っていて、一つは町民の、一つは合宿用だとか、いろいろな手法がありますし、また町としてもなかなかそれだけを全部そろえるのも大変難しい問題もありますので、私もさっきから言いますように、否定するものではなくて、できる限り前向きに検討はさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、まだまだ越えなければならない問題はたくさんあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 柏陽高校の野球部の話は、直接私も相談受けたものでありますから存じ上げておりました、やっぱり宿泊所がないということで、結構ご苦労なさったという話も聞いております。何とか町で対応していただいて無事終わったようでありますけれども、やはり合宿所ということがネックになっております。

今、町長のご答弁がありましたけれども、行政でそれをやっていこうということについては、なかなかいろいろなサービス面で難しいのだろうと思います。やはりそこところは、いわゆる指定管理者制度というものを導入しながら、有望な財源でありますから、それを本当にフルに活用していただきながら、そのところでさまざまなサービスを提供しながら、活性化のために貢献をしていただくというふうな形でないと、なかなかそれは難しいのだろうと思っております。

例えば合宿所のことなのでありますが、町長の行政執行方針の中にも、民泊の推進ということが示されてありました。結構幕別でも多くの方々が、農業者を受け入れられて、そしてされていらっしゃるという実績があって敬意を表するところでありますが、この2月に長沼町に用があらまして出かけました。ちょうど出かけたときに、農業者の方々が多く集っていらっしゃる、会議をしていらっしゃる。何ですかと言ったら、グリーンツリーの会議だと、こういうわけですね。どういうことですかと言いましたら、100軒を超える農業者が、あそこはお米が主でありますけれども、民宿の許可をとって申請をして、そうして年間に、ほぼ5,000名の高校生のいわゆる修学旅行の中に、JTBとか旅行社と組んでバックアップをしていただいて、1日2日その農家のところで受け入れて、そして農業体験をしていただくというふうな組み立てをされていらっしゃる。

これは、主催者はその農協であり、いわゆるその組合の方々でありますけれども、町にはグリーンツリー担当の部署がありまして、そのところが専門にそのところの推進をして、会議を開いてやっていらっしゃるというふうなことがありました。やはりただ泊まるのではなくて、泊まっていただくその農家はその分宿泊料いただくわけですね、民宿ですから。民宿の営業をするわけでありますから、そういう形をとって、1軒、5月から11月までなのだそうですけれども、大体四、五十人の受け入れをしていらっしゃるというふうなことがあって、非常に交流をしている。帰られても手紙のやりとり、またあそこの道の駅につれていって、そしてお土産を買ってもらったりというような形で、いろんな交流をされているという話を聞かせていただいたところであります。

だから、いわゆるその官民一体、例えばこれは私の勝手な空想でありますけれども、あいた町内に店があります、店舗があります、住宅があります。トイレもそれこそお風呂もあります。例えば、食べ物を提供する店もたくさんあります。そういうふうな中で、例えば民間で、業者が商工会の方々と連携をしながら、そういうところを利用しながら、ひょっとしたら空き店舗のそのいわゆる助成制度も利用しながら、町自体の活性化も図っていくというふうな方法もあるのではなかろうかというふうなそういうこともあります。

だから、いろんなその方法を考えながら、基本計画というものをやはり持たないと、なかなか壁を突破することはできないと思うのでありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段の民宿・民泊の関係は、本町でも今、順調に進められているというふうと言

われております。昨年、十勝管内では、2,500人の修学旅行生を受け入れたという実績もあるようでありまして、町内では今28戸、ここにもいらっしゃるけれども、28戸でそれぞれ修学旅行生を受け入れている。これもまた、町内のホテルですとか、十勝川温泉なんかでは、いつときはその温泉へ泊まって、そこからそれぞれの農家へ行って実習をして、また帰ってくるというようなことで、ホテル側も大変喜んでいてというようなことでありますので、お話ありましたように、沼田町の事例が出ましたけれども、今は逆に十勝が沼田を追いつけ追い越せというような状況で、これからも進められていくのだろうというふうに思っております。

ただ、スポーツ合宿のほうは、恐らく一つのスポーツで合宿をしてくるとなると、最低でも20人から30人ぐらいの選手、あるいはその関係の方がいらっしゃるのだろうと思っておりますので、そういった人たちが果たして、その町内の空き店舗、これ空き店舗も10年もあいているところにぼんと入るということもなかなかできないのしょうから、難しいのですけれども、そういったことが実質可能かどうか。あるいは空き店舗を改修して、そうやって来てもらって、それでそれなりのものを、収益というのですか、謝礼をいただくことによって賄い切れるのかどうかという問題もある。町としては、来ていただくことが大変ありがたいことですから、そのことを否定するものではありませんけれども、今お話ありましたように、そういったことも現実に、今の例えば本町市街地の中の空き店舗をそういうことに活用できるかどうかというようなことも含めながら、やはりこれ検討しなければならない問題だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 夢のような話でありますけれども、具体的な一つの努力によって、していかなければならないことだと思っております。そういう中で合宿等に対するいわゆる誘致事業、その助成制度、1人500円だとか1人800円だとかという自治体もあれば、大会によって100人規模で5万、10万円だとか助成をされているいろんな自治体があります。そうしたら、いわゆるコスト面でもカバーすることができるということもあると思います。だから、そういうことも含めて、具体的にひとつ計画を念頭にに入れていただければと思うことでもあります。

スポーツ施設の指定管理者制度の導入に向けて、その方向だということではありますが、具体的に例えば計画にありましたのが、スポセン、トレセンが23年度、野球場、陸上が25年度というふうなことが出ておりました。あと、白銀台のスキー場のこともあります。そういう施設につきまして、どのような方向でお考えなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁しておりますけれども、現在、指定管理者制度の検討委員会において検討中であります。今、議員おっしゃるスポーツ施設とそのほかの屋外の球場、これについては23年、25年と分かれておりましたけれども、あわせて25年度以降にどうかというようなことでの検討が行われているというふうにお聞きしております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 町民のニーズにこたえて活性が図られて、経済効果もあって、教育効果もあって。ただ民営化してもだめなのでありまして、やはりそのところにはその一つの方向性と申しますか、そのことによって町が豊かになり活性化し前進をしていくということがないと、指定管理者制度導入する意味がないわけでありまして、そういう意味で、例えば今回のスポーツツーリズム合宿誘致等のこういう計画も一つの方向性として念頭に置きながら、ただ民営化したって仕方ないのでありますから、それをどのように生かしていくのか、どのように運用していただくのかというようなことも含めて、検討をしていただければと思うことでもあります。

担当部署のことにつきましては、これは北海道の調査の中で、やはり担当部署のあるところは本当に積極的に進められていらっしゃいます。

別海町なんかでも、これはもうトップダウンでマラソンを呼んできまして、そしてその部署をつくって進めたというふうなこともありますし、網走にもありますし、先ほどの長沼もグリーンツーとい



う担当のところがあるわけでありまして。それから、やはり問い合わせのほうにつきましても、具体的な担当がないとあいまいになってしまっていて、どうも対応もあいまいになってしまっておることが、誘致をしていくことについて、少し鈍らせておる一つの原因だと、今、調査が出ていることであります。

町内は、今はなされないというふうなことでありますけれども、やはり計画を立てて推進をしていくことについては、そういう専門の知識を持った、また勉強した方向性を持った、そして情報を持った、そういう担当を置いて進めていただくということが大事ではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに、そういう担当部署を一つ置くことによって、町の姿勢というようなこともいろいろ問われるのだろうというふうに思います。これらも機構の中でどういう位置づけがいいのか検討させていただきたいと思いますが、確かに観光面ですとかいわゆる教育サイドの持つ部分ですとか、いろいろなところにもかかわってくる仕事だというふうに思いますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） スポーツツーリズムらしく、誘致等について指定管理制度導入を基礎としながら、具体的な、縦割り行政でなくて、連携しながら進めていただきたいなと思うことであります。

私どもの町には福島さんや山本さん、高木さん頑張っていらっしゃるわけでありまして、幕別町がそういう面では知名度があるかと思うことであります。そういう、いわゆるメッカの地を目指して、官民ともに力を合わせて頑張っていただけのように、私らも努力をいたしますけれども、取り組んでいただくことをご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、15 時まで休憩いたします。

14：44 休憩

15：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 通告に従いまして、質問をいたします。

TPP 参加阻止実現のため、あらゆる努力をすることについてであります。

野田内閣は、TPP 参加に向けて、1 月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、2 月 7 日には米国との局長級協議、9 日にシンガポール、10 日にマレーシアと立て続けに協議を行いました。さらにアメリカとは、2 月の 21、22 日、実務者レベルでの、またオーストラリア、ニュージーランドとも協議を行い、国民の反対の声を聞かずに前のめりとなっております。

伝えられるところによりますと、アメリカとの協議の中では、日本側は、日本政府として全品目及びサービスを自由貿易交渉のテーブルにのせることを明言しております。

野田首相は国会答弁の中で、日本の医療制度と美しい農村を断固として守り抜くとして、米などの重要品目を守るかのような発言をしておりますが、最初から守るべきものも明確にせず、すべてを交渉のテーブルにのせることを約束する態度を示すことは、アメリカの戦略にのみ込まれていく姿勢と言わざるを得ません。

昨年 11 月現在、44 道府県が TPP 参加に反対あるいは慎重にとの決議意見書を、また約 8 割の市町村が反対の意見書を可決しております。

幕別町議会においても、2 回にわたり意見書を全会一致で可決し、本町に対する TPP のもたらす多大な害悪について明らかにし、反対の立場を明確にしていまいりました。

しかし、大手の新聞、テレビなどが、TPP 推進の立場で報道するなどの情報操作とも言える状況をつくり出す中で、世論は必ずしも TPP 反対が多数ではない状況となっております。

一方、TPP 参加に政治生命をかけるとしている野田内閣の与党民主党の中にも、反対論も根強くあるほか、野党自民党などの国会議員も地元へ帰れば反対を表明するなど、これからの私たちの運動のあり方が、大きく行く末に影響を与える状況にあると言えるのではないのでしょうか。

今後の TPP 交渉には、幾つものハードルがあります。参加各国の同意が必要なこと、特にアメリカ議会の同意がなければなりません。また最終的には、日本の国会の批准を必要とします。我々の今後の運動いかに、TPP 参加の行方がかかっているのです。

したがって、本腰を入れた取り組みが求められております。町長を先頭に以下のような運動を展開する必要があると思いますが、お伺いいたします。

1、町、議会、農業委員会、JA、町商工会、趣旨に賛同する団体に呼びかけて、TPP 参加阻止の共闘組織を立ち上げること。

2、町民すべてに呼びかけて、TPP 参加阻止の集会を開催すること。

3、地域ごとの学習集会などを組織すること。

4、広報活動を強めること。まくべつ広報での再度の掲載、全町民へのビラの配布、ポスターを作成し、公共施設、商店などに掲示するなど、積極的な取り組みを求めて質問いたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「TPP 参加阻止実現のためのあらゆる努力をについて」であります。

TPP につきましては、本道においても、多くの地方議会を初め、さまざまな組織・団体から参加反対の声が高まっているにもかかわらず、現在、政府は TPP 参加 9 カ国との間で、我が国の参加に向けた事前協議を進め、一巡したところであります。

それら事前協議においては、関税撤廃の例外を認めないとの強硬な意見が目立ったことやアメリカの高官が、関税撤廃の例外は長期的、段階的な関税撤廃とセーフガードの導入に限るとの考えを示したことなど、予断を許さない状況にあるものと認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「TPP 参加阻止の共闘組織の立ち上げについて」であります。

北海道においては、本年 1 月に北海道や北海道経済連合会、北海道商工会連合会、北海道農業協同組合中央会などで組織する「北海道 TPP 問題連絡会議」が組織されているところであり、過去 2 回の会合を開き、TPP 交渉の内容等に関する情報共有や国等への要請活動を行っております。

ご質問にあります「町、JA、商工会、趣旨に賛同する団体等に呼びかけ、共闘組織を」とのことですが、ただいま申し上げましたとおり、北海道レベルの上部組織での活動はなされているところであり、また、町レベルでの組織につきましても、上部組織と意を同じくするところと認識いたしております。改めて共闘組織を立ち上げることは考えておりません。

私といたしましては、既に反対の意志を持っている組織・団体の結束を固め、機運を盛り上げることも大切なことだとは思いますが、むしろそれよりも、比較的関心の低い都市部の住民等に、TPP が締結されると、農業だけではなく、地域経済や国民生活そのものに重大な影響を及ぼすことを理解していただき、世論を喚起していくことが重要なことであろうと考えております。

JA グループ北海道では、道民あてのテレビコマーシャルを作成し、放映しているところであり、こうしたマスメディアを媒体とした PR は大きな影響力を持って広がっていくものと考えております。北海道のみならず、全国においてもこういったコマーシャルが放映されるよう農業団体に要望してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「TPP 参加阻止の集会の開催について」とご質問の 3 点目、「地域ごとの学習集会について」であります。

TPP の問題に関する集会につきましては、野田首相が TPP 交渉への参加を表明する以前から各地で行われており、北海道においては、昨年 11 月 4 日に札幌市で、北海道農業協同組合中央会、北海道

経済連合会、北海道医師会などの主催による「ともに考えよう『この国のかたち』TPP 交渉参加問題を考える道民集会」が開催されております。

また、十勝においても、昨年の11月3日に帯広市の農協連ビルで、十勝地区農業協同組合長会などの主催による「TPP問題を訴える十勝各界代表者集会」が開催されております。

管内の市町村レベルでも、本別町でTPPに関する講演会が開催されており、また地域レベルにおいては、農協が主体となつて行う学習会や地域懇談会の際にTPPについての情報を提供するなど、さまざまな取り組みが行われているものと認識いたしております。

本町といたしましては、現在のところ、町単独での集会や学習会の開催は考えておりませんが、TPPが広く国民生活に影響を及ぼすという観点から、町民の理解を深める手法について、農協、商工会、消費者協会、医師会など関係する団体と協議してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「広報活動の強化について」であります。

TPPに関する今までの本町の取り組みといたしましては、各種集会における職員の参加や署名活動に対する協力はもちろんのこと、町のホームページや広報誌への掲載、立て看板の設置、各種会合での影響額の試算に関する説明など、あらゆる機会でのPRに努めているところであります。

また、農協においては、各農協によって取り組み内容は若干異なりますが、事務所への垂れ幕の設置、系統組織が主体となつて作製したポスターの掲示や地域内事業所への配布、さらには、独自でピラを作製し、新聞折り込みを実施するなど、それぞれの取り組みを行っております。

先ほども申し上げましたが、TPPの影響につきましては、関税撤廃による農林水産業や波及する地域経済への影響はもとより、食品の安全基準の緩和による残留農薬や食品添加物の問題、食品の表示ルールの緩和・撤廃による遺伝子組み換え作物の問題など国民の食の安全・安心が損なわれる可能性があること、さらには公共事業への外国企業の参入、共済事業やかんぽ保険に対する圧力など、農業や食に関連するものだけではなく、国民生活全体に深刻な影響を及ぼすものと考えております。

特に、食の安全・安心にかかわる問題は、我々大人だけではなく、未来を担う子供たちへの影響が懸念されることであり、そういったことを含めて、町民に広く周知し、参加阻止への機運を盛り上げていくことが大事だと思っておりますので、再度、広報誌への掲載を行ってまいりたいと考えております。

また、ピラ、ポスターにつきましては、過日、TPP問題を考える道民会議が作製したポスターを公共施設など人が大勢集まる場所に掲示したところであり、今後もこういったものの活用を含め周知に努めたいと考えております。

いずれにいたしましても、私といたしましては、今後も反対の意志を貫きながら、あらゆる機会を通じてPRに努めるとともに、北海道や農業団体など関係機関と歩調を合わせ、粘り強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 再質問をさせていただきます。

答弁を伺いまして、このTPPがこの国の形を変えてしまうのではないかと、そう言われるまでに大変重要な問題であります。こうした重要な問題であることを、深刻な影響を与えるとかという言葉で言われているわけでありまして、それにいたしましてはその行動が受動的、消極的だと言わざるを得ないと思っております。

今、政府がアメリカとの交渉などで、最初からすべての品目、サービスについて交渉のテーブルに上げるということで、アメリカのほうはいろんな業界団体などの要求を受けて、こちらにそれをぶつけてきているのでありますけれども、こちらからはそうした、例えば米を守るだとか、いろんな医療を守るだとか、そういうことを提示している様子はないわけでありまして。しかも、野田首相は参加していろんな情報を得ることによって、それを国民に提示して国民に議論してもらおうのだというようなことで参加を表明して、行ったわけでありまして、しかしながらふたをあけてみますと、例え

ばニュージーランドの政府の公式見解でも、交渉の内容は守秘合意をしているのだと。実際、条約が発効しても、5年間はそうしたどんな交渉が行われたかということは、一切明らかにしないのだというように進められていると、そのことが明らかになったわけです。国会のこれまでの野田首相に対する質問に対しましても、なかなかどういう内容をアメリカに伝えたのかというようなことを追及しても明らかにしようとしません。そのような守秘合意もとられる中で進められているわけでありませう。

そのことを考えますと、やはりこの TPP 交渉に向けての政府の態度について、町長としても情報をすべて明らかにして、そして国民の議論を喚起していくことを求めていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） TPP の参加阻止については、TPP の問題が浮上して以来、私どもも十勝町村会あるいは全道、全国の町村会もそれらについては反対だということについては、いまだ変わるものでもありませんし、それに伴ういろんな運動、あるいは集会、あるいはその活動も行ってきたところであります。

先般もお聞きしますと、首相が事前協議に参加すると、その話が出たときに、即、十勝町村会としては TPP 交渉参加の事前協議の中止を申し入れたと、そういうようなこともありました。決して我々が無関心であるわけではありませんけれども、なかなか十勝町村会のみでの具体的な行動となってきましたと、数が限られてしまうのかなというふうに思っております。これからも引き続き、町村会としては TPP 参加反対の意向を貫きながら、行動をとってまいりたいと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 政府は相当 TPP に参加の方向で、積極的になっております。そのあらわれは、平成 24 年度の国の予算にもあらわれているようであります。調べてみますと、農林漁業予算では、昨年の 11 月 9 日に閣議決定された、包括的経済連携に関する基本方針に基づいて設置された「食と農林漁業の再生実現会議」というものがあるのですけれども、そこでつくられた基本方針、基本計画には、我が国の貿易・投資環境が他国に劣後してしまうと、将来の雇用機会が喪失してしまうおそれがある、こうした認識に立ってとわざわざ断った上で、目指すべき姿では高いレベルの経済連携協定と両立し得る持続的な農林漁業を実現するとして、TPP とは言っていないのですけれども、基本的な考え方として、平地で 20 から 30 ヘクタール、中山間地では 10 から 20 ヘクタールへの経営規模の拡大をやっていくのだと、こういうことをあれして、TPP に参加することを前提にした対策をとってきているのです。

それで、実際の政策の中にも農地集積、農地をまとめて規模拡大していくのだということで、農地集積の仕組みにも予算をとって、そうした手を打ってきているわけなのです。だから、やはり少々の反対をして、頑張ったけれども TPP が結ばれてしまったと、これは仕方がないでは済まされない、大変な問題だというふうに思うのです。そのことは、農林水産省自身の試算でもまた北海道の試算でも、今までもいろいろ触れてこられましたけれども、大きな影響を与えると。それこそ食料自給率も 13% ぐらいに下がってしまうのではないかと。

この幕別町も基幹産業、農業でありまして、そして例えば砂糖なんかは、どこの製品も差別化できないものを、こういうものはビートなんか、もうつくることができなくなってしまう。そうなりますと、それだけでも輪作体系もとれないわけですし、だから幕別の農業も壊滅的な打撃を受けると、それに伴う地域経済もということもずっと言われてきて、私たち議会も 2 度にわたって意見書を上げたわけなのです。そういうことを考えますと、今、来年度の予算も審議されるわけですが、いろいろな手を打って、この町を住みやすい町にしよう、活性化をしようということで努力していることが、みんな水泡に帰すような、そういう問題だと思うのです。

この町長の答弁を聞いてがっかりしたのですけれども、やはり受動的過ぎるし、上の町村会だとか、北海道だとか、そういうところの組織があればそれでいいのではなくて、こういう組織もきちっと機

能させていくためにも、やはり町村段階でもしっかりとしたものをつくっていかねばならないというふうに思うのです。

それで私、3月の3日の日に、音更農協の主催で酪農学園大学の准教授の柳（ゆう）さんという方を迎えての、この方は韓国のFTAの研究者ということで、韓国のFTAの現状について報告されておりました。

このFTAは、TPPよりもFTAのほうが2国間の交渉ですので、いろいろな例外を設けたり何だりできるそういう交渉ですけれども、それでさえ韓国では不平等条約だということ非常に今、大きな運動が起こっているということです。昨年、韓国の国会の批准があったのですけれども、そのときになって初めて、その内容が明らかになって、そして国民の反対運動に火がついているようでありまして、今度4月に韓国の総選挙があるようでありましてけれども、そこでは韓国の野党が勝利するのではないかと。この12月には大統領選挙があって、そこでの結果も重要なようなわけですけれども、野党はFTAの廃棄を公約に掲げていると、そのことが勝利になっていくのではないかとという予想がされているようでありまして。

その韓国のFTAの内容も、非常に今日本で心配されているようなことが、ほとんど入っているようであります。例えば農業の問題で言いますと、米は例外で担保されたようでありましてけれども、ほかの作物は段階的に関税がゼロになる。そのことによる韓国の農業の心配もされておりますし、それから、日本で心配されているような医療の問題でも同じ国民介護保険が壊されるのではないかとというような心配でありますとか、食の安全の問題でも同じ問題が起こって、ISD条項とって多国籍企業などが韓国に自分に不利になったということで、韓国の政府そのものを訴えることができるような条項も入っていると、そういったこともありまして、非常にこれは日本のTPPでも懸念されていることあります。

こういうことを思いますと、やはりTPPに参加の前に運動によってつぶしていかなければ、この幕別町の農業や、経済の将来はないと思うわけです。そのことを聞かれて、さらに運動についてどのようにお考えか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、TPP参加阻止に向けて、我々がやらなければならないことは、おっしゃるようにはたくさんあるのだろうというふうに思っております。

ただ、ご提案がありましたような、JAですとか商工会、あるいはそういった賛同する方々等の組織を立ち上げることが、今どうかというご質問であったと思うのですけれども、私どもが今言ったように、今回のTPPなんかで、特に北海道なんかでは、まずほとんどの人がもう反対だということが表明されているようにも我々としては感じておりますし、地元幕別町内でもほとんど反対の意見のほうが強いのではないかとこのように思いますけれども、ただ、マスコミの報道や世論調査をやってくると50%だとか、60%だとかいろいろな結果が出てくると。この辺が特に私どもからすると、都市部あたりにまだまだそういう理解度が少ないのかなという思いもしているものですから。何とかその、名前を挙げたら悪いのでしょうかけれども、大新聞なんかはすごくTPP参加を勧めているような報道の仕方をしますし、世論調査をやってみますと、安く物を買えるのだからいいのではないかとというような声が賛成の中で多く出ていると。これはほとんどが、やはりどちらかという、都市部のほうにそういう傾向があるのかなと。だから、もっとそういったところ、TPPに対する理解をもらって反対運動に参加してもらおうようなことがもっと大事なことだと。

もちろん我々も先ほど申し上げましたように、議会でも反対の意見書を出していただいておりますし、私どももそれなりに反対の運動を機会あれば進めていると。十勝でも同じような懇話会、農業農村確立懇話会、多くの団体を交えた中で活動をしていると。そういったことで、今はそういうテレビコマーシャルを初めとした中で、都市向けのそういう対策も必要でなかろうかというふうに思っていますし、町にとっては、それぞれの立場でまた反対運動を私どもも進めていくことが必要であろうと、そういうような思いで今回答弁をさせていただいております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 具体的に共闘組織の立ち上げなどについてお伺いしますけれども、上部組織でいろいろ運動しているし、そういう町レベルの組織はつくらないのだと、こういうことでありますけれども、しかし、今、都市部の消費者などのことをおっしゃられましたけれども、まだまだ町内の消費者についても、やはりもっと一緒に運動していこうという働きかけが、どうしても必要だというふうに思うのです。

これ、陸別町でつくったビラであります。実際はカラーの紙に刷られて、きれいなものでありますけれども、これは陸別町と陸別町農業協同組合、それから陸別町商工会の三者でつくったものでありますけれども、やはりこういう取り組みにも見られますように、都市部の人たちの説得をしていくためにも、町全体が一つになって組織的な運動を展開することが、どうしても必要だというふうに思うのです。いろいろなものを農協や商工会、それから農業委員会や議会と、そのときの情勢に即しているような協議を行いながら運動を展開していかなかったら、これは絶対に阻止できないというふうに思うのです。そして、そうやって地方からきちっとした全体の声として上げていくことが、いざという、例えば国会の批准などというときに、国会議員の姿勢を正す大きな役割を果たしていくのではないかなというふうに思うのです。

韓国の場合は、3月の15日にFTAが発効の段階になるわけなのですけれども、十勝ではこの前の集会、今年の集会などもいろいろな団体が一つになって、音更のあそこで集会をやりました。そのビラも出されているわけでありまして、やはりそういうことを日常的にしっかりと共闘組織をつくって頑張っていくことが、TPPをとめていく大きな力になるというふうに思うのです。

陸別のこの例を挙げましたけれども、そういうものをあらゆる町村できちっとやっていくことが、大きな力になっていくというふうに思うのです。ここにも、農協や商工会、消費者協会や医師会など、関係する団体と協議してまいりたいと考えていると言うのですけれども、その協議していく場をやはり今、町長のイニシアチブでつくって、そして日常的に運動を展開することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、申しておりますように、農協にしる商工会にしる、あるいは私どもにしても、議会にしても、恐らく医師会と相談、協議をさせていただいても、きっと反対ということで私はまともっていくのだろうというふうには思っています。ただ、それを組織立てして立ち上げて、それでは具体的にどういう活動をしていくかということが、立ち上げるとすればこれからの課題だろうというふうには思っていますけれども。

ただ一方では、先ほども言いましたように、先ほど前川議員のご質問にもあったように、もう既に全国の政府といわゆる地方との協議の場の中においても、TPPには地方はみんな反対しているのだと、その意向は当然政府にも伝わっているのだろうと思いますけれども、ただそれが現実かとなると、先ほど来おっしゃるように、現実のものにはなっていないから問題だということになってくるのだと思いますから、その辺は今言いましたように、共闘を立ち上げること、あるいはそうしたことで具体的にどんな活動ができるかと、これは我々のみではなくて農協なんかにも十分相談しなければならないのでしょうか、なかなか今言ったように、同じような組織を二つ三つ、同じような組織ということは町内ということではなくて、上部にも同じような組織があるのではないかと、それぞれが運動しているのではないかなというようなことから、我々もいま一つどうなのかなという思いは持っているわけでありまして、これらがどういった影響を及ぼして、あるいはその活動が住民の皆さんにどのような反響があるのか、この辺はちょっと検討しなければならないのか。検討というよりも今までもそういったことでは随分やってきたつもりではありますけれども、さらに今ご指摘ありましたようなことにつきましては、内部でも協議させていただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 本当に先ほども言いましたけれども、反対はしたけれども、TPPが結ばれてしま

ったか、もう大変だけれども仕方がないのでは済まない事態に私はなるというふうに思うのです。そのことがいろいろな団体の反対になっているわけなのですけれども、しかし、地方から8割以上から意見書案が上がったり、44の道府県から意見書が上がったりしても、それでも野田内閣は突っ込んでいくわけですからね。これが、そういうものをやっぱりもっと下からきちっとした組織を立ち上げて、そして全国的に盛り上げていかないと、やっぱり道段階でつくったから、それでいいでは絶対に阻止できないのではないかというふうに思うのです。今の野田内閣のやり方、姿勢からいって、先ほども言いましたけれども、もうTPPに参加することを前提に来年度予算も組まれて、そういうものも含まれて組まれているというようなことも考えますと、そういうことだというふうに思うのです。

それで、共闘組織を立ち上げながら、次にも提案しておりますように、そうした共闘組織が中心となって、反対集会を幕別町でも開いていくと。そういうものがあらゆるところで開かれて、そして燎原の火のようにやっぱり全国に広がっていくことによって、阻止することがきるといふふうに、そういうふうに思うのです。

これの大事なところは、この町長の答弁にもありますように、農業問題だけでないということだといふふうに思うのです。だから、幕別町でも消費者協会でありますとか、そういう消費者の団体や、いろんなそれに賛同する団体も含めて、しっかりと組織をつくってやっていく。そうしないと、4月に韓国でも総選挙があって、12月に大統領選挙があって、このFTAの問題も相当大きくなっていくのだと思うのですけれども、そういうものを見ながら、野田内閣は参加の足取りを早めることも考えられるわけなのです。そういうことを考えますと、今からしっかりと組織をつくって、受動的、消極的ではなくて、積極的にやはり取り組んでいってほしいと。そうしないと、参加を食いとめることはできない、そういうふうに思います。

先ほど、陸別のこういう取り組みも紹介しましたがけれども、こうしたものもぜひ、4番目にも関係しますけれども、今、広報には再度掲載したいということが出されましたけれども、こういうそれこそいろんな団体があれした、こういうビラなんか町民全体に配布するでありますとか、それから、町自身やその組織がつくった町のポスターなどもつくって、いろんな目につくところにそういうものも掲示していくとか、そういうこともやりながら、ぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話はもちろん十分承知するわけでありまして、その趣旨について否定するものはもちろんありませんけれども、ただ前々から言う、共闘組織を立ち上げる、あるいは町独自でビラあるいは学習会を開く、こういったことについては、なかなかほかの町村の事例なんかを見ても、そうは実は多くないわけでありまして、どちらかという、先ほど増田議員さんも言われましたように、農協主催でのいわゆる講演会ですとか学習会というのは、相当と言いますか、それでも何カ所、数カ所あるようでありまして、なかなか町村自体でそういったことが取り組んでいないところが多いわけでありまして、もちろんそれがいいわけではないのでしようから、まねすることはないのでしようし、積極的に取り組むという意識があれば、それはそれでいいのだらうと思いますけれども、私どもそういった状況があつて、今まで大きな取り組みになってきていないというのが現実であります。

十分これからビラの問題もありますし、ポスターの問題も含めながら農協なんかとも十分これは協議させていただきたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 冒頭にも申し上げましたが、このTPPがもし結ばれるということになれば、韓国のFTAよりもさらに高い段階ということで、韓国は米が除外されたりしていますけれども、こういうことが許されない状況でもあります。

そのほか、音更でやった勉強会でも、柳先生が韓国の不平等の状況を詳しく説明されておりましたけれども、それを見ましても、これよりも厳しい状況が現実のものとなるということを考えますと、農協が積極的にというお話もされておりましたが、地域の状態を変えてしまうようなものであつ

て、決して農業だけの問題でないということを考えますと、やはり町長が先頭に立って、その運動を引っ張っていくということを再度要請したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農業だけでなく、もちろん先ほども言いましたように、医師会なんかにも影響することですから、そういったところにも十分声をかけながら、協力を得ながらということで進めていくことが大事なのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今、全国で、この問題がいろんなところで運動として立ち上がりつつあるところでもありますけれども、今言いましたように、この運動がこの草の根の市町村の単位からしっかりと運動を構築していかないと、上部団体だけに任せておいて成就する運動でもありませんので、ぜひそのことも考慮されて、これから積極的に町長の役割を果たしていただきたい。そのことを最後に述べて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時50分まで休憩いたします。

15:40 休憩

15:50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） 質問状に従いまして、質問します。

幕別町百年記念ホール指定管理者としての運営について。

NPO法人「まくべつ芸術劇場」は、町から指定管理者として認定され4年がたつが、利用者の多様なニーズに対して、創意工夫を凝らして、より効果的・効率的に対応し、さらなるサービス向上をしていると聞いているが、ホームページ制度の導入判断基準に沿って具体的に教えてほしい。

利用者サービス、管理運営コスト削減、経営能力の活用、業務管理の確立などについて示してほしい。

小さい項目で、利用申請について。

さらには、まくべつ芸術劇場に対しての交付金について。

さらに、NPO経理等の実績経過について質問します。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 成田議員のご質問にお答えいたします。

特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場につきましては、平成20年4月に幕別町百年記念ホールの指定管理者となりましてから、本年度で5年目の最終年を迎え、この間、大きな事故もなく、堅調に業務を遂行していただいております。

これまでの実績として一例を挙げますと、平成22年度の生涯学習講座におきましては、63講座で受講者人数が1,717人、文化公演5事業で945人、独自提案事業につきましては、10事業で4,108人を数えております。また、学校芸術鑑賞5公演のほか、まくべつ町民芸術劇場との連携による事業といたしまして24事業、9,734人の入場者数を記録し、総体の年間の利用者数は11万人を超えております。

このように多くの講座、事業を開催しておりますことから、北海道内でも活発な活動を行っている施設であるとも言われているところであります。

ご質問の1点目、「利用申請について」であります。

ホール、講堂、ギャラリーにつきましては、施設利用の1年前から申し込みを受け付けており、そ



れ以外の施設の場合は3カ月前からの受け付けとなっております。

申し込みは、直接、施設に申し込みいただくほか、ファクスやメールで受け付けを行っており、2回目以降の申し込みにつきましては手続を簡略化し、より申請しやすい手法をとっているところであり、

ご質問の2点目、「まくべつ芸術劇場に対しての交付金について」であります。

交付金は、町行政の事務の一部を団体等が行う際、その事務事業に対する経費としての支援であります。町民の皆様にご覧いただいた音楽・芸術を安価なチケット代金で鑑賞していただく機会をつくることは、心豊かな潤いと活力あるライフスタイルを形成することにつながるもので、その事務の一部を町民芸術劇場の皆様にご覧いただいておりますことから、交付金として、平成23年度実績として524万円を交付しているものであります。

管理者といたしましては、この交付金をさらに有効に活用するため、チロット音楽祭を初め、各種事業の実施に当たっては、北海道市町村振興協会など各種団体とのネットワークを活用し、これらの団体から補助金をいただくなどして事業の充実に取り組んでいるところであります。

ご質問の3点目、「NPOの経理等の実績経過について」であります。

経理につきましては、会計事務所を通して適正に処理されているほか、協定書に基づき、月次事業報告書や4半期ごとの中間事業報告書、さらには、年度事業報告書などの報告をいただいております。

教育委員会といたしましては、報告書の内容について、チェックをいたしておりますが、必要によっては、帳簿類を直接確認したり、担当会計事務所に問い合わせをさせていただいているところであります。

なお、法人税につきましては、平成21年は事業収益がありませんでしたので、平成22年度は、法人町民税均等割2万円、法人道民税均等割6万円のみが課税されており、消費税につきましては、平成20年度の指定管理者制度移行時から課税されている状況にあります。

利用者に喜ばれる施設づくりを目指して、日常的にまくべつ町民芸術劇場と協議は行っておりますが、定期的な連絡調整会議も開催しており、百年記念ホール事業のさらなる充実に向けて取り組んでいるところであります。

以上で、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 利用申請について、その前にちょっと伺いますが、ある公演の本番直前、お客様から発表の順番が違うというクレームがついたことがありますか、曲名が違う等のクレームがあり、確認すると、事務所の職員に変更書類を提出してあるとのことで、確認することを忘れていたとの返事であったと。開始直前の現場のスタッフではカバーできない、またヘルプも手配できない状況でも、自分のミスにもかかわらず、約束したからやってもらわなければ困るの一点張り、自分たちの失敗のしりぬぐいをやってもらわなければ困るような態度が現状の職員体制であると思うが、その辺把握していますかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 本番直前に曲名が違ったと。それにかかわって対応した職員の態度が横暴であったと。私、その件についてはちょっと承知はしてはおりませんが、当然、施設の職員として、サービスが基本でありますので、間違いは間違いとして認め、そして早急に適切な処理をするということが求められているのではないかというふうに思います。

自分のミスであったのかどうだったのかというのはよく内容わかりませんが、仮にそういう場合があったとすれば、前段申し上げたとおりのことであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） さらに言わせてもらえば、コミュニティビジネス、地域住民が地域のために有償で行う事業というキャッチフレーズの響きの名のもとに、地域の人々が地域に眠っている資源を活用して行う小規模なビジネスで、利益の追求を行うとしているのがうたい文句であると聞くが、経営能

力のある者は皆無に等しいという人もいますが、その辺はどういった考えありますか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） コミュニティビジネス、これは恐らく地域の方々のそれぞれ持っておられる有効な資源を活用しての商売といいたいまいしょうか、そういう意味での施設開放ではないかというふうに思います。

ただ、許可する側においては、このコミュニティビジネスという言葉からも想像されますように、地域開放施設の中で自分たちがつくったものを販売しようということでもありますから、経営能力にかかわってその施設管理者がチェックをするというようなことは余り考えられないかなというふうな思いがありますけれども、具体的には掌握しておりませんので、これ以上何ともお答えしようがないということでもあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） さらに、もう一言言わせてもらえば、コミュニティビジネスと言っても名ばかりで、役場の予算措置として NPO 法人への交付金 524 万円の分に補助関係団体の補助申請は、すべて町職員が肩がわりして指導するという便利な言葉を使い対応しているようでは、何のための指定管理者なのかかわからない。指定管理者の衣をかき役場が安心して前年招集型の企画・運営ができる見返りとして、赤字が重なっても役場で対応するという安易な考え方ではないかと思うが、いかがなものか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 的を射た説明になるかどうかわかりませんが、交付金 524 万円にかかわっての、これは町からの交付金でありますから、当然として申請団体からの申請を受けチェックをした後に、もちろんその段階では町の職員もチェックをして決裁を受けながら認められて支出されるものであります。

なお、町職員がいわゆる補助金業務、先ほども答弁の中で申し上げておりますが、市町村振興協会あるいは教職員互助会、これらの補助申請をする場合があります。と言いますのは、団体が申請しなければいけないもの、市町村が申請しなければいけないもの、そこに差別化があります。

今の 2 件につきましては、市町村が申請をし一般会計に計上して、そして町民芸術劇場の会計に入れるという手法をとっています。これは町が本来実行をしなければならないという原則には立っておりますが、その補助金の内容によっては他に委託することもできるというようなことが載っておりますので、それに基づいて実施した場合には、町の職員が主なる申請をし、決定を受けた後に芸術劇場に交付金として、あるいは補助金として交付しているということになります。

以上です。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まあ、これはこれで。

それではホームページには利用申し込みの要領はあるが、舞台関係などの特殊利用に関しては打ち合わせするたび担当者により違いがあり、利用者から遺憾していると聞いているが、ホールとして舞台関係等のマニュアルがあるのか具体的に示してほしい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ホール等の利用につきましては、当然としてまず施設があいているかどうか、この施設管理者があいていればそこに入れるということでもあります。これは通常です。

ですが、舞台の装置については、当然として許可をした施設管理者が専門的な知識に至っておらない部分があります。大ざっぱにはわかりますけれども、具体的に舞台照明をどうしていくのかについては、当然として舞台照明を担当している職員との綿密な打ち合わせをしなければならないと、そういうことが現実問題として出てまいります。それが潤沢にいきまないと、いろんな意味で照明・音楽、これらがかみ違うということがありますから、施設の利用を許可した施設管理者は、当然、舞台管理者と十分な連携、そして施設管理者を通すのではなくて、利用者は舞台管理者と綿密な打ち合わせをするということになれば、事業として成り立たないこともあるということでもあります。そのこと

によって大きく支障が出た、事故ったというような話は、私は具体的には聞いておりません。

以上です。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 今、教育長が聞いていないと言われれば、後で聞きます。

例えば、注意事項、スケジュール調整、舞台関係者との打ち合わせ内容、使用機材などのマニュアルは具体的にあるのか。ホールとしてマニュアルをホームページに記載しているのか、あるのならなぜ記載しないのか、掲載しないのか。民間のノウハウの活用、さらなるサービス向上はうたい文句なのか、これも具体的にお聞かせください。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 使用機材のマニュアルというのは、具体的なその機材の使い方ということに関すれば、そういう機材は利用者では使いません。あくまでも委託を受けている管理業者が操作をしていくという形になります。そういう形で、特別そのマニュアルをホームページに載せるようなものではないというふうに解釈しております。

あと、民間のノウハウを活用することなのですけれども、これもさまざまな工夫をされております。ここにも書いてありますとおり、利用申し込みにおいても、一度申し込みを受ければ手続が簡略できるだとか、あとそのほか、キサラカードの活用ですとか、それと百年応援団とかいうように、そういう利用を促進するためのさまざまな活用、そういうこともやられております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 課長、またあなたの説明もわかっていたけれども、後でまた聞き直すから。

今、教育委員会としての利用者に対するサービスのマニュアルの必要性や内容について熟知しているのかどうか、ちょっと先に伺います。

○議長（古川 稔） 成田議員、もう少し具体的に。

○14 番（成田年雄） 利用者に対するサービスのマニュアルの必要性や内容について、具体的にお知らせくださいと。熟知しているのかどうか、教育委員会として。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 基本的に、接客に対する態度の仕方ですとか、そういうことを言っているののかなと思いますけれども、そういうことで特別そういうマニュアルはございません。

ただ、私どもも言っているのは、あくまでも利用される方はお客様ですと、当然そういうこともあれですから、そのような形で、決して失礼のないようにという形で話を常日ごろから言っているものでございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 結局、さっき一番先に聞いたのだけれども、スタッフに問題があると、これ言われているのですよ。マニュアルも何も書かないで、だからそういうことだからいろんな問題が出てくるのではないかなと思うのだけれども、まあそれは、また後で。

それでは、利用する個人や団体から絶対にあってはならないブッキングが数回あったと聞いているが、委員会として承知しているかどうか。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ブッキングということですが、例えば、本人、利用者側が利用のお願いをしていたと、つもりでいたのにしていなくて、ほかの行事が入っていた。それとか職員がその担当、まあ向こうの事務局の職員が入れ間違う、入れ忘れというようなことが二、三回あったという話は私どもも聞いておりますし、そのようなことは決してないよという話は常日ごろ言っております。

ただ、人間がパソコンに打ち込んでいく形になっておりますので、その中で場合によっては部屋の使用を忘れてしまったという場合があるようなのかもしれない。

ただし、それがあってもほかの会議室を用意したりとか、そういう形で会館を使わないで帰っていただく、というような失礼なことはしていないつもりでございます。そのような形で、していな

いというふうにお聞きしています。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） そういうことだから、マニュアルをつくりなさいと言っているのですよ。あったかもしれないけれども、それは別段関係ありませんと、ブッキングが一番問題なのですよ、これ。公演のとき一番必要なのは、その時間帯に合わないことが一番だめなことなのですよ。

何か課長、あなたおかしくないか、あなた。マニュアルはついてるかって、それも必要ありませんと今言ったばかりではないかい。マニュアル書いたほうがいいよ、あなたの場合は。一から十まで。

そうしたら、なぜそのブッキングをしたか、検証はしたのか、していないのか伺います。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ですから、私も現実と同じ時間帯に二つの行事が重なってしまったという事例については……

○14番（成田年雄） それがブッキングだっていっているの。

○生涯学習課長（中川輝彦） ええ、それについては、僕個人的には聞いておりません。

ただ、先ほども言いましたように、本人、利用者が申請をして、例えばしたつもりでいたのに忘れてしまったと。

○14番（成田年雄） だから、それがそうなのだと。

○生涯学習課長（中川輝彦） ええ、そういう形でのことはあるかもしれません。

○14番（成田年雄） ちゃんとあったのだから。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただ、それについては私も常に、帰ってもらうようなことはしないで、ほかの部屋を用意して使っていただくようにという形では、常日ごろから言っているつもりでございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） いや、ほかの部屋使わせたからブッキングがなかったとは言えないでしょう。ブッキングがあったからほかの部屋使わせたのでしょう。何かあなたとしゃべっていると、何かおかしくなるな。

検証した結果、どのような指導、改善命令したのか、具体的に教えてほしい。口頭か文書指導か、どちらの、どのように改善されたか、具体的に。今それ、今しゃべったのだけれども、あの答弁あったのだけれども、あなたの答弁では納得できないな、これ。もう一回きれいに答弁して。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、おしかりを受けましたブッキングについては、今、担当のほうからの答弁にもありましたように、一部あったように聞こえました。こんなことは、絶対にあってはならないことでもあります。

指定管理者といえども、直接の管理は町であります、教育委員会であります。そういう観点から、私からもおわびを申し上げたいというふうに思います。

その後の指示については、口頭であるのか文書であるのかということですが、特に口頭、文書という規定はありませんが、ただいまそういった事実を知りましたので、文書ではなくて口頭で私のほうから注意をしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） これは、教育長が言ったからには、トップが言ったからには完全なる改善なされると思うので、話は次に移りますが、ただ課長の言っている答弁は何かどうも納得がいかないのだけれども。

それでは、帯広市や音更町などの施設では、施設利用台帳とパソコンの二重管理をし、ブッキングを防ぐための日常管理引き継ぎやお客様対応、さらには舞台と利用者を結ぶための意思の疎通の大切さや利用者に対する心遣いなどしていると伺います。このような当たり前のことができない職員の資質を疑いたくなる。

台帳に詳細を記入しておけば、いつ、だれが、利用者とどのような打ち合わせしたのか一目瞭然でわかるし、管理もできる。二度と利用者に対しブックリングを起こしてはならないことから、台帳管理を取り入れることが急務であり、今年度からでもいいから導入すべきではないかと、どうですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、帯広市さん、音更町さんの例で、パソコンと台帳、紙管理をしているというようなことがありました。これは、あくまでも二重管理という観点で間違いをなくすという観点でありますから、そのことは私どもも勉強させていただいて、指定管理者とも協議をさせていただきたい。

常に職員の資質において問題があるというふうに私はとらえておりませんが、仕組み的により改善の方途があるとするならば、それに向けて改善すべきだというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 教育長が、今、資質に問題はないと言うけれども、課長みたいな答弁していたら資質に問題があるぞ、だけれども。

○議長（古川 稔） 個人攻撃はだめですよ。

○14番（成田年雄） 民間のノウハウや活力、知識を生かす目的で100人か200人もいた応募者の中から、利益を目的とする興行所であり、利用者に信頼してもらい、その上で利益誘導を意識したプロとして厳選した職員なのか、そういう意味で雇ったものですよね、これ。防止策として具体的な提案があったかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、聞いておりますと、職員の資質を含めて、そういう者を採用したのではないかという流れになっておりましたけれども、答弁いたしましたように20年4月から指定管理者に移行したということでありまして、したがって、その指定管理者の中でどういう人材が必要であるのか、そういう観点で職員採用を行っている。私どもが、どうこうすれという話ではありません。そのことは基本であります。

いずれにいたしましても、いろんな意味でのサービスを中心とする施設であるということについては、これはそのとおりでありますので、いろんな間違いが起きないように防止策についても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 今の、教育長、本当にそういうことを早急にやってもらいたい。

それでは次に移って、まくべつ芸術劇場に対しての交付金について伺います。

幕別の文化・芸術を発展させ活性化に役立てることを目的として、東京や札幌でしか興行できないコンサートや演劇を安い価格で町民に提供する交付金として使うのはわかるが、毎年524万円も必要なものかどうか。さらに道の何か交付金というか補助金というのか入っているはずで、総額何ぼなのですか、それを伺います。

さらに、予算を使い切らなければ、次年度から予算がつかないとまくべつ芸術劇場で考えているのなら問題である。具体的な使い道を示してほしい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、百年記念ホールに交付しております524万円につきましては、答弁の中でも入れましたが、いわゆる町民に対する芸術にかかわっての芸術のよさを広めるということから500万円、これは当初平成8年ぐらいですが、民間の方々有志が集まって何とか安価で鑑賞できないものだろうか、百年記念ホール、あの立派な施設が閑古鳥が鳴くようでは困ると。それで、民間主導の町民芸術劇場ができた。その当時は250名ぐらいの会員、正会員が二、三十、準会員が200名強おりましたので、ほとんど今も変わらない会員構成だろうというふうに思いますが、そういう人たちの思いにこたえた、そしてあのように百年記念ホールが、あの立派な施設が十勝の有数の施設の利用というようなことにつながっていているという意味では、大変町民芸術劇場の皆さんには心から

感謝を申し上げたいというふうに思っています。

なお、そのほかに市町村振興協会の補助金、あるいは教職員互助会の補助金等がございます。これらについては、当然全額の補助ではありません。通常でいきましても2分の1の補助、つまり500万円の、ちょっと勘違いするとうまくないので、300万円ぐらいの事業費を組むとします。そうすると150万円の補助金が入ってくると。ですが、150万円という一般財源がなければその事業は受けられません。そういうことになります。これは教職員互助会も同じであります。そういった意味での活用をいたしますと、総体事業費は、150万円いただいて300万円の事業で町民に還元できるということになります。

したがって、そのような活用方法を考えれば、まさにその500万円が補助裏の一般財源として活用できる。それから、そのことによって、人数も機会もふえる、参加者数もふえる。ですから、1人当たりの価格も1万人利用していますので、単純に500万円の話をしますと、1枚の券で500円軽減されていると。ですから、札幌や帯広で行われる公演等にかかわってはそれなりの金額取られますが、幕別町においては比較的安いというイメージを持っていただいている。1枚の券で500円、さほどでないかもしれませんが、そういうことでの波及効果があつて、十勝でも有数な施設利用になっているというふうに考えているところであります。

なお、その補助金の合計額につきましては、振興会の支援、それから教職員互助会の関係については、補助金の額が今ちょっと押さえられませんので、後ほどご報告申し上げます。

失礼しました。ただいま出ました。

補助金については、1,600万円ございました。毎度毎度ということになりませんが、文科省から1,100万円、22年、教職員の互助会が130万円、市町村の振興協会130万円、幕別町より524万円、そういうような事業内訳になっております。

なお、総体事業費でいきますと、6,000万円ぐらいの事業をやっていると。その売却収入、券、チケットですね、2,000万円程度、今の補助金等を入れます。差引きますと、いわゆる町民芸術劇場に交付している五百数十万円などを充当して、最終的にはプラス・マイナスやゼロに近くなるということでもあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） すばらしい、総額的に言えばすごい予算を動かしているのだなと。

それでは、利用目的とする興行所である800席の売券は、職員を筆頭に正会員、賛助会員が積極的に企業や個人に売券し利益を追求しなければならない。なぜなら、趣味の域で開催するコンサートや演劇の選定に携わっているのではなく、赤字が出たら会社がつぶれるという危機感と有限責任を問われる民間的な考えがないからであると。従前から甘い考えでお客様が買いに来るのでは採算は成り立たない。百年記念ホールや役場、支所などの公共施設のほか、帯広のチケット販売業者に手数料を払い売券しているが、積極的な売券ではなく買いに来てくれることが前提では、手数料を払うだけの費用効果があるのかどうか、この辺を伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 的を射た答弁になるかどうかわかりませんが、百年記念ホールにつきましては、もうけを主体とした施設ではありません、民間の施設ではありません、公共施設であります。公共施設の運営、公共は何をすべきか、そのことを理解し運営しているところに指定管理を行っているということでもあります。

したがって、管理運営の部門と、それから興行にかかわる部門があります。興行の部門についてのご指摘であろうと思いますが、本来的に言いますと、この十勝において、あの規模において、どういう方呼んでもペイをするなんていうことはあり得ないと思います。そんなことから、五百数十万円の支援につながり、そして利用者がふえているということでもあります。なお、そのチケットの売券については、いろんなところをお願いして手数料を払うことについても、これは売れないより売れたほうがいいということでもありますので、これも一つの有効な方策ではないかと。職員を初め町

民芸術劇場の正会員の皆さん、そして200人もいらっしゃる賛助会員の皆さんがいろんな意味でお手伝いをいただいているということでもありますので、私は同じ公演を行う場合においても、満席になるということは余りないとは思いますが、できるだけ満席になってもらって、かかる経費は同じですので収入サイドがふえる、そんなことが望ましいのではないかなというふうに思います。

先ほどちょっと間違えました。

総事業費は6,000万円というふうに申し上げましたが、総事業費4,600万円、補助金は1,600万円、文科省から1,100万円、市町村振興協会、教職員互助会から各130万円、そして入場料は2,000万円です。その差引きしたのが800万円、900万円の赤字になるわけです、単純に言えば。そこに町の交付金が入り、あるいは賛助会員の会費が入って充当されているということでもあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 公共施設だから赤字になってもいいですよという発想は、それだったら役場職員がやればいいのだ、何も別段指定管理者ではなくてもいいのではないのかな。これは後で、また言わせてもらってもいいけども。

ただ、今800席が完売しても赤字になるコンサートや演劇を町民に安価で提供するために交付金を使うというのであればわかるが、職員初め、正会員や賛助会員が企業や個人に対して攻めの営業活動もしないで完売できないとしたら、地域の芸術的文化活動の推進の観点からも問題であると思うが、いかがなものか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 安価に提供するためには、より多くのお客さんが入っていただくことのほうがよりメリットがあることは間違いなくと思います。攻めの営業活動といいますか、先ほど申しあげましたように、みんなそれぞれ趣味・趣向が違います。人口規模からいって800席を埋めるということについては物理的にもなかなか難しいものがある。しかしながら、そういうものをいろいろ取り入れた中で、多くの町民ニーズにこたえていくということも、これは必要なだろうというふうに思います。

したがって、営業プラス・マイナス赤字ということはつきものかなというふうには思いますが、なお、売券ができれば、その額が少なくなり、プラス・マイナス・ゼロという世界をもってそれはよしとしなければならないと、そんなふうに思いますので、特に攻めの営業活動については、精神としては承っておきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 本来の目的は、交付金に頼らない、利益を目的とする興行活動をするような検討をしなければならないのではないかなと思うわけです。それであつたら役場の教育委員会でやればいいのですけれども、指定管理者を置く必要があるのかどうかということなんです。

営業もしないで、ただ、今、賛助会員とか正会員を当てにしたような営業のその興行の打ち方というのは、これ興行の興も知らない人たちがやっていることであって、全然。大体、NPO法人が利益を捻出してはだめなわけではなく、人件費などに還元することは違法とされているが、その利益をNPO法人が管理している施設の技術、備品整備や維持・管理、さらには利用していただいたお客様に感謝するために利益還元の興行、公演事業を使うことはやぶさかではない。どうですか、こういう意見に対して。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、おっしゃるとおりの性質で結構だと思います。

それで、利益について備品等に回す、これもそのとおりだと思いますし、その利益をいわゆる町民芸術劇場の独自事業として、先ほどお答えしていますが24事業、約1万人が入場されています。こういうところにも生きているわけでもあります。

確かに、524万円が中長期的に見てそれがゼロに限りなく近くなるというのについては否定するものではありません。ありませんが、それは状況を見ながら、今までのせっかくの町民芸術劇場の活用

という観点でこれだけ活用されているわけですから、これが崩れることのないように、継続されるようなそういった支援もやはり考えていかなければならない。

ただ、金額的には、おっしゃるとおり町からの支援をなくして独自事業ができるようなことになれば、幸いだというふうには思いますが、若干時間がかかるのではないかとというふうには思いますが、これは理論的にはそれは望ましいということは言えると思いますが、現実的にはかなり厳しいものがあるというふうに判断しています。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） そのためには、さっきの続きになりますが、民間的な有限責任の経営感覚で利益を出せるような事業を選んで実施すべきであると思うが、どうですか、これは。

さらには、交付金については補完的な予算ではなく、経営能力や企業努力を怠らず、交付金に頼る役所依存型の体質から脱却し、民間的な感覚で運営することが責務ではないかと思うが、いかなものか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、利益を出すということになりますと、大スターを呼ぶとかいろんな方法はあるのかもしれませんが、こういう小さい町でそのような方々を呼ぶというのは非常に困難でありますし、800席では当然として収入の限界がございます。そういうことからすると、非常に難しい。

それと、文化・芸術という観点ですから、それぞれが趣味・趣向を持っております。そういう人方にもおこたえをしていかなければならない。800席という縛りもある。それから興行を行う場合に、それ相当の方々を呼んで、本当にペイするのかどうかというのは未知であります。

そういうことからしますと、やはり予算の範囲の中で最大限知恵をしぼりながら、他の補助金も活用しながらやっていくというのが順当ではないかというふうに思いますが、なお検討の余地はあるのだろうと思います。

これは、私どもが決めるのではなくて、二百数十名の町民芸術劇場の会員の皆さん、そして理事会もごさいます。そういう中でどういう種目がいいのか、これはけんけんごうごうとやるらしいのですが、その中で熟成されたものが事業となって反映されているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） どうしても自分は、利益というばかりではなくて、何か交付金というか、毎年毎年五百何十万円をあれする必要があるのか、それを浮かすぐらいの気持ちでやらなかったら、何十年も続いていく結果になってしまうから、これはちょっとだめではないかなという部分なのですよ。

そして、芸術と言っているけれども、自分はクラシックを聞いても全然わからないけれども、演歌だったらいいなという発想なのですけれども、自分の場合は。だから、芸術が、立派なオーケストラ呼んできて「いやあ、すばらしい」という人がいるか知らないけれども、私はどこかどさ回りの芸人さん来て歌ってくれたほうが何かもっと楽しいな。それが芸術と言えるのかどうかはわからないけれども、だけれども日本の文化ってどさ回りが文化の始まりですからね、これ、猿芝居が。その辺は覚えておいてくださいよ。

それで、交付金についても、さっきも言ったのだけれども、利益という分よりも浮かすという方法をとるのならば、3年か5年の期限を切り発展的な解消をする必要があるのではないかと思うが、いかなものか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 524万円を浮かすつもりでの事業内容にしていけばいいのではないかと、特に演歌などを取り入れたらいいのではないかとというふうにご意見としてお伺いいたしました。

確かに、それぞれの団体が自立をすることは、町行政における基本的な考え方でもあります。ですが、時代の流れというものを読みながら、将来につなぐ人間形成というものにも考えていかなければなりません。



これは、単年度議決をしていただいているものでありますけれども、事業内容等を精査していくということは当然でありますし、今までの二百数十万円に及ぶ基金ですね、余ったものを積み立てたと、そういうものがあります。それらが単年度でもって調整財源として使われている。現在は、悲しいかな、ゼロ円になりました。少なくとも、それよりも三角になるようなことがないような事業計画を検討してもらわなければなりません。少なくとも、これ以上ふやすことについては、議会のご判断によりますけれども、なかなか難しい財政状況にもある。したがって、できるだけその辺の経費もより見直しをして、できるだけ少ない交付金でおさまるような、そういうような知恵も出していただきたいなど。それは町との連携の中でやっていくわけですが、私どももそういう知恵を出しながら頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） それでは、NPO 法人の経理等の実績について、今まで教育長と似たような答弁しているのかな。何人がいて、金額が何ぼですと。それでも、さらにまた加えて伺います。

利用者がふえたとか、公演数がふえたとか、生涯学習講座や文化講演会がふえたということを重要視するのは町側であり、有形無形を含め、どのような費用効果があったのか、具体的に示してほしい。

これ、さっきから教育長が言っているのだけれども、これが文化だとか言われたら、これおれが言っていることは何か全然かみ合わないなと思っているのだけれども、それも一言。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いろいろ趣味・趣向がございます。で、私も演歌が好きであります。そういう意味では、ご一緒に鑑賞できる機会があればいいというふうに思います。ぜひいろんな公演が用意されておりますので、お誘いいたしますので、ぜひおつき合いいただければありがたいと。皆さんで盛り上げていただければ、ありがたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これ、教育長、このやりとりいいかげんにしてくれよ。

指定管理者になって、民間の経営ノウハウや活力と知識を生かすために、正会員や賛助会員をふやし、幕別の文化・芸術の発展や活性化に貢献するための対策や方針について具体的にどのような協議と指導をしているのか。その結果、何人増えて、どのような活性化や貢献が図られたのか、具体的に数字と事例で教えてほしい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何度か繰り返して言っているかもしれませんが、少なくとも賛助会員あるいは正会員がそれぞれの趣味・趣向の中で構成メンバーになっているということでもあります。

民間の活力あるいは知識、そういうものを活用するという観点においては、今までの町職員直営ではなかなかしづらいものがあるというところを感じていただければいいかと思えますし、これは自発的にできた組織でもあります。そういった趣味・趣向を持っている方々が自主的に集まって組織をしたものということでもあります。

そういうことからしますと、行政が行わなければならないような地点をはるかに超えて実施されているという実績を持っておられます。そういう意味では、この指定管理者については十分評価できるものというふうに思います。

強制して会員を増やすなんていうことになりませんので、すそ野が広がって、そして平成8年にできた町民芸術劇場のものの会員数がほぼ変わらない状況、もう少し増えてはおりますけれども、そういう状況がつけられてきたということは、ある意味では奇跡的な出来事ではないかというふうに思うぐらい、この幕別町民芸術劇場の運営については高く評価をされているということをお伝えしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） ちょっと中川君に答弁してもらおうかな。また同じ堂々めぐりになっているな、これ。

また、民間のノウハウと活力や知識を導入し、経営能力や管理運営のコスト削減を達成した結果、事業会計に対してどのような費用効果があったのかを年度ごとに具体的に示してほしい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほども申し上げたかと思いますが、総体事業費が4,600万円、そして国あるいはいろんな補助団体から1,600万円と。入場料が2,000万円でありますから、会が負担しなければならないのはおよそ1,000万円になります。1,000万円に五百数十万円の財源も入っておりますが、いわゆる経営管理にかかわる部門、それらの節約等から生まれてくる金額も当然補てん財源として入ってくるということです。

したがって、去年の実績で言いますと、500万円からに近い営業のほうからの財源が芸術劇場の興行部門に入っていると、大ざっぱに言うとそういうことになります。

おわかりでしょうか、よろしいですか。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 何だ、これ、堂々めぐりかい。中川君、本当に答弁してくれよ。

これ、先ほども言っているけれども、興行収益がふえていると聞いているが、興行実績も含めた費用対効果と1興行当たりの年度ごとの収支と平均人数は、人数のこと聞いていなかったな、人数のことをお伺いします。

さらに、施設・設備については、専門性、特殊性があることから、施設・設備を熟知していることが重要であることから、専門業者に発注すべきではないかと思うがいかなものか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 施設設備の面、その管理の部分については専門業者というお話でありました。

それにつきましては、まさに専門業者に委託をしております。

○14番（成田年雄） 指定管理者ではなくて。

○教育長（金子隆司） こういうことです。指定管理者の中に、指定管理者が受託しますと、それは自分のところの自前の職員でやるか、あるいは再委託をするか。いわゆる警備だとか清掃だとか、あの範疇であります。舞台装置・照明については、専門業者に委託をしております。専門業者だからこそ、いろんな、2人で済むところが3人要る場合もある、1人で済む場合もある、そこに柔軟に対応していただいているということです。まさに専門業者に委託をしているところであります。

あと、その費用対効果については、この芸術の世界といいますのは、私も余り得意な分野ではありませんが、多くの方々が鑑賞するについては、それぞれがそれぞれの評価をしているのだろうと、私はそのように信じております。

そういうことで、最後の答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 教育長、まだ何分かあるから。あのね、教育長ね、それを言うなら指定管理者であって専門業者を入れているというのであれば、指定管理者要らないでしょう、専門業者に直接渡したほうがいいのではないですか、だめなのですか、これ。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、平成20年に指定管理者制度に移行いたしましたときには、舞台照明装置については町費で直接発注をしておりました。これはご存じのとおり、複数年にわたっての契約ということになりますので、債務負担行為の議決をいただいております。その年数が照明等については1年ずれたということでもあります。

なお、一方では、同じ指定管理者の管理下に置いて、そして専門業者との十分な連携をとっていくということのほうが、これは望ましいわけですが、そんなことから、2年目から照明等については百年記念ホールの方の指定管理者の部分に上乘せをして、委託料を町直営から管理者に上乘せをして受託をいただいたということでもあります。

○議長（古川 稔） 成田君、時間です。

○14 番（成田年雄） はい、最後に一言。

どうせ指定管理者をやめて、ちゃんとした管理部門の正規のあれを使ったほうがいいのではないかというのが、私の考えです。丸投げしないで。

それでは、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

けさの議会運営委員会では、野原議員まで予定いたしましたが、非常に時間が短くなりましたので、延会も無理ということで、あす一番に質問をしていただくということで、ご理解をいただきたいと思っています。

[延会]

○議長（古川 稔） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 52 延会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成24年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成24年 3 月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

13 前川 雅志      14 成田 年雄      15 中橋 友子

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

# 会議録

平成24年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年3月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文  | 2 寺林俊幸   | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  | 6 岡本眞利子 |
| 7 藤原 孟  | 8 乾 邦廣   | 9 牧野茂敏  | 10 谷口和弥 | 11 芳滝 仁 |
| 12 田口廣之 | 13 前川雅志  | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 | 16 野原恵子 |
| 17 増田武夫 | 18 齊藤喜志雄 |         |         |         |

- 5 欠席議員 3 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司	教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成	農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	経 済 部 参 事 須田明彦
保 健 課 長 境谷美智子	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
農 林 課 長 菅野勇次	施 設 課 長 澤部紀博
商 工 観 光 課 長 八代芳雄	町 民 課 長 川瀬俊彦
福 祉 課 長 横山義嗣	保 健 福 祉 課 長 原田雅則
学 校 教 育 課 長 羽磨知成	こ ど も 課 長 森 範康

- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

13 前川 雅志 14 成田 年雄 15 中橋 友子

# 議事の経過

(平成24年3月13日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員を指名いたします。

## 「諸般の報告」

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○議事課長（仲上雄治） 3番東口議員より欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告は終わります。

## 「一般質問」

○ 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次のとおり質問をいたします。

「子供を安心して育てられるまちづくりを」

日本は、出生率1.39、2004年には1.29、2010年では、北海道の出生率は、全国で2番目に低い1.26と、少子化問題は非常に深刻になり対策が急がれます。少子化が予測を超えて進行し続ける要因については、若者の職業の不安定化が進行し、非正規雇用や将来の雇用や収入に不安があり、未婚化、晩婚化が進んでいること、核家族化が進行している中で、人間関係が希薄化し、育児不安が広がり、親として子育ての精神的、肉体的負担が大きいこと、30歳代の子育て世代の年収では、1997年では500万円から699万円が最も多かったのが、2007年には300万円台が最多になっているように、経済的負担が大きくなったことなどが考えられます。

幕別でも給与収入100万円から300万円の世帯が増えています。共働きしなければ子供を育てられない、子供が生まれても働き続けたいなど、考え方はさまざまですが、子育てへの経済的支援や働く条件の改善、家族で子育てを支援する対策が充実すれば、安心して子供を産み育てることができ、定住対策にもなります。

また、原発事故による放射線の人体への影響が心配されていますが、特に子供は細胞が未分化な状態にあり、放射線の影響が大きいのです。幕別は遠隔地であっても流通過程で食品が汚染されている可能性が考えられます。したがって、次の点について伺います。

- 1、保育料の軽減、階層区分の細分化を。
- 2、子育て支援センターは、札内、幕別に増設を。
- 3、父親の育児休業取得の推進を事業所への啓蒙など。
- 4、小中高生と幼児の交流の推進を。
- 5、保育所、給食センター、給食用食材の放射線測定の実施を。

次に、「食育推進と給食センター方式の見直しについて」

2005年度から学校給食の推進に携わる栄養教諭制度が始まり7年になります。学校給食を通して、日本の食文化のすばらしさを理解し、地域の野菜や旬の果物を知り、素材本来の味がわかる子供が育っていくことは、ふるさとに対する愛着を育て、健康な体をつくることになります。今、食生活の乱れが指摘されている中で、栄養や衛生状態を管理する専門的知識を持った栄養教諭を学校に配置することが求められます。

- 1、学校に栄養教諭の配置を。
- 2、給食調理場は、将来的に自校式を。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

なお、質問が町と教育委員会にわたっておりますので、私からは1点目についてご答弁させていただきます。

初めに、「子供を安心して育てられるまちづくりを」についてであります。

次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、その環境の整備につきましては、まちづくりの大きな課題の一つであるとの認識のもと、これまでも積極的な取り組みをしております。特に、ご質問にもあります、保育環境の整備につきましては、多様化する保育サービスの拡充に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「保育料の軽減と階層区分の細分化を」についてであります。

保育料につきましては、これまでも国の「保育所徴収金基準額表」に基づき設定し、現行の14区分といたしましたのは、平成13年度からであります。この区分設定につきましては、管内他自治体と比較いたしましても大きく変わるものではなく、また、それに伴う保育料額も町独自の施策として、国の基準よりも、さらに軽減措置を図っているところであります。

国からは、平成22年の所得税法の改正による年少扶養控除及び特定扶養控除の一部廃止に伴う保育料算定の見直し方法が示されておりますが、現在、子育て支援の総合的見地からの新保育料額の改正を検討されているところでありますので、これらの動向を見定めながら検討をしております。

ご質問の2点目、「子育て支援センターは幕別、札内に増設を」についてであります。

過日の町政執行方針におきまして、（仮称）札内あおば団地の整備につきまして申し上げましたが、道営住宅の建設に合わせ、子育て支援機能と学童保育所機能を併設した施設の建設を予定し、現在、北海道と協議を進めているところであります。同団地内に整備する子育て支援センターにつきましては、幕別子育て支援センターのサテライト型とし、その運営内容につきましては、支援事業の午後からのメニュー、移動遊びの広場、サークル活動拠点のほか、一般開放等の活用について検討をいたしているところであります。

なお、幕別地域につきましては、現時点におきまして支援センター設置の考えはありませんので、これまでどおり移動遊びの広場あるいは既存施設等の利用をいただきますよう、ご理解をいただきたいと思います。

ご質問の3点目、「父親の育児休業取得の推進を」についてであります。

事業所への啓蒙につきましては、本年1月に実施いたしました「雇用実態調査」の資料といたしまして、労働基準法などのほか、「職場での男女平等や母性保護」「育児休業」「介護休業」などの制度内

容等を記載した冊子を町内 670 事業所に配布し、周知をいたしたところであります。

今後も機会をとらえ、町広報誌や商工会などの関係機関のご協力をいただきながら、さらなる周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、「小中高生と幼児の交流の推進を」についてであります。

平成 22 年度から、町内 3 中学校の生徒が「家庭教育」の一環として保育所を訪問し、児童と遊びを通して交流をしているところであります。このほかにも昨年は、小学 2 年生が生活発表会で好評を得た劇を保育所の子供たちに、ぜひ見せてあげたいと、保育所を訪れ発表するという場もあり、近年は、保育所児童と小中学生との交流は、増えてきているものと認識いたしているところであります。

また、高校生では、幕別高校から保健体育の教科の中で「思春期教育」といたしまして、保健師の派遣と地域の赤ちゃんのいるお母さんに依頼があり、触れ合う機会が持たれております。

保育所児童と小中学生との交流は、子供同士の触れ合いを通して、子供がみずから成長していくイメージを持つ貴重な体験の場でもあると考えておりますので、今後とも教育委員会並びに小中学校との連携を図りながら、交流の機会を増やしていきたいと考えているところであります。

ご質問の 5 点目、「給食用食材の放射線測定の実施を」についてであります。

初めに、保育所の給食食材につきましては、町内業者から食材を購入し、各保育所におきまして調理、提供をしているところであります。福島第一原子力発電所の事故後、国は、福島県並びに周辺から出荷される農畜産物等につきましては、出荷前に放射能検査を行い、安全性を確認した後に出荷されている旨の説明をいたしております。このようなことから、通常の流通経路を経て市場に出ています食材は検査済みととらえ、今のところ食材を購入後、改めて町独自に放射線測定を実施する考えはありませんが、平成 24 年度に北海道が各保健所に放射線測定器の設置を検討されているとお聞きいたしております。その運用方法など詳細につきましては、今後決めていくとのことでありますが、これらの動きにも注視してまいりたいと考えております。

また、給食センターにおきましても、同様の考えであると伺っておりますことをお伝えし、あせてご理解をいただきたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「食育推進と給食センター方式の見直しについて」であります。

食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、偏った栄養摂取や食生活の乱れ、肥満や痩身、いわゆる「やせ」であります。そうした子供に見られるところでありますが、望ましい食習慣の形成が大きな課題となっていることはご承知のとおりであります。

国においては、平成 16 年に栄養教諭制度を創設し、平成 17 年 4 月から小中学校に栄養教諭が配置されるとともに、同年に「豊かな人間性をはぐくむ食育を推進すること」を目的に食育基本法が施行されたところであります。

また、改正学校給食法が平成 21 年 4 月から施行され、「食育」が学校教育の目標の一つに加わるとともに、新学習指導要領の総則において、食育の推進が位置づけられ、学校の教育活動全体を通じて食育の指導が行われ、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことが明記されたところであります。

ご質問の 1 点目、「栄養教諭の配置について」であります。

栄養教諭につきましては、その職務は、学校における食に関する指導と学校給食の管理であり、これらを一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果がもたらされることが期待されているところであります。

前段、申し上げましたが、平成 17 年度から栄養教諭の配置が始まりましたが、平成 23 年度は、全道で 404 名の栄養教諭が各小中学校に配置されているところであります。

十勝管内においては、自校式給食を実施している音更町の 5 名を含め、8 町 12 校に配置されており、



このうち5町5校に配置されている栄養教諭は、給食センター等の栄養士を兼ねている状況にあります。

本町では、道の配置基準に基づいて、幕別給食センターに2名、忠類給食センターに1名が配置されており、この3名全員が栄養教諭の資格を有しているところであります。

「学校に栄養教諭の配置を」とのことではありますが、これまでも申し上げておりますが、幕別給食センターにおいては、1日当たり約2,800食を処理する大規模な施設でありますので、調理指導の面などで、日々の業務に支障が出るのが想定され、学校に栄養教諭を配置することは、課題が多いものと考えております。

なお、忠類地区につきましては、平成25年度を目途に学校における食の指導の中核を担うとともに、忠類給食センターにおける栄養士業務も兼ねる形で、学校栄養職員の任用がえにより忠類小学校に栄養教諭を配置することで、現在、道教委と協議を進めているところであります。

幕別地区への栄養教諭の配置については、栄養教諭を含めた教職員の配置基準の見直しを要望しているところでありますが、定数増は難しい状況でありますので、学校栄養職員の学校訪問による給食指導などの充実を図り、学校における食育の充実を進めてまいります。

ご質問の2点目、「給食調理場は将来的に自校式を」についてであります。

現在の幕別学校給食センターは、建設後14年経過しておりますが、今後も適正な維持管理のもとに、当面、利用していくことを考えております。将来的に建かえの時期が来たと判断した際には、単独調理場方式や共同調理場方式のメリット・デメリットも含めて、総合的な観点から検討していくべきものと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） まず、保育料の軽減、階層区分なのですが、前段でも質問の中に入れておりますけれども、今、若い世代の収入が大変低くなっておりまして、働かなければ子育てできない、こういう状況が生まれてきております。

また、子育てする場合でも、今、父親だけが働いている、また単身家庭、そういうところの貧困が非常に進んでいる、こういうことも調査の中で明らかになっております。幕別町では、保育料の段階区分も細分化して努力しているということは、資料の中でも明らかになっておりますけれども、それでもなお貧困の家庭の中では、保育料の負担が重い、こういう声も聞かれています。

こういう中で、保育料の負担困難世帯というのは、保育料の徴収の中で明らかになってきていると思いますが、そういう手だてをさらに必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように保育料の算定に当たっては、前年度の課税状況がもとになって保育料が決めていくわけですけれども、今言ったように14段階に分け、所得のない人は、もちろん保育料は無料から始まって、所得税の課税世帯が何ぼというようなことでありますので、一定程度は、その所得に応じた負担割合になっているものだと思っております。したがって、確かに今の社会経済情勢の中では、そうした厳しい情勢になって、なかなか給与が伸びない、所得が伸びないという現状にあることは、我々も承知をしておりますけれども、そのような中で、例えば今回の国の改正の中では、いわゆる所得税の算定の中で扶養控除が認められなくなる。そのままにしておくと税が上がって、所得階層がふえる。そういったことを今までどおり扶養があったこととして、控除があったこととして、計算する中で、そのアップ額を抑えようと、そういうような手法もとられておりますので、私どもとしては、何とか今の現状の保育料の中で、ご理解をいただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 本当に困難なところには、きちっと手だてを講じていくということは、これからも必要だと考えております。今、保育料のその答弁の中で、新保育料額の改定を検討されてい

るということでしたけれども、これは今後現状のままていくのか、それともこの今の保育料を変えていく、こういう考えなのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、国は今、段階、階層論について、その所得税の改正があるものですから、また階層の見直しを国でも進めようとしておりますので、そういった状況を見ながら今の階層区分がいいのか、あるいはさらなる段階区分が必要になってくるのか、それらをこれから国の動向を見ながら検討をさせていただきたいと、そういう意味でこれからも検討させていただくと、そういうご答弁を申し上げたところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そこは、わかりました。

それで、もし今その改定の中で国の動向を見てということなのですが、この保育料、その動向によっては、引き上げられる、こういう動きがあった場合には、また負担が重くなると思いますので、この今、幕別の区分というのは、他町村から見れば、非常に努力していると私は思うのです。そこをしっかりと維持していく。それからまたさきに質問いたしました困難世帯への対策も細分化とかそういうことできちっと子育て世代を守っていくということを引き続き進めていっていただきたいと思いません。

次に、子育て支援センターなのですが、今、札内に1カ所と忠類に1カ所、それから札内のほうにサテライト型でもう1カ所考えているということでした。幕別本町のほうでは考えていませんということでした。今、幕別の、もう本当に子供の数が減ってきていまして、その対策も必要だと思います。実際にどのぐらいの状況になっているかというのは、数字の中ではちょっと私押さえてはいないのですが、小学校とか保育所の子供の人数を見ましても、こちらのほうは子供が少なくなっているのではないかと推測しています。そういう中で、今、共働きをしていく中で、保育所に預けないで、両親に、おじいちゃん、おばあちゃんに預けて働いているという世代もありますし、それから産休ですとか、そういうところで、今、自宅で子育てをしている、そういう家庭も中にありまして、どうしても単身家族というのは、子供を育休だとか、そういうところで育てているときに、1人目の子供ですとか、そういうときには、大変子育てが不安だという声も聞かれております。そういう中では、やはりその子育て支援センター、そういうところに行って相談しながら子供も遊ばせながら、そういう点で、幕別でも支援センターが欲しいという要望の声も出されております。ですから、子供が少ないからそういう施設が必要としないのではなくて、少なければ少ない、そういう定住対策の一環としても幕別方面にも子育て支援センターが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように子供の数が少ないから必要がないというようなことにはもちろんならないのかもしれませんが、今までも答弁の中で申し上げましたように、移動の遊びの広場ですとか、サークル活動といろいろなことをやっている中でも、なかなか利用される方が少ない。きのうもちょっと申し上げましたけれども、学童保育所にしても50人の定員の中で16人の利用になっていると、そういった状況から幕別においては、改めて支援センターの設置ということではなくても現実的にそういったことで、いろんなご相談があったり、あるいは子供を一時的に預けるようなこと、これ制度化すれば、もちろん必要なことは制度化していくことになるのでしようけれども、そういった今は状況を見ながら、あるいは私もちょっと実態調査をやってはどうかという話もしたのですけれども、これ実態調査というのものなかなか、要するに今就学前の子供に対して、保育所へ来ている子供、幼稚園へ来ている子供、それ以外の家庭に対して、どういう考えかというようなことを聞くことになるのでしようけれども、そういったことも含めながら、今、様子を見ながら対応していくことが必要なのかなと、そういう思いではあります。

それともう一つは、前から言われていますように、そのうちに我々としては、もう今の保育所とこの幼稚園がいつまでも二つあることがどうなのかという問題も、これから検討していかなければな

らない課題でもあると思っておりますので、そういったことも含めながら支援センターのあり方も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） これから検討もしていられるということなのですが、それであれば今点在しておりますそういう世帯に対して、子供の遊び場とかそういうことも健康福祉センターとかそういうところでされていると思うのですけれども、そういう点を周知いたしまして、ばらばらになっている子育ての保育所にも行っていない、幼稚園にも行っていないそういう子育て世帯に対するかかわり方を検討し、孤立化しないで安心して子供と子育てしていける、そういうアピールももっとしていくことが必要ではないかと思うのです。今、どこに相談していったらいいかわからないとか、そういう若い世代のお母さんたちもおりますので、そういう保健師さんを通じてでもいいですから、きちっと対応していくという手だてをとりながら子育て支援センターが必要とされておりますから、そういうふうにして移行していくという手だても必要ではないかと思うのですが、もうちょっと密に子育て世代への対応が必要ではないかと思えます。

よく不安を抱えているお母さんたちというのは、退院してすぐ家庭にいて、子供と2人である。そういうところが大変不安に感じているお母さんもしらっしゃるのですね。1カ月健診で、初めて保健師さんが家庭を訪問するということもありますので、きめ細やかな対応も必要ではないかと思えますので、そういうさまざまな政策を、そういう場があるということを知っていくという手だてがもっと進めていくべきではないかと思えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、今の最初の出会いというのは、お母さんが出会うのは、保健師さんとの出会いが始まっていくのだろうと思えますし、そうした中でいろんな要望ですとかご相談は真摯に受けとめながら、それを行政の中でどういうふうに反映していけるのかということだと思えます。

ですから、今言った確かに遊びの広場を開設しても、なかなか子供さんが来られないという現実がありますけれども、何とかそれではどういったことを望んでいるのか、今言われたように、中にはもちろん支援センターの設置を望んでいらっしゃる方もいるのでしょうけれども、ただ余りにも少ない中での開設ということも一つの部屋をつぶしたり、1人の職員を配置したりということもありますから、費用対効果の面もありますけれども、私は何とか幕別地区のそういったお母さん方に対する周知といいますか、調査といいますか、いろんな意見が聞けるような場を持つことが大事なことはないかなというようなことで、どういう手法があるかは、先ほど言いましたように、今、内部でもこれから検討をさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ、そのところを検討も進めながら対応をしていっていただきたいと思えます。

次に、父親の育児休業の推進ということですが、これも今、子育ての中で1人目が生まれまして、2人、3人と子供を産む家庭というのは、父親だけではなくて、共働きの家庭のほうが2人目、3人目と生む家庭が少しずつですが増えてきております。それは、やはり経済的に2人で、夫の経済力では育てられないという側面と女性もやはり働きたいという要望と両方だと思うのです。そういう中で、やはり父親の応援というのは、本当に大きなものがあると思えます。また、子供にとっても父親と子供とかかわるということは、情操を育てる、そういうところでも重要なことだと思えます。

また、父親にとりましても子供とかかわることで、やはり育児の大変さとか、子供との関係も深まる、そういう大変重要な役割を果たしていると思えて、ここでは育児休業の取得、これを事業所とかそういうところにきちっと対応、啓蒙などをしていくことというふうに質問をしておりますが、それと同時にその前段として、やはり父親がどう子供とかかわっていくか、そのことを段階を踏みながら進めていくことが大事ではないかと思えます。

前にも庁舎の中でも父親のかかわり方、育休をとっている、そういうことも質問をしたこともありますけれども、町内の事業所でもそれも大事ではないかと思えます。そういう中で、今の道の施策といたしまして、父親を対象に育児講座とか、そういうことも進められております。これは、NPO 法人とかそういうところでも取り組んでいるのですけれども、北海道でもそういう対応をしています。そこで、これを活用いたしまして、芽室町やなんかでも父親の育児講座というのも開いていまして、幕別でもそういう取り組みを進めていくことによって、育児休業をとりやすいという状況に移行していくのではないかと思います。ですから、こういう制度を利用しまして、幕別町でも父親向けのそういう講座ということに取り組んでいくことが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように道が実施している育児講座、あるいはこの町村もそういったことをやっているということですが、私どもの町でも「パパママ教室」というような名前をつけて、父親の参加もぜひというようなことで今までも続けてきております。やはり、これは育児休業をご主人がとる、あるいは介護休暇もそうなので、やはりまずは本人の意識が大事なのだろうというふうに思いますが、それが許されるような職場の環境ということが大事になってくるのだろうというふうに思っています。私どもの役場であっても、これは同じようなことが言えるわけですが、なかなか現実には進んでいないのが実態でありまして、今回も啓蒙の冊子を配ったわけですが、これはどこまで浸透して実現できるか、我々としてはちょっとわからない面もありますけれども、おっしゃるように引き続きそういう方向で行政が担う役割というもの果たしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 私もなかなか父親の育児休業というのはとりづらいという環境に日本はあるというふうには、もう十分承知しております。ですが、やはりどこからか始めないと、これは制度化というか、定着していかないと思えます。ですから、町が率先して、そういう対策を行い、事業所にも波及をしていく、こういうことが大事だと思います。今、本当に長時間労働で、男性も女性も大変な状況で働いております。そういう中でのこういう対策ですから、それを進めていくことによって子供たちも安心して育ていく、そういう両方の側面があると思っておりますので、引き続きその対策を講じていっていただきたいと思っております。

次に、小中高生との幼児の交流ということですが、これは新聞紙上ですとか、お知らせ、広報ですとか写真によく載っていますから、されているのだなとは思いますが、この間のさまざまな事件なんかを見ますと、やはり親が小さいときから子供と触れ合う機会が本当に少なかったのだなというふうに思うのです。だから、そういう機会が多くなることによって、子供を慈しむ、かわいがる、大事なのだという、そういう気持ちが育っていくと思うのです。そういう機会が余りにも少ないと、いろんな事故につながるのではないかと。そして、虐待ですとかそういうことにもつながっていくと思っておりますので、さらにこれを多様に、学校と保育所ということだけではなくて、地域とかそういうところとかとも考えまして、いろんな世代との交流の場、子供だけではなくて、高齢者の交流のほうも必要だと思いますけれども、まず子供から交流の場を広げていくということを幅広く行っていくことが必要ではないかと思っておりますので、この点の推進が、さらに引き続き進めていっていただきたいと思っております。

また、保育所と給食センターの食材の放射線測定なのですが、これは本当に放射能の汚染というのは、大変な問題だと思います。今、福島原発事故が起きてから、事故の起きたあの周辺では測定器を買って調査をしているとか、お医者さんによる調査、健診ですとか、そういうこともされております。それで、このお答えの中では、検査をした食材を使っているのですが、幕別町では検査はしないというお答えでした。けれども、今の日本の測定値というのですか、これは本当に外国の基準というのですか、日本の野菜の暫定規制値、放射能が含まれる食品を市場に出さないための数値なのですから、これは外国から比べると、本当に基準値を高く設定をしているのですね。例えば、チェ

ルノブイリ事故が起きたウクライナに比べまして、セシウムでは 12.5 倍高い数値になっているのです。これも私も今回調べてみてびっくりしました。その暫定規制値の基準が日本は高いのです。ですから体の中に入ってくるその放射線、それが物質に変わるその数値が高くていいという基準になっているのです。そして、牛乳などになっている飲み物の規制値は、ウクライナの 100 倍です。だから、これは WTO の基準でも 20 倍ぐらい高くなっているということで、もしそれが体に入ったときに、将来的には病気になっている、今言われていますがんとか白血病ですね、そういう可能性が高いのです。ですから、しっかりと調べて、測定していくことが、私は大事ではないかというふうに思います。

そして、今福島で汚染された海水なのですが、今、福島は、原発事故の詳細をまだしっかりと明らかにされていない中で、汚染水が海水放流されている。そういうことも、今、東電では、放水する可能性も考えられる、こういうふうに言っているのです。そうしますと、海水がさらに汚染されて、それが魚とかそういうところに高濃度に蓄積されていく。そういうことも心配される中で、決してそういうところを通して、きちっと調査しているので、幕別、その食材が安心だというふうにはならないと思うのです。夏場とかそういうのは、北海道、十勝の野菜やなんかを使っていると思うのですが、それ以外のときに北海道外の野菜、食材を使う可能性もあるわけですから、検査は必要だと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 安全な食材を使用する、これは当然なことだというふうに思いますけれども、ただ今の法の定めの中では、おっしゃられたような基準値の設定が高いというご指摘もありましたけれども、一応それらをクリアした中で市場に出ている現実ですから、それを使って、あるいはそれ以上の基準値を町が設定して、いや、これはだめだ、給食には使えませんというようなことが現実的にできるのかどうかとなってくると、またちょっと難しい問題もたくさんあるのかなというふうに思いますし、現にそれを取り扱っているお店屋さん、あなたのところの物は使えませんというようなことが現実的な対応として可能なのかどうかということももちろんあるのだろうと思います。

それと、今お話の中にありましたけれども、何か新しい基準値が今度出ると。4月からということですから、これは大きく、先ほど言った高い設定の部分が下がってくるということで、より安全だということになるのでしょうかけれども、そういった動向も見ながら、町としての対応に当たっていかねばならないのではないかなというふうに思っております。今言われたようにすぐ町が測定器を導入して、給食の測定を全部やっていくということまでは、なかなか現実の対応としては難しいのかなというふうに思っておりますので、変な話、給食だけがそういうものを食しているわけではなくて、我々も、一般家庭も同じようなものを食しているという現状の中で、何とか今のような状況で進めていかざるを得ないのかなという思いではあります。基準が変われば、また当然そういったことも改善されていくのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 確かに、今、暫定規制値というところでその汚染された食材のここで決められてくると思うのです、どういう食材を使うかと。ですから、そこが食材が、ちょっと数値がどうなのかということ幕別町で調べて、そしてその基準値がどうなのかということを使う、使わない、そういう基準の中で、食材が通ってきているので安心だということなのですけれども、検査して規制値よりも低い場合でも、それを資料として、きちっとおさめておくということも必要だと思うのです。

そういう中で、確かに今北海道の場合は、どこも規制値内の食材を使っていると思うのです。ですが、どこでどういうふうにして、例えば原発と遠く離れていたところでも放射能の汚染が考えられるというホットスポットというところが出てきたりとかとじていますので、どこでどういう場所でそういう場所が起きるかわからないというところでは、不安を抱えているのは現実だと思うのです。そういう中で、やはり放射性物質の検査をするという、そういう町村も出てきております。例えば、十勝よりもっと北にあります厚岸とか標茶とか弟子屈町では、この北海道のあれだと思うのですけれども、放射線検査器の貸与、借りて、それで検査をする。そういうことも既に計画しているところ

ろもありますし、帯広市などもきちっと検査すると言っていますし、釧路市では515万3,000円ということなのですが、その測定器を購入して検査するということを実際に決めているところもあるのです。ですから、これは現在は確かにそういう検査をして、食材は入ってくるけれども、不安がまだまだある、あの福島原発の事故処理はまだ収束していませんから、どこでどういう形で汚染された食材が入ってくるかわからない、そういう中での検査をするという自治体が生まれてきているわけです。ですから、幕別町でも、やはりそういうことをすることによりまして、保護者の安全、それから住民にも信頼される、そういうことにつながると思っていますので、やはり測定はきちっとすべきではないかと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられましたように帯広市あたりもそういった機器を購入して、測定をするというような報道もありました。いろいろ問題も多々あるやにも聞きます。そういった機器一つ五百何十万円でしょうか、そういった機器一つを購入して、それで例えば保育所とか給食センターでの測定が、全部一遍にすぐ短時間でできるのかどうかという問題もきっとあるのだらうと思っておりますし、例えばそうなると、食材は前の日に納入してもらって、そこで検査して、翌日の給食に使うという方法になっていくのかなと。今は、朝持ってきていただいて、そこですぐ使うと、そういったことがあります。もちろん機器がたくさんそろえればまだいいのかなという問題もあるし、あるいはもう一つ先ほど言いましたように帯広保健所の今度の機器の導入が、この後どのような形で使われていくのか、ちょっとまだ見えてはきませんけれども、そういった全体的な社会情勢といえますか、流れの中で、町として今後の対応に当たっていききたい、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 検査機器もいろいろ段階がありまして、数千万円するもの、それから数百万円のもの、数十万円といろいろあるのですけれども、やはり子供たちに一番影響の大きい甲状腺ですとか、そういうところの分析をできる、そういう機器を購入する、そして検査する。そして、今15分ぐらいで検査できると、そういう測定器もあるということですから、すべてできなかつたら1日置きに違う食材を測定するとか、そういう形にして、やはり対策を講じていくことが必要ではないかと思っております。

それで、今回は福島原発でしたけれども、北海道には泊もありますし、そこにも活断層があって、いつ何どき活断層が動き始めるかわからない、そういう調査結果もありますし、今少しずつ動いているという結果も報告されていますから、そういう点では不安を抱えていることは確かなのです。ですから、そういう点では、やはり一番放射能の影響を受けやすい子供たち、そういうところの食材に対する安全を考えるのであれば、測定器を買って測定をするということが大事ではないかと思うのですが、もう一度その点をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、繰り返しておりますけれども、放射能測定については、十分近郊の状況などを見ながら、私どもは判断していくことが必要であろうというふうに思っておりますので、しばらく状況を見させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 買うことが今困難であるというのであれば、貸与、貸してもらえるという制度もあります。ですから、そういう制度を活用して、やはり国に対してでもその測定器を、北海道とかそういうところで貸し付けるという制度ですけれども、そういうところに申し出て、やはり測定をするという、まず買えないのなら食材を測定する、その姿勢が大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申しあげましたように、今、今度の新しい4月からの新基準というものがどういった基準になっていって、それがどういうチェックをした中で市場に出てくるのか、そういったことも踏まえながら、私どもは、これからの給食材料の確保に努めていかなければならないと思

ますし、これから先ほどもおっしゃいましたように野菜なんかは、これからはほとんどが地物が夏に向けては出てくる部分もありますので、そういったことも含めながら、先ほど来申し上げておりますように機器の貸与のお話もありましたし、いろんなことがこれからも出てくるのだろうというふうに思います。もちろんその新基準によって、それですべてが解決したということにはならないのかもしれませんが、それがどんな今の数値に対して、どんな基準になっていくのか。さらにそれはどこがどのようなチェックをして安全だという認証が出てくるのか、そういったことも含めながら私どもは給食に対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ測定をしていただきたいということを再度申し上げまして次に移りたいと思います。

次に、学校栄養教諭なのですが、やはり今、食の問題ということでは、きちっと学校と家庭とも連携もとりながら、子供の食に関する指導というのが非常に大事だと思います。今、本当に日本の食文化というのは、世界的にも大変評価されております。それと同時に、食に対するマナーというそういうことも大事だと思います。そういう点からもやはりこの栄養教諭制度というのが導入されてきた背景があると思います。そういう中で、実際に栄養教諭を配置している町村もあります。幕別では、給食センターに配置されているということでしたけれども、やはりこれは学校に配置するということが大事だと思います。それで、音更町などは5人配置されているということでしたね。そういうことでは、やはりしっかりと食の大切さをきちっと伝えていく、そういう点でも学校に配置していくことが大事だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校配置の関係でありますけれども、答弁しておりますように幕別町の給食センターにおきましては、2,800食を調理していかなければならない。食育は、大変大事であります。その前にもっと大事なことがあります。いわゆる食中毒にかかることのないようなきちっとした給食を提供する、このことが最も大事であると。その辺のバランスがありまして、実は配置していない。ただ、忠類の給食センターについては、実質的には2校ですので、どちらかの学校に配置をし、そして給食センターと兼務をさせる。で、食育と両立させていくということになるろうかと思えます。

なお、答弁もいたしておりますけれども、栄養教諭の資格は持っておりますので、できるだけ時間を割きながら学校回りを行っていくべく努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 2名ということでしたけれども、2,800食を給食センター配置されて、衛生管理から何から。そうしますと、幕別の学校全体で栄養教諭、きちっと指導できる時間というのは、とれるのでしょうか。それができないから学校に配置すべきだということだと思っておりますが、配置していく、そういう考えを前向きに進めていくことが必要だと思うのですが、配置できない、そういう要因は、どこにあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） そもそも栄養教諭につきましては、県費負担の教職員の定数配置基準、この枠外であります。栄養教諭または栄養職については、食数によって配置人数が決まっております。単独校でありますと、児童生徒の数を1,000で割るということになるわけです。したがって、音更の場合、4,500ちょっとの子供がおりますので、4.5人、切り上げて5人の配置が認められている。

一方、帯広市においては、1万4,000食つくります。1万4,000食ですが、6,000食以上については、3名であります。このことから見ましても、配置基準そのものが非常に問題であるということが言えるかと思えます。これは、教連等を通しまして、配置基準の見直しについて要望しているところでありますけれども、これらが改善されない限りは、なかなか各学校に配置するということにはならない。

例えば、学校の図書司書、これは12クラス以上、そういうような基準を持っておりますけれども、

教職員と兼務であります。それから、栄養職員については、今の枠外ですから、その配置基準に基づいて計算された中で、どう配分していくのかという話になります。幕別町の給食センターについては2名ですが、2名なのですが、1人は事務所に残り献立等々の段取りをしなければなりません。もう一人は、調理室のほうに入って、十数名にわたる調理員を指揮・監督していかなければなりません。そうなりますと、学校に食育で訪問しようとしても遠方でもありますし、なかなかできることではない。そんなことから、各町村においては、栄養教諭は学校に配置をし、栄養職員はセンターのほうに単独で配置をするということを行っているところもあるのですが、基本的には兼務体制、非常に労働条件も含めて厳しい状況に置かれている。ましてや、そこにいる栄養教諭、栄養職員の希望もあります。無理くり異動させるわけにはいきません。そんなことですので、双方から考えてもなかなか難しい状況であると。よって、国においては、いわゆる食育を標榜する以上は、細分化するなどして、それなりの配置基準を見直すべきだと、そのようなことを思っているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 定数の枠外であれば、やはり配置する、そういう手だてを講じていけば配置できるという可能性は大だということですよ。ですから、幕別は2,800食であれば、やはり栄養教諭をまだ配置する人数というのは、きちっと何千食は何人と決められていましたら、幕別では、やはり何人の栄養教諭が必要になっていくのか、その人数と、やはりしっかりと学校に栄養教諭を配置する、そういう手だてが今後非常に強く求められていくと思いますので、今後の考え方、要望するだけではなくて、幕別町では何人配置したいのだという具体的な数字、人数まで決めて、要望していくことが大事ではないかと思えます。

それともう一つ、センター方式なのですが、これは自校式にということなのですから、例えば今、少子化になってきていまして、空き教室とかそういう学校があると思うのです。そういうところから自校式の給食はできないのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 栄養教諭の配置、幕別町において何人必要なのか、単純に言えば14校ありますので、教育の機会均等ということを考えますと、14人、14校に配置されることが一番望ましい、そんなふうに申し上げております。

○16番（野原恵子） 具体的に何人必要か。それから何人要望していくのかと考えているのか。

○教育長（金子隆司） 何人要望するかですか。

○16番（野原恵子） 段階踏んで。

○教育長（金子隆司） 何人要望するかというのは、先ほど申し上げましたように、段階別に国の基準があります。それで、道内の状況を見ますと、単独でもって栄養士を配置しているというところが多くなっています。そういうことから想像しますと、幕別町には、栄養教諭としてやっぱり2名最低は必要だろうと。それを芽室さんの状況を見ますと、栄養教諭として、大体60クラスを回っています。幕別は、その倍ありますので、2人程度いなければ、最低もたない、そのように思うところです。

あと、いわゆる自校式にかかわって空き教室の活用というお話でありますけれども、空き教室と定義されているものは、幕別町にはありません。したがって、それらを活用することは、物理的に不可能ということになります。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 空き教室という定義では空き教室はないということなのですから、では小規模校からそういう自校式の給食を提供していくという、そういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 長期的なお話ということであれば、将来的には空き教室などが生まれてくる可能性は否定はできません。今から論ずるのはどうかと思いますが、前回もお話をしましたが、自校式のよさも含めて、今後検討していきましょと、この姿勢については変わっておりませんので、ご安



心ください。

○16 番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11：00 休憩

11：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○2 番（寺林俊幸） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

変化する農業・農村を維持するための担い手確保と対策についてであります。

幕別町における農業は、良質な農畜産物の生産供給、環境保全など多面的な機能を持ち、幅広い産業と関係し、町の基幹産業となっております。しかし、近年の農業情勢は TPP 交渉参加を初め、農産物価格の低迷、担い手の減少と経営者の高齢化、それに伴う農地の流動化など多くの課題を抱えており、農業を取り巻く環境は大きく変化をしております。

幕別町の農業・農村振興のために、農業経営の基盤強化はもとより、環境変化に対応できる担い手の確保が求められています。これからの幕別町農業・農村振興計画についてお伺いいたします。

1、経営者の高齢化により、今後さらに農地の流動化が進むことが予想されるが、これに対する対策について。

2、幕別町振興公社で行われている担い手対策事業、まくべつ農村アカデミー、また農業後継者花嫁対策事業の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

3、新しい時代への対応として農業の法人化、また異業種交流などを通じての人材育成についてであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寺林議員の御質問にお答えいたします。

「変化する農業・農村を維持するための担い手確保と対策について」であります。

幕別町の基幹産業であります農業が、良質な農畜産物の安定的な生産供給や環境保全など多面的な機能と農村地域のコミュニティを維持していくためには、生産性の高い農地の確保とともに、農業生産に携わる農業の担い手の確保・育成が必要となるところであります。

しかしながら、近年、農家戸数の減少に伴う農業後継者の減や農業従事者の高齢化などにより、農業の担い手不足が深刻な課題となりつつあります。

ご質問の1点目、「経営者の高齢化による農地の流動化対策について」であります。

幕別町では、平成11年に「ゆとりみらい21推進協議会」におきまして、全農業者を対象に、将来の農業経営の見直し等について意向調査を実施いたしました。

この結果、向こう10年間で農業者は31.7%減少し、これに伴う全農地面積の21.2%の農地の流動化が必要になるとの見込みとなりました。

このため、担い手への農地の集積や農地の集団化に重点をおいた効果的・効率的な流動化対策事業を柱に、農地の受け皿となる担い手、法人、新規参入の育成を行う農村アカデミー事業、農地や気象など農業関連の情報提供事業の三つの事業を農協の枠を越えた全町的に一体的に行うため、平成14年6月に、町と3農協の出捐により、財団法人幕別町農業振興公社が設立されたところであります。

そして、同年11月には、農地保有合理化法人の承認も受け、農業委員会との連携のもと、賃貸による農地保有合理化事業を中心に農地の利用調整が行われてきたところであります。

その後、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことに伴い、平成 22 年度からは農地利用集積円滑化団体として、農地の利用集積事業が行われており、平成 23 年 12 月末現在における農業振興公社が中間保有する農地は、440 件、1,840 ヘクタールとなっており、町内全農地の約 8.1%を占めるに至っております。

今後の対策についてであります。来年度、町内全農業者に対し、5年後 10 年後を見据えた将来の農業経営・農地に関する意向調査を行った上で、国が昨年決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針」に基づく「幕別町人・農地プラン」を策定することとしているところであります。

この「幕別町人・農地プラン」は、長期的展望に立った担い手や農地に関する課題を解決するためのプランであり、継続的で力強い幕別町農業の実現のため、農地の出し手、受け手への支援や新規就農者への支援を盛り込むものであり、町といたしましては農業振興公社を通じ、農業委員会、各農協など関係機関・団体と連携の上、プランに沿って効率的な農地集積や新規就農者を含めた担い手の育成と経営安定化に努めてまいります。

ご質問の 2 点目、「担い手対策事業（まくべつ農村アカデミー）と農業後継者花嫁対策事業の現状と今後の対策について」であります。

初めに、担い手対策事業（まくべつ農村アカデミー）についてであります。

将来の幕別町を担う農業者を育成することを目的に、平成 7 年度に「まくべつ農村アカデミー」を開設し、平成 15 年度からは財団法人幕別町農業振興公社がその事業を引き継ぎ、農業経営者、後継者の育成を図ってきたところであります。

創設から平成 16 年度までの研修事業の内容といたしましては、新規参入希望者を対象とする「フロンティアコース」、新規学卒者等を対象とする「ニューファーマーコース」、おおむね 30 歳から 40 歳までの中堅後継者を対象とする「リーダーコース」、さらには短期農業研修希望者を対象とする「短期農業体験コース」の 4 コースの農業研修を行ってきたところであります。

平成 17 年度からは新規参入希望者を対象とした「フロンティアコース」の研修制度の見直しを行い、1 年間の短期農業研修を行った後、新規参入の意思確認とフロンティアコースへの移行の適否について、農業関係機関及び北海道指導農業士による審査を行い、合格した場合にフロンティアコースに進級し、3 年間の標準とした農業経営者としての知識や経験、さらには地域との信頼関係を身につけてもらうこととしたところであります。

平成 22 年度までにアカデミー研修を修了した研修生は、「フロンティアコース」10 名、「ニューファーマーコース」119 名、「リーダーコース」62 名の、合わせて 191 名となっており、それぞれ地域農業の中核を担う農業者として活躍されております。

今後におきましても、農協、農業改良普及センター等の農業関係機関と連携し、研修内容の見直しを随時行いながら、まくべつ農村アカデミーの充実に努めるとともに、農業以外から幕別町農業への新規就農希望者を積極的に受け入れ、将来の幕別町農業を担う農業経営者、後継者の育成及び新規就農者の確保を図ってまいります。

次に、農業後継者花嫁対策事業についてであります。

現在、町内には、満 20 歳以上 50 歳未満の独身農業後継者が 127 名おりますが、幕別町農業が持続的かつ安定的に発展し、地域コミュニティを維持していくためには、農業後継者の配偶者対策は大変重要なものと認識いたしております。

農業後継者の配偶者対策については、従来、農業委員会に専門のアドバイザーを配置して対応してまいりましたが、財団法人幕別町農業振興公社が設立された以降は、公社の「グリーンパートナー対策事業」として実施されているところであります。

この事業では、担い手専属アドバイザーを 1 名配置し、独身農業者の個別相談や個人紹介、独身女性から公社ホームページの「花嫁募集」コーナーに寄せられる問い合わせに対する対応のほか、関係農協青年部のご協力をいただき、独身農業青年の意識調査を毎年度実施し、個人プロフィールの作成などを行っております。

また、集団的な交流事業としては、独身女性との交流や出会いの場をつくるため、独身農業青年で組織する「幕別町クラブアップル」が主催する管内独身女性との交流会を年3回実施しているほか、幕別町、中札内村、更別村、大樹町及び広尾町で組織する南十勝担い手推進協議会が主催する交流会を年2回、幕別町、芽室町及び清水町合同の交流会を年1回実施し、出会いの場を確保いたしております。

これら交流会実施後のサポートや個別相談にも担い手専属アドバイザーが対応し、できる限り多くのカップルが誕生するように取り組んでいるところであります。

農業振興公社に花嫁対策事業が移管した平成15年度以降今日まで、町内では88組が結婚しておりますが、このうち7組は、公社が実施した交流会がきっかけとなり成婚に至ったものであり、ことし4月に、もう一組が結婚することとなっております。

今後の対策についてであります。本年度から、30歳以上の独身者の対策に重点を置き、一つには個人プロフィールの作成とこれをもとにした個別紹介の推進、二つには独身女性に対する2回目以降の来町に要する交通費の助成、三つ目にはクラブアップルの同窓会の開催、四つ目には少人数での交流会の開催など、新たに取り組みを始めたところであります。昨年8月に、各農協の常勤理事、青年部長、女性部長、家族経営協定検討委員会会長、幕別町クラブアップル会長などで組織する「幕別町グリーンパートナー事業連絡会議」が設立され、全町的なグリーンパートナー事業の推進体制が出来上がりましたので、今後におきましては、この連絡会議からいただいた意見・提言を踏まえ、一組でも多くの成婚に結びつくよう、公社のグリーンパートナー事業の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「新しい時代への対応として農業の法人化と異業種交流などを通じての人材育成について」であります。

初めに農業の法人化についてであります。

昨今の農業を取り巻く状況は、農畜産物価格の低迷や相次ぐ農業政策の転換などの国内事情に加え、TPPやEPA交渉などの国際事情が極めて不透明な状況にあります。

このような状況の中、農業経営の法人化は、経営管理能力や対外的な信用力等が高まるほか、給与制や休日制及び社会保険等の整備によりすぐれた人材を確保しやすく、規模拡大や経営の多角化等が容易となるなどのメリットを有しており、農業後継者の確保や農業経営の効率化を図ることができるものと考えております。

幕別町におきましては、現在、39の法人があり、そのうち、いわゆる1戸1法人が22法人、複数戸法人が17法人となっており、1戸1法人が全体の約56%を占めている状況にあります。

農業経営の法人化にはさまざまなメリットがありますが、1戸1法人は、比較的設立が容易で経営管理能力や対外的な信用力が高まるメリットがあるものの、経営規模によっては、経費の削減効果が低く必ずしも農業経営の効率化につながらない場合もあり、また、農業後継者の確保においては、個人経営と差がなく、法人化のメリットが少ないと言えます。

一方、複数戸法人は、複数の個人農業経営者により設立されるものでありますことから、個々の農業経営に対する考え方や農業技術等の差などにより法人化が難しく、法人設立後数年で解散した例もあります。

このようなことから、今後は法人形態によるメリット・デメリットや法人化の手続などについて、農協や農業改良普及センターなど農業関係機関と連携しながら、農業振興公社の研修事業の一環として取り組んでまいります。

次に異業種交流などを通じての人材育成についてであります。

農業は、運送業、農業機械や食品加工などの製造業や農畜産物販売のサービス業など、生産から販売までの過程で、さまざまな産業とかがわっております。

幕別町の農業振興、ひいては産業全体の振興を図る上で、基幹産業であります農業の担い手が製造業や商業の経営者や後継者など、他産業に携わる方々と広く交流することは、農業者自身の視野や識

見を広めるだけでなく、農商工連携や6次産業化など農畜産物の付加価値向上と、地域内の経済循環形成に結びつく糸口となる活動であると認識いたしております。

このため、町といたしましては、役員同士の交流を初め、これまで個々の青年部単位で行ってきたイベントや研修事業の共同開催や、一堂に会した交流会の開催が可能かどうかにつきまして、商工会青年部と各農協青年部の部長に打診し、好感触を得ておりますので、今後、詰めの協議をした上で、実現可能なものから実施していければよいなと思っております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 事細かく答弁いただきましたけれども、今、答弁の中にもありましたけれども、向こう10年間で農業者が31.7%の減少、また農地の面積が21.2%流動化していると。これは本当に大変な数字でありまして、今現在、営農されている農家が、このすべての土地を有効的に維持していくということは、大変難しいことがあるというふうに考えております。

まずは、幕別における経営者の高齢化ということにつきまして、幕別町においての高齢化経営者、帯広圏内の中でも60歳を占める割合がもう30%と。これ、ほかの市町村と比べると非常に高い数字であると。このことから、今後またさらに、農地の流動化が進むということが予想されるわけですが、この流動化される土地について、今後、各農家がどれだけ努力して対応に当たれるかということ、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げました数字は、平成11年に調査したときに、このぐらいの数字になるであろうという数値でありまして、新たな数値は来年度に向けて再度調査を実施したいということでもあります。

また、今お話ありました流動化につきましては、おかげさんで本町の場合は遊休地ですとか荒廃地ですとか、そういった農地は今のところはないと伺っております。それは離農された方の農地を、農業者の皆さんがそれぞれ引き受けながら活用されているということではありますが、ただ、これからは今のお話ありました高齢化の問題もありますし、農業戸数が減っていく中で、これ以上の規模拡大が本当に可能かどうかとなってくると厳しい面もあるのではないかと聞いていますし、中にはもうこれ以上自分のところの畑や農地はふやせないのだという考えの方もたくさんいらっしゃるというふうに伺っております。

そういったことも含めながら、これから公社でもそうした流動化の農地が出たときに、いろんな対応をしていかなければならないのだろうというふうに思っておりますけれども、何とか遊休地やそうした荒廃地を出さないように、これからも町としても努力をしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 本当に、流動化対策というのは難しいものがあるのですが、それを今引き受ける農業者、若い農業者ですけれども、幕別町においては30歳から50歳、一番の働き盛りの世代、これについても帯広圏内近郊市町村の中でも一番低い値を示しているというようなことがありまして、また後ほどお話にも出させていただきますけれども、後継者対策の中で、花嫁対策が一向に進んでいないと。この30代、50代の後継者が、またさらに流動化に拍車をかけるというようなことが予想されるのですが、このことについて、今後具体的な対策等ありましたらお聞かせいただきたいのですが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後継者対策、流動化対策、もちろん花嫁対策にもつながっていくわけですが、具体的なもの、特にこれをやれば即解決できるというようなものはなかなか難しいのだろうというふうに思います。いろんな施策を講じながら、先ほども申しましたように流動化に対する対応、あるいは後継者対策に当たった対応を進めていくということなのでしょうけれども、もう一つは、

若い人たちが希望を持って農業に取り組めるといふ、そういった環境整備をしていくのも我々また行政としての役割でもあるのだらうといふふうにも思っておりますので、これ一つということでは、なかなか物はないのでしようけれども、全体的な中でそうした方向でこれからも進めていきたいといふふうに思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 先ほどご答弁の中にもありましたけれども、各農家が頑張って、希望を持ちながら規模拡大に取り組んでいるという中で、今、経営面積についても幕別町農業者については大変大規模化が進んでいるということでもありますけれども、それに伴って、農業生産額も順調な伸びを示しているということがうかがわれるわけですが、しかし、その内容を見る限り、規模拡大の生産コストの低減に努力しているわけですが、農業所得には反映していないと。特に、酪農、畜産においては所得率が非常に低い。先ほど町長も言われましたけれども、規模拡大にも限界があり、1経営体の中での規模拡大については、今は現状がいったいいっぱいなのかなということがうかがえるわけですが、この近年の農業情勢の中で、経営転換も考えている農業者もいるように聞きます。これまでの規模拡大によって、農地の維持・集積が図られてきたわけですが、今後においては、新たな対策が必要なのではないかと。

先ほど一つの具体的な例といふか、対策では、なかなか図り切れないものがあるということをおっしゃられたわけですが、今後この流動化対策をしっかりとやっていかない限り、今後、幕別の農業の発展はないのだらうといふふうに考えるわけですが、再度伺いたいと思っておりますけれども、しっかりと集積に取り組む対策等をこれから構築していくことはお考えではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、集積をしていくということになれば、農業者の皆さん方のご理解やご協力も必要になってくるのだらうと思っておりますし、もう一つはやはり、このあとの質問にもありましたような法人ですとか、あるいは新規就農者ですとか、そういった方の参画によって、さらにはそういった事業が進められていくのだらうといふふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたように、いろんな手法を講じながら、そうした事業に目的に沿って、これからも公社としても、あるいは町としても対応していきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今、お話をいただいた中にも、結論は見られるのかなといふふうにも思いますけれども、今、農地の流動化の中で、現状の流動化状況を見ますと、売買が30%を切る中であって、賃貸が70%近くを占める。このことから見ますと、個々の経営者は、今の社会情勢の中でいろいろ判断をされているとは思いますが、将来に見据えて、購入ではなく賃貸で規模拡大をされている。将来に相当な不安を持たれて決断をされているのであらうといふふうに考えるわけですが、これを着実にしっかりとした考えを持った後継者に対して、集積を図っていただくように方策を考えていただきたいといふふうに思います。

次に、農業振興公社で行われております担い手対策事業、アカデミーに対するお話になりますけれども、時代によって多様化する経営体にあって、新規就農者に対するスキルアップのための場を提供していただいているわけですが、先ほどお聞きするに、191名がいろんなコースで勉強されているということでございますけれども、この中で新規就農に当たっては、なかなか実績が伸びていないのだなということを感じるわけですが、今後、その新規就農者に対しまして、さらなる確保対策というものがございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） お尋ねの新規就農の中でも、新規参入ということなのかなといふふうに思います。町では今、新規参入に対する奨励のための条例を設けていまして、固定資産税なり、賃貸料の助成をさせていただいているところであります。これは、就農間もない5年間については、非常に厳

しい状況にあることから、当初の5年間を助成させていただくという制度がございます。

新規参入につきましては、平成11年ぐらいまではかなり本州からの希望者がございました。しかし、このところ、非常に少なくなってきた。どちらかというと、農業をやりたいと言っても、遊び感覚と言いますか、ちょっとアルバイト気分で来られる方が非常に多くて、かつては4組も5組も要望があって、面接をした上で厳選をしていたという状況が、今はここへ来て、なかなか来手がない、希望者がいないという状況にあります。そんなことから、公社においても17年度からフロンティアコースのあり方について、より意思確認をして、より資質を見きわめながら新規就農に向かってもらうという方策を整えておるわけでありまして。

今後についてでありますけれども、特に幕別地域につきましては、農地がかなりまだ足りないというか、規模拡大意欲がまだまだかなり旺盛でありますので、なかなか参入が難しいのでありますけれども、一方、忠類地域においては、離農もかなりありまして、新規参入を迎え入れなければならないという状況に直面しつつありますことから、主に忠類地域での参入を目指して、新規参入を受け入れたい。支援策については、今後、農協とも協議しながらどういうやり方がいいのか、これ以上の支援が必要なのかどうかについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今お話しいただきました新規参入の部分でございますけれども、農地の流動化がどんどん進む中で、やはり新規参入者による、居抜きによる経営維持ということも、やはり考えていかなければならない一つであろうというふうに思うわけですが、その点につきましては、今現在、将来に向けて農地を手放そうというような考えをお持ちの方の協力もなければ、なかなか進まないのだろうというふうに思います。受け手だけでなく、やはり参入者一体となった対策もとっていただければというふうに思います。

次に、農業者の花嫁対策でございますけれども、先ほどありましたように、農業振興公社において、クラブアップルを中心に専属のアドバイザーの方にご苦勞をいただいているということをお聞きしましたけれども、なかなかこの事業については、個人のプライバシーなど大変難しい面もありまして、なかなか成果が上げられないということでございますけれども、平成22年の幕別町における4農協の正組合員に対する未婚率、最大で農協単位でございますけれども、30%を超えるというような農協もございます。4農協、平均をいたしましても23%と、非常に高い独身率の値を示しております。このことは、以前から注目されているところでございますけれども、いまだにこの数字は改善されていないということで、先ほどありましたように、127名の独身後継者がいらっしゃるということでございますけれども、この取り組みについて年6回、クラブアップルを中心にイベントを開催されているということをお聞きしておりますけれども、この取り組みについて、各クラブアップル中心なり他組織での取り組みに参加するというのもありますけれども、またさらに新たな取り組み等を考えていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これ公社事業ということになりますけれども、クラブアップル事業については、主に若い方、年齢で言うと30歳が一つの境目になるかと思っておりますけれども、30歳前の方に対して出会いの場を提供する事業というふうに考えておまして、もう一つ、30歳を超えて比較的、高齢という言葉が合うかわかりませんが、年がいった方については、なかなか皆さん、たくさん大勢集まっているところに出て行きたがらないという、そういうふうな傾向がありますことから、個別対応というものをもう一つ考えておまして、答弁の中で申し上げましたように、そういった方については、まず個別対応するためのプロフィールをつくっていただこうと。このプロフィールをもとに個別紹介をしていくというのは、新たに力を入れていく事業の一つとしてとらえております。

それと、独身女性からの問い合わせがあります。こういう方はやはり、北海道に住んで、農家に嫁いで、こちらで農業をやりたいという意思を持っている方でありまして、こういう人たちに対して、1回目は自費で来ていただきますけれども、2回、3回と来られる場合にあっては、交通費

の2分の1を助成させていただこうと、そういう方は、ぜひ町内のお嫁さんに迎え入れたいということで、こういった事業も取り組んでいるところであります。

それとあと、これはクラブアップルには関連はしますけれども、クラブアップルの同窓会的なものをやってはどうかと。1回限りではなかなかお互いを知り合えないということがあって、二、三カ月たったときにもう一度、さらにまた二、三カ月たったときにもう一度というような、繰り返し出合いの場をつくるのが成功に結びつく近道なのかなという思いで、そういったことも取り組もうということでもあります。

そういう中で、これらの事業、今年度から取り組んできたわけでありましてけれども、昨年8月に、これも答弁にありますけれども、町内の農協の常勤理事あるいは青年部、女性部の部長さんなどで構成しますグリーンパートナー事業連絡会議を開催をいたしまして、その中で、特に女性の立場あるいは後継者を持つ母親の立場から、どういった事業がより実を結ぶのだろうというようなご意見もいただいているところであります。今後ここでのご意見・提言を踏まえて、事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 新たな取り組みの中で、またグリーンパートナー事業など進めていただけたということでもございましたけれども、実例として、皆さんご承知かと思っておりますけれども、各町で男女が集うコンパというのですか、「街コン」という形で、若いとは言いませんけれども、いろんな男女が一堂に会して、いろんな情報など目的を限らないで集まって、いろんな業種の方と、人と人の触れ合いを広めるというようなことが、帯広市でも開催されておまして、多くの方から高評価を得ているということをお伺いしております。このような取り組みも、今後クラブアップル等を中心に取り組んでいただければ、また新たな形で新しい出合いができるのではないかなというふうに思いますので、お願いしたいところでございます。

次に、新しい時代への対応としての農業の法人化対策ということで、答弁の中にも、法人化一つとっても大変な難しい実情があると。多経営者が集まって法人化をつくっても、いろいろと問題も生じ、解散に至ったものもあるということをお聞きしますけれども、ただ、今後出てくる流動化での土地について、対応できるものはやはり多経営者が集まった法人化が、一つの結果をもたらすのではないかなというふうに考えるわけでありましてけれども、ただ、その中であって、やはり農業者だけでも法人化というものが今後どういう形になるのかという不安もあります。やはり中には、企業の中でしっかりとした経営観念持たれた方の参入もある程度考えた中で、法人化を進めなければならないのかなということも考えるわけですが、その点に対しての町としての推進策、対策等はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申しあげましたけれども、1戸1法人あるいは2戸以上が集まっての新たな法人化、さらには最近では、国のほうでも規制緩和の中では株式だとか、いろんなところの農業への参入と、これからいろんな形態が農業の場合にも出てくるのだろうというふうに思っております。私どももこの法人化については、さらに先ほどちょっと申しあげましたけれども、公社の研修事業の中で法人化に向けたいろいろなメリット・デメリット、あるいはこういう課題、あるいは逆にこういうメリットがあるから進めるべきだと、いろんなことを今後の研修の中で進めていければなど。それを受けていただいて、また農業者の皆さん、あるいは他の皆さんがどう受けとめ、そして幕別の農業に参入していただければありがたいなという思いではおります。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 先ほども申しあげましたけれども、農業の法人化というのは本当にこれから避けられない一つの方法であろうというふうに思うわけで、それに対して後継者、担い手が法人化に向けての勉強も当然しなければならぬわけですが、やはり異業種との交流の中で、いろんな形で学べる場もつくっていただければなというふうに思うわけでありましてけれども、やはり何といたっても、人

材育成が欠かせない、町のメインの中にもありますけれども、人材育成がなく幕別の発展はないのだということを言われております。

このような担い手不足、いろんな後継者対策の問題点というのは、農業だけでなく、町にある産業すべてに言えることであるというふうにも思うわけで、答弁の中にもありますように、6次産業化など、いろんな形がこれからできてくるのだろうということを思うわけですが、そのために、ご答弁にありました異業種との交流、また商工青年部さん、また農協青年部さんとのいろんな形での交流の中から、新しい創造されるものができてくるというふうに考えますもので、今後新たな取り組みの中で、幕別に在住する若者に対していろんな勉強の場を提供していただきたいというふうにお問い合わせ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：54 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、少子化対策についてお伺いいたします。

近年、我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、平成2年にはいわゆる「1.57ショック」という言葉が生まれました。さらに出生率は低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回る状況となっております。

この「1.57ショック」を契機に、国は数多くの施策を打ち出しましたが、今日では平成22年1月に出された「子ども・子育てビジョン」です。しかし、先日、出された出生率は1.35とさらに減少の方向をたどっております。

国の施策の一つには、「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」とあり、その中でも「安心して妊娠、出産できるように」と打ち出されておりますが、本町としても、今後の子育て支援対策と医療機関との連携強化に取り組むべきと考えます。

従いまして、次の点についてお伺いいたします。

1、妊婦健診の公費負担の拡充について、公費負担の状況は。

2、相談支援体制について、本町の相談体制の状況は。

3、不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減については、本町における不妊治療を希望している方の状況、公費の負担の状況は。

4、不育症について、保険適用外も多いが治療の実態は。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「少子化対策について」であります。

幕別町の出生数は、平成11年の251人をピークに減少を続けておりましたが、ここ数年は、200人前後で推移しております。しかしながら、5年に1度発表される市町村別の合計特殊出生率では、平成20年が1.38と全国平均と同じであり、さらなる少子化対策が必要であると認識をいたしております。

ご質問の要旨にもありますように、国は、「子ども・子育てビジョン」の中で、目指すべき社会への政策4本柱の一つに「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」を掲げ、「安心して妊娠・出産できるように」と政策を示しているところでもあります。



ご質問の1点目、「妊婦健診の公費負担の拡充について」であります。

国では、妊娠から出産までの間の標準的な妊婦健診の回数を14回とし、妊娠時期の検査料が国庫補助の対象となっております。平成19年度までは、この検査料と超音波健診料の助成が2回でありましたが、20年度には5回に、さらに平成22年度からは14回になり、金額も1万8,940円から5万7,140円に増額となっております。

妊婦健診は産婦人科における「保険診療外」、いわゆる自由診療のため、病院によりその費用に差はありますが、妊娠期間中の妊婦健診にかかる費用は7万円から10万円程度と伺っております。

本町では、平成18年度から子育て支援策といたしまして、国庫補助の14回に加え、さらに自費負担を軽減するべく、妊婦健診時の自費負担のうちの2万円を限度として助成を行っております。

このことにより、平成19年度では平均5万円程度だった自費負担が、高額になる方でも3万円程度、病院によっては自費負担が実質ゼロ円になる方もおられる状況であります。

妊婦健診は妊娠期間中を健康に過ごし、無事に出産を迎えるためにも欠くことのできない大切なものであり、個々の経済的事情により妊婦健診の受診が制限されることのないよう、これからも公費助成を継続してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「相談支援体制について」であります。現在、保健福祉センターの保健師6名と管理栄養士1名、ふれあいセンター福寿の保健師2名と管理栄養士1名で、母子保健を含めた相談業務を行っております。

実施場所は、札内福祉センター、保健福祉センター、ふれあいセンター福寿が中心ですが、必要に応じて家庭訪問など個別の相談に対応させていただいております。

平成22年度の母子手帳の発行数は198件ですが、その全員の方と面接し、定期的健康相談のほか、母子手帳の発行、母子管理カードの作成、妊婦健診等受診券の発行、若年並びにシングルでの妊娠、病気などの心配のあるハイリスク妊婦への支援、パパママ教室へのご案内など、個別の面接を重視した相談体制を確保しております。

これからも、安心してご相談いただけるよう、適切なアドバイスや情報提供ができる体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減について」であります。不妊治療に関しての相談件数は年間1ないし2件程度であります。

妊娠を希望される方が、不妊の原因などにより通常の不妊治療によっても妊娠が不能である場合において「特定不妊治療」が必要となります。

特定不妊治療にかかる費用は、1回に20万円から40万円程度と伺っております。一概には言えませんが、その妊娠の確率は15%から20%程度であり、希望される多くの方は複数回の治療をされているのが現状と伺っております。

特定不妊治療費の公費負担の状況につきましては、北海道の補助が1回15万円を限度として1年目は3回まで、2年目以降は2回までを限度に通算5年間の助成が設けられております。

本町では、上乗せ補助といたしまして、1回7万5,000円を限度として1年目は3回まで、2年目以降は2回までを限度に、通算5年間助成することとしております。

平成22年度におきまして、北海道の補助を受けた件数は延べ1,118件、そのうち管内は延べ155件の方が助成を受けており、町では平成22年度が延べ3件、平成23年度の1月末では延べ14件の方に助成をいたしております。

このようなことから、特定不妊治療の内容などにより異なりますが、治療費用のほぼ全額から50%の範囲で自己負担の軽減になっているものと考えております。

ご質問の4点目、「不育症について」であります。

不育症は、流産や死産を繰り返し、出産に至ることができない病態や症候群のことであり、平成20年度から厚生労働省が研究班を設置し、治療指針を検討されておりましたが、昨年、その指針がまとめられたものであります。

現在、管内及び道内におけるその治療の実態につきましては、内容が非常にプライベートなことであり、把握できていないのが現状であります。

また、同研究班の報告に基づき厚生労働省中央社会保健医療協議会は、昨年12月21日から、治療法の一部を保険適用とすることを承認したところでありますが、不育症治療に要する費用のうち検査等保険適用外のものも多く、そのほとんどが、自己負担となる場合も考えられます。

このようなことから、今後、不妊治療への効果など不育症治療の実態、そして、公費助成などにつきまして国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 再質問させていただきます。

現在、若い夫婦が子供を産み育てることが、経済的に大変になっていることが多く聞かれます。そこで、率直にお伺いいたしますが、妊婦健診を全額公費負担とすることはできないのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように、本町では平成18年度から町単独の施策として、道費の上積みを増しているわけでありまして。これは、全額公費にするということについては、いろいろ問題もあるのだらうと思いますし、また、中には現状でほとんど負担なく終わっている状況の方もおられるようでありまして。そういったことから、当面はこのままの状況で、情勢を見ながら今後どうするかについては協議・検討をさせていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、続きまして、不妊治療においてなのですけれども、ご答弁の中に不妊治療に関して相談件数は、年間1から2件ほどでありますというお答えをいただきましたけれども、この相談体制の周知はされてはいたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 健康相談の標榜の過程の中で、このような相談がありますという項目としては挙げております。ただ、大々的にこういう相談をしています、こういう相談をしていますというようには、内容が余りにもプライベートなので、そういう広報の仕方はしておりませんが、項目の一つとしては挙げております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） もちろんこれはプライベートのナイーブな点があるとは思いますが、もう少し相談体制のことを町としても周知するべきではないかと思えます。

続きまして、この不妊治療に対して助成を受け、それが出生に結びついた数を教えていただきたいのですが。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） こちらは、ご承知のとおりその内容に関しては、非常にその不妊を治療して出生をしたということ自体が、まだまだ社会の中で論議もあるところなので、そこについては申し上げられないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、そちらの質問は了解します。

それで、次なのですけれども、不妊治療には、札幌か旭川に行かなくてはこの帯広ではできないということですが、なぜ帯広で治療ができないのか、理由をお聞かせください。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 特定不妊治療ということに関してになります。不妊治療に関しては、現在管内にあります五つの産婦人科においても通常の不妊治療はされております。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、その通常の不妊治療でも妊娠が望めない方に対して、特定不妊治療ということで

すが、この特定不妊治療に対しては、日本産婦人科学会において、指定医制度もしくは指定医療機関制度というのを設けておりました、その制度等々も含めた確固たる基準があります。現在、十勝管内においては、平成19年度まで1カ所その指定を受けていた医療機関がありました、医師の異動により、現在管内にはゼロという状況になっております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、管内での治療体制をもう少し整えるべきだと思うのですが、幕別だけでは大変かと思うので、十勝医療に対する施策を考え、オール十勝ということを考えながら医療制度を整えていただきたいと思うのですが、その点について伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 医療問題お話のとおり1町村で対応することは極めて難しいわけでありますから、十勝町村会等を通じながら体制づくりを進めていかなければならないというふうに思っています。

幸いといっていいのかわかりませんが、今、厚生病院の建てかえの問題が出ております。まだ先はありますけれども、そういった中でも今お話ありましたようなことが整備されていくかどうか、そういったことも踏まえながら、これからの我々の運動にも当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 政府としては、健康保険が適用されない体外受精など、不妊治療に対する特定不妊治療費助成事業を拡大する方針を固めております。現在、年間10万円を上限としていた1世帯当たりの助成額を20万円にも倍増にもしております。ご答弁にもありましたように、治療内容には、医療機関によって差はありますが、1回の治療費は8万円から30万円、体外受精では1回当たり20万円から30万円もかかり、妊娠率は20%前後と言われております。

また顕微受精は、体外受精で受精しない場合などに行われますが、1回当たり30万円から40万円程度もかかり、妊娠率は30%と言われております。

さらに、札幌に、旭川にと治療に出るには、交通費も高額になってしまいます。そこで、治療費や交通費を含め、公費助成拡大をすることができないものかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろ当事者にとっては大きな問題であり、悩みでもあるのだろうというふうに思いますけれども、そういった方々に対して、どの程度公費で負担することが必要なのか、これらはいろいろ考え方はあるのだろうというふうには思いますけれども、私どもも先ほどお話し申し上げましたようにいろんな情報や、あるいは管内他自治体の状況などを踏まえた中で、我々としても今後対応に当たっていききたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 何度も同じことを言うようなのですが、北海道の東川町では不妊治療費を全額助成しております。ここでは、人口が約7,900人なのですが、助成金額には上限がなく、全額助成しているということで、人口が幕別の場合は、ここの3倍にも当たるのですが、その分負担が大変大きいと思うのですが、少しでも前向きな取り組みをしていただきたいと思っております。

続きまして、不育症についてなのですが、不育症は、流産や死産が2回以上続くことを不育症といいます。妊娠したことがある女性の4%が経験しております。全国では、数十万人が苦しんでいるというデータがございます。原因などは、はっきりしないことが多いようですが、適切な治療を受ければ、80%以上が妊娠する可能性があるそうです。不育症治療のため注射薬へパリンへの健康保険適用を公明党では政府に訴え、2012年1月から実現しております。

また、心のケアで、出産成功率も多くなることもわかっております。したがって、本町としても公費助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように、不育症についてはまだまだ未知な部分があつて、今、厚生労働省のほうでも研究班を立ち上げて研究を続けているというような状況であります。私どもとしましては、やはりもう少し状況を見た中で、公費のあり方あるいは保険の適用なんかも含めながら、これからの情勢の中で行政のあるべき姿といいますか、公費の負担のあり方というようなことを検討していくことが必要であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、本当に町長が前向きに考えていただけるということで、最後になりますけれども、前段で東川町の事例を参考に、本町としても独自の施策を策定することが、安心して妊娠できる子育てしやすい町になり、人口増加にも、また定住対策にも今後つながってくるのではないかと思いますので、町長のその前向きな検討を期待しまして、質問を終わりにします。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災が原因で津波が起き、史上最悪とも言われる原発事故が起きました。これにより農業のみならず、多種多様な産業に甚大な影響が起きました。特に放射能の被害においては、原発事故の収束が見えない中で、国を含め、世界に大きな波紋を広げています。正しい知識のもと、風評被害、不安の助長をこれ以上増幅させないように、放射能とつき合っていかなければならないと思います。

質問事項に移らせていただきます。

本町の学校給食における放射能物質に関する検査体制について。

厚生労働省は、食品衛生法に基づく放射能物質に関する現行の暫定規制値を本年4月より見直し、施行しようとしています。食の安心・安全が叫ばれる中、本町の学校給食における放射能検査体制等に関する考え方、取り組み体制について伺います。

1、子供は成人の3から10倍の放射能による影響を受けると見られる。冬場の野菜類等は、本州産が多く、放射能の影響が心配されるが、どのような配慮をしているか。

2、国の基準は、20分の1から4分の1。また1歳未満の乳幼児用食品は、50ベクレル以下と定めるなど、その場しのぎのように見受けられるが、見解を伺います。

3、昨年秋に帯広のスーパーで放射能汚染された食品が検査をすり抜け流通したが、これをどう考えるか、伺います。

4、基本的に食材の出荷元、納入元が検査をするべきですが、独自で放射能検査を行う考えはないのか、伺います。

5、私たちは、放射能からみずからを守らなければなりません。帯広市が新年度から学校給食の放射能検査を行うわけではありますが、本町としても将来を担う子供たちを守り育てていく責務があります。放射能測定機器購入が望ましいのですが、先般、帯広でNPO法人による放射能分析センターが設立されたと聞きますが、そこに依頼する考えはないのか、伺います。

6、この件で、教育委員会に、保護者にアンケート調査を行うことを強く求めます。その結果を次の機会に再度伺いたいと思います。

次に、家畜防疫対策について。

農業は、本町における基幹産業であります。近年、規模拡大が進展して、家畜畜産物の流通が増大している中で、口蹄疫等の悪性伝染病の侵入の危険性も高まってきております。このような状況に対処するため、危機管理の観点から事前対応型の防疫体制を構築し、より効果的、効率的な防疫措置が講じられるよう防疫推進体制を整備することが重要となっております。以下について伺います。

1、家畜防疫の実施に当たり、予防蔓延の防止の施策状況。

- 2、農家、職員を含めた正しい知識の普及。
- 3、情報の収集及び分析、研究の状況。
- 4、人材の養成及び資質の向上並びに確保状況。
- 5、迅速かつ正確な検査体制の整備等の伝染病疾病対策状況。
- 6、各農家、公共施設の出入り口等の防疫管理状況。

以上を伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 田口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「本町の学校給食における放射能物質に関する検査体制について」であります。

昨年3月の福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定したところであります。

この設定により、規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的には言われておりますが、より一層食品の安全と安心を確保するため、放射性セシウムの線量を現在の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げることを基本として、新たな基準値の設定を進め、本年2月に開催の薬事・食品衛生審議会で「妥当」との答申をまとめたところであります。新基準値の4月施行が正式に決まり、今後、厚労省は省令改正など必要な手続を進めていくものと考えております。

ご質問の1点目、「放射能の影響が心配される本州産野菜に対する配慮について」であります。

給食センターで使用する野菜につきましては、平成22年度の利用状況を見ましても12月から翌年6月にかけては特に道外産野菜を使用せざるを得なく、使用割合も高くなっている状況にあります。このため、給食センターとしては、国の出荷制限を受けている17都府県から生産される野菜について、各都府県のホームページで公表されている放射能測定値をチェックするなど対応しているところであります。

また、納入業者にも年間を通じまして、できる限り地場産野菜を納入するよう依頼しているところでもあります。

ご質問の2点目、「国の基準値見直しについての考えについて」であります。

このたびの基準値の見直しの背景にあるのは、放射性物質による被爆の量が大きいとされる子供への配慮とされております。新基準値で設定された放射性セシウムの年間被爆の許容上限は1ミリシーベルトとし、世界保健機構（WHO）が「飲料水水質ガイドライン」で定めている「1リットル当たり10ベクレル」を飲料水の基準値に採用したものであります。この水を毎日2リットル、1年間飲み続けた場合、その被曝量は0.1ミリシーベルトとなるため、残りの許容被曝線量を年代や男女別の平均食品摂取量をもとに計算したものであるとされております。この計算によりますと、13歳から18歳の男子で120ベクレルと最高値となったため、これよりも低い数値100ベクレルを一般食品の基準値としたものであります。

国の放射線防護に関する基準について意見を述べる文部科学省の放射線審議会では、新基準値を了承しつつも「必要以上に厳しい」という答申をまとめたものの、国民からの意見募集で約8割が「厳しくすべきだ」との指摘を踏まえたようで、より安心・安全に配慮したものと、一定の評価をいたしております。

ご質問の3点目、「昨年、帯広市内で放射能に汚染された食品が流通したことに対する考えについて」であります。

昨年7月から9月にかけて、放射性物質が検出された稲わらを給与した岩手県の牛肉が、帯広市を初め、道内自治体の飲食店や食肉販売店でも取り扱われていた事件がたびたび報道されたところであります。この事件の要因は、福島第一原子力発電所の事故を受けて、牛の外部被爆には注目し調査したものの、稲わらがえさとして広く流通している実態を把握できず、結果的に放射能に汚染された稲わらを食べた牛肉が流通し、広範囲な影響が出たものと考えております。

現在、国においては、放射性セシウムが含まれた稲わらをえさとして与えられた牛について、個体

識別番号で公表するなどしており、幕別給食センターでも牛肉を使用する際は、その番号から経歴を読み取り、安全を確認しているところであります。

いずれにいたしましても、国民の不安払拭のために、国は今後とも安全な食品の確保、流通に向けて、監視・指導等の対応を図るべきものと考えております。

ご質問の4点目、「独自に放射能検査を行う考えについて」、5点目「NPO 法人北海道放射能分析センターに依頼する考えについて」であります。

野原議員への答弁の中で町長からお答えいたしましたように、放射能検査は自治体それぞれが取り組むのではなく、国あるいは都道府県がしっかりとした検査体制を構築することが望ましいものと考えております。

平成24年度からの各保健所単位での放射能測定器の設置や帯広市給食センターの動きをとらえる中で、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「保護者に対するアンケート調査について」であります。

このたびの福島第一原発の事故を受けて、多くの国民が安全・安心な食品の流通、確保への懸念や放射能測定後のデータの積極的な公表を求めていると考えております。保護者の給食に対する不安解消のためにどのような方法を講ずるべきか、学校給食センター運営委員会や関係機関等にお諮りをするなどして、検討してまいりたいと考えております。

以上で、田口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「家畜防疫対策について」であります。

家畜伝染病予防法において、家畜伝染病の予防及び蔓延防止などの防疫対策につきましては、そのほとんどが都道府県知事、知事から任命された家畜防疫員の責務とされており、市町村に対しては、必要に応じて協力を求めることができることとなっております。

また、一方で同法においては、予防のための自主的措置として、「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾患の発生を予防し、当該家畜に起因する伝染性疾患の蔓延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾患の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない」とされており、家畜の所有者の責務もうたわれているところであります。

ご質問の1点目、「予防蔓延防止の施策状況について」であります。

本町における家畜伝染病の防疫活動の推進組織といたしましては、先ほど申し上げました家畜伝染病予防法における自主的措置の必要性から、昭和49年に設立されました「幕別町家畜伝染病自衛防疫組合」が中心となって、その活動を実施しているところであります。

組織体制といたしましては、町内の畜産農家の方はもちろんであります。町や農協、ノーサイ（NOSAI）、農業改良普及センター、家畜商協など畜産にかかわる機関・団体を網羅した組織になっております。

自衛防疫組合の活動内容といたしましては、伝染病に対するワクチン接種などの予防接種事業が主なものになりますが、そのほかにも疾病発生時の発生農家の畜舎消毒などに対する人的支援や「自防だより」による啓蒙普及活動に加え、昨年度からの家畜伝染病特定疾病互助事業など、その機能強化に努めているところであります。

家畜伝染病特定疾病互助事業につきましては、ヨーネ病などの特定疾病が発生した場合、早期に清浄化を図るためには多額な費用が必要となり、農業経営に及ぼす影響が多大になりますことから、畜舎消毒費用などの一部を生産者、農協、町で互助給付する制度を構築したもので、発生農家の生産体制及び経営の早期立て直しを図るものであります。

また、町といたしましては、飼養環境の向上という観点で、平成21年度に国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、火山灰や消石灰の購入費用に対する助成事業であります「畜産環境整

備用資材購入費助成事業」を実施させていただいたところであり、さらに自衛防疫組合では、平成 22 年の宮崎県の口蹄疫発生に対する侵入防止対策といたしまして、消毒薬や消石灰の無料配布を実施するなど、機会をとらえ意識啓発や対策に取り組んできたところであります。

ご質問の 2 点目、「正しい知識の普及状況について」であります。

農家への知識の普及につきましては、先ほどの自衛防疫組合が発行しております「自防だより」やゆとりみらい 21 推進協議会で発行しております「農業技術情報」などを通じて、衛生管理や疾病対策、あるいは法の改正などの情報提供や啓発を行っているところであります。さらに、町や農協、ノーサイの職員が農家に出向いた際などにも、情報提供や疾病予防に対する指導、助言を行っているところであります。

また、職員につきましては、例年行われております十勝管内家畜自衛防疫推進協議会や十勝総合振興局の主催によります研修会等に積極的に参加し、その知識の向上に努めており、必要に応じてそこで得た情報を農家に発信しているところであります。

家畜伝染病につきましては、疾病発生の未然防止という観点から予防が重要であると思っておりますので、今後におきましても、飼養環境の衛生管理や疾病の侵入防止に関する知識の普及や意識啓発について、さらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「情報の収集、分析及び研究の状況について」であります。

情報の収集といたしましては、研修会等で得た情報や十勝総合振興局を通じて得た情報などさまざまなものがありますが、必要に応じてゆとりみらい 21 推進協議会の畜産振興対策部会で調査・研究を行い、対応が必要なものにつきましては、町内の関係機関との合意を得ながら、事務を取り進めているところであります。

ご質問の 4 点目、「人材の養成及び資質の向上並びに確保状況について」であります。

ご質問の 2 点目とも関連いたしますが、畜産担当の職員につきましては、例年の研修会はもとより、法改正や口蹄疫の発生を想定した重点的な研修会に積極的に参加するとともに、農協やノーサイの職員との情報交換を密に行うなど、資質の向上に努めているところであります。しかしながら、農協などに比較すると、どうしても人事異動などによる職員の交代は短い傾向があり、専門的な知識という点では難しいところもあるのかというふうには思いますが、今後におきましても各種研修会への積極的な参加等あらゆる機会をとらえて、常に職員の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「検査体制の整備等の伝染病疾病対策状況について」であります。

家畜伝染病に係る検査といたしましては、ヨーネ病やブルセラ病などに対する家畜伝染病予防法第 5 条に基づく定期的な検査や同法第 51 条に基づく発生農家に対する検査などがありますが、検査については法の規定により都道府県知事が行うものであり、十勝においては、十勝家畜保健衛生所がその業務を実施いたしております。

検査の実施に当たっては、地域の関係機関と連携を図りながら業務を遂行しており、本町におきましても、自衛防疫組合の事務局を担当しております町や農協の畜産担当職員、あるいはノーサイの職員との連絡を密にしながら検査業務を実施しているところであります。町といたしましても、でき得る限りの支援を行い、迅速な検査対応に協力してまいりたいと考えております。

ご質問の 6 点目、「各農家・公共施設の出入り口等の防疫管理状況について」であります。

平成 22 年 4 月の宮崎県での口蹄疫発生以来、畜産農家の皆さんにおかれましては、その侵入防止対策に多大なご苦勞をされたことと思っておりますが、宮崎県の口蹄疫終息後も近隣の中国、韓国、台湾などアジア各国の口蹄疫の拡大に伴い、引き続き防疫対策を講じているところであり、そのご苦勞に深く敬意を表する次第であります。

各農家の防疫対策につきましては、農場出入り口や畜舎周辺の消石灰の散布、畜舎出入り口の踏み込み消毒槽の設置、さらには法改正に伴う衛生管理区域の設定やその適切な管理など、各農協等を通じて周知徹底を図っているところであります。

また、公共施設の防疫対策につきましては、冬期間を除き、役場庁舎や札内支所、町民会館、保健

福祉センターなど主要な12の公共施設に消毒マットを設置しているところであり、口蹄疫などの家畜伝染病の侵入の危険性を軽減する観点から、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

家畜伝染病につきましては、発生農家の農業経営のみならず、口蹄疫などが発生すれば地域農業の崩壊につながる恐れもありますことから、今後も農協等関係機関と連携を図りながら防疫対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、田口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 質問をさせていただきます。

学校給食、これは家庭で食べる食事とかがですと、つくる人が産地だとか、そういう食材を選べて、それを家族とか、そういう食べるということになると思うのですけれども、給食の場合、その食べる側には、その選択肢がないと思います。そこで、今いろいろ答弁いただきましたけれども、今、放射能の話ですね、済みません。これ国の基準とあるのですけれども、例えば放射能の高い給食を子供さん食べられたと、そのときの責任というのは、どこに存在するか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 高い放射線量の食事をして、何か事故った場合、恐らく結果が出るのが非常に遅いだろうというふうに思いますが、その因果関係がはっきりした場合には、やはり何が原因かというのは非常に難しいと思うのです。学校給食ばかりではなくて、家庭で食べる料理もありましょうし、ですからその因果関係がはっきりしているというようなことになれば、これは訴訟になる可能性はあるのだろうと。結果はどうなるのかわかりませんが、そういうことであります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） その中で、町が納入している野菜と書いたのですけれども、給食の食材ですね。ここに書いてあるのですが、米とか肉とか乳製品、加工食品のすべてが町独自で入札方式をとっているか、伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 質問の趣旨がちょっと外れるかもしれませんが、食材につきましては、主に主食たる米だとか小麦、これは北海道の全道学校給食会、そこから納入を一括して契約をいたしております。副食につきましては、それぞれ部会がございまして、町内業者から市場を通して購入してもらうわけですけれども、そこ単価契約を毎月実施させていただいております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） その中で、やっぱり主食が道の給食会というところから入れているということで、やはり給食会のほうも同じように検査体制なされた食材を入れていると思うのですけれども、やはりこれ放射能汚染された食品がすり抜けるような現状がありますので、ぜひともその給食会のほうとも連携をとりまして、検査体制のほうをもう一度再確認していただきたいと思っております。

それで、17都府県から生産される野菜についてであります。6月以降、この17都府県からの納入された食材はあるかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 12月から翌6月までであります。昨年の実績で申し上げますと、およそ17都府県にかかわる食材は、その間に、これ重量換算でありますけれども57%、ほぼ内地の野菜に頼っているというようなことであります。内容はたくさんあります。ニンジン、ハクサイ、キュウリ、それからハウレンソウ、チンゲンサイ、コマツナなどあります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） これ、ぜひとも町独自で検査体制をしいていただきたいと思うのですけれども、午前中、野原議員のほうの答えとかぶるかもしれませんが、独自の検査体制をしけない場合、納入している業者に各品目ごとに、町はその日の朝ですか、納入していると聞いたのですけれども、納入前に、ぜひとも納入業者に証明書の添付をしていただきたいのと、検出限界値以下ではなくて、



きちんと数値で示した証明書をつけていただきたいと思うのですけれども、最初にもう一度独自の検査体制について答弁いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 独自の検査体制につきましては、野原議員にも町長のほうからお答えをさせていただいておりでありまして、末端消費者がそれぞれが検査をするということについては、非常に効率も悪いですし、機械も高いですから、そんなことが個々できるわけがないわけでありまして。

なお、給食センターにおいては、7時までには納入されます。およそ平均的に見ますと、20品目ぐらいの食材を使っている。その20品目の食材を検査するには、最短でいっても2時間かかります。と考えますと、物理的に無理だということが言えるのではないかと。帯広市さんのことは申し上げたくないのですが、帯広市さんは、前日と言っています。あれは、本来、基本的な食品の安全管理マニュアル基準から言いますと、その日のうちに届けられたものでなければならぬはずですから、詳しい帯広市さんの手法は聞いておりませんが、そういう観点からいっても問題があるということが言えるのだらうと思います。

なお、検査数値については、私もお答えしましたが、各都道府県のホームページの中に、いわゆる検出せずというような観点が出てまいります。基準値以下であれば、検出せず。これは、全くゼロだということではありませんが、その数値を求める必要性については、そのとおりの思います。現在、都道府県を公表していますのは、検出されているか、していないかというだけなものですから、どの程度のランクにあるのか、50ベクレルのうちのそれ以下であれば検出せずですから、それ以下のどの辺にあるのかということについては、お答えもしましたように帯広市さんが実施をするというふうにお聞きしておりますし、北海道内の保健所にも検査器等が置かれると、そう予定されておりますので、そういった出方、数値も参考にしながら、これから検討もしていく必要があるのだらうというふうには思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも地場産の食材を使えないという時期が必ずあると思いますので、その辺をきちんと数字で表示して、食品、農産物に対する風評被害が逆に起こらないように、きちんと数字で示して、安心・安全だということで、給食に使っていただきたいと思います。

そんな中で、先ほど主食は給食会から納入しているという答弁をいただきました。その中で、昨 year 原発事故が起きた後、福島の牛乳から、個別の農家から高い放射性の牛乳が検出されました。その中で、その後、新聞とか週刊誌の中で、個別の農家では線量が高い牛乳が出ているけれども、クーラーステーションというみんな1カ所に集めて混ぜる場所、集乳所なのですけれども、クーラーステーションでは基準値以下になったと、それで流通させるような記事が出ておりました。

そんな中で、今、町で手がけない給食会という組織で、米とか麦、そういうものを納入されると聞きましたけれども、混ぜて薄まれば、これ、いいという問題ではないと思います。そんな中で、やはり都府県だけではなくて、産地、それもこういうホットスポットとか線量の高いところが出てきますから、やはり産地だけに過信することなく、給食会のほうにもそういう認識を持っていただくように話をさせていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど申し忘れたのですが、学校給食会で一括購入されておりますお米については、すべて道産米であります。麦も道産麦であります。したがって、いろいろな分析結果から明らかになっておりますが、当然検出されずという数値をいただいているところでもあります。

なお、牛乳の場合、牛乳は個々のところからバルクで集めて、薄まるといいますか、そういうことは起こり得るわけです。今、ご指摘のあった件についても、事件になったといえますか、問題になったところなのですけれども、それぞれの集めたものが、濃い、薄いありましようけれども、その結果は、実は500ベクレルを下回っていたのです。344ベクレルと記憶しておりますが、その段階では、

検査をクリアしていると。それが工場に出荷され製品化されていったというようなお話だったと。ただ、民間のその製造会社については、自主的に回収をしたというお話も聞いているところでもあります。

加えて、部長のほうから追加に説明をさせていただきます。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 牛乳についてでございますが、先日の新聞にも記事として載っておりましたけれども、日本乳業協会メーカー116社あるそうですけれども、ここの協会が商品を対象にして、自主的に検査をしたという報道が載っておりました。その結果につきましては、放射能測定の下限值1キログラム当たり10ベクレルを下回っていたということで、当然のごとく安全ですよというような報道も載っていたところでございます。参考まででございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 再度申し上げますけれども、きちんと納入業者から数値で示した放射能の濃度を業者側に要求していただきたいことと、それによって、例えば食材の値段が上がっていくと。高くても安心を買うということになっていったときの自分たちで独自の検査をしたほうが、経費的には安くなるだとか、そういう価格の混乱が起きたとき、町として。もう一度言います。例えば安全をお金で買うか、町が独自で安全にさせるか、その考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 安全に関しては、私どもは子供たちに給食を出すという大きな責任がございますので、安全・安心なものを当然供給していかなければならないという義務はあります。

ただ、その検査体制においては、繰り返しになります。やはり一人一人がやるのではなくて、国や道がしっかりとした検査機関をつくって、そして細かい数値までも公表すると。先ほどの業者の、製造業者の場合にしても、別に法的に公表の義務はないわけです。あくまでも確認という範疇で行っておりますので、業者から今回のように10ベクレル以下などという数値が出されたのについては、非常に画期的なことだというふうに思いますし、そういうことが多くに波及していくことを私どもは望むところでもあります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 何回も繰り返しになるようですけれども、やはりきちんと町としても、学校給食には絶対放射能の食材を入れないという気構えで、業者の選定を含めて取り組んでいただきたいと思います。

また、そういう取り組みをしているということで、定住促進というのですか、幕別町は給食に対して手厚い考え方を持っているということで、町村の先頭となって取り組んでいただきたいと思います。

もう一回、数値を出していただけるように業者と交渉していただけますか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 納入業者が個々検査するのについては、これは限界があります。できないといったほうがいいかと思えます。ただ、私ども教育長部会なんかでもちょっと話してはいるのですが、ほとんどの食材は、どこの給食センターも魚菜市场から購入している。よって、魚菜市场に協力依頼することはできないか。そのことに対しての負担は、全町村で行ったらいいのではないかと、そのようなことも話し合われておりますが、せっかく帯広市さんが、どういう形であれ数値を公表していくのだろうというふうに思いますので、帯広市さんは、当然として帯広市の魚菜市场から購入しているところでもありますので、いろんな情報を集めながら保護者の皆さんには安心していただけるような方途について、給食センターの運営委員会等でも諮りながら進めてまいりたいというふうに思います。

したがって、最初のとおり業者に求めるのは、それは現実的に不可能である、できません。

以上です。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） あと、保護者に対するアンケート調査について、もう一度、するかしないか、するとすれば、どのような方法ですか、答弁いただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 答弁させていただきましたが、学校給食運営委員会というのがございます。余り過度なものにしますと、風評被害につながるということもありましょう。公表の仕方も数値から、あるいは検出されたか、されていないかというような、どの程度のものにすれば一番生産者にとっても消費者にとってもいいのかなというところを運営委員会とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも混乱を招かないように、逆に幕別町は給食に対してしっかりやっているという先に提示していただいて、保護者の不安がないように配慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、家畜防疫対策についてです。

自衛防疫組合で、消毒液や石灰の無料配布を実施して啓発に取り組んでいるという答弁をいただいております。その中で、自衛防疫組合での技術の共有はなされているかどうかお聞きしたいと思えます。

また、共有するそういう会合を昨年何回開かれて共有されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 自衛防疫組合、構成は、農業者の方、さらには農業関係機関、それと町ということになっておりまして、技術の共有というのは、恐らく職員レベルということになるのかなというふうに思いますが、なかなか集まって技術を高めるというのは、実際問題できないですし、またなかなかそれを職員に求めるというのも難しい面があります。そういう中で、現場対応として、例えば予防接種などに町の職員も農協の職員も随行してまいります。そういう中で、獣医さん等からも教えていただきながら、あるいはその農業者の方と意見交換をしながら徐々にではありますけれども、知識、見識というものを高めていっているというのが現状でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） それでは、自衛防疫組合では、知識の共有とか、そういう集まりはしていないということですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 自衛防疫組合といたしましては、総会のほか、事務レベル、事務局ということになりますけれども、事務局の集まりについてもやっています、そう頻繁にやっているということになっていませんので、そこで技術を共有をして、お互い研さんをしているという実態にはないというふうに思っています。ただ、ゆとりみらい21推進協議会の中でも畜産部会というものがありますので、そういった中での議論の話題にして、お互いを高めるということはやっております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 知識の共有、やっぱり病気が出てときの初動体制がおくれないように技術、知識の共有をしていただきたいと思えます。

次の質問にもあるのですが、知識の普及状況、十勝振興局主催による研修会と家畜自衛防疫推進協議会とかとありますが、昨年度、いつ、何回、どこに出向いているか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） こういった研修会に職員が参加した回数ですけれども、昨年度7回参加してございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 7回のその会の名前と日付を教えてくださいたいと思えます。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 昨年度につきましては、主に口蹄疫の侵入防止にかかわる研修会、現場とい  
いましょうか、実地研修的なものが多かったのですけれども、それについて4回参加してございます。  
あとは、十勝の自防協議会で通常の例年行っております研修会、振興局で行っております研修会等  
でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） これ、国も巻き込んで、大きな病気である口蹄疫とか、いまだに台湾とか韓国で、  
農家とか畜産関係、渡航禁止の情報が流れている中で、もう少し危機管理の意識を持っていただきた  
くて、今ちょっと聞いたのですけれども、そんな中で、6番目の冬期間公共施設の足マットとか、石  
灰散布だと思うのですけれども、これをしてない理由をちょっと教えてください。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 1点には、設置場所が庁舎であれば、これ農協も同じですが、二重ドアの入  
ったところに設置をして、そこで消毒してもらうという形をとっております。

冬期間については、凍ってしましまして、効果が出ないということ、危険であるということがあり  
まして、設置をしていない。さらには、不凍液を混ぜればいいという話も、これ実証試験の結果はよ  
くわかりませんが、効果があるらしいということはお聞きをしておりますけれども、そこに不  
凍液を入れるとなると、さらに経済的な問題も出てくるというようなことから実施していないとい  
うのが実情であります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） これ夏だからやる、冬だからやらないということではなくて、僕たちも家畜を飼  
養している立場上、夏牛飼って、冬牛飼わないというわけにはいかないのです。そんな中で、やはり  
365日毎日僕たちも冬も踏み込み槽、石灰散布、病気が出たとか出ないとかということにもあるの  
ですけれども、毎日やっています。そんな中で、やはり少し行政としての認識が足りないのではない  
かと思えます。

そんな中でして、先ほど何回研修に出たかと聞いたということは、どれだけ行政と農家の意識の共  
有ができているか。またその自防組合に対しても、そういう意識の共有ができているかということ  
を確認したかったわけです。ここで、冬できないと、今、不凍液と言いましたけれども、帯広空港、こ  
こ1年じゅうやっています。それは建物の中でという限られた場所ではありますけれども。聞いたの  
ですけれども、チャーター便も定期便も1年じゅうやっていると。それは、いつかの議会で言ったこ  
ともあるのですけれども、見てこいと言ったのだけれども行っていないと思うのですが、今庁舎にお  
いているああいう出っ張ったマットではなくて、じゅうたん敷きの今敷いているやつに薬液をしみ込  
ませてでもいいと思います。だから、しばれるのであれば、ウオッシャー液とか pH に変化のない薬剤を  
使えば、そんなに薬の効き目は落ちないと聞いております。

ですから、もうあしたからでも庁舎の入り口、公共施設含めて滑って転んだりしているのではちょ  
っとまた困るのですけれども、そういうことに配慮しながら、1回薬液を踏んだら、次のシートはそ  
の薬液を少し減らすというような方法をとって、ぜひともあしたからやっていただきたいと思いま  
すけれども、どうですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 特に口蹄疫につきましては、水際対策が非常に重要であります。そんなこと  
から、国におきましては、国際線が就航する港、空港については動物検疫上の責任において消毒を実  
施していると。さらには、道内の12空港におきましては、道が農業団体に補助することによって消毒  
が実際されているという実態でありまして、まずは水際対策が一番肝心であるということ。

もう一つ、町でやることは当然いいことなのでありますけれども、幕別町だけがやって果たして効  
果が上がるかということも現実あるわけでありまして、それでこれ自防組合の中、さらには十勝的  
にも、みんながそろえてやっていくという、そういう気持ちを醸成した中で、あり方については検討さ  
せていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） やはり、先ほども言いましたように、やっぱりだれかが声をかけてやらなければアクションが起きないようでは、幕別に畜産農家がないわけではないのですから、もうちょっと前向きに実施していただきたいのですけれども。町長、答弁してください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は、私もわからなかったのですけれども、防疫組合の代表は経済部長でありまして、私ではないのですよね。ただ、庁舎管理という立場からいきますと、当然、私が責任者ですから、今おっしゃられたことについては、協議しながら前向きに、これから検討していかねばならないというふうに思います。

ただ、私は、前に道の畜産の担当者の方から聞きますと、口蹄疫なんかの菌と言いますか、あれは冬期間寒くなっても死なないということですから、年じゅうやる必要があるという話は私も聞いておりました。ただ、それが現実になると、今言ったようにしばれてしまって、滑って、かえって危ないのではないかと、そういったこともあるので、今はとめていたのだらうというふうに思いますけれども、今お話あったことについては、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） ぜひとも公用車含めて、農家の出入りに際しましては、タイヤの消毒とかそういうことも徹底して行っていただきたいと思います。農協とか共済組合、納入業者、皆さん間違いなく車の消毒等々していますので、行政としても前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それで、あともう一つ、今ハクチョウが酪農家のデントコーンサイレージの山に、えさ求めてすごい数来ています。そんな中で、この前、新得畜試の試験の発表の中で、アライグマとカラスと牛と共有しているサルモネラ菌があるという研究結果が発表されました。その中で、ハクチョウも研究対象にはなっていなかったのですけれども、問い合わせると 50%以上の確率で牛と共有するサルモネラ菌があるのでないかという見解をもらっています。それで、幕別町の鳥獣被害防止計画という計画を立てられているのですけれども、その中にぜひとも、カラスだとかハトだとかと書いてあるのですけれども、ハクチョウも入れて取り組んでいただきたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も詳細についてはわかりませんが、ハクチョウがそういったハトやカラスというのと一緒のような、いわゆる害をもたらす鳥だと、害鳥だという押さえができるのかどうか、その辺はちょっと研究させていただければというふうに思いますけれども。今までは余りそういったことは言っていない、逆に保護しなければならないような立場の中でできていたような気がしますけれども、少し時間をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） 最後ですけれども、ハクチョウをどういう扱いしたらいいか、傷つけたらだめなのですか、何というのですか、保護されている鳥だと思えるのですけれども、どういうふうに、追うとき、追うときと言うと変だけれども、えさをばらまいていなければいいことなので、うちの管理の不手際もあるのでしょうかけれども、100 羽も 200 羽も来ているときどういう対応をしたらいいかなと思っているのですけれども、その見識だけ、ちょっと。いや、勉強しかないと思うのだけれども。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） まだハクチョウについては、ちょっと根拠法はわからないのですけれども、駆除できない鳥ということになっておりますので、何が、どういった方法がいいのかということについては、専門機関のお話を伺いながら、研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

この際、14 時 35 分まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

介護・医療現場の人材の確保・育成について。

本町の高齢化率は、平成26年には28%となる見込みで、国よりも高齢化率は早まるとともに、確実に増加を続けていくことが予測されています。本町では、平成21年に第4期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されました。高齢化社会の到来と高度医療の進展により、介護の現場と医療の現場は人材の確保が大変厳しい状況にあると聞く。特に、24時間体制で働く職場は、定着率が悪く、苦勞が絶えないようである。また、新聞などの求人欄には、介護施設や医療現場の職員の募集ばかりが目につく状況である。そこで、介護・医療現場の人材の確保・育成支援について町長に伺います。

1点目、医療現場について、本町の医療現場における人材確保は心配ない状態か。我が町には町立病院はないが、病院と診療所があります。一部の事務組合で運営をしている帯広高等看護学院に年間250万円を負担している。卒業後、我が町に定着して働いていただけることが望ましい。本町からの進学状況と就職状況は。

2点目、医療職員育成奨学資金制度の創設について。管内でも医療現場で働く人材確保対策として、「医療職員育成奨学資金制度」を設け、卒業後3年間地元就職すると返済免除のような制度ある。幕別町でも検討してはいかがか。

3点目、介護現場について、幕別町高齢者保健福祉ビジョンにある「潜在的有資格者のための支援」また「介護資格取得における支援」この2点について、これは4期計画にも盛り込まれているが、この3年間の取り組み状況と実績について伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「介護・医療現場の人材の確保・育成について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、高齢化が一段と進み、介護や医療の現場ではマンパワーの確保は喫緊の課題と言われております。また、このたびの介護保険制度の改正におきましても、在宅サービスに24時間サービスの導入や一部医療行為を介護士ができるようになるなど、介護職にもより高度な知識と経験が求められる状況になってきております。

このようなことから、今後、人材の養成と確保には、行政からの取り組みが必要であるとの認識には意を同じくするものであります。

初めに、「本町の医療現場における人材確保について」であります。ご承知のとおり町内には1病院と7医院及び1診療所があります。そこに勤務する医療職の実態といたしましては、平成21年度の資料ではありますが、医師13名、看護師・準看護師116名であり、現状といたしましては、人材不足を懸念する状況にはないと、お伺いいたしております。

ご質問の1点目、帯広高等看護学校の進学、就職状況についてであります。平成20年度からの4年間で本町から12名の入学者がおります。また、卒業時点での就職に関しましては、卒業後すぐに幕別町の医院・病院への就職をされた方はこれまでおりませんが、数年後、町内医院・病院へ就職されている方もおられると伺っておりますことから、地元で高等看護学校があり人材を育成していることの意味は大きく、地域医療を考える広域的視点においても全国で唯一の地元市町村による一部事務組合立の学校として、今後も維持継続していくことが必要であろうと考えております。

ご質問の2点目、「医療職員育成奨学資金制度の創設について」であります。

現在、管内の自治体において同様の制度を設けておりますのは、町立病院を有する3町であり、卒業後は、いずれも原則として町立病院をその就職先としていると伺っております。前段も申し上げましたように、本町における看護職の人材の確保につきましては、今のところ帯広からの通勤圏域という利点もあり、深刻な状況ではないようにお聞きいたしております。

しかしながら、医療を支える人材の育成は重要な課題でありますことから、医療職員育成奨学金制度の創設につきましては、なお調査、研究をしてみたいと考えております。

ご質問の3点目、「潜在的有資格者のための支援と介護資格取得における支援の取り組み状況と実績について」であります。

本年1月、国において開催されました「全国厚生労働関係部局長会議」の中で、平成20年の介護職員数は約128万人でありましたが、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には212万人から250万人の介護職員数が必要であると想定されております。福祉・介護人材確保対策の促進につきましては、今年度までの予算措置の経過や継続事業、今後の課題等が示されたところであります。

町内におきましても、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービスセンターなど介護施設で働く介護職員は約280人で、よりよい介護サービスを提供していただくために欠かすことのできない存在であると認識をいたしているところであります。その人材の育成や確保は、行政といたしましても取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

ご質問の「幕別町高齢者福祉ビジョン2009」におきまして計画しておりました「潜在的資格者の再就業のための支援」につきましては、単独の自治体での取り組みでは解決ができないことも多く、広域的な取り組みがより効果的であると考えられますことから、具体的な取り組みには至らなかったところであります。

なお、介護福祉士会十勝支部では、登録者の所在地、勤め先、求職情報等を管理しており、今後「人材バンク」として潜在資格者対策に取り組みたい意向を示されております。

また、十勝総合振興局が主催する自治体、病院、施設、各職能団体の代表で組織された「十勝保健医療福祉圏域連携推進会議」におきましても、人材確保については会議において話題に上っており、今後、重要課題として取り組まれることが予想されますことから、第5期介護保険事業計画では、このような動きとも連携を図りながら対応をしてみたいと考えております。

次に、「介護資格取得における支援」についてであります。

介護資格を取得する場合には、専門学校などで必要な知識を学び実習を行うこととなりますが、一定の費用を必要といたします。これらに対する支援策といたしましては、現在、本町独自の制度はありませんが、修学に必要な資金の一部を「介護福祉士等修学資金貸付制度」として、北海道社会福祉協議会が貸付事業を行っており、平成22年度には2人の方が、平成23年度には3人の方がご利用されているとお聞きいたしております。

また、介護施設の職員に対しましては、スキルアップや施設運営に必要な資格取得の各種研修会等をご案内するなど、個別の相談に対応していく形で取り組んでまいりました。

平成23年度の支援事業といたしましては、北海道の緊急雇用創出事業費補助金を活用した「介護技術習得支援事業」により、町内の4施設で計8人の介護職員を養成する人材育成事業を実施いたしましたところであります。

このようなことから第5期計画である「ビジョン2012」においても継続課題として盛り込み、さらに必要な対策の実施に向け取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、先ほど申し上げました介護職員数ですが、平成37年には210万人から250万人の介護職員数が必要であるということでもありますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） まずは、再質問させていただきます。

幕別町において、医療機関で看護師さんの人材不足がないようだということで、少し私としても安

心いたしました。看護学校で4年間に12名の入学者がいる。卒業後すぐ、本町の就職している方はおりませんということでありましたが、行政としてこの理由について、何かとらえていることがありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもで、特にこうしたことが原因で就職されていないといったものはありません。当然、例えば我が町で保健師の採用がその年にあるかないかといったこともありますし、それぞれの病院における求人があるかないかによっても違ってくると思いますので、何らかのそれぞれの卒業される方の理由によって、それぞれ新しい道へ職業の選択をされたのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） はい、わかりました。

次、奨学資金制度について。

この高い志を持って医療の現場に働く、そういう人間になりたいと進路を定めて、進学し、卒業している。この方々を我が町にとどめることができないというのは残念なことだとは思いますが、数年後は、高度な技術また知識を持って戻ってきてくれるということでもあります。この志の高い方々のために、町として積極的な政策を打ち上げれば、とどまってくれるのではないかということも想定できます。ぜひ、住宅政策だけでなく、医療・福祉の場において、地元において高度な知識や経験ができる支援を打つこと、そうすれば、我が町にもとどまってくれるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われているのは、医師にかかわってですか。看護師等ですか。看護師については、先ほども申し上げましたように、おかげさまで地元で高等看護学校があって、そこで学ばれた方が町内にもいらっしゃる、ありがたいことだというふうに思っておりますし、特に医師、看護師、医療にかかわる方については、もちろん地元も大事でありますけれども、やはり広域的な中で、それぞれ育っていく、育成されていくということが大事なのだろうというふうに思っております。

もちろん、私どももそういった方がたくさん出てきて、本当に医療に困っている地域、あるいはまだまだ医師を必要とする地域、そういったところに皆さんがついていただいて、よく言われるような医療過疎だということがないようなことが何よりも望まれるのだろうというふうに思いますので、私どももそれらに対する支援のあり方等については、先ほども申し上げましたように、どのような方法がいいのかは、これからも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 3番目の、潜在的な有資格者のための支援についてお尋ねします。

広域的な連携が効果的であると答弁にありました。その中で、今年つくられる第5期高齢者福祉及び介護保険の事業計画においた中で、より具体的な策があれば伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 答弁の中にもありましたとおり、現在、管内的調整の中で、この人材確保については大きく話題として取り上げられております。

各町村におきましても、先ほどもありましたが、帯高看の卒業生などは、やはり卒業後すぐ地域の医療に携わるという自信もない等々のことから、大きな病院が志向されます。

また、介護士のほうにつきましては、町内にも福祉系の高校ができました。そのことで、町内の就職も、より多くの方が地元で就職できるという環境が整ってきたかと思えます。

現在は、北海道の修学資金等々を利用して、その活用をして、その教育を受けていらっしゃるという方は町内にもおります。ここ数年間で、何人かの方がその支援を受けております。

町としても、今期計画の中で、これらの実態を確実に把握すると、あと十勝管内で現在取り組まれています各職能団体における人材バンク、介護もそうですし、看護もそうなのですが、そことの



協力により、人の調整等々もやっていけたらというのを計画の中に具体的に盛り込んでいます。

あともう一つは、現在、厚労省のほうは、今期計画の中で介護職が非常に動きが多いということを経局的にも危惧しております、この十勝管内の中では、その異動に関しては、必ずハローワークを経由するという約束事ができております。ただし、これはきちんとした形で法制化されているとかそういうことではないので、次期計画の中では、広域の中でこういったことをきちんとした制度化の中で、みんなが安心して就職、またはスキルアップ等々ができるような、そういうことを取り組みに盛り込みたいという形で考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○10番（藤原 孟） 今、幕別の江陵高校の件が出ました。高校生でも、この支援は受けることができますか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保険課長（境谷美智子） はい、申しわけありません。私のほうから先にですが、現在、この修学資金に関しては、専門学校以上ということになっているので、高校生が対象になっていないのは事実です。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 人材の育成・確保ということになれば、当然、江陵高校の生徒の支援、これは制度としてないのであれば、ぜひ町独自の支援策というのをやっていただくべきでないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も前に江陵高校の先生方とお話しした中では、まだ大変、福祉科の卒業する生徒の就職がスムーズにいと。ただ、今言うように、実習をしなければ、その資格というのが取れない部分もあって、高校を出たからすべての資格が取れるわけではないということもお聞きしました。

そういったことで、つい先日も、札内寮の関係で忠類のサテライトにも高校生が勤められる、決まったのでありますけれども、そういったことで、今、高校として、あるいは子供たちへとして、どんな助成、どんな町としての支援が一番喜ばれるのかと、必要なのかと、そういったことについては十分研究していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 特に介護施設、当然施設が増えますと、人間、働く人が不足するという、これは明らかだと思っておりますが、特にこの施設において、長い間、勤務を続けること、それが体力的にも難しいとか、給料面でも非常に厳しく、継続して勤務することはなかなかできないのだという声も聞こえております。商工会においては、5年、10年という単位で表彰制度等が設けてあります。ぜひ雇用の奨励のために一時金の支給ということを考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一時金ということ自体は、なかなか町が支援する、あるいは報奨するという中で難しいことなのかなというふうに思います。それぞれの職場なり、企業なりが考えていただくことではないかなというふうに思いますけれども、顕彰については、これは商工会の事例もありますから、どんな方法があるのか、だから一概にはだめだということには言えないのかもしれませんが、なかなか現実的に、また施設の方が顕彰を受けるのは、今の段階で町からというよりは社会福祉協議会あるいは全道レベルでの表彰、それは札内寮なんかでも、何年間、何年ということはないですよ、きっと10年単位ぐらいの勤続によって表彰を受けている方もいらっしゃいますので、それらとの整合性で町としてそういった制度を設けることができるかどうかは、それは今後も検討していくべき問題であろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 先日、忠類地区に開設された介護施設、住民から宝であると称賛されました。町長にとって徐々に優しい目線で町民に向かえたと、そんな気がいたします。当然、宝の施設で働くその方々は、私に言わせれば金の卵でないかと思っております。なので、この金の施設で働く、長く働いてくれるということは、やはり入居者にとっても本当に安心と信頼感、それで結ばれると思っております。

更別村では、上限30万円という形で奨励金が出されるということが先日の新聞で発表されております。やはり我が町、決してそのぐらいの予算がとれないわけではないと思います。5年、10年、ぜひこの制度を実行していただきたいと強く要望する次第ですが、町長に伺います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 更別の30万円の奨励金、私も何かちょっと新聞で見たような記憶はありますけれども、中身、詳細については承知しておりませんので、ちょっと中身を調べさせていただきたいというふうに思いますし、それが即我が町に通ずるかどうかは、これはまたわからないでしょうけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) これからの社会は、当然、医療と介護、この分野に係る課題は非常に大きくなると思っています。町としてもできるだけ早く、対策を講じるべきだと思います。

答弁の冒頭で、人材の確保と育成については、認識は同じだという言葉いただきました。今後、岡田和夫、町民党の施策にかけるといふ気持ちがあります、期待して質問を終わりたいと思います。

○議長(古川 稔) 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

○議長(古川 稔) 谷口和弥議員。

○10番(谷口和弥) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

安心できる幕別町地域防災計画とするために。

昨年の3月11日の東日本大震災から約1年が経過しました。大津波と地震による甚大な被害、さらには福島原発事故による放射線被害・放射性物質拡散による危険や不安は、原発立地地域周辺だけでなく、深刻さを増し全国的広がりを見せています。全国の地方自治体が東日本大震災の教訓から学び、地域の防災計画の見直しと抜本的強化、再生可能エネルギーへの変換を最重要の使命として正面からとらえなくてはならないと考えます。

幕別町においては、平成19年に「幕別町地域防災計画」が策定され、平成22年には「幕別町防災のしおり」が全戸に配布されています。しかしながら、今後もさらに、災害から「町民の命・身体・財産を守る」ための備えを、さまざまな方面から強化して築いていく必要があります。

そこで以下の点について伺います。

①幕別町の指定している避難所や特定公共建築物以外の公共施設の耐震診断と耐震化の進捗状況について伺います。

②民間住宅の耐震化を早期に全戸に広げていく必要があります。民間住宅の耐震化率、無料耐震診断の利用状況、リフォーム工事奨励事業の利用状況について伺います。

また、耐震化工事を勧める上で、リフォーム工事奨励事業をさらに利用しやすい制度とすべきと思いますが、町の考えを伺います。

③災害時における行政と地域住民の一体となった取り組みの強化が求められます。自主防災組織の育成・援助、防災訓練の実施状況について伺います。

④「幕別町地域防災計画・防災対応マニュアル」の徹底など、町職員に対する日常的な防災意識を高める活動の実施状況について伺います。

⑤災害時の備蓄状況、備蓄施設の状況について伺います。

また、近郊市町村との災害時の連携が重要とされる中で、十勝における「定住自立圏形成協定」の「防災面での相互応援体制の整備」の内容について伺います。

⑥平成24年度の国家予算の地方財政計画で、被災地に限らない全国の自治体を対象とする「緊急防災・減災事業」が見込まれています。緊急に実施する必要性の高い防災・減災事業を進める上で、財源的にも活用しやすく、地域自治体の後押しをするものになっています。町に「緊急防災・減災事業」の活用をする考えがあるのか伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「安心できる幕別町地域防災計画とするために」であります。

私たちが、私たちの力では決して制御することのできない大地震を経験したあの日から1年が経過いたしました。

私たちが作り上げてきた安心・安全な社会が、自然の前ではいかに脆弱なものであるのかということ、決して忘れてはいけないという思いを強くいたしております。

自然災害への防災態勢は、単なる知識にとどまらず、実際の災害のときにおいて、適切かつ有効な対応動作をとることができるレベルまで引き上げておく必要があります、そのためには災害ダメージを最小限にとどめる「事前の備え」と「発生時の沈着な対応」の強化策を設計し、実現を図っていくことが重要であると考えております。

ご質問の1点目、「避難所などの耐震診断と耐震化の進捗状況について」であります。

幕別町地域防災計画におきましては、37カ所の公共施設を避難所として指定をしておりますが、そのうち新耐震基準により昭和57年以降に建設されたものは14カ所、昭和56年以前に建設されたものは23カ所であります。

56年以前に建設の避難所23カ所のうち、耐震化済みの学校施設は8カ所で、残りの15カ所の中で、11の近隣センター等のうちの6施設につきましては、町職員による一般診断の結果、耐震性を有していることを確認いたしております。

以上のことから、現時点におきましては、37カ所の避難所のうち、57年以降建設の14カ所、耐震化済みの8カ所、一般診断で安全の確認できた6カ所の合計28カ所が耐震性を有している避難所であります。

残り9施設のうち、今年度におきまして忠類コミュニティセンターの耐震補強工事と札内福祉センターの耐震診断を実施することといたしておりますが、現在、耐震診断未実施のまなびや相川、駒島公民館につきましては、隣接の施設への避難所の変更も含めて、今後のあり方について検討を行っているところであります。

また、忠類地域の上忠類寿の家など五つの集会施設につきましては、いずれも木造で昭和50年から54年にかけて建設されたものですが、一般診断の結果、十分な耐震性を有していないことを確認いたしており、今後の施設のあり方について、公区と協議を行っているところであります。

次に、旧耐震基準によって建設されております避難所以外の公共施設の状況について申し上げます。

特定公共建築物以外の建物は、幕別中央会館、札内中央会館、近隣センター5カ所、常設保育所4カ所、あすなろ学童保育所、駒島老人健康増進センター、依田公園の休憩舎、いわゆる焼肉ガーデンであります。これらに、わかば幼稚園、ふるさと館、蝦夷文化考古館、忠類地域では、趣味の作業所、交通公園資料館、スキー場宿泊ロッジ、歯科診療所、忠類体育館、忠類町民プールがあります。

このうち、わかば幼稚園と忠類歯科診療所につきましては、耐震診断を実施済みで、両施設とも十分な耐震性を有していることを確認いたしております。

また、木造の近隣センターにつきましては、町職員による一般診断を実施し、改修が必要な建物については計画的に進めてまいりたいと考えております。

その他の保育所や社会教育施設につきましては、今後のあり方を検討する中で、建てかえや用途廃止なども含め適切な対応をまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「民間住宅の耐震化率と無料耐震診断及びリフォーム工事奨励事業の利用状況につ

いて」であります。

初めに、「民間住宅の耐震化率について」であります。本町では、平成 21 年 3 月に「幕別町耐震改修促進計画」を策定し、民間及び公共の住宅 1 万 860 戸のうち 9,330 戸が耐震性を有し、耐震化率については 85.9%と推計し、耐震化率の目標としては、平成 27 年度末で 90%を掲げているところがあります。

平成 24 年 1 月末現在の数値といたしましては、計画策定後の住宅の新築や解体によりまして、住宅戸数が 438 戸増の 1 万 1,298 戸になり、そのうち耐震性を有する住宅が 9,821 戸でありますことから、耐震化率としては 86.9%になり、計画策定時からおおむね 4 年を経て 1%上昇したことになります。

次に、「無料耐震診断の利用状況について」であります。住宅の耐震化につきましては、住宅所有者みずからが地震に対する安全性を確保していただくものと考えておりますが、住宅は町民の方が生活していく上で基盤となるものでありますことから、平成 21 年度から木造住宅の無料耐震診断の制度を設けて、ご利用いただいているところがあります。

利用状況としましては、平成 21 年度に 6 件の利用があり、その後、住民周知に努めてまいりましたが、今月に入りまして 1 件の利用があったものの、極めて利用状況が低調でありますことから、より一層、耐震化に関心を持っていただくことが重要と考えて、これまで以上に住民周知に努めてまいりたいと考えているところがあります。

次に、「住宅新築リフォーム奨励事業の利用状況について」であります。この「住宅新築リフォーム奨励事業」につきましては、町内業者が施工する新築やリフォーム工事の施主に対し、新築が 500 万円以上の工事を対象に 10 万円分を、リフォームが 100 万円以上の工事を対象に 5 万円分の商工会発行の商品券を交付するものであり、昨年度の実績といたしましては、新築 20 件、リフォーム 31 件、奨励金として 355 万円分の商品券を交付したところがあります。

この事業は、平成 22 年度から 3 カ年の予定で実施しているところであり、来年度が最終年度となりますが、平成 25 年度以降につきましては、3 年間の実績を踏まえつつ、利用者からのアンケート結果や施工業者、商工会の意見・要望、さらには他市町村の事例などを調査の上で、事業のあり方について結論を見出してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「自主防災組織の育成・援助と防災訓練の実施状況について」であります。

本町では、公区長の皆さんに、公区を単位とした地域ごとの自主防災組織の設立にご協力いただけるよう公区長会議などを通じてお願いしているところありますが、昨年の東日本大震災を契機として各公区長の防災に対する関心も高まってきており、組織化に向けた動きが着実に進んでいるところがあります。

初めに、自主防災組織の育成・援助についてであります。町といたしましては設立に向けた研修会や出前講座などに担当職員が講師として出向き、普及啓蒙活動に取り組むとともに、財政的な支援として、先般、「協働のまちづくり支援事業交付金要綱」の一部を改正して、防災計画の策定経費に係る交付金額については交付率を 3 分の 2 から 1 分の 1 に、また限度額を 7 万円から 10 万円に引き上げたところありますので、今後さらに自主防災組織が設立されていくことを期待しているところがあります。

次に、防災訓練についてであります。平成 23 年度におきましては、自主防災組織が実施した訓練の実績は 9 回であり、避難場所に集合してから学校などの避難所に移動するといった実体験型の訓練や平日に地域住民の皆さんに予告なく訓練を実施するという実践型訓練など、公区ごとに工夫を凝らしながらの実施となっております。

町といたしましては、できる限りこのような訓練に担当職員などが参加して啓蒙に努めるとともに、内容の充実化を図ることなどにかかわっているところありますが、新年度では複数の公区が合同で防災訓練に取り組むことも検討中であり、住民の皆さんの防災意識の向上につながるよう努めてまいりたいと考えているところがあります。

ご質問の 4 点目、「町職員に対する日常的な防災意識を高める活動の実施状況について」であります。

職員の防災意識を高めることは重要なことでもありますことから、町といたしましては、第一に防災に関する各種の情報を全職員に随時提供すること、第二に防災に関する職員研修を実施すること、第三に防災訓練を行うことなどに取り組んでいるところであります。

特に、職員研修につきましては、平成 21 年度に避難所マニュアルに関する説明会を開催し、避難所の管理運営、職員として果たすべき役割などに関して共通認識を持つことに努めるとともに、平成 23 年度では東日本大震災の被災地に派遣された消防職員を講師として、震災の現状及び対応などに関する説明を受けることにより、防災意識を高めることにも努めているところであります。

また、防災訓練につきましては、昨年の 9 月に本庁舎において実施したところであり、常設保育所では毎月 1 回、へき地保育所及び学童保育所では年 2 回実施しているところであります。

町といたしましては、今後とも情報の共有化や研修・訓練の充実に努めることなどによりまして、町職員の防災意識を高めることに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「災害時の備蓄等の状況と防災面での相互応援体制の整備内容について」であります。

初めに、災害時の備蓄等の状況についてであります。災害の緊急時において、迅速かつ適切に必要な措置がとれるようにするために、本町では、災害発生から国や道などの救援活動が本格化するまでのおおむね 2 日から 3 日間において必要となる食糧などの備蓄に努めることとしております。

現状では、非常用食糧として、アルファ米 4,880 食分をベースにして、今年度から食糧の多様化及び増量化を図るという見直しを行い、新たに災害備蓄保存用パンを 1,000 食分加えたところであります。

また、飲料水は 1.5 リットルのペットボトルが 960 本、毛布が 2,030 枚、使い捨ての簡易トイレが 1,500 組、非常用発電機 17 台、ストーブ 19 台などとなっているところであります。

これらの備蓄品の保管につきましては、地域ごとに速やかに提供できるようにするため、商工会館、札内支所、忠類総合支所及び糠内消防の 4 カ所に一定数量ずつ分散して保管しているところであります。

次に、防災面での相互応援体制の整備内容についてであります。圏域内において市町村単独では対応することのできない大規模災害が発生した場合には、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定相互」に基づき、食糧・飲料水などの提供、避難・救援などに必要な職員の派遣、被災者等の一時収容のための施設の提供などに関して相互応援するという整備内容になっているところであります。

ご質問の 6 点目、「緊急防災・減災事業の活用について」であります。

平成 24 年度の地方公共団体の歳入歳出総額の収支の見込額に関する地方財政計画におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて、全国的に地方公共団体が緊急に実施すると見込まれる防災・減災事業に係る予算額が約 6,300 億円計上されているところであります。

このうち、国の予算の全国防災対策費に係る直轄事業負担金と補助事業費で約 4,900 億円計上されており、地方単独事業費で約 1,400 億円と見込まれているところでありますが、これら事業費の財源といたしましては、国庫支出金が約 2,000 億円、地方債が約 4,200 億円、地方一般財源が約 100 億円と見込まれているところであります。

本町におきましても、後日、予算審査特別委員会におきましてご審議いただく予定の、平成 24 年度予算において防災関連事業を予定しているところでありますが、そのうち忠類コミセンの耐震化工事につきましては、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施したいと考えているところであります。

現在のところ、新たな補助制度の創設などについての詳細な情報はお聞きしておりませんが、今後とも情報収集に努め、町が実施する予定の防災関連事業において、国の補助金等が活用できるものについては活用してまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

さまざまな災害が想定されるわけでありませけれども、その中で幕別町としてはやはり一番大きな被害を与える可能性のあるものとしては、地震災害を想定しておかねばならないのかなというふうに思うところであります。

幕別町の地域防災計画の中では、想定される地震ということでは3種類挙げられていて、十勝沖・釧路沖の地震、十勝平野断層帯主部の地震、それから全国どこでも起こり得る直下の地震、その中では、2番目に今挙げさせていただきました十勝平野断層帯主部の地震、これが最大震度7ということ想定するわけでありませ。本町地域で震度7、札内の青葉地域ということでありませけれども、これも震度7、忠類地域においても、一部において震度6強。ですから、あの東日本大震災と同じレベルの地震、揺れに対する対策を想定しておかねばならないということになるわけでありませ。

今まで防災関係者の一部からは、対策のとりようがないと言われた震度7。これに対応できる震災に強いまちづくりが求められているということをお前提にして、質問のほうを続けさせていただきたいと思ひませ。

昨年の6月議会の中の一般質問で、避難所の状況や公共施設の状況についてお尋ねしたところでありませ。その後、1年経過してどのようになっているか。それから、特に特定公共施設以外のところの、公共施設でもって耐震化がおくれている、そんな数字があったものですから、この質問を立てさせていただきませ。

避難所として37カ所の公共施設があつて、28カ所には耐震化があると。残り9カ所、そのうちのひとつが忠類のコミセンで、今年度工事が行われ、そして五つの施設がまだというか、耐震化を有していないということがわかつたということのご答弁でありませ。避難所として想定されていない公共施設においても、近隣センター6カ所や常設保育所、学童保育所なども耐震化の診断が未実施であつて、それは昨年の6月の時点からも進んではないということのご答弁であつたわけでありませ。

これら、とても重要な役割を持っている施設でありませけれども、いつごろまでに関係者の協議や、それから職員の診断を終えて、どのようにしていくのかという結論が出せるのか、そのことをお伺いというふうに思ひませ。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 答弁の中でお答えさせていただきましたとおり、木造の近隣センターにつきましては、町職員により一般診断を既にこれ実施済みでありませ、この文面に関しましては。それで、一定程度改修を施さなければならないものについては、今後できるだけ早い時期に対応していきたいと思ひませ。

それと、忠類地区の五つの集会施設につきましては、このたびの高規格道路の関係によりまして、上寿の家が改築対象となつておりまして、その関係から地域のこの五つの集会施設について、どうあるべきかというのを忠類総合支所のほうで今進めておりまして、その結果をもとに今後の計画を定めていかなければならないものと思ひませ。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 忠類のところこれからなわけですが、私が言いたかつたことは、子供などが利用する、また町民の利用の多い施設であることから、少しでも早く耐震化に向けた、もしくは施設の変更に向けた作業を進めていただきたいということの意味合いでありませ。繰り返しになりますが、できるだけ早く結論を出すべきというふうに思ひませ。

二つ目の質問になりますけれども、民間住宅の耐震化でありませ。

幕別町耐震改修促進計画が平成21年度にできて、27年度までの期限ですから、7年間の期間中での目標だと、90%にするのだということの目標でありませ。今いただいた数字の中では、7年間の計画のうちの約半分を経過したけれども、耐震化率は85.9%から86.9%へ1%上昇したということの数字でありませ。残りの期間があつて3年でありませ。この3年の中で90%だったらいいのかということのまた議論もあつたけれども、90%の目標になる、そういう見込みがおりなのかどうなのか、

お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も当初、計画を持ったときには、もっとスムーズに町民の皆さんが、無料ですから、無料で耐震診断を受けていただけるものだと、もっと早く進むものだというふうに思っていたのですが、結果は、今お話にありましたように、なかなかこう進まないというところで、どうしてもやはり我が家は大丈夫なのだという、そういう何というのですかね、安心感みたいなものがあるのかもしれませんが、現状、進まない状況であります。

それで、今までの周知の方法も、広報なんかでの周知だったのですが、昨年は今の大地震があったものですから、それこそ一遍に何十件も出てくるのかなと思いつつも今は出てこない。

それで、今後は一つにはやはり公区長さんを通じて、あるいは公区長さんをさらにその公区においていろいろ話をさせていただくように、いわゆる一番進むのはやっぱり口コミによる普及でないかなというようなこともちょっと内部でも検討しておりますので、何とか結果は別にしてもPRだけ、広報周知だけは、ことし、特に新年度に向けて徹底していく必要があるのではなかろうかと、そのように思っておりますので、何とかまたご協力もいただければというふうにも思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。周知のほうを徹底して診断化、耐震化の検査を進めるということでありました。

それと、住宅リフォームのことがありますけれども、一定の件数が実施されているなということはお答弁の中でわかったところでもあります。

それで、さらにこれをもっと利用しやすいものにすべきではないかということの質問を続けさせていただきたいと思うのですが、このことではちょっと帯広市の例などもお話しさせていただきたいと思うのです。帯広市では、耐震改修補助制度ということで補助制度を持っているのです。工事費20万円までは全額で、200万円以下の場合は20万円、200万円以上は工事費の10%で限度額は30万円というそういう制度であります。

耐震改修の工事の資金も無利子で貸与する制度があって、工事費の10%を差し引いた額の8割、限度額は250万円、10年間無利子で貸し付けをする、そんな制度があります。さらにその工事に加えて、この耐震化とは関係ない部分のリフォームもすると、これもまた無利子で200万円を限度に10年の返済期間でもって貸し付けが受けられる。さらに30万円以上の耐震改修を行えば、固定資産の減税、平成27年というその促進計画の期限までに工事を完了すれば、その工事の終了時期によって違うのですが、1年から2年間の固定資産税の減税期間がある、そういうようなものを持っています。

この点で言えば、今、幕別町の制度とは、随分大きくこの耐震化工事に対する助成制度の中身が違うわけで、私はこういったことも含めて行って、もちろん周知が一番大事ですが、そういったこともちゃんと持って、町民の住宅の安全を確保する、そのことが必要なのではないかなと思うのですが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 帯広の新しい制度についても見ました。帯広は今までそのリフォームのあれがなかった。

○10番（谷口和弥） いいえ、これは前からあったのです。

○町長（岡田和夫） 耐震改修の分があったのですね。

○10番（谷口和弥） 前からあったのです。

○町長（岡田和夫） 我々としては、リフォームの場合は、別に耐震改修もすべて含めて、今、リフォームという名のもとで、いわゆる実施されたものについては今の奨励金という形で商品券を出していますけれども、これが一つには20万円というところまで金額を下げるというのがどうなのかというのもひとつ内部でも検討した経緯もあります。これ、今のあれからいくと20万円というのはちょっとした工事でも20万円ぐらいになってしまうのではないかな。そうなったときに、片一方は今、商品券の5万円

の発行、これをさらに下げるといふことにもなっていないのではないか。そうすると、20万円も今の数値よりも低くなったものも同じ商品券での発行額でいいのかなといふことなども、実は内部でも検討させていただきました。

それと、とりあえず、答弁でも申し上げましたように、3年間といふことでスタートして2年が終わったところで、今3年目に24年度入るわけであります。それでは、当然25年度に向けての見直しといふようなことも出てまいりますので、当面24年度については現行の中で継続して、さらに今おっしゃられたようなこと、あるいは他町村の事例なども見ながら、さらなるその改善あるいは見直しについては検討していくことが必要でないかといふようなことで、実は内部では整理した経緯もありますので、24年度はすぐとはなりませんけれども、引き続き検討はさせていただければといふふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今の私がお説明した制度なのでありますけれども、ちょっと正しくお話できなかった。もともとこの耐震にかかわる改修資金貸付制度もあったし、そしてそれに伴うリフォームの助成制度もあったのです。この4月からはさらに緊急経済対策として、住宅リフォーム助成制度を3年間実施するといふことが今帯広の中で議論されていて、これもまた20万円以上のリフォームを帯広市内の業者で行えば、住宅1軒につき10万円の地域商品券でもって出すといふことなのです。

ですから、幕別町が新築で500万円で10万円の商品券、リフォームなら100万円で5万円の商品券といふことでありますから、ここで格差が物すごく大きいわけですし、今、町長は金額が20万円といふことではすぐになってしまうといふことのお話でありましたけれども、そういうちょっとした工事で自分が助成の対象になるのだといふことが、その促進を促して、それがまた地域の中での循環型の経済になっていくのだといふふうには思うのですけれども、その点で、25年からのといふことでありますけれども、私はもっと早く検討を見直すべきだと考えるのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 20万円のリフォームをやって10万円の商品券。思わずため息が出ますけれども、結果的には10万円でできるといふことなのでしょうけれども、それもいろいろな考えのもとに新たな制度ができたのだらうと思いますけれども、私の町で言えば、100万円で5万円のあれですから、違うといえども違ふのかもしれないけれども。今言ったように、これは要綱で定めて3年間といふ事業を進めておりますから、要綱を改定することはこれからも可能ではあると思いますけれども、私としてはその帯広の事例も十分検討させていただきますし、他町村の事例も検討させていただきますけれども、よりよい方向がといふふうには思います。耐震改修も多く進むことが望ましいことであることにはかわりはないわけですが、ただ、2分の1の商品券も出すことが大変厳しいような実情にもありますけれども、人口の多い帯広市がそこまでやるわけですから、かなりな英断かなといふ思いもしておりますけれども、果たして本町の場合にそこまでやれるかどうか、そういったことも含めて検討はさせていただきたいといふふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 積極的な内部での検討をお願いしたいといふふうに思います。

三つ目の質問に移りたいと思うのですけれども、自主防災組織の件であります。

昨年度、9カ所で自主防災組織が防災訓練を行ったといふことであります。しかしながら、110を越える公区がある中での9カ所。実際に自主防災組織といふことで決めている、そういう公区も、昨年の6月の一般質問の時点では15カ所というものであります。まだまだこのことの推進は必要なのだといふふうに思います。どうして自主防災組織が、ご答弁の中では今も去年のことでもって、大いに意識が変わっているといふことのお話がありましたけれども、なかなか立ち上がっていないのか、それをどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいといふふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。



○町長（岡田和夫） やはりそれぞれの公区の事情があつて、なかなか立ち上げが難しいところもあるのだらうと思いますし、特に農村地域なんかは、恐らくそういった組織づくりといったことはほとんどやらないのだらうというふうに思いますし、もちろんやるとしても町の補助金をもらつて云々ということではきつくないのだらうと思います。農村の場合は、それぞれの農事組合ですとか、いろんな単位でのものがありますから、その防災なんかでもかなりなもの、しっかりしたものがあるのだらうというふうに思っておりますので、あんまりそちらの方からの話というのはないのですけれども、今回、特に交付金の引き上げなんかでは、忠類地区はあそこに14の行政区があるのですけれども、恐らく全部一緒に防災組織が立ち上げるのではないかというようなことでお話を聞いております。

そういったことから、14区が一つになって立ち上げるという意味ではなくて、14の公区それぞれが組織を立ち上げようとしている、そういった動きもありますし、今も検討している。先ほどの答弁にもありましたように、職員の出前講座で招かれているところ、公区で検討しているところ、そういったものがありますので、これからはかなり進むのではないだらうかなというふうには思っておりますけれども、やはりこれも公区長さんを初めとした地域住民の皆さんが防災に対する意識の啓蒙ということが大事なのだらうというふうに思っておりますけれども、町としては今言った交付金の引き上げもそうですけれども、できる限りのことは、これ、町としても支援していかなければならないだらうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 協働のまちづくり支援事業、このことでの補助金の増額については、評価をさせていただきたいというふうに思いますし、私も町長と同じように、少しでも早く多くの行政区でもって自主防災組織ができて、そして、それに基づく、防災計画に基づく防災訓練が行われるようになればいいなというふうに願っているところでもありますけれども、この自主防災組織のことについては、また町職員の方のことのところで、また1点させていただきたいと思います。

それで、町職員に対する日常的な防災組織をとということでの質問でありますけれども、この件で、防災マニュアルについては、地域防災計画に基づき、災害発生時における時系列的的大局的目標像の実現に向けて、当事者、これは町長、管理職、防災担当職員、一般職員が活用しやすいように文書化したものだというふうに、このマニュアルについてはされているところでありました。

それで、町民の声の中では、職員の就業地が、町民の住宅の張りついている状況とすごくアンバランスな状況、住宅の多いところに職員の就業している人数が少なく、そうでないところに多くてということに対する不安の声が聞こえてきているところでもありますけれども、このことに対する町の考え方については、私もまだ聞いたことはなかったわけでありました。その声に、そういったことが、実際、人の配置としてはあるわけですが、このことがこの時系列的就業時間内において、時系列的的大局的目標像の実現に向けて、住民の安全に影響することなのか、それともそうではないのか、そのことを、町の考え方を説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 防災体制というのは、前段にも申し上げましたように、災害に備えた、いわゆる事前の備え、いわゆる防災体制を組むと。そして、いざ災害が発生したときに、それに伴って、職員あるいはその防災本部が活動していく、大きく二つに分かれてくるのだらうというふうに思います。

そういった意味では、どこにだれが住んでいようが、事前の防災ということについてはいろんな、もちろん備蓄も含めてそうですけれども、いろんな施設の整備ですとか、あるいは防災意識の啓蒙ですとか、あるいは防災体制を組むことについては、これは可能なのだらうというふうに思います。もちろん現実には、庁舎に多数の職員がいて、札内には少ないという現実がありますから、それらのことについては、今、何回もいろんな問題提起をされております。いざ災害が発生したときに、札内支所の人員で間に合うのかというようなことも言われておりますけれども、それらについてはどういった方法があるのか、あるいは職員だけで間に合わなくて、力をかりなくてはならないようなものも出てくるのか、いろんなことが想定されると思いますけれども、私は当然、今言ったように、いざ災害

が発生したときに、そうした住民の皆さんの災害を少しでも未然に防ぐために、大きくならないための努力は、これは町として当然していかなければならないわけですから、そのためにどんな防災体制を組んでいくか、職員を動かしていくか、そのことはこれからも十分検討しなければならないというふうに思っております。

どちらかという、今までは幕別に本部があって、その下にそれぞれが動くというような中でありましたが、最近言われておりますような、そういったことについてもやはり検討する余地は当然出てくるのだらうなという思いではあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今、町長のご答弁については、非常に理解のできる中身であったというふうに思います。この時系列的な大局的目標像、この中の項目を見ますと、その時系列でもって、この時点ではどういったことを決めておかなければならないという、そのことが記載されているわけでありましてけれども、30分以内に災害対策本部が立ち上がり、概括的な被害状況が把握され、町長から住民の生命、身体保護のための意志決定がなされている、そういう状況がつくれている。2時間以内には、概括的な被害状況に基づき、災害対策本部員会議等を通じて、人命救助に重点を置いた対策が講じられている。こういったことがこのマニュアルどおりできているのであれば、できるのであれば、そういったことが職員の各種研修の中でちゃんと担保されているのであるならば、私自身も、今この庁舎建設については、町から6カ所の地域が提案されていて、そして、そのうち1カ所は、町が今、目的になっていっていますけれども、庁舎がどこにあっても、町民の命を守る体制がちゃんと平等にできるのだということが担保されているかどうかということが、この町民の声に対してこたえていくことが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、庁舎の問題がどこであろうと住民の生命、財産を守るという任務、役割というのは、これは当然、町がやっていかなければならない問題ですから、今言ったように、いざ災害が発生したときにどんな体制、どんな人員体制で、だれがどこへどういうふうに駆けつけ、どんな自分の役割があるのか、その辺をやっぱり職員が十分認識していなければならない問題だろうというふうに思っていますので、今言ったように、より一層職員に対する防災意識の向上、そしてみずからの職員としての防災に対する責務、そういったものをこれからも十分職員の中に浸透させるように、意識していただくように、認識していただくように努めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そのようにお願いいたします。

それで、もう一つ、先ほども言いましたように、これは職員に対する私の要望という部分もありますけれども、この自主防災組織をつくるに当たっては、なかなか困難な状況がある。大分状況は変わってきたけれども、困難な状況があるということは私も目にするところであります。

ある公区ということで、一つの例としてお聞きいただきたいのですけれども、もうすぐ年度の総会があるわけでありまして、公区長さんは行政経験豊かな方で、防災の係も行政経験の豊かな方であるのでありますけれども、次の総会の中には、この自主防災組織ということがなかなか出てこないのですよね。

さらに加えますと、町職員が4人いらっしゃる。でも、なかなかお忙しいと見えて、日常的な公区の活動には出てこれない。これは私も公区の行事ですから、義務的に町職員だから参加するなんていうような性格のものではない。あくまでも本人の自主性に伴うものだというふうに考えてはおりませんが、そういう中で、やはりなかなかこれが進まないのですよね。何を申し上げたいかという、やはり自主的に参加がある中で、その今の町政の課題の大きな部分でありますから、町職員の方にも加わっていただくことは、決定的なその自主防災組織づくりということの推進にはならなくても、大きな力になるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

それで、さらにもうちょっとだけ加えますと、被災地に派遣された消防職員の方も複数いる。そういう公区の中でも、こういう状況になるのだということの中で、職員の力もおかりしたいなというふうなことの思いであります。町長が先頭になって、職員の自主的な参加に呼びかけていただくということになるのでしょうか、そういったことではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○蝶蝶（岡田和夫） おっしゃるとおりだと思います。私はいつも職員に言っているのは、町職員であろうと何だろうと、同じ町内に住んでいるわけですから、先頭になって公区の活動を一生懸命頑張れと私は言っております。一時は公区にも加入しない町職員がいるということで、大分おしかりを受けた経緯もあります。恐らく今おっしゃられたように、もちろんこれ強制できるものではありませんから、あなた、役場の職員であるから公区に入らないと、役場を首にしますよなんて言えませんから。ただ、私はできる限り、公区の皆さんと一緒に行動をする、いろんな活動に参加する、そのことは職員として大事なことではないかと、それを私はいつも申し上げているつもりであります。

そういった意味で、これからもやはり、特になかなか若い人は公区に参加したらない。もっと言いますと、公区へ行くと、役場の悪口ばかり言われるから出ないのだということも言われたような、昔もあったようですけれども、私はそうではなくて、もっと積極的に参加するよというふうなことで、これからは職員には話をしていきたいというふうな思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 言葉が足りなくて申しわけないのですが、もちろん公区の中に積極的に活動参加されていて、そしてなくてはならないような、そういう存在になっている町職員の方もたくさんいらっしゃる。そういったことも、もちろんわかった上での質問であったということでご理解いただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、災害時の備蓄状況や備蓄施設の状況についてお尋ねさせていただきました。備蓄品が、その震災を受けて、さらに多くなっていると、充実させているということの答弁をいただいたことは、これは評価させていただきたいというふうに思います。

その中で、2点お尋ねします。4カ所に分けて、4施設に分けて保管しているということでありましたけれども、食糧ですから賞味期限、そういったものも当然あるのだと思います。安全や衛生管理、どのように行われているのか、これが1点です。

もう一つは、使い捨てトイレということがありました。阪神淡路大震災の中では、食べるよりもこのトイレ、これが大変な問題だったということもさまざまな書籍の中で言われているところがあります。この使い捨てトイレ、どのような物なのか、さらには災害時にはこのトイレ対策、どのようなことになるのかということをお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、災害備蓄品の関係でございまして、4カ所に分けて保管をしております。食べ物等については、まず納品された段階で数の確認とか、そういったことはいたしますけれども、開封についてはしないで、そのままの形の中で保管をする。すなわち、温度だとか、または日当たりの状態、その辺も確認しながら、変質しないように十分管理をしているところであります。

また、備蓄品の中には、先ほど申しました、毛布だとか、そういったこともあります。そういったものは、圧縮毛布で、それぞれ10枚単位になって、取り出し、運び出しがしやすいような状態に保管をしているところであります。

また、簡易トイレですね、これは紙製の物でありまして、使い捨てという形になりますけれども、まず、とりあえずことし初めて導入をいたしました。こういったものを見ながら、各福祉避難所だとか、そういったところのほうにも導入を順次していく考え方であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） トイレの部分でもう一回、お尋ねします。使い捨てトイレということは、1回使用したら、それで廃棄ということになっていくのかなというふうに思うのですけれども、繰り返しに

なりますけれども、食べることよりも排せつにかかわる部分で大変な事例がたくさんある。その中では、さらにそのトイレもあり、さらにトイレ対策というのが必要になってくるのだと思うのですけれども、それについては何か対策がありますか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） トイレ対策につきましては、これは非常に難しい問題がありますけれども、これは防災協定の中で、仮設のトイレ等も借りられるようなことも結んでおりますので、そういう対応も可能かと思っております。また、外のほうに簡易的にトイレをつくるというような方法も、これもケースによっては考えなければならない場合もあると思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、先進事例をよく研究していただいて、さらなる対策に努めていただきたいと思えます。

そして、もう一つ、定住自立圏についてでありますけれども、きのうも一般質問の中で大分理解はしたつもりでありますけれども、1 点お尋ねしたいのは、新聞報道の中で、この定住圏自立形成協定のこの防災について、具体像がないのだというような、そんな報道も記事の中にありました。ちょっとそれはどういうことかは、その中からは理解できなかったのですけれども、広尾町と芽室町が、先日、防災協定をこの二つの町の中で結んだという報道もされているところでもあります。こういった必要性、幕別町には必要がないのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話の広尾町と芽室町の事例、確かに協定を結ばれた記事も見ました。ただ、具体的に何が原因で、何がということはちょっと私も記憶がないのですけれども、ただ、新聞はありますけれども、つい先日、5 日の日に十勝総合振興局で十勝防災対策検討会、これは1 市 18 町村、あるいは振興局なんかが入って、この検討をされた。ここで、今回は特に防災計画の改定がこれから進むのですけれども、大きなものはやはり津波対策が今回新たに出てきたということでもありますし、また、先ほど言いましたように、地震震度の問題、それと、やはり国、道に並んで、いわゆる十勝あるいはその市町村ごとの防災計画を見直し、つくっていくということでもあります。

そういったことから十勝管内としての連携ということは、それなりにはできているのだろうと思えますけれども、私の町で具体的にどこと 1 対 1 で、どういう協定ってというようなことはなくて、今言った定住圏構想の中である防災協定、あるいはここでいいます防災関係者による関係機関の集まりによる十勝の対策検討会、そういった中で我々は広域の防災対応に当たっていきいたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。

6 番目については、特に質問ということはないです。今後とも情報収集に努めていただいて、国の補助金等の有効活用する中で、幕別町の町民の命を守る、そのことに全力で邁進していただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、16 時 10 分まで休憩いたします。

15 : 58 休憩

16 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告順では、3 番東口議員であります。本日、欠席しておりますので、小川議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番（小川純文） 通告書に従い、質問させていただきます。

1、敬老会の開催方法について。

昭和24年に第1回敬老会が開催されて以来、平成23年までに62回の開催を見た当行事は、町主催の行事としては長い歴史と経過を有するものです。

しかしながら、高齢化社会へ向かう状況は幕別町にも当てはまり、敬老会対象者の人数は増加の一途をたどり、特に幕別会場においては収容人数を超える参加見込みや多数の料理の衛生管理等の問題から、町主催を中止して地域開催方式で行うと聞き及んでおりますが、その内容について伺いたい。

①地域で開催される敬老会の内容と進め方について。

②地域や老人クラブ等への開催要綱の説明・周知体制について。

③敬老祝い金と敬老感謝に対する考え方について。

2、子ども医療費助成制度について。

岡田町長4期目の政策として、12歳までの子供に対する医療費の助成がすべての医療費に拡充されて昨年の10月から施行されていますが、現状等について伺いたい。

①対象者の人数と費用負担について。

②対象外の人数と要件について。

以上、質問といたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「敬老会の開催方法について」であります。

町主催の敬老会につきましては、さきの行政執行方針で申し上げましたとおり、これまでの敬老会のあり方の検討経緯を踏まえ、廃止について公区長会議及び老人クラブ連合会が主催する単位老人クラブ役員研修会でお話をさせていただいたところであります。

この中で、現状の敬老会については、会場が手狭になっている状況や提供する食品の衛生管理の問題等を説明させていただきました。

その結果、公区長会議や各老人クラブの役員さんからは、現状を踏まえ、町主催の敬老会については廃止もやむなしとのご理解をいただいたものと思っております。

これらを踏まえ、平成24年度の予算編成に当たりましては「地域敬老行事開催奨励金制度」を創設し、敬老行事を地域で開催していただくことにより、町主催の敬老会は平成23年度をもって廃止させていただくとの結論を出したところであります。

ご質問の要旨にもありますように、本町の敬老会は昭和24年に第1回の敬老会が開催されて以来、昨年の平成23年度開催の敬老会で62回を数えました。非常に長い歴史を持つ町の行事でもありますことから、本年度をもって廃止とならざるを得ない状況は、まことに残念なことでもあります。

しかしながら、ここに至ります経緯と新たに設けます制度の推進にご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問の1点目、「地域で開催される敬老会の内容と進め方について」であります。

平成24年度から始めます「地域敬老行事開催奨励金制度」は、長年にわたり地域社会の発展に貢献された方々の長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚と地域の支え合い活動を促進するため、公区における敬老行事に対して奨励金を交付させていただくものであります。

この奨励金は、公区が主催し、公区内に在住する77歳以上の高齢者を同一会場に招待していただき、敬老の行事を開催する経費の一部として、対象者1人に対し1,000円を乗じた額を交付させていただくものであります。

敬老行事の内容につきましては、それぞれの公区の任意とさせていただきたく思っており、従前より公区で敬老会を開催している場合には、その費用の一部として使っていただき、また、既存の公区行事、例えば新年会、忘年会、観楓会、公区の総会などに合わせて開催していただくことも想定しており、奨励金の交付につきましては通年の対応を考えております。

また、交付申請など手続につきましても簡素化を図り、主催者となります皆さんのご負担にならないようにと考えているところであります。

ご質問の2点目、「地域や老人クラブ等への開催要綱の説明と周知体制について」であります。

周知につきましては、今議会に関連予算案を提案させていただいておりますことから、新年度予算の議決をいただきました後に、要綱や具体的な内容につきまして、正式に各公区長等に周知してまいりたいと考えております。

しかしながら、問い合わせもありますことから、老人クラブに対しましては、2月末に幕別町老人クラブ連合会に対し、敬老会の廃止と奨励金の考え方につきまして懇談を持たせていただいたところであります。単位老人クラブの皆さんに対しましては、今後開かれる理事会や研修会等の行事の中で説明をさせていただくこととしております。

なお、各公区に対しましては、新年度の事業計画や予算組みの関係を考えまして、敬老会の廃止についての考え方や「地域敬老行事開催奨励金制度」の創設についての考え方並びに議会に提案中でありますことなど、詳細については記述してはおりませんが、周知を行わせていただいたところであります。

ご質問の3点目、「敬老祝い金と敬老感謝に対する考え方について」であります。

幕別町はもとより地域社会の発展のために貢献されたご高齢者の皆さんを敬い、ご長寿を祝福するため、現在、実施いたしております敬老祝い金制度、80歳1万5,000円、米寿2万円、100歳5万円と記念品につきましては、今後とも継続させていただきます。

また、敬老感謝に対する考えにつきましては、町として敬老の意を表するため毎年9月の敬老月間には高齢者を敬い感謝する気持ちの高揚を図るため、広報誌等による敬老意識の啓発に努めたいと考えております。

次に、「子ども医療費助成制度について」であります。

本町では、子育て支援策の一つとして、平成23年10月から子ども医療費助成事業の内容を拡充し、小学校卒業までの子供の医療費を無料化しているところであります。

このことによりまして、子育て中の世帯に係る経済的な負担の軽減化が図られ、安心して子供を産み育てることができる環境づくりの充実に寄与しているものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「対象者の人数と費用負担について」であります。

子ども医療費受給者証を交付している人数につきましては、平成23年1月末現在で、未就学児1,438人、小学生1,474人で合計2,912人となっているところであります。

扶助費につきましては、平成23年3月診療分から12月診療分までの10カ月分の合計額といたしまして約5,261万7,000円となっているところでありますが、このうち制度改正後の小学生に係る扶助費につきましては、10月診療分から12月診療分までの3カ月の合計額といたしまして、約813万6,000円となっているところであります。

ご質問の2点目、「対象外の人数と要件について」であります。

医療費の助成を受けることができない方の要件につきましては、「幕別町子ども医療費助成条例」第3条第1号から第4号までの規定に該当する方であります。

具体的には、平成23年1月31日現在で、生活保護法による保護を受けている者ということでは、未就学児19人、小学生17人で合計36人、また、所得が一定額以上の保護者に監護されている、いわゆる所得超過者ということでは、未就学児43人、小学生51人で合計94人となっているところであります。

なお、所得基準につきましては、「幕別町子ども医療費助成条例施行規則」におきまして、児童手当法施行令に定める額と規定されているところであります。

具体的には、扶養親族がゼロの場合は所得が532万円、収入ベースに換算いたしますと約725万円であり、扶養親族が1人ふえるごとに所得ベースで38万円ずつ加算されることとなります。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） まず、敬老会のほうから再質問させていただきたいと思います。

まず、最初に敬老会の町主催を中止するに至った経過の検証のほうから入っていききたいと思いますけれども、昨年度、私も敬老会、幕別会場、忠類会場、両会場出席させていただきまして、本当に幕別会場におきましては、非常に、約1,000人近くの参加があるという中で、広い札内スポーツセンターでありますけれども、あの会場が本当に満席という状態を見てきたわけでありますけれども、それとあわせて、昨年度内からいろいろ質問の中でも食品衛生上の問題というものが非常に出ていますけれども、ここら辺2点の関係の中で、会場の問題とまずは食品衛生法の問題というものがあるという話を聞いておりますけれども、これについて状況的にはどんな問題があったのか何かあれば教えていただければありがたいと思うのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁書では、今言いました、小川議員がおっしゃられるような会場の問題、あるいは食の問題、衛生上の問題があります。ただ、そのほかに早くから言われていたことは、あの広い会場に町内各地から集まってきていただくわけですが、そのときに全く隣、向かいに知らない人同士が座る。例えば地域ごとにやっていると、顔なじみの人ばかりで話も盛り上がるのだけれども、そこへ来ると、糠内地区の隣に札内地区の人がいたりというようなことで、初めて会うような人でなかなか話が盛り上がらない、あるいは演芸が始まってみんな見ているのだけれども、だれもが折しも弁当もあけないで、ただ時間の過ぎるのを待っているような状況である。あるいは朝早く出てきて、極端な言い方をすると、もらう物をもらうと、もう早く孫へお土産を持って帰りたい。そういうようなことがいろんな意見として今までも出されてきた経緯があります。

それで、逆を言えば、かつては幕別、札内、糠内それぞれの会場で開いていた経緯もありますし、そのときは年齢も当初は70歳ぐらいから始まっていますから、そういう和やかなその雰囲気の中の敬老会が、だんだん形式的になってきているのでないか。それよりはもっと身近な人たちだけで集まる敬老会の必要性もどうかというようなこともあって、今回いろいろ相談させていただいて、この廃止の話はもう3年、4年ぐらい前からいろいろ話させていただいたわけですが、今回、最終的に踏ん切りをつけたと。恐らくことは9百何十名の参加ですから、高齢者まだまだふえていきますので、もう少しすると会場も入れなくなるというような状況であります。

それと、また、民生児童委員の皆さんとか、婦人ボランティアの皆さんとか、多くの方々にお手伝いをいただいている状況などもあって、大変、会場の設営から準備、設営からそして終わっての送迎、ご苦労をかけるというようなこともあって、今回初めて地域の方のご協力をいただく中で地域開催ができないかということで、今回踏み切らせていただいた一つの要因あるいは今の原因になるものはそういったものがあるというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 対象者も今現在で、昨年で約2,900名以上、推計を見ますと、今後、毎年300人以上ずつ七十何歳の対象者がふえると。非常にふえ率が多いという中で会場の問題、あの会場を見ていまして、本当に帰りの問題、いろんな問題があるものですから、バスごとにこう席をとらなきゃならない、本当に隣と話するのが初めて会った人ばかりみたいな状況だということでの決断かと思われませんが、もとに戻ってその3カ所会場というのも一つの方策ではなかったのかなと思うのですが、そういうものも検討された中で、今回、町主催としての開催を中止するという経過については、今の町長の説明を聞いて大まかに理解させていただいたところであります。

その中から、老人クラブ連合会等さんともいろいろ論議を重ねた中で、ご意見をいただいた中で、地域開催という方向に敬老会の開催の方策をシフトしたわけでありまして、答弁書の中にもありました、敬老会を現在でも地域で開催しているところもあるというふうにお答えがきておりますけれども、そういう状況を有している地区はどのくらい町内にあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区の開催もいろんな方法で開催をされております。ある公区は本当に敬老会、何々公区の敬老会ということで実施されているところもあります。

実は、私の公区も新年会と合わせて、75歳以上の方をお呼びして一緒に敬老会をやっていると。大体、今、数で言うと、16公区ぐらいいかなというふうに思っております。

それで、今後こういった形で進めるとしたら、まだまだ周知をお願いすることが必要なのかなと。

特に先ほどもちょっと忠類公区の話をしましたけれども、忠類14公区については、今も忠類地区は一つでやっていますから、それは恐らく今までの経緯がありますから、形式は公区連絡協議会か実行委員会形式かちょっと詳しくはこれからでしょうけれども、継続していただけるのではないかなというふうに思っています。

また、南幕も南幕9公区で連絡協議会があります。できたら、南幕9公区での連絡協議会で、敬老会の開催についても検討してもらえないかなという話も、実は私からもお願いをしております。

あと、それぞれ、例えば札内にも公区長連絡協議会ですとか、札内は鉄南何公区連絡協会、幕別本町にも協議会、いろいろなところがあるものですから、そういうところにもお話ししながら、今後できれば、ぜひ実施していただければという話はしておりますけれども、今申し上げましたように現状では少ないわけですし、本当に公区の皆さんにご迷惑かけてやっていただけることかというのは、これからになってくるのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） これ、今、町長さんからお話ありましたように、何ほかの公区ではもう現実的に、今まで町の主催の行事とともに地域としても敬老の集いをやっていたという実績もあるという、そういう実績もある中で、そういうのも検討した中で、地域にこの敬老をお願いしていこうという経過に移ってきたのかなというふうにも思いますけれども、この敬老会の開催、これ十勝管内もいろいろな町村で廃止されたところ、継続されているところ、いろいろ方策を、また違う方策を持ったとこと、そう面も参考にしているかとは思いますが、若干、十勝管内の敬老会の開催状況について教えていただければありがたいなと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 十勝管内では、もう既に幕別町と同じように開催をしていないというところが、幕別を入れないで4町村ですね、足寄町、帯広市、芽室町、本別町というような状況になっております。あと、音更町あたりについては規模を縮小して節目の年の人だけお呼びするというような開催方法をとっているところがありますけれども、それ以外は大体、年齢以上の方についてお呼びをしているというような状況です。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、管内の状況も聞いたわけでありましてけれども、その町々の抱える状況の中で試行錯誤されているのかなという状況でありますけれども、町内での地域で開催、敬老会の内容と進め方という中におきましては、このたび地域で行っていただいて、その経費を一部助成しようという制度が今回の大きなポイントでないかなというふうを感じるわけなのですけれども、今回1名当たり1,000円という形の予算書にも計上されてきていますけれども、今までの町主催の敬老会を見ますと、大体、私も去年参加させてもらって、多分このテーブルのところ用に用意されていた、俗に言う賄い品というのですか、そういうのでいくと大体これは1,000円でなくて、1,000円よりまだもう少し、去年の予算書、計算書や何かを見ていたときに、1人当たり大体2,000円ぐらいいかかっているのではないかなと推察をするわけなのですけれども、そこら辺の何か費用についてはどんな状況でしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） これまでは大体、平均しますと2,000円ぐらい。昨年は折り詰めと赤飯というのをやめまして赤飯弁当という形で行いまして、若干1,800円ぐらいいかかっていたのかなと思いますけれども、それぐらいの費用はかかっていたというところでもあります。



○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今までの経過を聞きましたのですけれども、となると、この1名当たりという中で、これから公区等に周知する開催内容の中で、その地域でやるときの取り組みとして、今までは一応77歳以上の方に全員に案内を出して、約2,900名の方に案内を出して、出席者がトータルで約900名と、忠類の分ですから1,000名ちょっとですか、約30%の出席ぐらいの関係でやっていたのかなという経過だと思うのですけれども、これから地域で行うときには、地域のそこにいる77歳以上の方の全員を対象にした方策という部分が、これからの取り組み要領に入ってきていますよね。そうしたら、これ、今、今までもいろいろな質問の中で問題になっているのが老人クラブの加盟率だとか、加入率だとか、公区の加入率だとかという問題が今までも出てきていると思います。そうしたら、その公区なり、その地域にいる77歳以上の方を、全員ご案内をするという形になったときに、場面によってはそういう名簿に落ちている方も、役場としては押さえているけれども、地域としては押さえていないという部分も発生してくるかなとは思うわけなのです。まず、この関係、対象者の洗い出しというか、対象者のその関係についてお願いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 対象者のほうにつきましては、私たち行政側といたしましても、情報提供できるようにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） ちょっと先を越した心配かもしれないですけれども、それを提供したときに、要するに公区も未加入だとかというときに、個人情報保護法にそれこそ引っかからないのですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、私は、こういう補助制度ですから、あんまり固くぎぢぢにしないで、公区の皆さんが、いや、うちの公区は75歳以上も全部呼んでやるのだ。それは、私はやってもらっていいと思うのです。そして、そこで77歳以上、おたくの公区ではこれだけいるのではないですか。それが10名いれば、10名分の補助を出せばいいということになるし、また、その個人情報だめで、絶対あの人はもう呼ばなければだめだとか、1人でも漏れていたら困るから、全部1戸、1戸調べなきゃならないとか、あんまりそういう堅苦しきではなくて、今言っているように、今でも各公区で、こうやっていらっしゃるようなその範囲の中で、私は補助金も出してあげればいいのかないかなというように思っていますので、役場へ来て役場で77歳以上何名押さえていますか、名前はだれとだれですかというようなことよりは、もちろん公区の皆さんに、主催していただける公区のほうにお任せしていくことのほうが、私はいいのではないのかなというふうに思っています。

ですから、心配なのは、公区に20名いてやったら10名しか来なかった、そうしたら町は10名しか金くれないのかというようなことになりますけれども、私はそこまでは、10名であろうが公区にそれだけいて、案内出して、来れる人が来れたのだからいいのではないかというぐらいの思いではいるのですけれども。もう一つは年齢のこともあると思います。ですから、余りかた苦しいことはしないでいきたいなという思いであります。

ただ、これ初めてですから、この後どういうふうに進展していくかというあたりが、我々としては一番注目をしていかなければならない。多くの人が出やすいような、多くの公区で実施してもらえようような方法に少しでもなっていけば一番ありがたいなというふうに思っておりますので、難しい問題も確かにあるかとは思いますが、できる限り柔軟な対応ができればという思いではあります。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、本当に私も心配するところも、町長も同じ考えを持っていただけて、本当にありがたい次第なのですけれども、一応、開催要領の中では77歳以上の方と、ただ老人クラブは65歳で加盟できますよね。そして、ある面でいけば、老人クラブの案内だけではだめだとか、やっぱり地域に在住する人に、対象者には出さなければだめだとか、結構、これは取扱要領ですから縛り的にはきついかもしれませんが、その中でも町長のお話として、考え方として、若干は柔軟性を持

った取り組みをしていきたいという考えもありますので、何とかこれを進めていっていただきたいなと思うのですけれども。

また、もう一点、この開催内容の中でいくと、一つの会場に招待し食事や余興を楽しむものと、敬老会の開催について、地域で取り組む中で、対象者に記念品を配るだけでは対象としませんよと。食事や余興、それは今、町長がお話するように、地域地域の演出の仕方、これの取り組みの仕方はあると思いますけれども、ここら辺についても少しは柔軟に考えて、いかに地域に開催してもらおうかが、私も大事だと思いますので、ですから、本当に先ほど申しました公区だとか未加入の方にも、いかにアクセスを、最低限やっぱりアクセスを求める努力も公区にもしていただきたいし、公区ではできない部分というのがあろうかと思えます。そういう部分については、民生部挙げて、これはやっぱりサポートをしていかないと、ただ、そっちでやってくださいと、地域にお任せしますという形にだけはやっぱりならないように、民生部は総力を挙げて、今回のこの、始めるときが一番肝心だと思います。今回やめることも非常に苦労して論議をしてやめたと思うのですけれども、始めるときが一番大事だと思うので、そこら辺の関係について、またお考えをいただければありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、敬老会活動も公区とすれば一つのコミュニティ活動の一環ということになっていくのだろうというふうに思えますから、私は町内会に入っていないから敬老会には出られませんということではなくて、ぜひそういう方も出ていただいて、やがては公区の一員として一緒に活動していただければ、ありがたいなというふうに思っております。

記念品については、これは言うところ切りがいいわけですね。一応、1,000 円の中ではこれは記念品だけということにはならないだろうということでもあります。さっきちょっと 1,800 円、2,000 円のお話もありましたけれども、これは名前挙げてあれですけども、忠類地区はオードブルですから、オードブルでみんなでつつきながら飲みながらですから、大体オードブルでいくと 1 人 1,000 円かちょっとで間に合うというふうなことであります。これらも、今それではやっている公区には、自分たちが出している分が今度は町からその分 1,000 円逆にお金が入ってくるということです。では、それなら今以上に豪華にやるのかどうかとなるのは、これはもちろんわかりませんが、それはそれとしながらも、やはり多くの人に出ていただくように、公区でぜひ実施していただけるように、町としては最大限努力はしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1 番（小川純文） それでは、あと、次の周知の方法の関係にちょっと移りたいと思いますけれども、これ公区にお願いするという中で、公区なり地域なりにお願いをするという中で、答弁書の中には予算が成立していないので、大きく説明する経過にはまだ至っていないというような説明があったわけでありまして、公区や地域にしても大体 3 月、4 月前には各地区の総会とかいろんなものがあって、地域地域の新年度が動き出すと。現状として、取り組まれている地域においては取り組みやすいかと思えますけれども、取り組みのない地区におきましては、やっぱり地域で開催するということに対しては、非常に、本当に 1 回目始めるまでのエネルギーというか、取り組み方法をどうしたらいいのかと。

また、町のほうから医療対策としては 1,000 円ももらえるけれども、本当にそれで済むのかとか、いろんな取り組みに対しての準備なり、取り組みに対しての考えなりというのが、まとめるのに必要な時間というのは要してくると思います。

その中で、場面によっては公区の総会なり全体的な会議が終わっている地区もある中で、これから周知をしていくわけですが、それについてもやっぱり、本当に紙媒体の文書だけではなくて、やっぱり地域にお願いする、やっているところはいいかもしれませんが、新しくお願いする地区においては、先ほど町長が言われたように、広域的にできる方法がないのかとか、いろんな方法、やっぱり地域地域に出向いて本当にお願いして、やっぱりこれ開催をしていただかなければならない問題だと思います。

これについての周知の方法、紙媒体だけではなくて、もう少し考えているところがあればお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁書にも書かせていただきましたけれども、今3月は、どこの公区でも総会なんか実施されるときですから、その中で年間行事予定なんかが組まれるというふうに思いますので、それで今回、予算だとかについては議会に提案中でありますけれども、今年度から地域開催となりますので、公区の皆さんで、例えば予定を組むときなどは入れていただきたい、そういう通知は先日各公区に出しました。

それと、先ほど言いましたように、昨年秋の公区長会議、地域別の公区長会議でも、今こういうことを考えているので公区長の意見をお聞きしたいというようなことで、当然各会場で何人かの方々の、公区長さんからのご意見もいただきました。

したがって、今回、例えば1,000円がどうだとか、そういう詳細はまだ公区長に言っていませんけれども、全体での敬老会はやめると、地区別になりますと、そのことの周知は既に公区長のほうにはしてありますので、今度は議会で議決をいただいた後に、いわゆる要綱などの詳細をつけて、それぞれ郵送もありますし、夏は毎年でいくと5月ぐらいですか公区長会議、あるいはそれ以前に老人クラブの研修会、いろいろなものがありますので、それらの機会をとらえながら説明をさせていただき、お願いするべきものはお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 公区のほうも、地域のほうも、若干不安なところもあると思いますので、そこら辺の対応については、やっぱり民生部、部局を挙げて懇切丁寧な説明の中で、お互いに気持ちよくこの事業が開催されることを切に願うものでありますし、そういう取り組みをしていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

続いて、3番の敬老祝い金と敬老感謝に対する考え方についてですけれども、敬老祝い金、その80歳、87歳、100歳と3段階の敬老祝い金は、これも老人クラブ連合会ともいろいろ論議したように、経過は書いてありますけれども、このまま継続するというので、これの支給方法についても従来どおりの形でいくのかなというふうには思っていますけれども、この祝い金のこれからの対象者への配布方法やなんかについてご説明願います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（管 好弘） 今までは、敬老会の当日、該当される方については受領できるような体制をとっておりましたけれども、敬老会が廃止するというようなことになりましたので、今のところはそれぞれのところに、札内支所、または役場、保健福祉センターですね、それから糠内、忠類と、そのようなところでの受領をお願いするような形をとらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小川議員、ちょっと待ってください。

質問の途中ではありますが、お諮りいたします。

本日の会議は、小川純文議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は小川純文議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

それでは、再開いたします。

小川議員。

○1番（小川純文） 特段のご配慮いただきまして、ありがとうございます。

祝い金のほうは、従来どおりの方法でいくということでありまして、本当に今までの敬老会のこの「敬」という敬うという感謝の意のところではありますけれども、各地区で開催されるという

ふうになったときに非常に難しい問題かなど。

この敬老感謝とは違うのですけれども、お聞きするところによると、町長さんらも各老人クラブに、新年会のご案内を多数受けているという経過をお聞きしております。町内、大体四十四、五のクラブがある中で大方8割、9割のクラブから、老人会のほうから新年のごあいさつに町のほうから来ていただきたいということがありますので、敬老会とは違ってそういう場の中で、やっぱり町としての敬老の意を伝えていただければ、非常に地域開催になっても基本線は崩れてないのではないかなという感じもしますので、そこら辺町長の考え方をお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 地域開催になったとしましても、勝手にこっちから押しかけて行くということにはならないのかもしれませんが、お招きをいただきましたら、できる限り敬老会のほうにも参加をさせていただきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 町長の本当に前向きな取り組みの姿勢を聞きまして、敬老会のほうについては、何とか最初の地域開催の1年目としての船出ができるのかなと思いますけれども、本当にこれは地域にやはりお願いしなければならないという部分もありますので、この点については進め方に本当に気を使いながら、地域との相互理解の中で進めていただければ、何とかうまく滑り出すのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、子ども医療費の関係でありますけれども、先ほど答弁書の中で対象者の人数等々の内情をお聞きいたしましたけれども、子ども医療費の12歳までの医療費の免除と負担という中におきましては、この政策の中には国と道も関係していると思います。国の部分が3歳までの医療費助成の関係、道の部分が6歳までの医療の関係、そして6歳以上小学生部分については町単費での対応かなというふうに私のほうでは認識しているのですけれども、この関係間違いございませんか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 子ども医療費の助成のことですけれども、国のほうの助成はありません。基本的に道と町が大体半分ずつで助成しているというか、そういうような負担割合になっております。

特に、去年の10月から変わった点につきましては、小学生につきましては現行では入院の部分が道でも町でも助成対象にしておりましたけれども、通院の部分を町では拡大をして、町が単独で助成をしたというのが去年10月からの改正内容であります。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 若干、認識にずれがあって申しわけございません。

その中で、去年の6月の定例会だったと思いますけれども、条例の改正案が出されて、補正予算も組まれて、10月からスタート、施行をして始まったという経過にあると思うのですけれども、この部分、先ほど実績では3カ月間で通院の部分ですか、去年から始めた部分が800万円程度の利用、扶助費の助成ということになっているというふうに聞いたわけなのでありますけれども、これ補正を組んだ段階においては、3カ月間でいうと大体1,300万円から1,400万円ぐらいになっているぐらいの実績に、計算上の数字になるかと思うのですけれども、大体達成率としては、現状としての見込みと現状の中では何%ぐらいの達成率ですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 6月の補正段階におきましては、この小学生の通院分にかかわりまして補正しております。このときの金額につきましては2,300万円ということでありましてけれども、この2,300万円につきましては、10月、11月、12月、1月、2月の5カ月分の医療につきまして補正をしたところであります。10月診療分から2月診療分までの5カ月分を予算計上したところであります。

これは、予算では2,300万円ということで組みました。10月、11月、12月の3カ月分の医療費につきまして集計ができております。先ほど言いましたように、約810万円ぐらいの支出だということで、この3カ月分を平均しまして、これを5カ月掛け算しますと、大体1,400万円ぐらいになるので

はないかと思えます。ですから、予算に対しまして約6割ぐらいの執行率かなと、この3カ月の実績で見るとそれぐらいということで見込んでおります。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 何より子供が病院に行かないことが一番ありがたいことでありますから、予算に対して、それ以上に子供が健康であるという実績のあらわれかなとも思いますし、まだ幕別町においてはインフルエンザで局長は休んでいますけれども、学校は閉鎖になったという話は聞いておりませんので、そういう面においては、ここの部分の変動するのは、やっぱりそういうインフルエンザとか、季節的な病気がはやったときにはなるのかなというふうに感じますけれども。

これ小学卒業までの部分というふうになってきますと、児童手当とその2番にもかかわるかもしれないのですが、医療費助成の中で所得要件というのが、この子ども医療費と合わせてまたほかにも子供の医療の関係におきましては、ひとり親対策のほうと重度障害児のほうですか、これ三つが子ども医療費の関係でなっているのかなというふうにと考えるとありますけれども、これから、幕別町のいろんな推計を見たときに、子供の人数というのは、先ほど話した高齢者の人数は毎年1割程度伸びていくという状況にはあるのですが、子供の人数に関しては推計でいきますと、これからだんだん減っていくという状況にもあろうかと思えます。

その中で、現在は旧児童手当法ですか、今、児童手当法がそのまま存続しているのかどうかかわらないのですが、児童手当法の基準に従って所得制限ということで、無料の医療費許可証を発行する発行しないという場面の判断をしているように思うのですが、これについては、やはり将来的に子供はやっぱり国の子ども手当もそうですけれども、子供についてはやっぱり社会全体で育てるという中において、児童手当、子ども手当というのは、これは平常な状態でも当たりますよね。だけれども、医療費というのは、通常の状態ではなくてやっぱり子供が病気になったという、通常の状態とはまた違う形ではないかなというふうに思うところであります。

その中で、やっぱり小学生の子供をお持ちの方の年代でいきますと、大体30代から40代にかけての年代が一番多いかなと。一番勤労の世代でもありますし、そういう勤労の方々に、何とか医療費の関係については、今後の中で子供については全額見ようと、こういう福祉政策については一度始めると、やめるということは非常に無理なことであって、政策というのは一度始めると本当にもとには戻れないという状況もあるのも重々わかりますけれども、やっぱり未来のこの先の幕別町の人口、要するに人材になっていく子供は、町全体として育てるという考え方をお持ちになってもどうかと思えますけれども、そこらについて町長のお考えをお聞かせいただければありがたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得制限を設けたわけでありましてけれども、今お話ありましたように、乳幼児医療のみならず、ひとり親家庭あるいは重度障害者の医療費、これらもすべて一つの所得制限の中で進められてきている。ですから、本来、乳幼児医療の所得を撤廃ということになれば、こういったほかの医療費の助成についても一緒に撤廃されるのが一番望ましいことなのかなというふうに思いました。

それと、もう一つ設定するとき、所得、先ほど言いましたように、1人扶養がいても760万円ぐらい、それでは1,000万円のアップの所得があっても2,000万円の所得あっても医療費はそれではゼロか、そういう問題も実はあって、一定の所得ある人には何とか負担をお願いしたらいいのではないかという、そういう思いもありました。

ただ、ご案内のように、今、児童手当が子供手当との関係で、児童手当の改正問題が国のほうで論議されております。ここでまた所得の問題が出てまいりますので、今後、我が町だけではなくてこれは全国、全道、そして道の負担もありますから、そういった中でまだ動く可能性、見直しの可能性というのはまだあるのかもしれないかもしれませんが、私どもは今の体制の中で見守りながら、今後のそうした動向を見ながら、対応に当たっていきたいというふうには思っておりますが、今の段階では何とか所得制限を設定する中で制度を存続してまいりたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） この制度につきましても、昨年の10月から始まったばかりということで、まだ3カ月しかたっていないという状況もございます。特に、医療関係のこういう制度につきましては、4月というよりも、いろんな集計をして切りかわり時期が、にこういうのは10月のほうが、逆に今回も政策として去年の10月からスタートしておりますし、そういう制度の中での一つの節目の時期というものもあるかと思えます。

今、町長が言われたように、新児童手当というのも、今、国会で論議されておりますけれども、これもちょっとどうなるか、でも多分いくのではないかなという希望的観測を持ちながら、そうなる、今度、所得制限も大幅に約1,000万円万近くに上がるような状況も新聞等々では伝えられてはおりますので、まだ今は3月ではありますけれども、本年、ちょうどこの医療制度がスタートして、ことしの10月になれば1年なろうかと思えます。それまでの中で、また内部でもいろいろと検討いただきながら、でき得れば子供は全体として育てるという方向も、いろんな制度、今言いました三つの制度等いろいろ絡みあると思えます。やるのであれば、これは三つの制度すべてやらなければ整合性という問題もとれないと思えます。それに対して、また扶助費という中で費用もかかるのも存じ上げておりますけれども、そういう中で、本当に勤労者が住みやすいまちづくり、本当にきょうもいろんなテーマで言われておりますけれども、これも定住促進の一つではないかなというふうに考えますので、子供に優しさと、老人に思いやりということだけお願いして、本日の質問を閉じさせていただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

17:05 延会

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成24年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成24年 3 月14日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
16 野原 恵子      17 増田 武夫      18 斉藤 喜志雄  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 発議第 1 号 平成24年度畜産物価格及び酪農畜産政策に関する要望意見書
- 日程第 4 議案第21号 幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
- 日程第 5 議案第22号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第23号 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第25号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第26号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号 幕別町青少年問題協議会条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第30号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第11 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第32号 町道の路線認定について
- 日程第13 議案第33号 町道の路線廃止及び変更について

# 会議録

平成24年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年3月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      4 藤谷謹至      5 小島智恵      6 岡本眞利子  
7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥      11 芳滝 仁  
12 田口廣之      13 前川雅志      14 成田年雄      15 中橋友子      16 野原恵子  
17 増田武夫      18 斉藤喜志雄
- 6 欠席議員 3 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代 表 監 査 委 員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 菅 好弘  
企 画 室 長 堂前芳昭      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 古川耕一      札 内 支 所 長 飛田 栄  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
企 画 室 参 事 伊藤博明      地 域 振 興 課 長 佐藤和良  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄      町 民 課 長 川瀬俊彦  
保 健 課 長 境谷美智子      福 祉 課 長 横山義嗣  
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
16 野原 恵子      17 増田 武夫      18 斉藤 喜志雄



# 議事の経過

(平成24年3月14日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番野原議員、17番増田議員、18番齊藤議員を指名いたします。

## 「諸般の報告」

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○議事課長（仲上雄治） 3番東口議員より欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

## 「一般質問」

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

障がいを持つ人が、安心して暮らせるために。

障がい者の福祉制度は、戦後長く続いた措置制度から2003年に契約制度を導入した支援費制度、また2006年の自立支援法、そして現在、2013年8月までの施行を目指し、今開かれています国会で、「障害者総合福祉法」が提案されています。このようにこの10年間、目まぐるしく変えられてきている現状にあります。特に、2006年制定の自立支援法は、障がいの程度を区分する認定制度や医療費や施設利用費が自己負担となる応益負担が導入され、障がい者や家族、施設運営に大変な困難をもたらしてきました。

「法の下での平等」に反する自立支援法は、廃止すべきと全国で運動や訴訟が広がり、民主党政権は廃止を約束し、新法制度の基本合意が2010年1月に交わされました。しかし、今の通常国会に提案されている新法は、自立支援法の一部を変える程度の内容であり、基本合意とはほど遠く、障がい者の期待にこたえるものとはなっておりません。

現在、障がいを持つ人は全国で750万人、そのうち障がい者制度を利用している人は61万人にしか過ぎません。障がいのあるなしにかかわらず、平等で公平、だれもが安心して日常生活を送ることができる社会を築くことは、国と自治体の責務であり、国に法の整備を求めると同時に、町独自の対策が必要であると考えます。

幕別町では、現在、「障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画」を策定中です。入所施設がないため、町外の施設に入所している現状、報酬が低く施設の運営が困難にある現状、また自立への道が開けないなど課題はたくさんあります。

また、ことしになって相次いだ、昨日も一般質問がございましたが、生活弱者の孤立死も福祉行政の谷間で実態が把握されていなかったことなどが原因の一つと考えられ、問題が提起されています。

幕別町の障害手帳保持者は、身体障がい者で1,434人、知的障がい者で204人、精神障がい者で90人となっております。

また、障害手帳を保持してなくても障がいのある人は、少なからず存在していると考えられます。これらがすべての障がいを持つ人が安心して暮らせる町になるよう計画の内容と強化すべき次の点について、お伺いをいたします。

- 1、障がいを持つ人の生活の現状と実態調査。
- 2、支援員の配置を含む相談支援体制の確立。
- 3、施設利用者の状況、通所、入所。通所は、町内、町外。入所は管内、管外を含めて。
- 4、入所施設など基盤整備の充実について。
- 5、既存施設への支援。
- 6、孤立死をなくす福祉のネットワークづくり。
- 7、基本合意に基づく法の整備を国に求めること。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「障がいを持つ人が安心して暮らせるまちに」についてであります。

ご質問の要旨にありますように、障がい者を取り巻く状況は、措置制度から支援費制度、そして平成18年からは障害者自立支援法へと目まぐるしく変わり、その後、障がい者を中心に障害者自立支援法に対する違憲訴訟が提起されました。国は話し合い解決を求め、平成22年1月7日に違憲訴訟原告団・弁護団との間で、平成25年8月までに、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度として、仮称「障害者総合福祉法」の制定を確約されたところであります。

この新たな制度ができるまでの間の措置といたしまして、議員立法による「障害者自立支援法の一部改正案」が平成22年12月に成立し、発達障がいを含んだ「障がい者の範囲の見直し」等については公布日である平成22年12月10日に施行となり、「重度視覚障がい者の移動支援の個別給付化」や「グループホームなどの家賃補助」につきましては、平成23年10月1日に施行され、応能負担を原則とする「利用者負担の見直し」等については平成24年4月1日に施行と、段階的に改正が行われてきております。

このほかにも、相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置することや、自立支援協議会の設置や活性化のため、法律上に根拠を設けることとされたほか、支給決定については支給決定前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするなどとされております。しかしながら、現段階では「障害者総合福祉法」の内容が示されておらず、今後の動向を注視しているところであります。

また、今般策定をいたします第3期幕別町障がい者福祉計画では、「自立・社会参加・共生」を実現するため、相談支援体制の強化やライフステージにあった支援の充実など、6項目を施策の目標と方向性を示した答申を、先般、障がい者福祉計画策定委員会よりいただいたところであります。

ご質問の1点目、「障がいを持つ人の生活の現状と実態調査について」であります。

障がいを持った方の生活の現状と実態につきましては、すべての方の生活の実態や所得の状況につきまして、現状では十分なる把握ができていない状況であります。障がい児を除く障がい福祉サービスを利用する方216名につきましては、利用者負担額を算定する際に市町村民税の課税状況を確認いたしており、ほとんどの方が市町村民税非課税であります。このことから、障害者控除後の所得金

額を加味いたしましても、125万円以下であると考えられます。

また、障害年金を受給されている方は、国民年金と厚生年金を合わせて町内に387名おられます。

ご質問の2点目、「支援員の配置を含む相談支援体制の確立について」であります。

相談支援体制の強化につきましては、さきにお話しいたしました障がい者福祉計画にも重点施策として位置づけたところであり、基本的には町職員が相談の対応をしておりますが、地域移行が徐々に進む中、障がい福祉サービスも多様化しておりますことから、長期間にかけて対応をしていかなければならない相談ケースなどにつきまして、平成22年度よりNPO法人幕別町手をつなぐ親の会や株式会社ミラータイムに相談ケースの一部を委託して行っております。

また、本年1月からは相談支援機能強化事業による委託業務として、NPO法人幕別町手をつなぐ親の会に対して、一般的な相談支援事業に専門的な支援を要する困難なケースの対応や他の相談支援事業所に対する指導や助言を行うための業務委託を行っております。

さきに申し上げましたとおり、法の改正により本年4月からは、サービスの支給決定のプロセスが見直され、個別のサービス等利用計画案を作成し、支給決定に当たっての参考とするようになりますことから、相談支援体制の確立が、より一層重要となるものと考えております。

現在、相談支援専門員は、福祉課の職員3名とNPO法人幕別町手をつなぐ親の会の職員3名、株式会社ミラータイムの職員3名ですが、専門講習を受けなければ資格が取得できないことから、今後、各関係団体とも連携のもと資格取得者の増員を図り、相談支援体制の強化を図られるよう努めてまいります。

ご質問の3点目、「施設利用者の状況について」であります。

初めに、通所数の状況ですが、本年3月1日現在、施設通所数者は68名で、うち町内の施設に通所する方が52名、町外の施設に通所されている方が16名となっております。

次に、施設入所の方は106名で、うち十勝管内の施設に入所されている方が76名、管外の施設に入所されている方が30名となっております。

なお、施設入所のうち、グループホーム及びケアホームに入所されている方が、管内が34名、管外が6名おられ、合わせて40名となっております。

ご質問の4点目、「入所施設など基盤整備の充実について」であります。

障害者自立支援法では、障がいを持っておられる方も地域で暮らすことができるための施策が定義されております。すなわち「施設入所から地域への移行」を促進するべく、施設入所は従前の入所基準から、現在では障がい程度区分が3以上でなければ入所できないサービス体系となるなど、施設の減少化が図られてきております。

ご質問の入所施設などの基盤整備につきましては、重度の障がいを持っておられる方やそのご家族の方にとっては、必要不可欠であると考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、障がい者の地域移行を進めるという観点から、新しい施設の整備につきましては、社会福祉法人等が整備する場合のみ補助制度があるという状況にあります。町といたしましても、重度の障がいを持たれている方の多くの方は、親元を離れ、町外で生活されている現状にありますことから、障がい福祉施設の基盤整備につきましては、社会福祉法人など関係機関と協議をさせていただきたいと考えております。

ご質問の5点目、「既存施設への支援について」であります。

現在、本町には障がい福祉サービスを実施している事業所が3カ所あり、それぞれの事業所が障がいを持たれた方のニーズに対応した事業を展開されております。中でも、本年1月に20周年を迎えました「ひまわりの家」につきましては、施設が老朽化しており改善が求められているものと考えており、これからも障がい者の福祉向上を図るため、施設整備の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、NPO法人手をつなぐ親の会におかれましては、去る3月9日に社会福祉法人の認可がおりまして、その後、登記作業を経て4月からは社会福祉法人として事業を展開されることとなっております。

す。

ご質問の6点目、「孤立死をなくす福祉のネットワークづくりについて」であります。

さきの斉藤議員への答弁とも重複する部分もありますが、札幌市や釧路市などで起こりました障がい者や認知症の高齢者がお亡くなりになるという悲惨な事件は、福祉に携わる者といたしましても事前に察知することができなかつたのかと非常に残念な事件であり、高齢者などの孤立死をなくす取り組みは、本町にとりましても喫緊の課題であると認識をいたしております。このようなことから、今般、役場内部でそれぞれが受け持つ生活相談や納税相談などを実施した方々の生活状況等の情報を一元化し、生活困窮に陥る前に何らかの対応ができるよう福祉課を主管とする「要援護者支援の連絡会」を設置したところでもあります。

ご質問にあります電気・ガス提供者との連携につきましては、現在、個人情報保護法により、滞納者の情報などに関する通知や問い合わせができる状況となっておりますが、道段階で協議が行われておりますことから条件が整い次第、連携ができるものと思っております。

さらに、年齢を問わずひとり暮らしの方が多くなってきておりますので、それぞれの地域におけるコミュニティの醸成を図ることにより、地域での見守りや災害時などにも助け合うことができる環境も整うものと考えるところでありますので、公区長会議等で近隣住民による見守り体制の必要性についても、お話をさせていただきたいと考えております。

ご質問の7点目、「基本合意に基づく法の整備を国に求めることについて」であります。

障害者自立支援法に対する違憲訴訟が提起され、平成22年1月7日に国と違憲訴訟原告団並びに弁護団との間に「自立支援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法制を平成25年8月までに実施する」旨の基本合意が行われたものであります。その後、幾度かの法改正は行われておりますが、基本合意であります平成25年8月まで1年余りと迫りましたが、新法の全体像はいまだに示されないままとなっております。新たな法の制定が真に障がい者とそのご家族の望むものとなりますように、町村会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

経済不況が続いて、もう十数年、20年近くなる中で、一般の方たちももちろん大変厳しい生活の状況に追い込まれているわけですが、特に弱い立場にある人たちが、こういった政治・経済状況の中で、さらなる困難に置かれているという現実があります。

今回起きた孤立死の事件なども、まさにそういうことをあらわしている問題ではないかというふうに思ひまして、幕別町で障がいを持ちながらも住み続けたいというふうな人たちに、今の現状をしっかりと押さえた上で、どんな手だてが必要であるか、そしてその方たちが本当にこの町で長く住み続けられる体制を、今からきちっとつくっていくことが非常に大事だと思って、質問に臨みました。

まず、1点目の質問であります。これは6点目とも関連はしてくるのですが、障がい者の生活の実態調査ということでお尋ねをいたしました。なかなか難しい状況にあるということでもあります。お示しいたきましたのは、サービスを利用している216名の方の実態だということでもあります。現実にはこれは独立している、していないを別にしても、障がいを持つ方たちというのは、わかっているだけで2,000人ということでもありますから、全体から見たら実態を把握している数は、決して多くないというふうに思ひます。

ここをどんなふうに進めさせていくかということになるのですが、実は先日孤立死が起きた問題を受けて、道議会で取り上げられていた中身で、道の答弁の中で、各市町村が相談活動や地域支援活動などを自立や社会参加を促すために、それぞれ取り組んでいると。しかし、残念ながらその生活を見守るという取り組み、つまり生活サポート事業、こういうのを実施しているのは、全道179ある中で、12市町村しか実施していないのだといういわば見守り事業のおくれ、実態の掌握のおくれがこの2月7日の道議会の中でも明らかにされています。

こういう現状に我が町もこの数字から見れば当然押さえられていない現状があると思いますので、これはやはり2番目にも絡んできます生活サポート事業というのをどんなふうに具体化していくかということも含めて、真剣に考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お示しした数字は、所得調査なんかの段階で調査した数字。ただ、今回お話ありましたように、障がい者福祉計画の策定に当たりましては、障がい者の皆さんにアンケート調査等を行いながらいろんなご意見を聴取したと。さらには、その福祉計画の中にも、今おっしゃられました生活サポート事業についても、もちろん計画上のっておりますので、今おっしゃられるとおり、それをいかに具現化していくかということが、これからの課題だろうというふうに思っておりますので、計画にのせられたことが着実に実行できるように、十分内部で、あるいは関係機関とご相談させていただく中で、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 福祉計画の中に、それではしっかりと盛り込まれているというふうに押さえてよろしいですね。

一つ一つ具体化されていくことが、今の時期本当に大事だと思いますので、その中の早期の実施を希望したいと思います。

次に、さらなる支援体制なのですけれども、この支援体制も今幕別町は、お答えをいただきますと、実質的には町の職員の対応と、それから長期に対応しなければならないものについては、二つの事業所に委託しているのだというお答えでありました。それで、この委託しているところの平成22年度からやっておられるわけですから、実績なども伺います。

それと、支援体制、相談体制の確立について、平成24年度、今年度の国の予算の中から見ますと、大きく三つの重点政策が予算化されるというか、強化されるということでありました。一つは、地域で中核となる基幹相談支援センターの強化です。

それからもう一つは、必須義務になりました成年後見人制度、この利用の促進と。

それから、これは幕別町も取り組んでいくのですが、児童発達支援センターの地域支援強化。先日発達支援センターについては、設置をするということで条例も提案されておまして、この点では中身はわかるのですが、そのほかの重点項目について、うちの町としては、どのように臨んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 現在の相談を委託しております件数は、「ひまわりの家」に19件、「ミラータイム」に3件というふうになっております。

成年後見人制度につきましては、平成24年度より後見人を選定すべく関連予算を計上いたしております。

発達支援センターの強化につきましては、先日も条例の提案のときに説明させていただいたのですが、まず保護者の相談体制の一元化を図るということで、今までそれぞれの例えば所属、保育所、幼稚園等で相談を受けていたものを発達支援センターにまずは相談を一元化いたしまして、保護者の相談に対して、関係の部局が集まりまして、例えば保健師ですとか、保育士ですとか、障がい福祉担当者等が集まりまして、それらを総合的に判断して、親御さんの安心感を得るような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○15番（中橋友子） 相談支援センターの強化はどうですか。

○福祉課長（横山義嗣） それと、障がい者の相談支援センターの強化なのですが、ことしの1月から相談支援充実強化事業ということで、特に長期間にわたる相談支援が必要な方について、先ほども町長の答弁にありまして、NPO法人手をつなぐ親の会のほうに委託をいたしております。これは、平成24年も引き続き委託をする予定でありますが、長期に相談が必要という方につきましては、なかなか自分で生活全般ができない方がおまして、常にヘルパーさんを入れたりですとか、病院に行

くときも付き添いを必要とするような方が本町にお住まいの方でいらっしゃると思います。相談については、電話対応の場合もあるのですが、24時間の体制で相談支援を行っていただくということで、この事業に取り組んでおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 結局その障がいを持っていらっしゃる方たちが幕別町の町の中で、差別なく、そして日常生活の支援も受けながら、自立した暮らしができるというようなところでどうつなげていくかと、そこの相談指導ということです。ですから、今お答えいただいた一つには、現実に22年から始まった相談は、どのくらい受けていますかということ、これ1年間だけなのでしょうか。19件と3件ですね、決して多い数ではないのではないかとこのように思いますが、そういう現実と、もう一つはその24時間体制でとおっしゃられましたけれども、実際に障がいを持つ人たちは24時間の体制がなかったら暮らせないという状況あると思います。そういう人たちに本当にこたえられるような、そういった体制になっているのかどうか、大変疑問に思うわけです。現実に今2カ所をお願いしているわけですが、そういうことが実際に進んでいるのであればいいのですけれども、その辺を再度お伺いしたいと思うのです。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに、今お話のとおり24時間体制で障がい者の方の相談を受けていくということになりますと、今の相談体制、すなわちそれぞれの事業所などに相談員が配置されておりますけれども、その方たちに対する負担というのが大きくなってきているということは事実であります。ですから、今後は、そういう相談員をふやしていくことだとか、またはそういう相談を専門に行う事業所が新たに幕別町の中に出てくるような形に、そういったものを育てるとか、そのような形の中で負担の解消と、それから相談がスムーズに行われるように、その辺は体制整備については、これから努力していきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 1番目のお答えの中にも、実際にはそういう支援を行うためには資格を必要とするという状況もあって、それがその資格者がふえていくような支援も町としてはやっていきたいのだということもお答えになっておられました。現状では、まだまだ足りないというのが、もう実態だと思えます。

ですから、これはどんな支援をされるのか、この辺もきちっと示していただきながら、全体にこの地域の中で、札内と幕別と忠類というその地域三つに分かれているわけですが、網羅された体制が確立されていくように、2カ所に委託というだけではなくて、体制が確立される方向に持っていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今お話ありましたように全町を網羅するというようなことは、もう最終的には、そのような形を目指して体制は組んでいかなければならないというふうに思います。

今、私のほうに入ってきているお話の中にも近々新たな事業所を立ち上げたいというようなことのお話もありまして、これ事業所になりますと、道のほうの許可というのでしょうか、そういったことにも入ってまいりますけれども、そのような動きが出てきているというところに期待をしながら条件整備に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、条件整備に特段の努力を求めたいと思います。

次に、施設利用者の状況についてお尋ねをいたしました。これは、次の質問の基盤整備につなげるべきだということでお伺いしたところですが、現在106名の方がいらっしゃいまして、入所の場合には、すべてもちろんうちの町にはありませんから、ですから管内76名、管外30名ということでありまして。この幕別のような2万7,000人がいる町で入所施設がずっと存在してこなかったということも、私はこれまでの政策が問われることではないかというふうに思うのですけれども、これ早くからそう

いった施設が必要ではないかということをお願いしてきた経過がございました。現実にはそういうふうにはなっておりません。

ここでお答えいただきましたように、入所されている方たちの多くは、できるだけ近くというのは、大変それは近い場所を選ぶというのが、もう施設を選ぶ条件の一番になってきているというのがあります。幕別町で今回お渡しいただきました障がい者福祉計画のアンケート調査の中にも、施設の充実、重度身体障がい者が安心して生活できる入所施設をつくってほしいというようなことがる書かれております。

こういうことに対する取り組みは、相談員やなんかをふやしていく中で状況を押さえてということではあります。しかし施設については、将来展望も含めて、障がいを持つ方たちは、年々ふえてきている現実にあるわけですから、こういった方たちの要望にこたえていくなれば、早期に入所施設をつくっていくということもやっていかなければならないのではないかと思います。今はお答えでもありましたけれども、社会福祉法人というところにしか補助が出ないのだということもあります。そういったことも、もっと早く手がけていたらそうではなかったのだらうなと思いますが、今ここまで来てしまっていますので、そういった見通しなどは持っていらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられました障がい者の施設入所、これは障がい者の施設もいわゆる知的障がいにかかわる方が大体 95 人ですか、あとそれより身体障がいにかかわっての施設入所者が 11 人というような内訳になっております。それだけに知的障がいを持たれている方が、なかなか社会復帰というか、社会参加、あるいは地元へ帰ってきて生活していくことが厳しい現状にあるのかなという思いをしております。残念ながら私どもの町は、今までにそういった施設を持った経験がありません。ただ、障がい者については、ご案内の愛育園が管内では唯一肢体不自由児通園訓練施設としてスタートしてきた経緯があります。

ご指摘の部分については、今、音更の晩成学園等にお世話になってきた経緯があるわけでありまして、今、高等学校では、中札内の養護学校、そういったことで今まで自分の町にそうした施設がなくて、他にお世話になってきた経緯があって、なかなか私も何十年の経験の中で、そういう話が出たというのは残念ながら余りなかったと。どうしても、今言いますように十勝管内でも少ないですから、管外に入所されている方も非常に多いということでもあります。

ただ、こういったことで、今、先ほども申し上げましたけれども、NPO 法人が今度福祉法人になったというようなこともあって、そこらと今連携をしながら入所施設の設置については、検討・協議をさせていただいているという状況にあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） なかなか声を上げることが少なかったというその背景があるのだらうというふうにするのですけれども、しかしやはり少なかったというか、上げづらいというか、もう上げる手段というのがなかなか見つからなかったということも現実に聞いております。結局できれば自分たちで見たいと。親御さんが元気なうちは、できるだけその障がいを持っているがゆえに、家庭できちっと見たいのだという思いも随分聞いてきました。

ただ、それはやはり親御さんが元気なうちなのです。ですから、ここにもありましたけれども、自分が元気なうちはいいのだけれども、紹介しますと、親亡き後にどうやって生きていけるのか、ここが一番心配なところなのだと。そして、できることをしていかなければならないと考えている。そうすると、やはり他人に、自分以外の人たちに頼むしかない。そこではやはり施設であり、そういった相談員であり、通所も含めてですけれども、そういうことになっていく。だから、この町で本当に住み続けるというふうになって考えたら、そこで障がい者が断ち切られてしまう。日中は通う場所、あるいは作業所に通うとかやっていたらいいんですけど、だんだん支援する人たち、親たちがいなくなる中で将来どうなっていくのだという不安はぬぐい切れないと思うのです。そこは、やっぱりきちんとこたえる姿勢を持つていく必要は、姿勢はあるのですけれども、現実に何十年もやってこれ

なかったという事実があるものですから、やはり真剣に受けとめていただきたい、このように思います。

事例はいっぱいあるのですけれども、例えば知的障がいを持っておられる方、十勝管内の場所、ここがいていますよと紹介される、陸別が紹介された。しかし、週末には、陸別まではなかなか遠くて迎えに行けない。そうすると、近間を探すということで、待つて待つて、やっと上札内に入ったのだというような声ですとか、そういうのが実際にあるわけです。結局、1週間の間に月曜から金曜までは離れても、土日は家族と暮らしたいというような願いを満たさせていく、こたえるということになれば、やはり本当に近くにつくっていく大事さというのがあるのではないかというふうに思います。

ぜひそういう声も受けとめていただいて、頑張っていたきたいと思いますが、お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられたように、なるべく自分の家で一緒に生活をしたいというような慣習は、ずっと昔からあったのだらうと、なるべく外へ出したいくないというような思いも皆さんあったのだらうというふうに思います。

それともう一つは、やはり今になって知的障がいの数なんかも、昔もあったのかもしれませんがけれども、そう表には出てこなかったのですけれども、ここ数年急激にふえてきているのも現状であります。

それと、もう一つは国の方向性が施設から在宅へというような方向があるものですから、なかなかその施設設置について、どこの自治体もそう多くは取り組んでこなかったのが現状なのかなというふうに思いますけれども、今ここへ来て非常に知的障がいの方々もふえてきておりますから、ご案内のように中札内の高等養護学校は、もうあそこだけでは対応できなくなって、今度幕別高校へというようなこともありますので、今後はいろんな面で、町のみならずいろんなところでこうした方々の施設対応をどうしたらいいかということは真剣に考えていかなければならないし、必要な施設は、やはり国の補助のもとで設置していかざるを得ないと、そういう状況にあるのだなという思いではおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ぜひ、その思いを实らせていただきたい。

私も、障がいを持つ方たちの現状の中で、中札内養護高校のお話も出ましたので、ちょっとつけ加えさせていただくと、やはりことしも定員オーバーなのです。それはそれとして、幕別高校に来ること自体は、道が今考えられて進めていらっしゃるのですけれども、そこに行かれなくなった人たちが帯広の養護学校なのですけれども、入れないので養護高等部に入っているという現実も聞いています。この養護学校が低学年、中学年、高等部、物すごい今申し込みが多くて、実際には定員オーバーで、特別室、図書室などもつぶして、子供さんを受け入れていると。中札内もそうですけれども、あそこは給食を出していらっしゃるのですけれども、それも間に合わない現状で、今、職員の方たちは、給食なしでやっているということも、ついこの間お聞きした現状です。

そういう現状がありますから、やっぱり一つ一つの町で何ができるかということと、全体で十勝管内でどうできるか、両面になると思いますが、ぜひそういう現状を受けとめていただきたいと、このように思います。

さて、既存施設に対する支援についてお伺いたします。

今、既存施設は3カ所ということでありまして、「ひまわりの家」につきましては、施設をきちっと提供すると、提供すると言い切っているのかどうか、そういう方向で進められているということでもあります。こういった支援ももちろん大事でありますから、それにしても本当に古いところで、共同作業所のときから頑張っていた施設でありますから、これももっとも早くできたらよかったなというふうには思います。同時に、やっぱり運営の困難さというものについても、やはり目配せをして、できることを応援していくことが大事ではないかというふうに思います。

先日、民生常任委員会の皆さんと一緒にひまわりの家の勉強もさせていただきました。あそこは作



業所のB型を採用されていらっしやいまして、通所で仕事をする、訓練をする、あるいはほかの企業にも行っていただくというようなことを通して、日常生活の支援などをやっておられていたわけですが、19人の方が入っていらして、職員の方は常勤が5人とそれから非常勤が2人と看護師さんが1人ということで、あの狭いところで本当に頑張っただけでいらっしやいました。

困難な状況がお話し合いの中で浮かんできたのは、やはり運営費、報酬がこれまた自立支援法が決まってから報酬を決められていますよね。日払いなのですよ。結局そういうふうには施設そのものは、月単位、年単位できちっと運営していくのですけれども、実際に支払われる報酬は、日額、だからその19人の方が毎日きちっと来られるのであれば、それはそれで1人当たり5,000円ちょっとというようなことを言うておられましたけれども、そこが入ってきますけれども、休まれたら、もうそれはカットされてしまうということで、当然、障がいを持っていらっしやる方ですからお休みになれることも多いという中では、運営費そのものにも事欠いていくという現実があることを知りました。

それと、そういう中でもどんどん法が改正されていくわけですから、相談員、看護師さんなどもきちっとしていただかなければならないと。そうなってくると、それなりの待遇で迎えないと。迎えないのだけれども運営費に事欠く。当然その施設の中の限られた運営の中で、可能な限りの条件を出してお願いをしていく。しかし、なかなかそれにこたえてくれる人は少ないという、本当に切実なお話だなと聞きました。

ですからこういうところに、大もとは国なのです。自立支援法でそういうふうにしてきたから、どんどんどんどん困難に追い込まれているのだけれども、しかし幕別の中で共同作業所から発展させて20年、本当に障がい者のとりでとして頑張ってきた施設が、今なおそういう困難な状況に置かれているという現実、町としては放置してはいけないのではないかとこのように思っていて、こういった運営面での支援というのは、考えられないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ひまわりの家の今までの施設の状況、ただ我々も決して放置していたわけではありません。何回もお話し合いをさせていただきました。例えば、愛育園があいたので、そちらへ行ってはどうですか。緑保育所があいたので、あそこなら広くていいのではないですか、いろんな話し合いなんかもさせていただいたのですけれども、どうしてもやっぱりあの場所がいいと、あそこから動きたくないと、そういったこともあって、今日に来ているわけですがけれども、何とか今、新しい方向性が見出せそうですから、今後、改善していきたいなというふうに思います。

もちろん運営についても、最初からほとんど町とのかかわり合いの中でいろんな作業、事業を進めてきた経緯がありますので、私どももいつまでも大事にしていかなければならないし、支援をこれからも続けていきたい。その一つに、前にもだれかのご質問もありましたように、例えばごみ袋の仕事をやってもらえないか、あるいはほかの仕事もないかと、そのために農協へ行ったり、いろんなところの研修もしていると。

最近明るい話題として、そのひまわりの子が1人どこかへ就職することができたというような話も聞きました。そういった自立できるようなことになっていけば、もちろんいいことですがけれども、私どもとしては、さらに連携を密にしながら、できる限りのことは、いろんな面で物心両面にわたって支援はしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 施設の経過については、施設そのものの希望があつて、今のところに長くなったということは理解しております。

それで、支援のあり方、仕事を町がお願いをして収入がふえるようにしていくこと。もう一つ、例えばその相談員、これ看護職ですけれども、乳児保育所なども看護師さんは必要ですよ。聞きましたら常勤ではないわけですよ。ですから、こういう町として、人的な応援の方向というのは探れないのかどうか、検討の余地があるのではないかとこのように思うのです。つまり本当にわずかな中で、そういった有資格者の方をお願いするとなると何十万円という賃金が必要になっていくと。しかし、実際は、

常勤ではないですから、その日割りになっていくのでしょうけれども、見つけられない現状というところも含めると、やっぱりその辺は、町の情報、そして紹介も含めて、それからどこかと兼務できるような仕組み、そんなことも考えて応援をしていくというようなことができていけば、もっともっと安心した運営になっていくのではないかと。一つの法人でありますから、そこだけに肩入れということで申し上げるのではないのですが、しかし障がい者全体の今後の生活にもかかわっていくとなれば、そういうことも考える必要があるのではないかと思います、どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 看護師さんの派遣、これは今のひまわりの家あるいはほかの施設、あるいはお話ありましたように乳児保育なんかについても必要性があれば、これは今後、規制緩和の中では、町とてやっていけるというようなこともあります。ただ、おっしゃるのは、やっぱり一つの法人に対して市町が支援をすると。それに看護師さんを派遣するとなると、やはり他の問題、他の施設との均衡というようなことも出てきますので、この辺何かいい方法があるかどうかは、この辺はこれから考えていかなければならないのだろうと思いますけれども、ほかの他町村のもっと多く施設を持っているようなところもあるのだろうと思いますので、そういったところの調査・研究もしながら、今後に向けて検討していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは6番目ですが、福祉ネットワークづくりのことについてお伺いいたします。

これは、きのう齊藤議員のご質問に対して、丁寧なたくさんのお答えありましたので、そこは避けてまして伺いたいというふうに思うのですけれども、ご答弁にあったように、きちっと特に知的障がいを持った方たちの暮らし、水がとめられたり、電気がとめられたりというような状況があった中で、悲惨な事件が起きたということをお考え、これをきちっと正していかなければならない。

それで、お答えでは道レベルで業者の方とも協議が開始されたということなのですが、これは3月7日に協議がされたということも新聞報道で知ったところですが、なかなか現実には難しい。きのうもありましたけれども、個人情報の関係で難しいということで、私はあのニュースですとか新聞を読んで、これ簡単にいくのかなという、法の改正でも求めていかないと突破できないのではないかなというように思いにも実は至りました。でも、今もそういう現状に置かれている方いらっしゃると思いますので、これは働きかけが可能なところには働きかけていかなければならないと思うのです。個人情報保護法そのものは、大事な法律だと思います。特にこの情報化社会の中で、あるいは住民台帳のネットワーク化だとか、いろんなことが起きる中で、一人一人の突き詰めれば情報を守ってその人の権利、命まで守るというそういう中身ですよ。ところが、それがあがるゆえに逆に命がむしばまれていくというこの関係を整理させなければいけないと思うのです。これは、それこそ町長がいつもおっしゃられる六団体とか、いろんなところで、しっかり国に上げていただいて、そして情報を求めるのは個人ではなくて、守秘義務を持った行政なわけですから、その整理は、私は可能になるのではないかなというふうに思いまして、町長はどんな認識でいられるか、突破するためにはどうされるのか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私もあの新聞を読みました。北電あるいはガス業者、それぞれもちろん言い分はあるのでしょうけれども、なかなか我々の思うような方向には進んでいないという印象を受けました。

それと、今ありましたその個人情報の関係では、これ詳細はわかりませんが、例えば町の条例によって、ある程度その町が必要とするもの、今言うように人命にかかわるような情報については、町として条例等によって解決できる問題もあるやに聞いております。例えば、これもどこかの新聞なのですけれども、東京のどこかの区では、そういう見守り隊、団地ですね、きっと町内会とか団地に見守り隊なるものをつくって、そして巡回をされて、そこでその条例に基づいて、その個人に接触すると、そんなようなこともちょっと出ていましたけれども、もちろん個人情報が優先ですから、だめ

だと言われたやつがどこまで可能になるのかは、ちょっと詳しくはわかりませんが、やはり我々は、その個人情報保護が大事なことは承知しながらも、やはり人命にかかわる、あるいはそのことが地域の皆さんにも波及する部分もあるわけですので、その辺緩和できるような施策、方法が見出せるのであれば、これからは研究していく必要があるのかなという思いではあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） まだ具体的にこう解決したという町村はないのだと思うのですが、でもこれは今、全国の課題、こういう事件が起きたのは北海道だけではなくて、東京、それからあちこちで起きています。ですから、今取り上げていくのがチャンスだというふうに逆に思いますので、積極的にやっていただきたい。条例改正がそれで可能な道も、ぜひ研究していただきたい、このように思います。

それと、結局根底にあるのは貧困なのです。だからとまってしまうのですよ。それで、今、制裁、いっぱい制裁されて、そういう強化がどんどん進んでいくということがあります。すべてとは言いませんけれども、そういう流れが強いのだと思うのです。最終的なネットワーク、最終的に助けるのは、やっぱり生活保護しかないのだらうというふうに思います。そのやりとりにつきましては、きのうありましたので、私としては、申請のその生活保護法の第7条にある本人申請の原則。しかし、原則は原則ですけども、その条文の中に、その方に緊急にきちっと保護しなければならないということを経営側が判断したら、そこで生活保護の決定というか、うちの町には決定権はありませんけれども、そういうふうにできるというふうにもなっております。この辺を十分に生かしてやっていただく。特に市町村の場合には、十勝支庁というもうワンランクつなげなければならない。そこには、時間的なまたロスというのも出てくる。その辺は機敏に、今までも対処していただいているわけですが、今後ともより一層の努力を求めたい、このように思います。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように緊急的なものは、これは今までも事例としてはあります。大分昔になりますけれども、酒を飲んで、パトカーで保護されて、1回我が家まで連れてこられたことがありました。一晩泊めて、次の日に生活保護の申請というふうになるのですけれども、来た以上は、これ投げてはおけませんから、何らかの措置をしなければならない。ですから、緊急的に、あるいは人に対する危害、そういうような方については、もちろん緊急性があるということで、一時保護というようなことは必要になってくるのだらうというふうに思いますし、またそうした状況を十分把握して、今で言う十勝総合振興局ケースワーカーに内容を説明しながら、それ以降の対応をしていただく、これはこれからも十分気をつけながら対応していきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 3度も通って、しかもその保護につながらなかったという今回の事件の教訓は、本当にいろんなところにあると思います。ぜひ生かしていただきたい、このように思います。

最後ですが、法の整備のことについて、積極的な働きかけを求めて再質問をさせていただきます。

この法の整備につきましては、経過は1番目にお答えいただいたとおりで、直近の情勢としては、その基本合意まではいったのだけれども、その後がそれが守られていないというところに、現実今、この時点で立っているということですね。どういうことかといいますと、結局その障害者自立支援法というのが通ったときに、これはいろんな問題がある中で、主に大きくは応益負担が導入された。つまり障がいを持った人が支援を受けるときに、それは利益を受けたというふうに判断をするということから応分の負担を求める。介護保険と本当に同じなのですけれども、そういうふうになされたところ、まず一つの問題がありました。

それから、障がいの区分の認定、それまでなかったのに認定を受けなかったら、先ほどもありましたように3以上でなかったら施設に入れられないというようなことで、個々の状況は反映されないということがあります。

それと、その区分の中に、特に知的障がいですとか、精神障がいなどは判定しづらいということも

あって、サービスの給付が受けられない、いろんなことがあるのですが、これが主な問題です。日割りの報酬もそうです。それをきちっと改善しないと、基本的には自立の道はないのだということで訴訟が起きて、そうですねということで、お互いになって、結局、基本そういうことは解決するところの合意にはなっていたのだけれども、この2月に出たものは、もうほとんど覆されてしまって、これまでの障害者自立支援法が障害者総合福祉支援法ですか、名前が変わった程度で、ほとんど変わっていない。ここに今、障がい者の方たちが、もう大変な落胆。もうがけから突き落とされたという表現がありましたけれども、そういう状況に置かれているわけです。これは、やはりきちっと基本合意どおりに法の整備を進めるよう行政側から、町から、きちっと働きかけることが大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きょうの赤旗の新聞にも出ていましたけれども、改定案が閣議決定して、いわゆる名前が「障害者総合支援法」になったということであります。この後どういう審議がなされていくのはわかりませんが、先ほども言いましたように約束事は来年の8月という時限もあるわけですから、今おっしゃられたような課題、そして障がい者の人が真に望む法になるように当然のことながら、我々も町村会等を通じながら運動をしていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 時間です。

○15番（中橋友子） けさの新聞は、ちょっと見ないで来てしまったのですけれども、閣議決定。そうですね。やっぱりずっと流れが今までのがありますから、ですからやっぱり危険だと思うのです。黙っていたらこれ絶対、基地問題もそう、消費税問題もそうだというふうに、こういう流れの中で、このこともほごにしていくと。相手は障がい者ですから、本当に許されないと思うのです。どの問題も許されませんが。

○議長（古川 稔） 中橋議員、まとめてください、時間です。

○15番（中橋友子） そういう点で、幕別町の総合計画の中にも、やっぱり障がい者が本当に笑顔で暮らせる町ということがうたわれております。この実現に向けて、より一層努力されることを求めて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、発議第1号から日程第13、議案第33号までの11議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、発議第1号から日程第13、議案第33号までの11議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 3、発議第 1 号、平成 24 年度畜産物価格及び酪農畜産政策に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 発議第 1 号。

平成 24 年 3 月 14 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議会議員前川雅志。

賛成者幕別町議会議員藤原孟。

同じく、牧野茂敏。

同じく、中橋友子。

同じく、斉藤喜志雄。

平成 24 年度畜産物価格及び酪農畜産政策に関する要望意見書。

上記の議案を、別紙とおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 24 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書（案）。

北海道・十勝の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで、専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳乳製品及び食肉の安定供給に加え、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。

また、乳業など関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格に高どまり、生産者手取り価格の低下、国内需要の低迷など、厳しい状況が続いている。加えて、TPP 交渉の事前協議開始や日豪 EPA 交渉の再開、日 EU の EPA 予備交渉の開始など、我が国酪農・畜産の市場開放の動きに、畜産農家は大変不安な思いの中で危機感を募らせている。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、10 年後の食料自給率を 50% へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

したがって、我が国の食料供給を支える北海道の酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、畜産物の国境措置を堅持することが重要である。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備える防疫対策等を積極的に推進することが不可欠である。

については、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手の所得向上及び安定経営に向けて、総合的な酪農・畜産政策を推進するよう、下記事項を添えて強く要望する。

記。

「TPP 参加断固反対など国際自由貿易交渉について」

1、例外なき関税撤廃を原則とする TPP 協定交渉への参加は断じて行わないこと。

2、日豪等 EPA 交渉において、我が国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米や小麦、でん粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

「平成 24 年度畜産物価格等について」

1、平成 24 年度加工原料乳生産者補給金単価については、生乳の再生産確保と経営の安定、生産意欲の喚起及び経営努力が報われる単価水準に引き上げること。

また、限度数量については、国産乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の回復・拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。

2、平成 24 年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、畜種ごとの生産

コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げること。

3、米国産牛肉のBSEにかかわる輸入問題は、我が国の消費者理解が大前提であり、科学的知見を踏まえた中で慎重に検討し、断じて外圧に屈しないこと。

4、平成24年度において、酪農・畜産の経営環境に急激な変化等を生じた場合は、畜産・酪農経営安定対策の改善を図り、追加的な経営安定対策を講じること。

また、加工原料乳向取引価格と同水準の脱脂濃縮乳向原料乳への支援対策を検討すること。

5、食料自給率の向上や多面的機能の実現に向けて、新たな「酪肉近代化基本方針」（平成22年7月）で掲げて①所得補償制度の導入、②持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、③家畜衛生対策の充実・強化等、④自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、⑤消費者ニーズにこたえた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国内生産の意義についての国民の理解の促進を実現するために、重厚な対策事業と予算措置を図り、総合的かつ実効性のある酪農・畜産政策を推進すること。

6、意欲ある多様な担い手が、良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発現に向けて将来展望を描きながら、安心して経営に取り組めるよう、酪農・畜産所得補償制度の導入など、新たな経営安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年3月14日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第21号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は6ページ、説明資料は1ページになります。

まず、議案資料をお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、印鑑登録及び証明事務につきまして、その取り扱いを規定したものでありますが、住民基本台帳法が改正されたことに伴い、外国人住民についても日本人同様に住民基本台帳に記載されることとなりますことから、外国人住民の記述に関して所要の文言整理を行うものであります。

また、印鑑を氏名のうち「名」のみの表記で登録している者が、婚姻などにより「氏」が変更となった場合、現行では再登録の手續を要しますが、今後はそのまま継続できるように規定を改めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、印鑑登録できる者の資格について規定しているものですが、現行では、外

国人住民の方は居住地の自治体で外国人登録を行っている者と規定しておりますが、住民基本台帳法の改正により、本年7月9日から日本人と同様に住民基本台帳に記載されることとなりますので、登録資格につきましても「住民基本台帳に登録されている15歳以上の者」に文言整理するものであります。

第5条につきましては、印鑑登録を拒否できる場合についての規定であります。これにつきましても住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録原票に関する部分を削除するとともに、住民基本台帳に記載が認められている外国人住民の通称での印鑑登録も可能となるよう改めるものであります。

第9条につきましては、既に登録されている印鑑登録証を返還させる事由を規定しているものであります。第2号につきましては、印鑑登録をしている者の氏名が変更になったときには登録証を返還することとなっております。これに外国人住民の通称名、カタカナ表記について変更になった場合も含めるものであります。

また、最近では、特に女性の方を中心に「名」のみの印鑑登録がふえてきており、婚姻などにより「氏」が変更となった場合においても引き続き印鑑登録を継続したいという方がいらっしゃるから、氏名もしくは通称の全部または一部をあらわしていると認められない限りは、登録証の返還を求めないことに改めるものであります。

第4号につきましては、改正住民基本台帳法第30条の45で規定されております住民基本台帳に登録すべき外国人住民でなくなったときには、登録証を返還させることを追加するものであります。

説明資料の2ページになりますが、これにより第4号「その他町長が必要と認めたとき」を1号繰り下げて、第5号とするものであります。

議案書にお戻りをいただきまして6ページになりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日は、住民基本台帳法の施行期日と同じ平成24年7月9日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第22号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は7ページ、説明資料は3ページになります。

説明資料のほうからごらんをいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものであります。議案第21号でご説明いたしましたとおり、住民基本台帳法が改正されたことに伴い、外国人住民についても日本人同様に住民基本台帳に記載されることとなりますことから、本条例の別表32の項に規定する「外国人登録証明書」の交付に関する項を削除するものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、7ページになりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日は、住民基本台帳法の施行期日と同じ平成24年7月9日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第23号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案説明資料は4ページになります。

本条例につきましては、議案第21号でご説明いたしましたとおり、住民基本台帳法が一部改正されたこと及び平成24年4月に予定されている児童福祉法の一部改正により、障害児支援施設の名称等が整理されることに伴い、所要の文言整理を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第3条の本文につきましては、医療費の助成対象を規定しておりますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、「外国人登録法による外国人登録原票に登録されている者」の文言を削除するものであります。

次に、児童福祉法第27条第1項第3号では、都道府県の措置施設が規定されていますが、このたびの同法の一部改正により、知的障害児通園施設がその中から除外されることに伴い、本条例第3条第3号の規定の中から「(知的障害児通園施設に通所しているものを除く。)」の文言を削除するものであります。

なお、知的障がい児の通所に係る措置につきましては、本年4月から発達支援センターにて市町村が担うようになります。

また、知的障がい児に対する医療費の助成につきましては、現行においても対象となっており、本条例の一部改正後も変更はありません。

議案書になりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日を平成24年4月1日からとするものでございますが、外国人登録法に係る条文を削除する部分につきましては、平成24年7月9日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第25号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。



高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 25 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 11 ページ、議案説明資料は 9 ページになります。

本条例につきましては、議案第 23 号でもご説明いたしましたとおり、住民基本台帳法が一部改正されたこと及び児童福祉法の一部改正により、障害児支援施設の名称等が整理されることに伴い、所要の文言整理を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条の本文の中から、「外国人登録法による外国人登録原票に登録されている者」の文言を削除するものであります。

次に、第 3 条第 2 号の規定の中から、「(知的障害児通園施設に通所しているものを除く。)」の文言を削除するものであります。

なお、知的障がい児の通所に係る措置につきましては、本年 4 月から発達支援センターにおいて市町村が担うようになります。

また、知的障がい児に対する医療費の助成につきましては、現行においても対象となっており、本条例の一部改正後も変更はありません。

議案書になりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日を平成 24 年 4 月 1 日からとするものでございますが、第 2 条の改正規定につきましては、住民基本台帳法の施行期日と同じ平成 24 年 7 月 9 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 26 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 26 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 12 ページ、議案説明資料は 10 ページになります。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

現在、本町の指定ごみ袋は、10 リットルの袋が最小単位であります。ごみの排出量が少ない方々のごみ処理の利便性の向上及び衛生面での改善を図ることを目的に、新年度から新たに 5 リットルのごみ袋を導入したいとするものであります。

先進事例として、帯広市では、平成 19 年 8 月から 5 リットルのごみ袋を導入しておりますが、その利用割合については約 12%程度の占有率であるとお聞きしているところであり、本町におけるごみ袋の容量ごとの利用割合が帯広市と類似していることを合わせて考えますと、本町で 5 リットルのごみ袋を導入した場合は、約 1 割程度の利用が見込まれるものと推察しているところであります。

次に、5 リットルのごみ袋の購入単価についてであります。現状におきまして忠類地域では、ごみ処理を共同処理している広尾町、大樹町と同じ価格設定をしているところであり、ごみ袋の容量が

小さくなると1リットル当たりの単価が高くなるという価格設定になっております。

具体的には、1リットル当たりの単価は、20リットルのごみ袋が1.5円、10リットルのごみ袋が2円となっております。

また、幕別地域のごみ袋の購入単価が、1リットル当たり3円であることを参酌いたしまして、両地域ともに5リットルのごみ袋の購入単価を1リットル当たり3円に設定したいとするものであります。

次に、町民の皆さんが5リットルのごみ袋を店頭にて購入できる時期につきましては、ごみ袋の製作に一定の日数を要しますことから、5月1日からとさせていただくこととし、町広報誌などを通じて住民周知を図りたいと考えております。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

附則第4項につきましては、忠類地域における一般廃棄物の処理手数料が規定されており、燃えるごみ、燃えないごみ及び燃やせないごみについて容量ごとに金額を定めておりますが、新たに5リットルのごみ袋を15円として追加するものでございます。

なお、幕別地域については、ごみ袋容量1リットルにつき3円と規定しておりますので、5リットルのごみ袋を新たに導入することによる改正はありません。

議案書にお戻りをいただきまして、附則についてでございますが、本条例の施行期日を、ごみ袋の導入時期に合わせて、平成24年5月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第29号、幕別町青少年問題協議会条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第29号、幕別町青少年問題協議会条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページになります。

本条例につきましては、地方青少年問題協議法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議、連絡調整、意見具申など行うことを目的として、本町青少年問題協議会を設置するため、昭和40年に制定したものであります。

しかし、設立後、時間が経過するにつれて、協議会のあり方について、各委員の皆様からご意見のあったところであり、改めて、協議会のあり方についての意見を集約した結果、「国、近隣の町、本町の当協議会の活動の状況と、近年の複雑化した青少年問題に対し、迅速な対応が求められていることなどにかんがみ、協議会の役割は一定程度終了したと見え、協議会を解散するに当たり、協議会の持っている機能の一部を幕別町児童生徒健全育成推進委員会に取り入れていく。」との結論に達したことから、幕別町児童生徒健全育成推進委員会にお話をし、ご了解が得られましたので、本協議会を発展的に解散するため、本条例を廃止するものであります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成24年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第30号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」について、平成24年度予算関連事業で過疎計画に搭載されていない事業及び過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業に該当する事業につきまして、計画の一部変更と追加をするものでございます。

議案書の17ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容であります、上段の表は変更前、下段の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の(3)計画の表の事業名に(8)観光又はレクリエーションを、事業内容に「白銀台スキー場整備事業」を、(9)過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「アルコ236整備事業」を、18ページになりますが、「道の駅・忠類整備事業」を追加するものであります。

次に、19ページになりますが、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の(3)計画の表の事業名(1)「市町村道、道路」の事業内容に「忠類上当間線道路整備事業」を追加するものであります。

次に、20ページになりますが、区分7「教育の振興」の(3)計画の表の事業名に(4)「過疎地域自立促進特別事業」を、事業内容に「給食センター整備事業」を追加するものであります。

次に、21ページになりますが、区分8「地域文化の振興等」の(3)計画の表の事業名に(2)「過疎地域自立促進特別事業」を、事業内容に「ナウマン象記念館整備事業」を追加するものであります。

今回、変更する事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への掲載並びに変更が必要となり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、当計画の一部変更等に係る北海道との協議につきましては、2月27日をもって終了していることをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第31号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とい

たします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長(高橋平明) 議案第 31 号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 22 ページ、議案説明資料の 15 ページをお開きいただきたいと思います。

上砂川町の砂川地区広域消防事務組合への加入により、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防事務組合において取り扱うことに伴い、一部事務組合の規約の変更が必要となりますことから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合より規約変更に係る協議依頼があり、地方自治法第 290 条の規定に基づき議決を求めるものであります。

説明資料の 15 ページをごらんいただきたいと思います。

別表第 2 の 1 から 7 の項中、「上砂川町」を削るものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、議案書の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 32 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長(高橋平明) 議案第 32 号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 23 ページ、議案説明資料につきましては、17 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、認定しようとする路線は 2 路線であります。

①新桂町団地道路 7 号、延長 147.10 メートル及び②新桂町団地道路 8 号、延長 73.05 メートルにつきましては、平成 23 年 12 月 2 日付で申請されました札内桂町開発行為により造成されます新規路線であり、開発後は本町に引き継がれることから、今回認定を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 33 号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長(高橋平明) 議案第 33 号、町道の路線廃止及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し

上げます。

議案書の 24 ページ、議案説明資料の 18 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、廃止する路線は 1 路線、変更する路線は 1 路線であります。

説明資料の 18 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、廃止路線であります。

①東宝 18 号線につきましては、現在、町道として認定し、供用しておりますが、このたび、平成 24 年から道営農地整備事業により道路整備をすることとなりました。

その実施要領の規定により、施工区間の町道認定を廃止することが求められていることから、接続路線の東宝線から道道美生忠類停車場線区間の全線を廃止するものであります。

次に、議案説明資料の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

変更する③東宝線につきましては、接続路線の道道美生忠類停車場線から東宝 18 号線までの区間を、東宝 18 号線と同様に道営農地整備事業による道路整備をすることになりましたことから、廃止することで起点地を変更し、終点地につきましては、接続路線の中当古里線終点から古里斜線までの区間において、路線上に道路敷地がないことや、現況が道路の機能を有していないことから、当該区間を廃止し、終点地を変更することにより、路線を 1,349.23 メートル減とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 15 日から 22 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 15 日から 3 月 22 日までの 8 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 23 日午後 2 時からです。

11 : 52 散会

# 第1回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成24年第1回幕別町議会定例会  
(平成24年3月23日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
19 千葉 幹雄            1 小川 純文            2 寺林 俊幸  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第1号 平成24年度幕別町一般会計予算  
日程第3 議案第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算  
日程第4 議案第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第5 議案第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計予算  
日程第6 議案第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算  
日程第7 議案第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計予算  
日程第8 議案第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算  
日程第9 議案第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算  
日程第10 議案第9号 平成24年度幕別町水道事業会計予算  
(以上、予算審査特別委員会報告)
- 日程第11 議案第19号 幕別町庁舎建設基金条例  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第12 議案第20号 幕別町発達支援センター条例  
日程第13 議案第24号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第14 議案第27号 幕別町公営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第28号 幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第16 議案第34号 町道の路線廃止について  
日程第17 陳情第1号 平成24年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書  
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第18 陳情第2号 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める陳情書  
日程第19 陳情第3号 「政党助成制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第19の1 発議第2号 消費税増税に反対する意見書
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第22 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 選挙第1号 選挙管理委員会委員・同補充委員の選挙  
日程第24 常任委員会所管事務報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第25 閉会中の継続審査の申出  
(議会運営委員会、総務文教常任委員会)

日程第26 閉会中の継続調査の申出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

平成24年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年3月23日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月23日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄
  - 1 小川純文
  - 2 寺林俊幸
  - 4 藤谷謹至
  - 5 小島智恵
  - 6 岡本眞利子
  - 7 藤原 孟
  - 8 乾 邦廣
  - 9 牧野茂敏
  - 10 谷口和弥
  - 11 芳滝 仁
  - 12 田口廣之
  - 13 前川雅志
  - 14 成田年雄
  - 15 中橋友子
  - 16 野原恵子
  - 17 増田武夫
  - 18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員 3 東口隆弘
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
  - 町 長 岡田和夫
  - 副 町 長 高橋平明
  - 教 育 長 金子隆司
  - 教 育 委 員 長 沖田道子
  - 代 表 監 査 委 員 柏本和成
  - 会 計 管 理 者 新屋敷清志
  - 総 務 部 長 増子一馬
  - 経 済 部 長 飯田晴義
  - 民 生 部 長 菅 好弘
  - 企 画 室 長 堂前芳昭
  - 建 設 部 長 高橋政雄
  - 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
  - 札 内 支 所 長 飛田 栄
  - 教 育 部 長 佐藤昌親
  - 総 務 課 長 田村修一
  - 企 画 室 参 事 伊藤博明
  - 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
  - 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
  - 19 千葉 幹雄
  - 1 小川 純文
  - 2 寺林 俊幸



# 議事の経過

(平成24年3月23日 14:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番千葉議員、1番小川議員、2番寺林議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（米川伸宣） 3番東口議員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

## [委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算から日程第10、議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算の9議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 予算審査特別委員会の報告を行わせていただきます。

幕別町議会議長古川稔様。

予算審査特別委員長中橋友子。

平成24年3月1日本委員会に付託されました事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

### 1、委員会開催日

平成24年3月16日、3月19日の2日間

### 2、審査事件

議案第1号 平成24年度幕別町一般会計予算

議案第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号 平成24年度幕別町水道事業会計予算

### 3、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、討論を行います。

まず、議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、議案第1号、幕別町平成24年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

昨年3月11日の東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本社会に余りにも大きな衝撃と課題を与えるものとなりました。私たちは、この東日本大震災の教訓を踏まえて、住民の期待にこたえる地方政治を目指さなければなりません。また、地域経済や住民の生活は、景気の低迷とさまざまな要因による収入の減少によってかつてなく大変な状況に置かれています。平成22年度決算審査で明らかになったように、合計所得100万円以下の町民は49.6%、給与収入300万円以下、65.3%、年金収入100万円以下、57.2%という状態となっており、現在の町民の困難さを如実に示しております。

このように、東日本大震災という大災害を経験し、またますます大変さを増す地域社会と住民生活を目の前にして、国の政治も地方自治体も自然災害や原発事故へのしっかりとした対策と備えが求められ、安心して暮らせる社会を目指して政治のあり方の転換を必要としております。

しかしながら、民主党野田政権は、地方からも声を挙げざるを得ない重大な問題、すなわちTPPへの参加、消費税の大増税、原発の再稼働を急ぐことなどに政治生命をかけるとしています。これらは国政上の問題だとして看過できるものではありません。いずれもこの国のあり方や国民生活の安心、安全と日々の暮らしに深くかかわる問題であり、地方自治体にも真剣で積極的な行動が求められています。

今議会に付託された平成24年度一般会計予算は131億7,391万2,000円、平成23年度6月補正後の予算よりも5億3,587万9,000円、3.9%の減となる予算であります。この予算には、コミバスの試験運行の実施、5リットル用のごみ袋の作製、朝日町への地域密着型の小規模特別養護老人ホームの建設を初めとする定住対策、忠類地域での水道料金の格差是正など、住民要求にこたえた施策が新たに盛り込まれており、評価すべき点と考えます。

しかしながら、地方自治体の第一の役割が住民の福祉の向上と安心・安全のまちづくりにあることを考えると、次のような行政の問題点を指摘せざるを得ません。

第1に、さきに述べたように、年ごとに町民の経済状態が悪化し、困難な生活を強いられる中で、介護保険料の29%の引き上げ、後期高齢者医療保険料の6.5%値上げ、国保税の担税能力を超えた課税を初め、上下水道料金等を含めた公共料金の負担などを考えると、低所得者に対する特別な対策をとることが必要であります。年金収入100万円以下の高齢者が57.5%であることを参酌しただけでも、減免制度を設けるか、あるいは一般会計での福祉施策の拡充が必要であると考えます。そうした配慮を強く求めたいと思います。

第2は、幕別町行政改革大綱第3次推進計画についてであります。

保育園などの民間委託の推進は、ワーキングプアを増加させる要因になること、行政サービス低下のおそれがあることなど、また町は国が提唱する幼保一体化による「子ども子育て新システム」を受け、町として民営化に向け、保護者や住民への説明会を行うなど、その作業を進めていくとしておりますが、国が進めようとする新システムは、児童福祉法第24条による市町村の保育実施義務規定を削除しようとしていること、保護者が自分で保育所を探して直接契約を結ぶようにするなど、保育行政の後退となるものであります。これらを含めて、行革での民間委託のあり方などを見直すよう、強く

求めます。

第3は、滞納整理機構への委託を中止して、行政として住民と丁寧に向き合い、血の通った対応をするよう求めます。

第4は、TPP参加を何としても阻止するために、受動的、消極的性を改めることであります。

多くの国民が心配しているように、TPPへの参加は国の形を変え、地域社会の崩壊へと追いやる重大問題であります。全国津々浦々から反対運動を起こす必要があると考えます。本町でも町当局を先頭に議会、農業委員会、農協、商工会、消費者協会などに呼びかけて、共闘組織をつくるなど、運動を強化することを求めたいと思います。

第5は、来年度の全国一斉学力テスト実施の中止を求めます。

多くの国費、道費をつぎ込む学力テストは、テスト対策のために教育現場に多くの負担が課せられ、他の授業と学校行事、豊かな人間性をはぐくむ教育活動に犠牲を強いることにならざるを得ない状況を、また学校の順位づけ、競争とふるい分けの教育を助長する弊害を生んでまいります。町教育委員会は、右へならいをして積極的に参加する姿勢を改めるよう求めます。

以上の理由を述べて、議案第1号、平成24年度一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

新年度予算は131億7,391万円で、前年度当初予算と比較いたしますと0.1%の増で、ほぼ前年度並みとなっておりますが、前年度は統一地方選挙の実施年であり、本町におきましても、当初予算は骨格予算でありましたので、政策的な経費が補正予算として計上された6月補正後の予算計上額と比較いたしますと、5億3,500万円余り、率にして3.9%とわずかながら減少しているところであります。しかしながら、昨年度、予算計上しておりました小規模特養ホーム建設費補助などの特殊要素を除きますと、実質的には前年度予算額の水準を確保したものと考えております。

近年、市町村の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることに加えて、国におきましては、昨年の東日本大震災への対応やねじれ国会の影響などによって子ども手当の取り扱いなど、市町村予算に関連する施策の方向性が極めて不透明な状況の中、予算編成には苦慮されたものと拝察するところであります。

さて、本予算に計上をされている各種施策につきましては、先般の委員会において十分議論されたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきたいと思っております。

初めに、歳出、総務費におきましては、忠類コミセン耐震事業のほか、人口減少が憂慮される幕別本町地区と忠類地区に対する定住対策事業費が計上されるなど、合併時の理念である均衡ある発展が図られるものと期待するところであります。

民生費におきましては、発達支援センターの設置や学童保育所の保育時間の延長など、子育て支援にかかわる事業の充実が図られるとともに、衛生費におきましては、5リットル入りごみ袋の導入に取り組むなど、高齢者世帯などにも配慮した予算となっております。

また、商工費におきましては、昨年の道東自動車道の開通を受けて、新たに魅力発信観光プロモーション事業に取り組むことになっておりますが、道央圏などから多くの方々に来町していただけるよう、商工振興、観光振興の面からも大いに魅力を発信するとともに、各種イベントなどを通じてPR活動に努めていただきたいと考えております。

土木費におきましては、昨年6月補正後の予算額に比較いたしますと、1億4,700万円余り、率にして約12%の大幅な増額となっており、多くの町道路線において整備を推進する積極的な予算編成となっております。また、公営住宅改善事業や道営住宅関連整備事業についても、大幅な予算増となっており、住民生活に密着した普通建設事業の推進によって、町内経済の活性化と雇用の確保が図られ、住民の生活環境の向上につながるものと評価するものであります。

公債費につきましては、前年度に比較して1億6,000万円余りの減額となっており、繰上償還の実施など、財政健全化への取り組み効果によって、実質公債費比率も着実に下がる見込みであるとお聞きしたところであり、引き続き健全化に向けた取り組みの強化を望むところであります。

一方、歳入におきましては、自主財源である町税収入確保のために、町民の皆さんが税金を納めやすい環境となるよう配慮されているところでありますが、今後とも引き続き滞納者へのきめ細やかな対応によって、収納の公平性を担保するなど、最大限の努力を払っていただきたいと思います。

我が国の経済状況は、引き続き予断を許さない状況であり、市町村においては、より自主性、自立性の高い行財政運営が求められるものと予想されますが、町長を先頭として、今後とも職員の人材育成と政策形成能力の向上に努められ、町民との協働の理念に基づいた安全・安心なまちづくりを確実に進めていただくことを願っているところであります。

本予算は、こうしたまちづくりを進める上で大きな力になるものと確信しており、委員長報告のとおり可とすることについて賛成するところであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 日本共産党議員団を代表いたしまして、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

人間が生きていくために最低限必要な要件の一つが社会保障であり、医療はその根幹をなすものと言えます。人は生きている限り何らかの疾病にかかる可能性を持っております。健康で文化的な生活を送るためには、みずからの収入を気にすることなく、いつでもどこでも自由に医療機関にかかることです。

今、日本は経済不況のもとで、国民の困窮状況は悪化の一途をたどり、医療保険制度の中では国保に顕著にあらわれています。国民健康保険制度は1958年12月に制定され、国保法第1条において、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条では国及び都道府県の義務が定められ、すべての国民が医療保険制度の対象となる国民皆保険制度が確立され、社会保障制度としての性格を明確にしています。

しかし、1997年の法改正で、保険税を滞納している者に短期保険証を発行できるとし、特別な事情なく1年以上国保税を滞納した場合、保険証の返還を求め、資格証明書を発行するとされています。資格証明書は国保の被保険者であることを証明する書類であり、保険証のように、受診券の役割を果たすことができません。保険証があればいつでもどこでも気軽に医療保険にかかることとした皆保険制度が既に崩れていることを示しています。

予算に反対の理由は、平成24年3月1日現在の資格証明書の発行数は4世帯、短期保険証は326世帯に発行されていることが明らかにされました。資格証明書が発行されると、無保険状態に置かれ

ることになり、医療費の全額を支払わなければ医療機関にかかれず、重症化したり、手おくれになり、死亡に至ります。

全日本民医連の調査では、2009年1年間で経済的事情で医療を受けられず死亡した例が47人にもなっています。また、納付期限を過ぎても納付できなければ年利14.6%もの延滞金が課せられ、二重の負担になります。いずれも発行の目的は収納率の向上、相談のためと言われますが、毎年多くの世帯に発行され続けられてきていることは、効果が余り上がっていないことのあらわれでもあり、改善が必要です。

幕別町の平成24年度の保険税の1世帯当たりの調定見込みは20万2,070円と前年比5.85%と毎年負担増となり、担税能力を超える保険税になっています。重い保険税負担の大きな要因は、国が国保会計に対する国庫負担金を引き下げてきたことです。1984年には自治体の国保会計の49.6%から2005年度には30.4%、2007年度には25%に下がり、その結果として国保税が引き上げられています。国庫負担の拡大なしに、被保険者の負担軽減と国保特別会計の改善はあり得ません。国に国庫負担金をもとに戻すことを強く求めていくことです。

憲法25条すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この理念に立ち、地方自治体の役割である住民の人権と生存権を守る立場を貫き、国保証を全員に交付すべきです。

次に、医療費の窓口一部負担金の減免制度の条件として、特別な事由に該当しない恒常的な低所得者を理由とする申請は対象外としていますが、生活保護基準前後の収入で生活を支えている世帯では、保険税を払っても医療費の自己負担分が払えず、医療を受けられない状況もあります。減免制度を恒常的な低所得者世帯も対象にすることで、より一層有効な制度として町民の暮らしを支えていくことができます。

以上の点から、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 議案第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、私は委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、農林業者や自営業者などを中心とする制度として創設され、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としています。このため、人口の高齢化や産業構造の変化等の影響も受けやすく、現在では高齢者の割合が増加するとともに、無職者の割合も増加しているところであります。幕別町における平成24年度の加入見込み世帯数は4,500世帯で、町内全世帯の約38%、また被保険者見込み数は8,700人で、町内全人口の約32%を占めており、多くの町民の命を守るとともに、健康で豊かな暮らしを支える大切な役割を担っているものと思います。

さて、全国的な国民健康保険の財政状況を見ますと、被用者保険に比べて所得の低い方が多いことや、医療の高度化が進展していることによる医療給付費の増加などの要因により、全国的に厳しい状況にあると言わざるを得ません。全国レベルでの平成22年度の決算状況によりますと、単年度収支差し引き額が赤字となった保険者は52%であることや、一般会計からの法定外繰入金が約3,980億円にも及ぶという厳しい現状が数字上からも伺えるところであります。

このような状況のもと、国では国民健康保険制度の安定的な運営を確保するために、国民健康保険の財政基盤強化策として、保険者支援制度や高額な医療に係る都道府県単位の共同事業などに対する財政支援の恒久化を図ることなどに取り組む方針を打ち出しているところであります。

長引く景気の低迷や不安定な雇用状況のもと、各家庭の経済状況もなかなか好転しないという現実を踏まえると、幕別町の国民健康保険の財政運営は厳しいものがあると思いますが、被保険者の健康を守るために国などの支援策も活用しながら、健全な運営に配慮した新年度予算計上になっていると思われるところであります。

なお、国民健康保険税の滞納者の問題についてであります。町の基本的な対応方針として、個別の案件ごとに親切丁寧かつ的確な対応に努めるとの説明があったところでありますが、今後ともさら

にきめ細やかで血の通った相談に努めていただき、保険税の完納に向けて取り組んでいただきたいと思いますところであります。

以上のことから、私は本予算につきまして、被保険者が安心して健康な暮らしを送れるよう、配意された内容であると考え、平成 24 年度幕別町国民健康保険特別会計予算原案に対して、可とした委員長報告に賛成するものであります。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

次に、お諮りいたします。

議案第 2 号、平成 24 年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 3 号、平成 24 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 私は日本共産党議員団を代表して、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

幕別町第 5 期総合計画では、「高齢者福祉に関して生きがいを持てる高齢者福祉の推進」とうたっています。それに基づいて策定された平成 24 年度から 3 年間の高齢者福祉計画・介護保険事業のあり方が幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2012 において示されました。ビジョンでは、基本的に安心、安全、安定は本町の将来像を展望し、本計画の目指すべき姿の基本となる枢軸をあらわした理念となると掲げられています。ビジョンの一部であります第 5 期介護保険事業計画は、介護保険事業の円滑な運営のために、介護サービスの質の向上や利用者への情報提供活動の強化、介護サービスの基盤整備などの具体策が示されています。基盤整備では、地域密着型の介護老人福祉施設が、3 施設開設されるなど、特別養護老人ホームの入所待ち解消につながる施策となっており、町民の期待にこたえる内容となっています。

しかし、自治体が住民に責任を持って基盤整備を進めれば、その分は介護保険サービスの給付がふえ、介護保険料にはね返る仕組みになっています。その結果、介護保険が第 4 期に比べ月額で 1,100 円増、率にして 28.6% の増、一番少なかった第 2 期と比べると 2,000 円も高くなってしまっています。ビジョンの策定に当たって、昨年町が行った高齢者生活アンケート調査の結果では、介護保険料やサ

サービス利用料の負担感は大きいものとなっており、無回答者を除くと、介護度の重い要介護2以上では、大変感じる、やや感じるを合わせると65%以上になり、要介護1以下でも53.2%になります。サービス利用料においては、要介護度2以上では45.1%、要介護1以下でも34.7%が負担感を訴えています。高齢者を取り巻く経済的な状況は年々厳しくなっています。幕別町内における年金受給者のうち、年収200万円以下が80%、さらに100万円以下の人の割合が約57%となっています。

介護保険特別会計に反対する理由は、低所得層を対象とした介護保険料の軽減策が盛り込まれなかったことでもあります。

介護保険料の所得に占める割合は、現行の8段階9区分の所得段階別に見ると、二つの特徴が明らかになりました。第1の特徴は、所得の低い所得段階ほど介護保険料の収入に占める割合が高くなること、二つ目は第4段階の低所得層が収入に占める割合が高いということです。所得段階を決めるに当たっては、まずはその世帯に課税者がいるかどうかで分類するため、課税者がいる世帯では、少額の、あるいは無年金に近いような被保険者ですら第4段階として介護保険料を徴収されることとなります。その結果、第1段階では平均収入が年額30万円にもならないにもかかわらず、介護保険料は2万3,100円で全収入の8.2%、第2段階では年収約51万円、2万3,100円、全年収の4.6%、第4段階の所得の低い区分では年収約57万円、4万1,500円、全収入の7.3%と大変高い負担となっています。

このことは介護保険料の滞納状況にも合致します。第1段階の人の多くが生活保護制度の対象となり、滞納とならない仕組みがありますが、第2段階で一番滞納が多く、次に第4段階が多い、この2段階だけで半数以上を占めます。強制的に年金から天引きされることが既往の制度ですから、徴収率のよしあしで町民の生活実態ははかれるものでないことを強調したいと思います。

幕別町介護保険運営等協議会では、ビジョンの答申に当たって次のように付記しています。高齢化が進展していく中で、介護保険サービスの充実が必要とされるが、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料が引き上げられ、大きな負担増となっている。介護保険料利用者負担の軽減のため、国庫負担の割合を国に対して強く要望していただきたい。

しかしながら、国は社会保障と税の一体改革の名のもとで社会保障の厳しさと逆進性の高い消費税増税を進めようとしています。地方自治法の第1条の2には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして記されています。自治体の役割として、少しでも負担の少ない介護保険料とすることが求められます。所得段階の第1段階から第4段階までの低所得者層を対象とした町単独での保険料軽減制度の新設をするべきと考えます。あわせて、介護保険制度の国庫負担の割合の引き上げを、全国市長会、全国町村会も要求していますが、幕別町においてもさらに強力で運動を進めていくことを求めたいと思います。

以上の点から、平成24年度幕別町介護保険特別会計予算に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 議案第4号平成24年度幕別町介護保険特別会計予算について、私は委員長報告に対して賛成の立場で討論させていただきます。

本日配付されました幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012によると、平成23年10月1日現在の第1号被保険者数は6,973人で、平成21年との比較では289人、率で4.3%の増となっております。さらに、将来推計では、平成26年の第1号被保険者は7,707人、平成23年との比較では732人、率で10.5%の増と推計しています。また、平成26年の要介護、要支援認定者の推計は平成23年との比較では271人、率では21%の増と推計され、高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々認定者数及び認定率は増加する傾向にあります。

このような背景から、さらに増加するであろう待機者解消に向け、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅事業所、介護付有料養護老人ホームの参入促進などの事業を掲げ、計画的な環境

づくりへの姿勢が伺えるところであります。

先ほどの反対討論でもありましたが、このようなサービス基盤の充実とサービス給付の増加は、保険料にはね返ってきますが、必要なときに安心してサービスを受けられる環境づくりが町に求められているものと思います。

昨年秋に、凶らずも国、道市町村で積み上げた基金が戻ってきたことにより、予定していた保険料より 195 円減額されたことは、若干ですが被保険者の負担軽減につながったと思います。しかしながら、月額基準保険料は現行より 1,100 円アップの 4,950 円となり、サービス給付総量により算出され、必要なサービス提供を行った結果として設定されたと認識していますが、大変な負担増となりました。サービス給付の自然増に加え、介護保険料の引き上げや第 1 号被保険者の負担割合が上がるなど、厳しい状況の中で、所得階層において第 4 期事業計画より負担能力に応じた負担区分の見直しを行い、9 段階 11 区分の保険料を新たに設定するとともに、先ほども述べましたが準備基金の取り崩しなど、保険料の軽減に努力された姿勢が伺えます。

また、納期においても、現行 4 期を 8 期にふやし、普通納付の方の 1 回当たりの給付額を少なくするなど、納めやすい仕組みに変更した取り組みにも努力したところが十分に感じられるものであります。

低所得者への配慮については、保険料そのものに減免はありませんが、介護保険制度における食事、住居費の負担軽減額、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などの軽減対策を引き続き実施すること、また介護保険制度以外においても、社会福祉法人等利用者負担軽減事業、訪問介護利用者負担額軽減事業の対象事業所拡大などの軽減対策を実施するとあります。

以上のことから、今会計は現行の介護保険法の中で、40 歳以上のすべての被保険者が必要なときに安心してサービスを受けるためとそれぞれの階層の方の負担の公平性を確保しつつ、低所得者へ最大限配慮した結果であると思います。

しかしながら、現行の介護保険法には大きな不安があります。要介護、要支援者はしばらくの間、増加すると思われれます。他方、この制度を支える元気な 40 歳から 65 歳の人口は減少していくものと推計されております。3 年の見直しのたびに保険料を上げ続けなければならないことは容易に想像できます。既に破綻している制度ですので、税と社会保障の一体改革の中で増税することがすべての解決策ではないことを十分協議されることを期待します。

また、基金の返還で道は、介護施設整備費に充てることを表明しましたが、国は考えを示しておりません。介護施策以外に流用することがないよう、国には強く求めていただきたいと思います。

町長、議長にも、その立場の中での努力を期待します。

先ほども申し上げましたが、本会計は厳しい財政状況と現行の介護保険法の中では、制度の基本原則を踏まえながら、負担の公平性を確保しつつ、低所得者への最大限配慮されていることを評価します。また、今後とも町として住民の目線に立ち、一人一人にきめ細かな対応と適切な施策を展開され、本町の介護保険制度のさらなる充実を図られることを強く期待いたします。

以上申し上げ、議員皆様の賛同を求め、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 4 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。



したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成24年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第19号、幕別町庁舎建設基金条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 平成24年3月23日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成24年3月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成24年3月5日（1日間）。

2、審査事件

議案第19号、幕別町庁舎建設基金条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可と」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第19号、幕別町庁舎建設基金条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第20号及び日程第13、議案第24号の2議案を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 平成24年3月23日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成24年3月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成24年3月6日（1日間）

2、審査事件

議案第20号、幕別町発達支援センター条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成24年3月23日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成24年3月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成24年3月6日（1日間）。

2、審査事件

議案第24号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第20号、幕別町発達支援センター条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第24号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、15時10分まで休憩いたします。

14：55 休憩

15：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、議案第27号及び日程第15、議案第28号の2議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成24年3月23日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成 24 年 3 月 1 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 3 月 8 日（1 日間）。

2、審査事件

議案第 27 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 24 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成 24 年 3 月 1 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 3 月 8 日（1 日間）。

2、審査事件

議案第 28 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 27 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 28 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 16、議案第 34 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16、議案第 34 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 16、議案第 34 号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 34 号、町道の路線廃止につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加してお配りいたしました議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、提案をいたします町道を含みます用地につきましてご説明を申し上げます。

この用地につきましては、第 5 期介護保険事業計画において計画をいたしております小規模特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護施設を旭町地区の活性化策といたしまして、整備地域指定型公募方式とすることで進めてまいりました。

3 月 1 日から 14 日までを公募期間と定め、公募をいたしましたところ、河西郡更別村に本部を有します「社会福祉法人博愛会」1 法人からの応募があり、3 月 19 日に幕別町介護保険運営等協議会により幕別町地域密着型サービス運営委員会におきましてプレゼンテーションを受け、審査の結果、介護保険事業を行う事業者並びに整備内容につきまして、すべての指定基準を満たしていることを確認し、事業者といたしまして適当であるとしたところであります。

また、同委員会からは、3 月 21 日に町長に対し、その旨の審査結果報告がなされたところであります。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、廃止しようとする路線は 1 路線であります。

廃止路線であります旭町 9 条通につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、当該地区において地域密着型介護老人福祉施設の建設用地として応募がありました相手方より、当該土地を一体として利用する提案があり、適当と認めましたことから接続路線の旭町 6 丁目通 2 号から、旭町 7 丁目通区間の全線を廃止するものであります。

なお、2 ページ、3 ページの配置図等につきましては、参考資料として法人から提供されたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第 17、陳情第 1 号、平成 24 年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情を議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 平成 24 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長古川稔様。

予算審査特別委員長中橋友子。

予算審査特別委員会報告書。

平成 24 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 3 月 8 日、16 日、19 日（3 日間）。

2、審査事件

陳情第 1 号、平成 24 年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書。

3、陳情の趣旨

幕別町が平成 24 年度より取り組む方針である「定住促進住宅建設費補助金」の内容が、本町市街地と忠類市街地にだけ限定されていることや、10 年を過ぎれば売却できること、また、高齢化率の上昇につながることなど、幕別町の将来を考えるとときに生産的・発展的な定住対策とは考えられない。

議会として町長に、定住対策案の見直しを求めるよう陳情する。

4、審査の経過

審査に当たっては、定住促進対策（案）について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

議案第 1 号、平成 24 年度幕別町一般会計予算が原案どおり可決されたことから、「みなし不採択」とすべきものと決定した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

本件に対する予算審査特別委員長の報告は、みなし不採択であります。

本陳情につきましては、定住促進住宅建設費補助金が計上された議案第 1 号、平成 24 年度一般会計予算が既に可決されておりますので、委員長報告のとおり不採択とされたものとみなすことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第 18、陳情第 2 号及び日程第 19、陳情第 3 号を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教委員長牧野茂敏議員。

○9 番（牧野茂敏） 平成 24 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 24 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 3 月 5 日、3 月 14 日、3 月 22 日（3 日間）。

2、審査事件

陳情第 2 号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨

野田首相は、消費税率を 2014 年 4 月に 8 %、2015 年 10 月に 10 %に引き上げる消費税増税法案を 3 月末にも国会に提出しようとしている。

消費税は所得に関係なく、収入に比した負担率では低所得者により重くのしかかる不公平な税制である。

消費税増税は国民の暮らしを直撃し、不況に苦しむ中小企業や農業経営等に困難を強いることは明らかであり、国に対して消費税増税に反対する意見書を提出するよう陳情する。

4、審査の経過

陳情の趣旨について、慎重に論議がなされた結果、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択すべきもの」と決した。

次に、平成 24 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 24 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 3 月 5 日、3 月 14 日（2 日間）。

2、審査事件

陳情第 3 号、政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景として、小選挙区制とセットで企業・団体献金も自粛する流れとして実施された。

政党助成制度が発足して今年で 17 年になったが、現在、政党助成金を受け取り続けている政党のほとんどが企業や団体からの献金を受け取っている。よって、政府・国会においては、政党助成制度の廃止を行うよう強く要請する。

4、審査の経過

陳情の趣旨について、慎重に論議がなされた結果、起立採決で結論に達した。

5、審査の結果

「不採択すべきもの」と決定した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

15:27 休憩

15:28 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加・付託省略]

○議長(古川 稔) ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第19の2、発議第2号、「消費税増税に反対する意見書」を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

発議第2号、「消費税増税に反対する意見書」案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。



したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 25 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります西田久氏につきましては、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

西田委員には平成 12 年 5 月より人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対し、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、緑町の佐藤恵子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 20 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第 1 号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第 21、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 26 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります高橋礼子氏につきましては、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

高橋委員には平成 18 年 7 月より人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対し、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、札内暁町の前川満博氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 21 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第 2 号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第 22、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の

理由をご説明申し上げます。

議案書の 27 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります印牧洋子氏につきましては、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

印牧委員には、平成 18 年 7 月より人権尊重思想の普及啓蒙に務めていただきましたことに対し、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしまして、忠類白銀町の三島まゆみ氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 22 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第 3 は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第 23、選挙第 1 号、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員に松岡政芳氏、桑原将至氏、田中養一氏、妹尾育子氏を、同補充員に木幡洋子氏、難波勝美氏、宮本真由美氏、鉾館哲治氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した松岡政芳氏、桑原将至氏、田中養一氏、妹尾育子氏が選挙管理委員に、木幡洋子氏、難波勝美氏、宮本真由美氏、鉾館哲治氏が同補充員に当選されました。

次に、お諮りいたします。

補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位にいたしたいと思いをします

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位とすることに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 24、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出されており、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 25、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教常任委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 26、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 24 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 45 閉会